

ひしがいひなしなり、

かくて物もくはでなくくやまひに成てこひたてまつりける、かの承香殿のまへの松にゆきのふりか、りたりけるを折て、かくなんきこえたてまつりける、

(後撰集四 承香殿申納言のえにふるいにか、れる橋こぬ人をまつ葉にふるしら雪のきえこそかへれあはぬおもひに 待兼)

とてなんゆめこの雪おとすなとつかひにいひてなんたてまつりける、

(四) 故兵部卿の宮のぼるの大納言のむすめにすみ給ひけるを、れいのおまし所にはあらでひさしにおはし去きておほとこのもりなどしてかへり給ひて、ほどひさしうおはしまさやりけり、かくての給へりけるかのひさしにしかれたりし物は、さながら有やとりたてや去給ひてしとの給へりければ、御返事に、

源外、延喜十四年、大納言民部卿、十八年薨、去きかへすありしながらにくさまくらちりのみぞゐるはらふひとなみ

さながらに去きかへすはあれど、とふ人のなければちりのみゐるとなり、草枕はよのつねのおましならぬをいふ、

と有ければ御返しに、

草枕ちりはらひにはからころもたもとゆたかにたつをまてかし

此宮まだ四品などにておはせしほどの事か、とあれば、又

からころもたつをまつまのほどこそはわがしきたへのちりもつもらめ

そのかり枕のみならず、君まつとねぬ夜多ければわが床にもちりつもるらめとなり、敷栲は床枕などか、る

冠辭なるを、やがて夜の物のことにいひなせり、

冠辭なるを、やがて夜の物のことにいひなせり、

となん有ければおはしまして、又宇治へ狩しになんいくとのたまひける御返りに、

みかりするくりこま山のしかよりもひとりぬる夜ぞわびしかりける

(四) よしいへといひける宰相のはらからやまとのぞうといひて有けり、それもとのめのもとにつくしより女をゐてきてすゑたりけり、もとのめも心よくかたらひいたりけり、かくて此男はこ、かしこ人の國がらにのみありきけりいふ、

ば、ふたりのみなんゐたりける、此つくしのめしひて男

老たりけり、それを人のとかくいひければよみたりける、

よしいへは誰ともしらず、受領ならば妻もゐて行べし、

こはよし有てこ、かしこへ御使などしけるなるらん、

(併川集) 夜はに出て月だにみすばあふ事を去らずかほにもいはま

しものを

こはつくしの女の歌なり、わがかのみそかをここにあ

ふ事をよなくの月は空にみるらん、それだになくば

なき名ともいひてのがれなんをといふなり、

となん、か、るわざをすれど、もとのめ心よきひとなれ

ば、男にもいはでのみなん有わたりけれども、ほかのたよ

りよりかく男すなりとき、て、此男おもひたりけれど、心

にもいれてたゞさる物にておきたりけり、さて此男女こ

と人に物いふと聞て、その人とわれといづれをかおもふ

ととひければ、女、

(同上) 花す、き君がかたにぞなびくめるおもはぬ山の風はふけ

男は心かはりにければ、ありしごととあらねば、かのつく

しに、おやはらからなどありければ、いきけるを、男も心

かはりければ、と、めでなんやりける、もとのめなんもろ

ともありならひにければ、かくていく事をいとかなし

と思ひける、やまざきにもろともいきてなん、ふねに

のせなど去ける、をともきたりけり、このうはなり

【和名集後妻(宇波奈利)】こなみ【前妻(古奈美)】ひとひ

と夜よろづの事をいひかたらひて、つとめて船にのりぬ、  
これもおかれもいとかなしとおもふほどに、のり給ぬる人  
の文をなんもてきたり、「給ふといふべきにあらず、こ、  
は舟にのり給ひぬる人の文とてなんもてきたると有りし  
か、まかれは使の詞にてよろし、」かくのみなんありける、  
むかしは山崎より舟にのりて淀川を下りしといへり、  
ふたりこし道ともみえぬ波のうへをおもひかけでもかへ  
すめるかな

此男につくしよりさそはれ來たりし波路なれど、獨か  
へる悲しみに成し道とおぼえぬといふなり、末はう  
らむるこ、ろをいへり、

といへりければ、をとこもものめもいといたうあはれ  
がちなきけり、こぎ出ではぬればえ返りこともせず、くる  
まはふねのゆくを見てえいかず、舟におりたる人はくる  
まをみるとおもてをさし出てこぎゆけば、遠くなるま  
まに顔はいとちひさくなるまで見おこせければ、いとかな  
しかりけり、

土佐日記にもかゝるさまの事あり、「土佐日記、これよ  
り今は漕離れてゆく、これを見おくらんとてそこの人  
ともは近來ける、かくて漕ゆくま、に海のほとりにと

まれる人も遠くなりぬ、舟の人も見えずなりぬ、きしに  
もいふことあるべし、舟にも思ふことあれどかひな  
し、」

(四) 故みやす所の御あね、おほいこにあたり給けるなん、  
いとらうくしくうたよみ給ふ事も、おとうとたち、御息  
所よりもまさりていますかりけり、

おほいこは大あねなり、男にては太郎といふ、らうら  
うしくは朧々にて上らうしきなり、「濱臣云、老々しく  
なり、よろづの事に功者なるをいふなり、」

わかきときに女おやはうせ給にけり、ま、は、のてにい  
ますかりければ、心に物のかなはぬ時もあり、さてよみ  
給ける、  
(古今雜下)  
ありはてぬ命まつまのほとばかりうき事まげくなけかず  
もがな

此歌古今集には平貞文がうき世には門させりともてふ  
歌の次にいれり、

となんよみ給ひける、梅のはなををりて又、

かゝるかの秋もかはらずにはひせすはるこひしてふなが  
めせましや  
是もま、母の事により誠の母をこふこ、ろみゆ、

とよみ給へりける、いとよしづきてをかしくいますかり  
ければ、よばふ人もいとほかりけれど、返事もせざりけ  
り、女といふものつひにかくてはて給ふべきにもあらず、  
時々はかへりごとしたまへと、おやもま、は、もいひけ  
れば、せめられてかくなんいひやりける、

よしづきは山ある心なり、  
おもへどもかひなかるべみしのぶればつれなきともや人  
のみるらん

とてもかひなかるべければ、堪忍てこたへなどせぬと  
なり、忍ぶことありてといふにはあらず、

とばかりいひやりて物もいはざりけり、かくいひける心  
は人やおやなどをとこあはせんといひけれど、一生にを  
とこせでやみなんといふ事をよと、もにいひける、さい  
ひけるもまゐるく男もせで廿九にてなんうせ給ける、

よと、もには世の間なり、

(五) むかし在中將の御むすこ在次君といふがめなる人な  
ん有ける、女は山陰の中納言のみめひにて、五條の御とな  
んいひける、かのざいじの君のいもうとの伊勢のかみの  
めにていますかりけるがもとに、いきて、かみのめしうと  
にて有けるを、このめのおうとの在次君はしのびてすむ

になん有ける、

在中將は業平也、在次君は古今集に在原滋春と有、これ  
なり、末の歌にてしらす、山陰中納言は藤原高藤の男、  
伊勢守誰としらす、かみのめしうと、は伊勢守の妻な  
り、しなり、それに在次君のみそかに通ひしなり、これ  
則五條の御なり

我のみとおもふに、この男のはらからなん又あひたるけ  
しきなりける、さりければ女のもとに、

はらからは業平の子棟梁などにや、こ、の書きまいせ  
物がたりに、我のみとおもひけるを、又人聞つけて文や  
るとあるに似たり、

(新勅撰四 在原滋春)  
わすれなんとおもふこ、ろのかなしきはうきもうちからぬ  
物にぞ有ける

伊勢物語に「まゐらんとおもふこ、ろのうたがひに」と  
よめるごとし、我をわすれんとおもふかなしさは、こ  
と人に心をわくるうきにもまされるものといふなり、

(六) この在次君、在中將のあづまにいきたるけにやあら  
ん、この子ども、人の國かよひをなん時々しける、心ある  
者にてひとの國のあはれに心ほそき所々にては、うたよ

みてかきつけなどなんしける、をぶさのうまやといふ所は海邊になん有ける、それによみてかきつけたりける、をぶさはいづこともしらず、事も何のよしともえらねど、たゞとなへはふをにぐるべきか、もし又をうさの如く唱ふるかゝりがたし、和名抄その外後に考べし、下に三河より上るとして此歌よみし所にやどりて見しといへば、三河より京までの間なり、【兵部式、相模〇冬云、伊勢國多氣郡鹿積(平宇美)といふ里あり、これにはあらざるか、下のミノツノ里は同國度會郡箕曲(美乃和)てふ處あり、猶よく考べし、〇眞清案、兵部式に見ゆ、二驛ともに、】

わたつみと人やみるらんあふことのなみだをぶさになきつめつれば

ふさとは多きをいふ、萬葉八に「いめたて、とみの國へのなでしこの花總手折われはもて行んなら人の爲」その外ふさといふ、皆同じなみだの夢をいふなり、その泪を海と人やみるらんといふのみ、

又みのわのさと、いふうまやにて【兵部式、相模】いつとはわかねどたえて秋の夜ぞ身のわびしさはまりまさりける

いつとは、いつとはなり、下に三河より上るとやどりてこの歌どもみしといへば、是みのわといふ名も三河より京までの間なるべし、【古今、「いつとは時はわかねど秋の夜ぞものおもふ事の限なりける〇濱臣云、身のわびしさにみのわといふ地名をよせたり、】とよみてかきつけたりけり、かくて人の國ありきく、かひの國にいたりて住ける程に、やまひして去ぬとよみたりける、

とよみてなんまにける、此在次君のひと所にぐして煮りたりける人、みかほの國よりのぼるとして、此うまやどもにやどりて、この歌どもをみて、手は見えたりければ、みつけていとくあはれとおもひけり、

相ともなへる事を具してといへる、聊こ、ろゆかず、(四)亭子のみかど河尻におはしましたにけり、うかれめにしろといふ者ありけり、めしにつかはしければまゐりてさぶらふ、かんだちへ殿上人みこたちのあまたさぶらひ給ければ、まもに遠くさぶらふ、かうはるかにさぶらふよ

し歌つかふまつれとおほせられければ、すなはちよみてたてまつりける、

川尻は津の國なり、まろ古今集にしろめとありて、江口の遊女なり、(大鏡)はまちどりとびゆくかぎり有ければ雲たつ山をあはとこそみれ

あれはといふをあはとばかりも、又かれはといふをかとはばかりいふも同じ、

とよみたりければ、いとかしこくめでたまひて、かづけ物たまふ、(古今雜別白女)いのちだに心になふものならばなにかわかれのかなしからまし

といふ歌も此しろがよみたる歌なりけり、(四)亭子のみかど鳥かひの院におはしましたにけり、れいのごと御あそびあり、このわたりのうかれめどもあまたまゐりてさぶらふ中に、こゑもおもしろくよしある者は侍りやと、は給ふに、うかれめばらの申やう、大江のたまふちがむすめといふ者なんめづらしうまゐりて侍ると申ければ、見させ給ふにさま、かたちもきよげなりければ、

「あはれがり給てうへのしあげ給ふをもく」【一七七

段、そもそも竹取物語にもあり「まことかなとはせ給ふに、とりかひといふ題を人々によませ給ひにけり、おほせ給ふやう、たまふちはいとらうありてうたなどよくよみき此とりかひといふ題をかくつかうまつりたらんにしたがひてまことの子とはおもばさんとおほせ給けり、承りてすなふち、

鳥飼院津の國なり、大江玉淵は音人男朝綱の父なり、玉淵か女後撰集にみえたり、同じ人なるべし、こ、にかく遊女にて有は、世にはふれたる後の事か、

あさみどりがひあるはるにあひぬればかすみならねどたちのぼりけり

あさみどりは下の霞の事なり、されど鳥飼をいはんとてこ、に先おくのみ、歌は明らかし、

とよむ時にみかどの、しりあはれがり給ひて、御老ほだれ給ふ人こともよくゑひたるほどにて、ゑひなきいとなくす御門御うちきひとかさねはかま給ふ、ありとあるかんだちめみこたち四位五位、これに物ぬぎてとくせざらんものは座よりたちねとのたまひければ、かたはしよりかみしも皆かづけたれば、かづきあまりてふたまばかりつみてぞおきたりける、かくてかへり給ふとて南院の

七郎君といふ人有けり、それなん此うかれめのすむあたりに家作りてすむときこしめして、それになんのたまひあづけるかれが申さん事院にそうせよ院より給はせん物もかの七郎君がりつかはさんすべてかれに任しきめなみせそと仰られければ、常になんとぶらひかへり見ける、南院の七郎君は是忠親王の御子なり、此親王御子いと多かりしとぞ、

(兎)むかし津の國【躬弦云和名抄攝津國】に住女有けり、それをよばふをとこふたりなん有ける、ひとりはその國に住男うちばらになん有ける、いまひとりはいづみの國の人になん有ける、うちばらぬとなんいひける、【冬】古事記神代卷謂血沼海云々玉垣宮段血沼池見天續紀云靈龜二年三月癸卯刻河内國和泉日根兩郡令供珍努宮萬葉七卷陳奴之海云々十一の珍海又血沼海と有○濱臣云、ちぬは河内なり、こにはつたへあやまりしにや、かくてそのをとこども、としよはひ、かほかたち、人のほど【其しなをいふ】たゝおなじやうなり、くるればもろともにきあひぬ、物おこすればたゝおなじやうにおこす、いづれまされりといふべくもあらず、女おもひわづらひぬ、此人の心ざしのおろかならば、いづれにもあふまじけれど、これ

もかれも月日をへて家のかどにたちて、よろづに心ざしをみえければ、まわびぬ、これよりもかれよりもおなじやうにおこする物ども取もいれねど、いろ／＼にもちてたり、親有てかく見ぐるしく年月をへて、人のなげきをい、たづらにおふもいとほし、ひとり／＼にあひなばいまいとりが思ひはたえなんといふに、

ひとり／＼は只一人をいふなる事、他の書ども、しかり、されどいかでかくはいふにや、もし其人々をひとり／＼と分ていふよりおこれるか、【竹取物語、此人々のとし月をへてかうのみいましつ、のたまふ事をおもひさだめて、ひとり／＼にあひ給へやといへば古今戀三、おもふどちひとり／＼にこひしなばたれにしそへて藤衣きん】

女こ、にもおもふに、人の心ざしのおなじやうなるになんおもひわづらひぬる、さらばいかすべきといふに、そのかみ【躬弦考、そのかみといふ語末にもか、るやうに用たる所あり】いたく川のつらにひらばりをうちておにけり、

帷をはりて居るなり、川のつらは川邊といふに同じ、【躬弦云、和名抄並(和名比良波利)とあり】

か、ればそのよばひ人どもをよびにやりておやのいふやう、唯も御心ざしのおなじやうなれば、このをさなきものなんおもひわづらひにて侍る、けふいかにまれ此事をさだめてん、あるはとほき所よりいまする人あり、あるはこながらそのいたづきかぎりなし、これもかれもいとほしきわざなりといふ、時にいとかしこくよろこびあへり、わづらひにてはわづらひいにてなり、わびにてといふに同じ、いとかしこくとは伊勢物語にかしこくおもひかはしてといふに同じくて、恐るにも賢にもあらず、甚といふが如く用たるなり、中頃よりの俗語なるべし、申さんとおもひ給ふるやうは、此川にうきて侍る水鳥を射給へ、それをいあて給へらん人にたてまつらんといふ、時にいとよき事なりといひて射るほどに、ひとりはかしらのかたをいつ、今ひとりはをのかたをいつ、そのかみいづれといふべくもあらぬに、おんなをもひわづらひて、すみわびぬわが身なげてん津の國のいくたの川はなのみなりけり

わが身は今此川になぐべければ、生田てふ名もかひなしとなり、【冬云、千載集戀一、藤原直經、戀わびぬちぬのますらをなく／＼にいくたの川に身をやなげま

し】とよみて、此ひらばりは川にのぞみてしたりければ、つぶりとおちりぬ、おやあわてさわぎの、しるほどに、此よばふをとこふたりやがておなじ所におち入ぬ、ひとりはおしをとらへ、今ひとり手をとらへて去にけり、そのかみ親いみじくさわぎととりあげてなきの、しりてはふりす、男どものおやも來にけり、此女のつかのかたはらに、又つかどもつくりてほりうづむ、時に津の國の男のおやいふやうおなじ國の男をこそおなじ所にはせめ、こと國の人のいかでか此國のつちをばおかさすべきといひてさまたぐるときに、いづみのかたのおやいづみの國のつちを舟にはこびてこ、にもてきてなんつひにうづみてける、【躬弦云、こ、まではつたへしま、の故事をかけるなり、】されば女のはかをば中にて、左り右になんをとこのつかども今もあなる、

此事よめる歌、萬葉集卷九卷十九にもあり、和名抄に、攝津國菟原郡を宇波良とあり、然るに萬葉卷九右の下に、今一首此歌有に、見菟原處女慕長歌と書て、歌に葦屋之菟名負處女、その反歌にもあしの屋の宇奈比處女とかきその長歌に智奴壯士宇奈比壯士とも書た

ば苑原と書てもうなびとよみしを、和名抄の頃にも然れ  
至りては只字につきてうばらと、なへしにやとも覺ゆ  
か、る事共のむかし有けるを【躬弦云、これよりかの故  
事を思ひてよめる人々の歌をつらねたり、】系に皆かきて  
故きさいの宮に人のたてまつりければ、これがうへを皆  
人人この人にかはりてよみける、伊勢のみやすんどこ  
ろ、をとこの心にて、

故後の宮は宇多帝の后、昭宣公の女温子、七條后宮と申  
き、伊勢の御をみやすん所といふは、宇多帝の皇子をう  
み奉りしゆゑなり、

かげとのみ水のしたにてあひみれどたまなきからはかひ  
なかりけり

影とは水のよせにて身をはなれずあひそふ心なり、さ  
て魂なきからは死骸なるを、貝に珠の有によせたり、

【古今】戀すればわが身はかけに成にけりさりとて人に  
そはぬ物ゆゑ】

女になり給ひて、女一のみや、  
女一宮均子、寛平第五の皇女、后腹なるによりて女一  
宮と申き、

かぎりなくふかくしづめる我たまはうきたる人に見えん  
いとこの別當

ものは  
こは上の男の心なるうたにこたへたるなり、

又みや、  
こは后宮か、又右の女一宮か、考がたし、歌はおやかに  
はり給ふなるべし、

いづこにかたまをもとめんわたつみのこ、かしこともお  
もほえなくに

楊貴妃が魂を蓬萊島に求しをおもひてよめり生田川の  
故事に海をいふをいぶかしみおもへる説あれど、か、

はらぬこそむかしのこ、ろなれ、その上こはたとへも  
ておもひはかりたれば、海にも山にもいふべし、【保孝

按、川を海といへる事、萬葉の卷一卷三などにもみゆ】  
兵衛の命婦

つかのまも、ろともにとぞちぎりけるあふとは人に見え  
ぬ物から

物からは物ながらなり、つかの内にある男女を皆おし  
こめてよめるなるべし、さてまばしばかりの事をつか

のまといふは、を鹿の角のつかの間、又藻伏束鮎なども  
いふごとく、皆手一つかにてわづかばかりの事なり、

又今ひとりのをここにたりて、  
おなじ江にすむはうれしき中なれどなどわれとのみちぎ  
らざりけん

こはまへの歌のこたへとみゆ、  
返しをんな、

うかりけるわがみなそこを大かたはか、るちぎりのなか  
らましかは

うき身なればか、る契りなからましかばよからんとい  
ふなり、

又ひとりのをここにたりて、  
我とのみちぎらずながらおなじ江にすむはうれしきみぎ  
はとぞ思ふ

うれしき身とそへたり、本ははじめの男のなと我との  
みといへるをうけ、末は女のうかりける我身といふに

こたへたり、こはよみ人の落たるか、又これまで治子  
のよめる歎、

さて此男は【濱臣云、さて此男とは津の國の男なるべ  
し、其よしは萬葉九長歌に菟原壯士（中畧）かきはきの

小剣とりはきてとあり、萬葉には、自身にうちはきて、  
おひゆきて、入れおしやうにかきしを、こ、にはおやめ

こは典侍春澄朝臣治子にて、參議式部大夫善綱女な  
り、寛平遺誠に日給之物等類總一の處分治子朝臣自昔  
知糸所之事一生之間猶合兼知之【治子古今集にも見え  
たり】  
かちまけもなくてやはてん君によりおもひくらぶの山は  
こゆとも  
二人の男になりてよめり、君とはをとめをいふ、くら  
ぶ山は近江國にて、天武紀に倉部又倉廩とも有、ふは  
必濁るなり、  
いきたりしをりの女になりて、  
あふことのかたみにう、るなよ竹のたちわつらふときく  
ぞかなしき  
これも治子の歌なるべし、あひがたみといふを互にう  
うるといひ、下に竹の生立て有といふ詞にて立わづら  
ふといふ、立わづらふとは外に立わづらひてよなく  
あるををとめがかなしといふなり、  
又ひと、  
是はみひとり男に成てと有けんが落たるなるべし、  
身をなげてあはんと人に契らねどうき身は水にかけをな  
らべつ

おひゆきて、入れおしやうにかきしを、こ、にはおやめ  
のよめる歎、

劍をうづめしつくりかにへしなるべし、又文に旅人の劍をかりてあたをむくいしはちぬ男なり、このよしは萬葉九七歌の反歌に、つかの上の木の枝なびけり、きくがことちぬをとこにしよるべけらしもと有て、あだをむくひてはちぬ男本意とげしよしなり」くれ竹のよふかきな歌をきりて、かぎりて、かりぎぬ、はかま、系ぼし、おひなごをいれて、げやなくひたちなどをいれてぞうづみける、いまひとりはおろかなるおやにやありけん、きもせずぞありける、かのつかの名をばをとめづかとぞいひける、あるたび人「あるたび人といふより又此塚につきていつたへたる故事をかけたたりすべて一章三段にわかれたり」此塚のもとにやどりたりけるに、人のいさかひするおとのまければ、あやしと思ひてみせけれど、さる事もなしといひければ、あやしと思ふくねぶりたるに、ちにまみれたる男まへにきてひざまづきて、われかたきにせめられてわびにて侍り、御はかしまばしかし給はらん、ねたきもの、むくいし侍らんといふに、

血にまみれは紀にちぬれといふに同じ、みはかしは御佩にて太刀なり、おそろしとおもへどかしてけり、さめてゆめにやあらん

有「すむ人有けり、あひしりてとしごろ有けり、をんなもをとこもいとげす」下衆なり、或注に、これをあしやの左衛門といふ人とあるは、後の好事のおほせたる名なり」にはあらざりけれど、とし頃わたらひなどもいとわろくなりて、いへもこぼれ、つかふ人なども、とくある所にいきつ、たふたりすみわたるほどに、さすがにげすにもあらねば、人にやとはれつかはれもせず、いとわびしかりけるま、に、おもひわびてふたりいひけるやう、猶いとかうわびしうてはえあらじ、男はかくはかなくてのみいするを、見すて、はいづちもくくえいくまじ、女もをとこを捨てはいづちかいかんとのみいひわたりけるを、男おのれはとてもかくてもへなん、女のかくわかきほどにかくてあるなんいとくほしき、京にのぼりてみやづかへをもせよ、よろしきやうにもならばわれをもとぶらへ、おのれも人のごともならばかならずたづねとぶらはんなど、なくくいひちぎりて、たよりの人にいひつきて、女は京にきけり、さしはへいづこともなくてきたれば、このつきてこし人のもとにゐていとあはれとおもひやりけり、まへに荻す、きいとおほかる所になん有ける、風など吹けるにかのつの國をおもひ

と思へど、たちは誠にとらせてやりてけり、【さめて以下落文活字板を以補寫本にもあり】とばかりきけば、いみじうさきのごといさかふなり、まばしありてはじめのをとこきて、いみじうよろこびて、御とくに【御とくは此太刀の徳にてといふなり、この頃の俗語なるべし、○濱臣云日本紀竟宴歌に大御徳廣庭スメラとよみ、榮花物語浦々別、佛の御とくにたひらかにおはしますにこそ、又わかみやの御とくになどもあり、源氏柏木にもある詞なり、次條にもみえたり、】としごろねたきものうちころし侍りぬ、いまよりはながき御まもりとなり侍るべしとて、此事のはじめよりかたる、いとむくつけしとおもへど、めづらしき事なれば、とひきくほどに夜もあけにければ人もなし、あしたにみればつかのものとにちなごなうとましくおぼゆる事なれど、人のいひけるま、なり、(吾)津の國のなにはのわたりに家して【田本云、なにはわたりといふ時は、あたりを普便にてわたりといふべきを、なにはのとはあたりと云べし、この、もじいか、萬葉三佐の、わたりにとよめるの、字入たれ、是あたりと聞ゆ、渡りにはあらじ、此末に井手のわたりとも

やりて、いかであらんなどかなしくてよみける、まへに荻す、きいとおほかる所とは庭なり、いかであらんとはかのつの國の男いかにして有らんとおもひやりたるなり、次にいか、あらんとあるも同じ詞なり、ひとりしていかにせましとわびつればそよともまへのをきぞこたふる、ひとりとなりて、且いかになりなんとおぼつかながりいふなり、となんひとりごちける、さてとかう女さすらへて、ある人のやんごとなき所にみやたてたり、さすらへとはさまよひありくなり、みやたてたりのみやは誤にて、いたしたてたりとあるべき所なり、さてみやつかへしありしほどに、さうぞくきまげにし、むつかしき事などもなくてありければ、(むつかしき事なくとはむさぐしき事なきなり)いとまよげにかはかたちも成にけり、か、れどかの津の國をかた時もわすれず、いとあはれとおもひやりけり、たよりの人に文をつけてやりたりければ、さいふ人もきこえずなど、いとあはれといひつ、來けり、わがむつまじうしれる人もなかりければ、心ともへやらず、いとおぼつかなくいか、あらん

とのみおもひやりける。

文をつけてとは金などに付と書たるはわたす事なれど、こゝはその便につけてといふなり、心ともやらすは物のたよりならで、わが心とは人をやりがたきをいふ。

かゝるほどに、此宮つかへする所の北のかたうせ給ひて、これかれあるひとをめしつかひたまひなどするなかに、此人を思ひ給ひけり、おもひつきてめに成にけり、おもふ事もなくめでたけにてゐたるに、たゞ人しれずおもふ事ひとつなん有ける。いかにしてあらん、あしうてやらん、よくてやあらん、わがあり所もえしらざらん、人をやりてたづねさせんとすれど、わが男きてうたてあるさまにもこそあれとねんじつ、あり、わたるに、猶いとあはれにおほゆれば、をどこにいひけるやう、津の國といふ所のいとをかしげなるに、いかでなにははらへしがてらまからんといひければ、いとよき事、我もろともといひければ、そこにはなものをし給ひそ、おのれひとりまからんといひて出たちてにいけり。

そこは其所といふ詞なり、足下の字音といふは後の俗説なり、萬葉四に「八代女に昔によりことしのしげきに

龍田こえみつの濱邊にみそぎしにゆく」とよみたれば難波にはらへするはやくより有し事なり。

なにははらへしてかへりなんとする時に、このわたりに見るべき事なんあるとて、今すこしとやれかくやれといひつ、此車をやらせつ、家の有しわたりをみるに、やもなし、人もなし、いづかたへいにけんとかなしうおもひけり、かゝる心ばへにてふりはへきたれど、【ふりはへはわざくといふなり】わがむつまじきすぎもなき、【すぎは従者なり】か、ればたづねさすべきかたもなし、いとあはれなれば、車をたて、ながむるに、とも人は日くれぬべしとて、御くるまうながしてんといふ、あはしといふほどに、あしに荷なひたるをこのかたのやうなるすがたなる、此車の前よりいきけり。

御車うながしてんとは急ぎやらんといふなり、かたわは和名抄に乞兒(加多井)とあり、土佐日記にもこのかちとりは日もえしらぬかたのなりけりとなり、

これが顔をみるに、其人といふべくもあらず、いみじきさまなれど、我をどこに似たり、これを見てよく見まほしさに、このあしもちたるをのこよばせよ、かのあしかほんといはせけり、さりければ、やうなき物かひ給ふと

はおもひけれど、

やうなきは益なきなり、用とおもふはわろし、

去うのたまふ事なればよびてかはす、車のもとちかくになひよせ、さもよみななどいひて、此をどこをよくみるに、それなりけり、いとあはれにかゝるものあきなひて、世にふる人いかならんといひてなきければ、とも人は猶おほかたの世をあはれがるとなんおもひける。かくて此あしのをどこに物なとくはせよ、物いとおほくあしのあたひにとらせよといひければ、すゝなる者に何か物多く給はんなど、ある人々いひければ、去ひてもえいひにく、て、いかで物をとらせんとおもふあひだに、またすだれのはさまのあきたるより、【一六八段去たすたれのはさまより此女の亂いとよくみてけり、】此男まもればわがめにいたり、あやしさに心をさめてみるに、かほもこゑもそれなりけりと思ふに、思ひあはせてわがさまのいといらなく【一七一一段いらなく】なりにけるをおもひはかるに、いとあはしたなくてあしもうちすて、はしりにけり、

いらなくは他の物語にも有しや考べし、あしたなくは、はしかたながきにて、なきは詞なり、中間なる心

なり、古今「木にもあらす草にもあらぬ竹のよほしに此身は成ぬべらなり、

去ばしといはせけれど人の家になげいりてかまのしりへにかゝまりをりけり、此車より猶男たづねてゐてこといひければ、ともの人手をあがちてもとめさわげり、人そこなるいへになん侍るといへば、此男にかくおほせことありてめすなり、何のうちひかせ給ふべきにあらず、うちひこづらふとてにはあらずといふなり、【落窪(秋成本一上「十七ツ」)恋ひとよ去らぬ事により打ひき給ひつるこそいとわりなかりつれ】

物をこそたまはせんとすれ、をさなきものなりといふ時に、すゝりてをこひてふみをかく、それに、

君なくてあしかりけりとおもふにもいとゞなにはのうらぞすみうき

堀本ニハッ

あしきといふに蘆荻をそへつ、

とかきて、ふんじて、これを御車に奉れといひければ、あやしとおもひて、もてきて奉る、あけてみるに、かなしき事物に似ず、よ、とぞなきける、さてかへしはいかゞ去たりけん去らず、車にきたりけるきぬぬきて、つ、みて文などかきぐしてやりける、さてなんかへりける、の

ちはいかゞなりにけんしらす、

かく昔て左の歌有べきにあらす、そのよし下にいふ、

はすみうき【今の注本これまでを四の巻とす】

拾遺集に、なにはにはらへしに、ある女まかりたりけるに、もとまたく侍ける男のあしをかりて、あやしきさまになりて、道におひて侍けるに、さりげなくて、としごろえあはざりつることなどいひつかしければ、男のよみ侍ける」とはし書有て、二首ともに入たり、こはつたへの異なるなり、此物語にはもとかへしのなかりしを、拾遺をもて、後の人の、右の歌はかきくはへたるか、又、拾遺の如く此かへし有ては似つかはしからねば、此物がたりかきし人の歌をのぞきしか、

大和物語直解下卷

(五)昔、大和國葛城郡にすむ男女有けり、【此わたりよりははしか程作りざまいとわろし、在中將の事どもかけるは皆わろし、古今と伊勢物語とを見ても知べし、又是より末にもよき所あるを思へば、好事の者の中へいろくかきくはへしにやあらん】此女、顔かたちいときよらなり、年頃おもひかはしてすむに、此女、いとわろく成にければ、思ひわづらひて、限なく思ひながら、めをまうけてけり、此今のめは、富たる女になん有ける、ことにおもはねど、いけばいみじういたはり、身のさうぞくいとよらにせさせけり、かくにぎは、しき所にならひてきたれば、此女いとわろげにてゐて、かく外にありけとさらねたげにもえずなどあれば、いと哀とおもひけり、こ、ちにも限なくねたくこ、ろうく思ふを忍ぶになん有ける、とどまりなんとおもふ夜も、猶いねといひければ、我かくありきするをねたまでことわざするにやあらん、【ことわざとはあだし男もたるにやと云なり、田本云、かへりて女をうたがふなり、拾遺「恨みぬもおぼつかなしとおもほゆるたのむ心のなきかとおもへば」さるわざせずはう

大和物語直解中卷終

らむる事もありなんなど心の中に思ひけり、さて出ていと見えて前裁のなかくれて男やくるとみれば、はしに出居て月のいとみじうおもしろきにかしらかいけづりなどしてをり、夜ふくるまでねす、いといたう、らなげきてながめければ、人まつなめりと見るに、つかふ人の前なりけるにいひける、

つかふ女の前に在しにいふなり、

【古今雜下】風ふけば沖津志ら波たつた山よはにや君が獨りこゆるらん

【萬葉一】「わたの底沖津白波立山いつか越なん妹があたりみん〇よはは夜間なり、ひるまゆふまと云が如し、」

とよみければ、わがうへを思ふなりけりとおもふに、いとかなしうなりぬ、此今のめの家はたつた山越ていく道になん有ける、かくて猶見をりければ、此女打なきてふして、かなまりに水をいれてむねになんすゑたりける、あやしうかにするにかあらんとて猶見る、されば此水あつゆにたぎりぬれば湯ふてつ、

かなまりに和名抄金椀(加奈末利)とあり、湯ふてつとは湯を捨つる也、【濱臣云、ふつは棄なり、古言にうつと云

と同響にて通せり、古事記須勢理毘賣歌、曾邇奴岐宇氏、神代記吹葉(此浮根于都度)氣噴之狹霧、伊勢物語に

はかにおや此女とおひうつ、落窪物語おひうてん】又水をいり、見るにいとかなしくてはしり出ていかなるこちし給へばかくはま給ふぞといひて、かきいだきてなんねにける、かくて外へもさらにいかにでつとゐにけり、かくて月日おほくへて思ひやるやう、つれなきかほなれど女の思ふ事いとみじき事なりけるを、

かつらぎの女のこ、ろを、男の思ひめぐらすなり、

かくいかぬをいかに思ふらんとおもひ出て、有し女のがりいきたりけり、ひさしくいかざりつれば、つ、ましくてたてりけり、

河内の女のいかに思ふらんとおもひ出て、やがて行てまばし外に立て事のさまを見るなり、

さてかいまめばわれにはよくてみえしかど、いとあやしきさまなるきぬをきて、おほくしをつらぐしにさしかけてをり、手づからいひもりをりけるいとみじと思ひて來にけるま、に、いかす成にけり、【來にけるま、に云々を田本にはあはでかへり來たるなりとあり】此男はおほきみなりけり、

あひみすして歸てきて絶にけるなり、櫛は雜要抄にさしぐしけづりぐしなどあり又くしのはこいと多くく



し入たるかたもあり、さしぐしは釵子と見えてあれば  
うるはしう髪あぐる時の事なり、常にはくしはさした  
るみえず、大くしといふはいやしきもの、さすくしな  
らん、つらくしとはいかにさすにやあらんをらす、さ  
れど伊勢物語に、髪をまきあげてといへば、さるやう  
にして櫛をひたひぎはにさすをいふべし、

(五)むかしならのみかどにつかうまつるうねめ有けり、  
うねめは、諸國の郡司などの女妹姪などの中に、かた  
ちこ、ろよろしきを撰びて貢するなり、故に采女とか  
けり、さてうねめとは氏の女を略し通して云なり、紀  
又介などみて去るべし、冬云采女者書紀仁德卷四十年  
稚守山妻采女磐坂媛云々あり、是始なるか、履中記倭  
直等采女蓋始于此時歟などあり、又云孝德卷、凡采女者  
貢郡少領以上姉妹及子女形容端者、以一百戸宛采女一  
人料云々、後宮勅員令同之、後漢書曰后紀云、采女、  
注云、采擇也以因采擇而立名云々、職原抄、采女六人  
注云陪膳役也、又書紀履中卷、令小梨田采女賜酒于玉  
田宿禰、雄略卷使倭采女日媛酒進進などあり、これら  
より陪膳の役とはなれるにや

かほかたらいみせうきよらにて、人々よはひ、殿上人な  
とよめる時に、みかど、  
さるさの池もつらしなわきもこが玉藻かづかは水ぞひ  
なまし  
とよみ給ひけり、さてこの池に慕せさせ給ひてなん、か  
へらせおはしましけるとなん、  
此條はとに後の人の作事なり、先ならのみかど、有て  
人丸の歌とある事たがへり、ならのみかど、は平城天  
皇を申なり、人丸は藤原宮慶雲年中に石見にて死てい  
と古人なるを、此頃あやまりて書しものにもあらず、物  
語にいつはり作れるなり、さるを諸説は古の事をも玄  
らで、強て其偽をかざらんとする故に、みな笑ふべき事  
のみ、さて行つまりては傳受など云事をさへいひて、人  
感はせり、古今集序に、今の本には後人の偽りて語を加  
へし事多し、そは古今集にて云べし、天皇の謚天命と申  
はいと多きを、天命開別天皇をのみ云と思へるも誤な  
り、ならの宮と云時は、大和國奈良都の事にて、元明よ  
り光仁まで御七代なり、ならの帝と申時は平城天皇御  
一代の御名なり、又文武は藤原宮なるを、いかでならの  
みかど、いはん、かくいふ説は、みなかの古今の序に、  
後の人の書くはへたるを見わかすして、強て云のみ、

大和物語直解下卷

どもよばひけれどあはざりけり、其あはめこ、ろは帝を  
かぎりなくめでたき物になん思ひ奉りける、みかどめし  
てけり、後又もめさかりければ、限りなくこ、ろうしと  
思ひけり、よるひるこ、ろにか、りておぼえ給ひつ、  
こひしくわびしくおぼえ給ひけり、  
みづからの事に給ふと云は我身我心にふかく得る事を  
もていふ、こ、ろもそれより轉じてふかくこ、ろに思  
ひ入たるをいへり、又上の人のうへにいふも物をこと  
ごと得給ふかたにて云、

みかどはめし、かど事ともおぼさず、さすがに常にはみ  
え奉る、猶世にふまじきこ、ちしければ、よるみそかに  
出てさるさの池に身をなげてけり、かくなげつともみ  
かどは去らしめさかりけるを、ことのついで有て人のそ  
うしければ、きこしめしてけり、いといたう哀れがり給  
ひて、池のほとりにおほみゆきし給ひて、人々に歌よま  
せ給ふ、かきの本のひとまろ、  
(拾遺集傷人丸)  
わきもこがねくたれかみをさる澤の池の玉藻とみるぞか  
なしき【萬葉十六に、かつらこの身なげたるを男のいた  
める歌、「み、なしの池しうらめしわざもこがきつ、か  
づかは水はかれなん】

次下にならのみかど位におはしましける時、さかのみ  
かどはとあるつゞけにても去るべし、それをもいらい  
ろいひまざらしたる説どもはわろふべし、人麻呂は萬  
葉二に石見にて死なれたる事見ゆ、文武天皇の慶雲二  
三年の間成べし、月日は去られぬを、三月十八日なりな  
ど云はみな後事なり、續日本紀に柿本人麻呂は出ず、他  
姓に人まろといふ人此紀に多きをもち誤りしものな  
り、ほか地其外の事ども皆跡方もなき偽なり、拾遺にさ  
るさの歌を人丸とて入たるも、此ころの流言なり、  
(五)おなじみかど、たつた川の紅葉いとおもしろきを御  
らんじける日、人まろ、  
たつた川もみちみだれてながるめりわたらばにしき中や  
たえなん

二首ともに古今集のよみ人去らすとある歌を取て作れ  
る物にて、時代もわきまへ去らぬをこ人のわざなり、歌  
はふたつとも古歌にていとよろし、【此歌、古今集秋下

に出て、左の注にならのみかどの御歌も有も、こ、よ  
り書しものにていふにもたらぬ事なり】

いかせんとして内に参りて、御たかのうせたりけるよし  
をそうし給ふ時、御門のものたまはせず、きこしめしつ  
けぬにやあるんとて、又そうし給ふにおもてをのみまも  
らせ給ひて物ものたまはず、たいくしと思したるなり

とぞあそばしける。  
〔五〕おなじみかどかりいとかしこくこのみ給ひけり、み  
ちの國いはてのこほりより奉れる御鷹、世になくかしこ  
かりければ、になうおぼして、御てたかにし給ひけり、  
いとかしこくとあるもかしこかりければと有も共にす  
ぐれたる事なり、伊勢物語にむかし男女かしこ思ひ  
かはしてといふに同じくて、すぐれてと云事をかしこ  
うといひし此頃の俗語なるべし、

りて、此御鷹のもとむるに侍らぬ事いかさまにし侍らん、  
などかおほせごともま給はぬとそうし給ふ時に、みかど、  
たいくしは退々しきにて字音なるべし、この頃には  
音も多し、さて源氏などにも皆おもひまはりぞかる、様  
の事にいへるがおほければなり、

名をばいはてとなんつけ給へりける、それをかの道に心  
有てあづかりつかまつり給ける大納言にあづけ給へりけ  
る、よるひるこれをあづかりてとりかひ給ほどに、いが  
かし給ひけんそらし給ひてけり、こ、ろきもをまどはし  
てもとむるにさらにえ見出す、山々に人をやりつ、もと  
めさすれどさらになし、みづからもふかき山に入てまど  
ひありき給へどかひもなし、このことをそうせでまばし  
も有べけれど、二三日にあけず御覽せぬ日なし、  
今の俗に三日にあげずといふに同じ、さて萬葉には一  
夜もかけぬ事を一夜もおらずといふに意はかまへり、

いはでおもふぞいふにまされる【六帖五戀いはでおも  
ふ、心には下行く水のわかかへりいはでおもふぞいふに  
まされる】  
とのたまひけり、かくのみのたまはせてこと事ものたま  
はざりけり、御心にいとふかひなくをしくおぼさる、  
になんありける、これをなん世中の人、もとをばとかく  
つけたる、もとはかくのみなん有ける、  
後に此御ことばの上句をつけたれど、古くはかく下句  
のみ有て上の句はなかりしと云也、上のもとをばとい  
ふは、歌の上なり、下のもと、云はふるくはと云なり、

〔五〕ならのみかどくらむにおはしましける時、さかの帝  
は坊におはしましてよみてたてまつり給ひける、

とよませ給ひ、皇太帝も同じくよませ給ひし事有、もし  
はこ、も菊をよませ給へる事をかくかけるか、考べし、

ならの帝は大同のみかどにて平城天皇なる事、一五二  
段上にいふが如し、こ、にさかののみかど、つゞけしに  
ても明かなり、ある注にさま／＼いひまぎらしたるは  
わらふべし、【類聚國史三十一帝王部、延暦二十五年九  
月乙巳幸神泉苑琴歌間奏四位以上共挿菊花子時皇太弟  
頌歌云美那比度乃曾能可邇米豆留布智波賀麻岐美能於  
保母能多乎利太流祢布上和之曰袁理比度能己己呂乃麻  
真丹布智波賀麻宇倍伊呂布賀久爾保比多理介利○皇太  
弟は嵯峨帝、上は平城帝なり、】

〔六〕大和の國なりける人のむすめいとよまらにて有ける  
を、京より來たりける男のかいまみてけるに、いとをか  
しげなりければ、ぬすみてかきいだきて馬にうちのせて  
にげていにけり、いとあさましようおそろしう思ひけり、  
日くれてたつた山にやどりぬ、草の中にあふりをときし  
きて、女をいだきてふせり、女おそろしと思ふ事かぎりな  
しとおもひて、をとこの物いへといらへもせでなきけれ  
ば、男【濱臣云、うつほ物語としかげの巻にも、かねま  
さの大將、山のうつほ木にたづねきて、むかはぎをときて  
昔の上にしきて、女にあひたる事あり、】

〔類聚三十一〕  
みな人のその香にめづる藤ばかりかまきみのためにしたをり  
つるけふ【この歌續後拾遺に「皆人のその香にめづる藤  
袴君が爲にと手折つる哉】  
みかど御返し、

や、源氏宇治巻にもみえたり、  
〔古今集よみ人まらす〕  
たがみそぎゆふつけどりか、らごろもたつたの山にをり  
はへてなく

をる人のこ、ろにかなふちばかまうへ色ことに、ほひ  
たりけり【この事續拾遺集秋に「折人の心のま、にふち  
ばかまむべ色深く匂ひける哉】

古今集の歌をとりて作れる條なり、誰がみそぎとあれ  
ば、神社などへはなつ事有しか、祈年祭祝詞にも神社へ  
白鷄を奉る事あり、さる時ゆふをつくるにも有べし、

此にほひは色の餘光をいふ、さてこは打まかせては蘭  
なり、されど類聚國史に菊をこのみかどのふちばかま

をりはへは新撰萬葉に折の字を用たればをりの假名なり、はへはことばなり、上にもさしはへと云は只をこそをさしてといふのみ、【或註に四境の關に放つなど云はおしはかりの説にてよしなし、相坂のゆふつけ鳥とよみしも萬葉など、は異にて、すでに古今の頃よりは、歌は詞をうるはしくせんとのみ構へて、よしなき事も有しなり、其もよみ人老らずは古歌なればよる事あり、】  
 女返し、  
 たつ田川いはねをさしてゆく水のゆくへもしらぬわがこ  
 とやなく

この返しはいとわろくこしらへたり、  
 とよみて去にけり、いとあさましうてなん、をとこいだ  
 きもちてなきける、

(五)昔大納言のむすめいとうつくしうてもち給ひたりけるを、みかどに奉らんとてかしづき給ひける、殿にちかうつかうまつりけるうどねりにて有ける人、いかでか見けん、此むすめをみてけり、

内舎人は本は五位以上の人の長男を先内舎人として、さて後に官に輔せらる、故に、いとかるからざりしなり、いと後世はさもなれば、人の心得違ふ事あり、

出て山の井にいきてかけをもみれば、わがありしかたにもあらず、あやしきやうになりけり、かゞみもなればかほのなりたらんやうも老らで有けるに、にはかみればいとおそろしげなりけるを、いとづかしと思ひけり、さてよみたりける、

(萬葉十六前采女)  
 あさか山かげさへみゆる山の井のあさくは人をおもふのかは

萬葉十六に安積香山影副所見山井之淺心乎吾念萬國右歌傳云葛城王遣于陸奥國之時國司祇承緩意異甚於王意不悅怒色顯而雖設飯饌不肯宴樂於是前采女風流娘子手捧觴右手持水擊王膝而詠其歌爾乃王解說樂飯とあり、これをとりて作りたるか、いとつたなくてわろし、と讀て木にかきつけて庵にきて死けり、男ものなどともめてもてきて、しにてふせりければいとあさましと思ひけり、山の井なりける歌をみて、歸りきてこれを思ひ、去にし傍らにふせりて死にけり、世のふる事になん有ける、

(六)玄なの、國さらしなといふところに男住けり(袖中抄十七引全文)わかき時におやはしにければ、おばなんおやのごとくにわかよりあひそひてあるに、【おばにあらすをばなり師の御説別に記】このめの心いとこ、ろうき

専ら玉體の御守りにて、幸の供奉その外の事有、その人の中に大納言にまたしきが有なり、つかふまつるといふをおもひ誤りていふ説あり、

かほかたちのいとうつくしげなるをみて、萬の事おぼえず心にかゝりて、よるひるにいとわびしくやまひに成ておぼえければ、せちに聞えさすべき事なんあるといひわたりければ、あやし何事ぞといひて出たりけるを、さる心まうけして、ゆくりなくかき抱きて馬にのせて、みちのくにへ、よるともいはず、ひるともいはずにげていにけり、

大納言のいつきむすめの、みだりにをとこに物いふべきにあらす、是も作り事なり、【濱臣云、竹取物語よるをひるになしてとらしめ給ふ、(子安具をなり)住吉物語、よろづをすて、よるをひるにまわり給ひ」榮花物語、よるをひるにいそがせ給ふ」此外いと多し、】

あさかのこほりあさかの山と云所にいほりをつくりて、この女をすて、さてに出つ、物などもとめてきつ、くはせて、とし月をへてありへけり、此をとこいぬれば、ただひとり物もくはで、山の中にゐたれば、かぎりなくわびしかりけり、かゝる程にはらみにけり、此をとこ物もとめに出にけるまゝに、三四日ござりければ、まらわびて、立

事多くて、このしうとめのおいかゞまりゐたるを、つねにくみつ、男にもこのおばのみこ、ろのさがなくあしき事をいひきかせければ、むかしのごとくにもあらずおろそかなることおほく、此おばのためになりゆきにけり、このおばを世に嫉とかけど、おやはしにければおばなんおやのごとくといひ、又去うとめといひたれば祖母にておばとかくべし、おほば、を略しておばと云なり、嫉とは異なり、拾遺集に源重之がおばの重之に贈りし歌に「おやの親とおもはましかばよりてまし我子のこにはあらぬ物かはとあるも祖母なり、(躬叢考に和名抄父母類に祖母於波とあり、又伯叔類に伯母和名乎波とあり、嫉の字も同じ事にて、是は小母の義なり、今は祖母の方によるべし、】

此おばいといたうおいてふたへにてゐたり、【躬叢云、ふたへにてゐたりとは、今も俗にいふごとく腰のかゞまりたるなり、○濱臣云、萬代雜六(東三條入道關白前太政大臣)「わかなたつむこしはふたへにありながら野邊の小松をたのみぞひく」○散木春「おいらくのこしふたへなる身なれども卵杖をつきて若菜をぞつむ」○尚齒會序八十坂にかゝりてこしふたへなりとぞ○清輔集「けふこそ

はくも井の山の峯迄にこしふたへにてのぼりつきぬれ〇  
 又云此所よく靈異記に似たり、靈異記中卷惡逆子愛己妻  
 將殺母謀現報被惡死緣第三吉志火麻呂者(中略)與妻俱  
 居母之自性行善爲子心語母言東方山中七日奉說法花經有  
 大會率母聞之母所欺念將聞經發心洗湯俱至山中云々【こ  
 れを猶此よめ所せがりて、いま、でまぬ事と思ひて、  
 よからぬ事をいひつ、もていまして、ふかき山にすてた  
 うびよとのみせめければ、せめられわびて、さしてんと  
 おもひなり、月のいとあかき夜、おうなどもいざ給へ、  
 てらにたふときわさすなる、みせ奉らんといひければ、  
 かぎりなへよろこびて、おはれにけり、たかき山のふも  
 とにすみければ、そのやまにはるくといりて、たかき  
 山のみねのおりくべくもあらぬにおきて、にげて來ぬ、  
 や、といへど、いらへもせで、家にきて、おもひをるに、  
 いひはらたてけるをり、はらだちてかくしつれど、とし  
 ごろおやのごとやしなひつ、あひそひにければ、いとか  
 なしくおぼえけり、この山のかみより、月もいとかがり  
 なくあかくて出たるをながめて、夜ひとよいもねられず、  
 かなしくおぼえければ、かくよみたりける、  
 わがこゝろなぐさめかねつさらしなやおぼすて山にてる

月をみて  
 とよみてなん、又いきてむかへもてきにける、それより  
 のちなん、おぼすて山といひける【俊頼無名抄云、その  
 さきは冠山とぞ申ける、冠のやうに似しとかや、】なぐ  
 さめがたしとはこれがよしになん有ける、  
 この歌の後なる詞はいとくわろき作ざまなり、思ふ  
 に歌におぼすて山とよみしは、本よりの名にて何事も  
 なく、其山に月のてりて愁はしきをよみしのみ歌に  
 て、いといにしへのよき歌なるを、古歌の何ごとなく  
 いひておのづからよろしきことをまらぬもの、かく  
 今おぼを捨たりとは作りしなり、【袖中抄云、すてたら  
 ん夜はをばにてもをひにても山にてる月を見てとは不  
 可詠と、物語は山縁ばかりを書てはせんなければ、さ  
 もたよりある古歌を書加ふる定る事なり、或は又あた  
 らしき歌よみ加ふ、も常の事なり、】  
 〇信濃國にて、いにしへ老たる人を山に捨たるよし令  
 の集解にもかけり、されば此歌のゆるよしにはあらで、  
 外にいにしへおぼを捨し事有しより、山の名にはおひ  
 けん、集解にかけるも此歌によれるにはあらで、其本  
 によりしならん、其夜おぼを捨てやがておぼ捨山とは

よむべきことわりあらねば、此物語の作りざまは誤り  
 なり、【賦役令云、凡孝子順孫、義解云原殺喰父迎祖、  
 (集解引孝子傳、)】

(五) ちもつけの國に男女住たりけり、としごろすみけ  
 るほどに、をとこめをまうけて心かはりはて、この家  
 に有ける物どもを、今のめのがりかきはらひもてはこび  
 いく、心うしと思へど猶させて見たりけり、ちりばかり  
 物も残さずみなもていぬ、【一七一段ちりばかりもたる  
 けしきもみせざりけり、】たゞのこりたる物は馬ふらぬ躬  
 弦云和名抄鞍馬具に槽唐韻云槽音曹和名與舟同馬槽也】  
 のみなん有ける、それを此男のすさ、まかちといひける  
 わらはをつかひけるして、此ふねをさへとりにおこせた  
 り、このわらはに女のいひける、きんちも今はこゝにみ  
 えじかしなどいひければ、などでかさふらはざらん、ぬ  
 しおはせずともさふらひなんなどいひたり、  
 まかちは童の名なり、きんちは汝といふ程の事と聞ゆ  
 れど、いかでしかいふかまらず、源氏處女の卷に惟光  
 其子にむかひていふ詞にも、きんちらとみえたり、  
 女ぬしにせうぞこきこえは申てんや、ふみはよに見給は  
 じ、たゞことばにて申せよといひければ、いとよく申さ

ふらはんといひければ、かくいひける、  
 ふねもいぬまかちもみえしけふよりはうき世の中をい  
 かでわたらん  
 まかちとは萬葉などには左右梶の意なり、【梶に童名  
 をそへたり、師説】

と申せといひければ、男にいひければ、物かきふるひい  
 にしをとこ、まかながらはこびかへして、もとのごとく  
 あからめもせでそひるにける、  
 まかながらはそのま、なり、あからめは外目なり、【濱  
 臣云、まかながらは悉皆なり、遊仙窟云覺、兩都廬失、  
 注云都廬者惣盡意也】  
 (六) やまとの國に男女有けり、とし月かぎりなくおもひ  
 てすみわたりけるを、いかゞしけんをんなをえてけり、  
 なほにもあらず、此家にゐて來て、壁を隔て住て、わが、  
 たにはさらにもよりこす、いとうしとおもへどさらにい  
 ひもねたまず、秋のよのながきにめをさましてきけば、鹿  
 なんなきける、ものいはで聞けり、壁を隔てたるをこ  
 き、給ふやにしこそといひければ、なにごと、いらへけ  
 れば、このしかのなくはき、給ふやといひければ、さき  
 き侍りといらへけり、をとこさてそれをばいか、聞給ふ

といひければ、女ふといひける、

なほにあらずは、たゞにもあらずなり、ものもいはでとは本の妻の物もいはず聞るなり、にしこそは惣て物を有が中よりとり擧て云ことばなり、源氏夕顔に所どのこそ、又今昔物語に地蔵こそ、又父こそなどいへり、古その人を取わきていふをあがめ言葉とせしなり、(新古今戀五續人不知)われもしかなきてぞ人にこひられしいまこそよそにこそをのみきけ

われも如是てふに鹿をこめたり、

とよみたりければ、かぎりなくめで、この今のめをおくりて、もとのごとなんすみわたりける、  
おくりては送りかへしたるなり

(三) そめの、内侍といふいますかりけり、それをよしありのおど、と申けるなん、時々すみ給ひける、物をよくし給ひければ、御そどもをなんあづさせ給ひけるに、あやどもをおほくつかはしたりければ、くもりのものにあやをそむべきときこえたりしを、ともかくものたまはせねば、えなんつかうまつらぬ、さだめうけ給はらんと申奉りければ、おとど御かへりごとに、  
染殿の内侍は西三條右大臣良相女滋春母なり、能有は

近院右大臣、寛平九年薨し給へり、雲鶴の文をくもとりと云なり、ある説つるの普通といへるはわろし、かやうに略していひよき様にいふ事常多し、

くもりのあやのいろをもおもほえずひとをあひみでとしのへぬれば【この歌は續拾遺四近院右大臣とあり、あひに藍をよせたりといふは、かなをもわきまへぬ後の人の心なり】

となんのたまへりける、

(三) おなじ内侍に在中將すみける時、中將のもとによみてやりける、  
(後撰秋上よみ人しらす)

秋はぎを色どる風のふきぬれば人のこ、ろもうたがはれけり【古今二吹まよふ野風を寒み秋夜のうつりも行人の心の】

とありければ、返し、

秋の野を色どる風はふきぬともこ、ろはかれじ草葉ならねば【此歌後撰集に入り、即ち在原業平朝臣の歌なり、】となんいへりける、かくてすまず成てのち、中將のもとよりきぬをなん玄におこせたりける、それにあらはひなとする人なくて、いとわびしくなんある、猶かならずして給へとなん有ければ、内侍御心もてある事にこそあなれ、

すまず成てとは、中將のすまずなりしなり、あらはひ上にみゆ、御心もて云々は内侍のかへり事にいふなり、

【今本末句をなくるとあるは誤りなる事返しにてもあるべし】

おほぬさとなりぬる人のかなしきはよるせともなくしかぞながる、

大幣はあまた人の手をふる、物なれば、人の心のうつりやすきにたとふるなり、よるせともなくとは、かのぬさをはらへの後に川にながせば、よる瀬もなくとよみて、一方に心とよめぬ事をいひ、さて心のとよまらねばあらそひなどする人もなしと歌にいふなり、末の句は流るゝに歌はるゝをそへたり、(躬弦按に大幣の事くはしく伊勢物語古意にみえたり)

となんいひやりたりける、中將  
ながるともなにかみえん手にとりてひきけん人ぞぬさとしららん

よそ人はぬさのながるゝを、も何ともえあるまじきを、さすがに手をもふれたまへる名残にそのよしもしり給ふらんとなり、【古今、「大ぬさの引手あまたになりぬれば思へどえこそたのまざりけれ」大ぬさの名にこそ

たてれながれてもつひによるせはあるとふものを】

(三) 在中將、二條のきさいの宮まだみかどにもつかふまつり給はで、たゞ人におはしましけるよに、よばひたてまつりける時、ひじきといふ物おこせてかくなん、

此條あらぬ作り事なり、いせ物語のこの條にそへ書せしも、此作りごとをもて後に是は何々と注せしを、今は皆本文と思ひてあやまれり、そのよし古意にくはしくせり、合せてあるべし、

おもひあらばむくらの宿にねもせなんひじきものには袖をしつゝも

おもひあらば、打思ひあらばてふ意なる事、古意に委しくいへり、ひじきものは和名抄に鹿尾菜をいへり、となんのたまへりける、返しを人なん忘れにける、さてきさいの宮東宮の女御ときこえて、大原野にまうで給へり、御ともにかんだちめ殿上人いと多くつかふまつり給へり、在中將もつかうまつれり、御くるまのあたりなまぐらきをりにたてり、御社にて大かたの人々ろくたまはりて後なりけり、御車のしりよりたてまつれる御ひとへの御ぞをかづけさせ給へりけり、在中將たまはるまゝに、

此事甚むつかしく違ひどもあり、いせものがたりの古

意にくはしくいへり、合て知るべし。  
〔古今集〕  
大原やをしほの山もけふこそはかみ代のこともおもひ出  
らめ

此歌は古今集雜に入て、かのむかしの事おもふなどは  
なきも、物語にまかとりなしたるなり、いとたけ有て  
よろしき歌なり、

とまのびやかにいひけり、むかしをおぼし出てをかしと  
おぼしけり、

〔二〕 又在中將うちにさふらふに、みやすん所の御かたよ  
り、わすれ草をなんこれはなにかいふとて給へりけれ  
ば、中將、

かく作りかへしは、此物語のわろき作りざまなり、  
〔伊勢物語〕又續古語四葉平朝臣  
わすれ草おふる野邊とはみるらめどはまのぶなりのち  
もたのまん

となん有ける、おなじ草をしのぶぐさわすれ草といへば、  
それによりてなんよみたりける、

われすれ草は宜草なること萬葉にて明らかく、枕草紙  
にも六月に花咲よしあり、まのぶ草は倭名抄に垣衣と  
て、昔の類に出して明らかに別なるを、此物語はかく  
人の誤れるなり、是より後の人さまよくいへど、みな

さなくば此歌よしなし、昔蒲は葉にて香もよければ、  
まくべき物なり、それに色々糸を組下げなどしたる  
をかざりちまきと云なり、

〔三〕 水の尾のみかどの御時、左大辨の娘辨のみやすん所  
とていますかりけるを、みかど御おしおろし給ひて後に、  
ひとりいますかりけるを、在中將忍びてかまひけり、

水のをのみかどは清和帝の御事なり、左大辨誰と不知、  
中將やまひいとおもくしてわづらひけるを、もとのめど  
も、あり、これはいとまのびてある事なれば、えいきも  
とぶらひ給はず、まのびくになんとぶらひける事日々

に有けり、さるにはぬ日なん有ける、やまひもいと  
もりて其日になりけり、中將のもより、  
つれづれといとこ、ろのわびしきにけふはとはすてく  
らしてんとや

かくつたなきが業平の歌ならんや、作りことまゑるべし、  
とておこせたり、よわくなりたりとていといたくなき  
さわざで、返りごとなどもせんとする程に、まにけりと  
き、ていとみしがかりけり、まなんとする事いまくと  
成てよみたりける、

〔古今集〕業平朝臣伊勢物語  
つひにゆく道とはかねてき、しかどきのふけふとはおも

ふるき事をしらで、此物語などによれるはいふにもた  
らぬわざなり、〔冬云〕毛詩衛風焉得諼草言樹之背この  
わすれ草これなり、

〔三〕 在中將にきさいの宮より菊めしければたてまつりけ  
るついでに、

此言葉いせものがたりとはかはれり、  
〔古今集〕下業平朝臣伊勢物語  
うつつしうゑば秋なき時やさかざらん花こそちらめねさへ  
かれめや

とかいつけたてまつりける、  
歌の意は明らかし、初句古今集にもいせ物語にも今の  
本はうへしうゑばとあるは、うつをうへと書誤りしの  
み、眞名伊勢物語に遷植者と有、又業平集と云物にも

うつつしうゑばと有ぞよろしき、  
〔三〕 ざいちうまやうのもとに、人のかざりちまきをおこ  
せたる返しに、かくいひやりける、  
〔伊勢物語〕  
あやめかり君はぬまにぞまとひけるわれは野に出てかる  
ぞわびしき

とてきじをなんやりける、  
ちまきは茅もて初はまきしなるべし、後にまこもさ、  
にても巻なり、又この頭はあやめしても巻ならん、

はざりしを  
是こそまことに中將のなれ、  
とよみてなん絶はてにけり、

〔六〕 在中將物見に出て、女のよしある車のもとに立ぬ、し  
ただれのはざまより、此女の顔いとよみてけり、〔一  
五〕 段まだすだれのはざまのあきたるより此男まもれ  
ば、ものなどいひかはしけり、これもかれもかへりてあ  
したによみてやりける、

みすもあらずみせぬ人のこひしくはあやなくけふやな  
がめくらさん  
こは古今集にもいせ物語にもみゆ、まかるを今のはし  
書はかきこなひしなり、歌に見すもあらずみせぬ  
と有を、はしにかほいとよみてけりといふべきもの  
か、〔この歌は古今戀一在原業平朝臣のなり〕

とあればをんな返し、  
みもみすもたれとまりてかこひらる、おぼつかなみのけ  
ふのながめや

此女の返し、古今にも伊勢物語にも、まるしらぬ何かあ  
やなくわきていはん思ひのみこそまゑるべなりけれと有  
て、いとよき歌なるを、こに出せるは歌も讀ぬ人の云

大和物語直解下巻

たる事にてわろし、おぼつかなみのと有みの辭か、る所におくべき事ならぬをもわかまへぬをこの歌なり、とぞいへりける、これらは物語にて世に有事どもなり、

【躬弦云今の注にこ、までを五の巻とせり】

(三) 男女の衣をかりきて、今のめのがり往てさらに見えす、此きぬを皆き破りて返しおこすとて、それに、きじ、かり、かも、をくはへておこす、人の國にいたづらにみえけるものどもなりけり、さりける時に女かくいひやりける、いたづらにみえける物とは、御はがための供に猪鹿の代りに雉鴨を用ひられたれど、きとしたる心食には必きじのみなれば、外の鳥は川なく、たゞ田舎に多くみえてあるものといふならん、

いなやきじ人にならせるかりごろもわがみにふればうきかもぞつく

返したる衣は今の女になれたる衣なれば、それをわが着ばわがわろき香のつきぬべし、われはいなきまじきよといふなり、ある説にうき香を今の女の香といへるはわろし、

(四) ふかくさのみかど、申ける御時、良少將といふ人いみじき時にて有けり、いと色このみになん有ける、まの

御はうふりの夜、御ともに皆人つかうまつりける中に、其夜より此良少將うせにけり、

仁明帝は嘉祥三年三月廿一日に崩じ給へり、此少將は三日過て出家せりと實録にみえたり、此物語はわろし、ともたち、めもいかならんとて、まばしはこ、かしこもとむれども、音耳にも聞えず、ほうしにや成にけん、身をやなげてけん、法師に成たらばさてなんあるともきこえなん、猶身をなげたるなるべしと思ふに、世の中にもいみじうあはれがり、めこどもはさらにもいはず、よるひるさうじいもひをして、世間のかみほとけに願をたてまどへど、おとも聞えず、

いもひは物いみして神などへいのるなり、めは三人なん有けるを、よろしく思ひけるには猶世にへじとなんおもふとふたりにはいひける、

よろしく思ふとは常さまにおもふなり、【枕冊子廿三段、春ごとにさくとて櫻よろしう思ふ人やはある、】かぎりなく思ひて子どもなどあるめには、ちりばかりもさるけしきもみせざりけり、【百五十九段ちりばかりの物ものこさず】この事をかけてもいは、女もいみじとおもふべし、われもえかくなるまじきこ、ちのしければ、よ

びてときん、あひける女、おなじうち有けり、

仁明天皇崩まして深草山の陵に葬奉りし故、ふかくさの帝と申す、良少將前にみえたり、いみじき時とは時にあひたるなり、【廿一段廿二段別人なること、廿一段の注にみえたり、】

こまひはかならずあはんとちざりたる夜有けり、女いたうけさうじてまつにおともせず、めをさまして夜やふけぬらんと思ふ程に、時まうす【時中の事式其外古き記共に多し】おとのしければきくに、うしみつと申けるをきて、をこのもとにふといひやりける、

人ご、ろうしみついまはたのまじよ【此本末拾遺集に入たり、拾遺雜賀上句女下句良家宗貞瑞本云苑政波戀中】一時を四にわりて、うしひとつ、うしふたつ、うしみつ、うしよつといへり、

といひやりたりけるに、おどろきて、ゆめにみゆやとねぞすぎにける

とぞつけてやりける、まばしと思ひてうちやすみけるに、ねすぎにたるになん有ける、

(五) かくて世にもらうあるものにつかうまつる、みかどかぎりなくおぼされてある程に、このみかどうせ給ふ、

りたにこぞ、にはかになんうせにける、ともかくもなれ、かくなん思ふともいはざりけること、いみじき事を思ひて、なき入られて、はつせのみてらに此めまうでにけり、この少將は法師になりて、みのひとつをうちきて、世けん世界をおこなひありきて、泊瀬のみてらにおこなふ程に【おこなふ程にの下、瑞本にはなん有けるあるつぼねちかうめておこなへばの字あり】此をんなだうしにいふやう、此人かく成にたるをいきて世にある物ならば、今一度あひみせ給へ、身をなげまにたるものならば、そのみちなしたまへ、さてなんしにたるとも此人のあらんやうを、ゆめにてもうつ、にてもき、みせ給へといひて、わがさうぞく、かみしも、おびたちまで、みなすけうにしけり、みづからも申もやらすなきけり、

其道なし給へとは佛家に成道てふ事あるをいへり、わがさうぞくは遍昭のさきのそうぞくなり、【灌頂云、後撰雜三、故女四のみこの後のわざせんとて、菩提子のすずをなん右大臣もとめ侍るとき、此す、おくとてくはへ侍る、真延法師「思ひ出のけふにやまなべなき人のほとけになれる此實見君、返し右大臣」道なれるこのみたづねてこ、ろざし有とみるにぞねをまましけ

る、此歌の道なれるも成道のなり、それを菩提は梵語にて道と云事なれば、道成なる果とはいへるなり】はじめは何人のまうでたるならんと聞かたるに、わがうへをかく申つ、わがさうぞくなどかくす經にするをみるに、心もきも、なくなしき事ものに、す、心もきも、なくなりたる様なるを云、

はしりや出なましとちたびおもひけれど、思ひかへし／＼ゐて、よひとよなきあかして、あしたにみれば、みのも何もなみだのか、りたる所は、ちのなみだにてなん有ける、いみじうなけば、ちのなみだといふものは有物になん有けるとぞいひける、そのをりなんはしりも出ぬべきこ、ちせしとぞ後にいひける、か、れどなほえきかず、名のり出んと思ふをおもひかへして、もだしむたりしなり、さて遍昭はか、る悲しびにあひたれど、猶書のねがひを聞かれずして在しといふなるべし、御はてになりて、御ぶくぬぎによろづの殿上人かはらに出たるに、わらはのことやうなるなん、かしはにかきたる文【濱臣云、文とはこ、にては歌をいへり、】をもてきたる、とりてみれば、

上に御はふりの夜うせしと云をうけて書り、はてとは

物語どもに四十九日の事をいへり、さてこ、は除服のはらへなり、かしはにかきたるは山住のさまなり、

みなひとは花のころもなりぬなりこけのたもとよかわきたにせよ【古今集に、皆人御ふくぬぎて、あるはかうぶり給はりなどよろこびけるを聞てよめるとて入たり、】とあり、みれば此良少將のてに見なしつ、いづらといひてもてこし人をせかにもとむれど、【竹取物語世界のものあてなるといやしきと】なし、法師に成たるべしとは是にてなんみな人去りにける、されどいづちにかあらんと云事さらしにえ知す、かくて世中に有といふ事をきこしめして、五條の後の宮より【五條の后宮は仁明帝の后、文徳帝の御母后なり、】うとねりを御使にて、山々尋ねさせ給ひける、こ、にありと聞ていけばうせぬ、かしこに在と聞てたづぬれば又うせぬ、えあはずからうじてかくれたる所にゆくりもなくいにけり、えかくれあへてあひにけり、宮より御使になん参りきつるとて、おほせごとには、かうみかどもおはしませず、むつまじくおぼしめし、人をかたみと思ふべきに、かくよにうせかくれ給ひにければ、いとなん悲き、なか山はやしにおこなひ給ふとも、こ、にだにせうそこし給はぬ、御さと【遍昭の里なり】と有し所に

も音もし給はざなれば、いと哀になんなきわぶなる、いかなる御心にてかうはものし給ふらんときこえよとてなんおほせられつる、【とてなんとあらば御使に参りつると云べし、おほせられつるとあらばての字あまれり】こ、かしこ尋ねたてまつりてなん参りきつるといふ、少將大とくうちなきて、おほせごとかしこまりてうけ給はりぬ、帝かくれ給ひてかしこき御かけにならひておはしまさぬよに、しばしもありふべきこ、ちも去侍らざりしかば、かかる山の末にこもり侍りて去なんをこにてと思ひ給ふるを、まだなんかくあやしきことはいきめぐらひ侍る、

御かたへに仕へなれ奉りし天皇のおはしまさぬ代には、去ばしもありへかだくてといふなり、いとまかしこくとはせ給へる事、わらはべの侍る事は更にわすれ侍る時も侍らすとて、子のある事前にも末にもあり、

かぎりなきくも井のよそにわかるとも人をこ、ろにをくらさんやは【今本人に心をと有は誤なり、それにつきていへる説共は取にたらず、古今集にも、この一本にも、人を心にと有ぞよき、】

末の句上に雲井のよそにと有より出たる言葉にて、後

の物語などにかくをくらさせ給ふなど、皆隔ある事をいふにて、をくらすは暗ますと云意なり、【射弦考にをくらすの説隠ならず覺ゆ、後に委いふべし、】

となん申つるとけいし給へといひける、此大徳のかほかたちすがたをみるに、かなしき事物ににす、その人にもあらず、かけの如くになりて、たゞみのをなんきたりける、

其人のものすがたともなしと云なり、少將にて有し時のさまのいときよげなりしを思ひ出で、なみだもと、まらざりけり、かなしごとかたとき人のゐるべくもあらぬ山の奥なりければ、なく／＼さらばといひてかへり來て、此大徳たづね出でありつるよしをかんのくだりけいせさせけり、后の宮もいたうなき給ふ、さふらふ人々もいらなくなんなきあはれがりける、宮の御かへりも、人々のせうそこも、いひつけて又やれりければ、ありしところにも又なくなりけり、

今もいらけなきといふはことのはげしく急なる様の事にいへり、こ、もつよくなきいられたるをいふならむ、

【(三)をの、こまちといふ人、正月に清水にまうでにけり、【射弦云小町集には石上寺とあり、遍昭集には上の泊瀬寺のつゞきに出せり、】おこなひなどしてきくに、あやしう



たふとき法師の聲にて、どけうしだらによむ、このをの、こまちあやしがりて、つれなきやう【それとなき様なり】にて人をやりてみせければ、みのひとつをきたるほうしの、こしにひうちげなどゆひつけたるなんむたるといひけり、かくてなほきくに、聲いとたふとくめでたくきこゆれば、たなる人にはよもあらし、もし少將大徳にやあらんと思ひにけり、いかいふとて、このみでらになん侍る、いとさむきに御ぞひとつかし給へとて、

行いたる野山などにて飯かしぐ火の料に、旅人又か、る人は必火打をもたるなり、それをちひさき箱に入たるを火うちげとはいふべし、又袋も有しなり、小野小町の事は百人一首の古説に委しくいへり、其出し所は玄らねど、いかさま采女などの如き女ならんかし、歌はいにしへにも後にもならびなきほどの上手なり、(後撰雜三小野小町)いはのうへに旅ねをすればいとさむしこけのころもをわれにかきなん【二首ともに後撰に入、ことがきに石上寺にまうで、とあり】といひやりたりけるかへりごと、世をそむくこけのころもはたゞひとへかさねばうとしいざふたりねん【後撰遍昭の歌なり】

たてまつる、たぶさは手ぶしなり、ながらは植て有ながらなり、といふも僧正の御歌になんありける、此子をおしなしたうひける大徳は、心にもあらでなりたりければ、おやにもにす京にもかよひてなんしありきける、おして法師になし給ひければ、京にもかよひ物しありくと云なり、

(二)此大徳の玄そくなりける人のむすめの、うちにてたまつらんとてかしづきけるをみそかにかたらひけり、帝に奉らんとせし娘なり、おやき、つけて、をとこをも女をもすげなくいみじういひて、此大徳をみせずなりにければ、山にはうしてゐて、ことのかよひもえせざりけり、

おやは女の親なり、こ、は女がたにての事なれば、法師をさしてをとこといへり、いと久しうありて、このさわがれし女のせうとともなどなん、人のわざしに山にのぼりたりける、せうとは兄人の意なり、わざは死たる時の法事などをいふ、山は日枝の山なり、

此大徳のすむ所にきて物がたりなどしてうちやすみたり

たゞひとへのみある衣なれば、かさねればうとし、今せんかたなきに、いざふたりねんといふにや、思ひはなれたる心あり

といひたるに、さらに少將なりけりと思ひて、たゞにもかたらひし中なりければ、あひて物もいはんと思ひていさければ、かいつやうにうせにけり、ひとでらもめさすれど、さらに、げてうせにけり、たゞは直にて、常といふなり、かいつのかいはことばなり、

(三)かくてうせにける大徳なん、僧正までなりて、花山といふみでらにすみ給ひけり、元慶三年權僧正、仁和元年僧正になり、二年に籠車をさへゆりたり、花山の僧正ともいへり、

俗にいますがりける時の子ども有けり、太郎は左近の將監にて殿上してありける、かくよにいますかりと聞時だにとて、母もやりければ、いきたりければ、法師の子は法師なるぞよきとて、是も法師になしてけり、かくてなん、扶業略記に、遍昭の子の素性由壯二人、雲林院に在しことみゆ、後撰をりつればたぶさにけがるたてながらみよのほとけに花

けるに、きぬのくびにかきつけける、衣のくひは領か、又さいばらにかたこばひきよにぬひてきせめかもとあるは、今いふおくびなりともいへり、【和名抄拾釋名云(音韻古呂毛乃久比)頸也所以頸也襟鎖禁也交於前所以禁禦風寒也同衽四弊字苑云(如甚反和名於保久比)衣前襟也】

若とすまんと思ひし心たがひて、かく身を、くらしして山に住るといふなるべし、【躬茲考るに上の人を心にをくらさんやはとあるもこ、のをくぬるも共に大人はをを發語になして暗ます心にとかれたり、されどここは身を、くらししてといふ事を、くぬるといふべき語勢にあらず、よりに思ふに、上の歌のもこ、も、ともにくのををおの假名にして、く文字を清てよむべし、さて後の字の意なり、上の歌の意は程遠き所に立わかれますめども、我心に其人を常にわする、事あらねば、身につきたがへることく、時の間も心に不令後といふなり、又こ、の歌は、白雲の重るみねにわれはすめるを、君ももろともにはあらずして、我におくれ給

ひぬるよ、さて契らざりしを世はおもひの外なるとの云といふなり、さて物語などにをくらさせ給ふなどあるは、ことにてくらす意の俗語なるべきにや、】  
 とかきたりけるを、このせうとの兵衛のせうはえまらで京へいぬ、いもうとみつけてあはれと思ひけん、是は僧都になりて、京極のそうづといひてなんいますかりける、兵衛のせう誰と去らず、山性は少僧都雲林院の別當と物にみえたり、【冬按、日本紀、天武二年二月義成僧爲小僧都、是始乎、同紀推古天皇三十二年夏四月、百濟觀勒僧爲僧正、以勸都德積爲僧都、是此僧都之始乎、】  
 (三五)むかしうとねりなりける人、おほわのみてぐらつかひにやまとの國にくだりけり、【袖中抄十三冬云職原抄内舍人九十人云々續紀文武天皇太寶元年六月始補内舍人九十人於太政官列見云々は始也百寮訓云是重殿士等任之昔者撰武勇故坂東國遣之令習弓馬或坂東人任之職員令内舍人九十人寮帶刀一宿衛供奉雅使若御行分衛前後也】  
 おほわは大三輪神社を略していふ、としく、四月の上の卯日、此社へ御使たり、幣帛参らする使なり、  
 むでといふわたりに、きよげなる人の家より女どもわらはべ出来て、このいく人を見る、きたなげなき女いとを

かしげなるをいだきて、かどのもとにたたり、このちごのかほのいとをかしげなりければ、うまをとめてそのこ、ちめてこといひければ、この女よりきたり、ちかくてみるにいとをかしげなりければ、ゆめことをとこまたまふな、われにあひ給へ、おほきになり給はんほどに参りこんといひて、これをかたみにし給へとて、おびをとき取てもたりける文にひきゆひてもたせていぬ、  
 女の子のしたりける帯を、男のとりてといふなり、さて文とのみにてはことわりなし、こは文杖にゆひつけて従者にもたせていにしなり、【竹取物語に文狹ニフミヲハサミテモテキタルコトアリ抄上(三十ウ)】  
 この子としむつな、つばかりにありけり、このをこいこののみなりける人なれば、いふなん有ける、此子はわすれず思ひもたりけり、をとこははやわすれにけり、  
 女子は男を忘れず思ひて其世中をもたりとなり  
 かくて七八年ばかり有て、又おなじつかひにさ、れて、やまとへいくとて、井手のわたりにやどりて、みてみれば、まへにゐなん有ける、それに水くむ女どもあなるが、いふやう、そのゆくへもとほらぬとたゞひとくちいひて末をいひさしつ、

此次に今少しことばありて、末に「ときかへし井での下帯ゆきめぐりあふせうれしき玉川の水」又こたへの歌も有しを、こ、には落たる事明らかなり、古今著聞にはいさ、かの事の様がひたれど、右うたども有しなり、【袖中抄、山しろのゐでの玉水手にくみてたのみしかひもなきよなりけり】此歌は井出にて契せることをたがへたることありけるにや、若大和物語にかきさしたることはこれにや、(中略)花の事かなはぬやうにいひければ、此たのみしかひもなき世なりけりといふ歌をばよめりけるにや、きはめて不審の推量にてはあれど、事の體のあひにたるなり、○濱臣云山城の歌は伊勢物語又新古今戀五に入たり、顯昭の説いかがあらん猶考べし、】  
 (三六)これひらのさいしやう中將に物し給ひける時、故兵部卿の宮の別當し給ひければ、常に参りなれて、こたちもかたらひ給けり、その君うちよりまかで給けるま、に、風になんあひ給ひてわづらひける、とふらひにくすりのさけさかななどうじて、兵衛の命婦【冬云、令義解云、婦人帶五位以上曰命婦也五位以上妾曰外婦周禮天官宰云、凡表事佐后使治外内命婦正其服位注内婦九嬪世婦

也外命婦公卿大夫妻也】なんやり給ける、そのかへりこに、いとうれしくとひ給へる、あさましうか、るやまひもつく物になん有けるとて、  
 伊衡は敏行の男なり、別當は女別當なり、薬の酒何にや去らず、  
 あをやぎのいとならねどもはる風のふけばかたよるわが身なりけり  
 かたよるとではよくもことわり得ても聞えず、次になびくとよみしは、萬葉には病臥さまをうちなびきとこにこいふしともよみて、うち臥たるさまなればよし、とあれば、兵衛の命が返し、  
 いさ、めにふくかせにやはなびくべきのわきすぐし、君にはやはあらぬ【古今物名、いさ、めに時まつまにぞ日はへぬるこ、ろばせをば人にみせつ、】此いさ、めも同じ  
 (三七)今左のおと、少將に物し給ひける時に、式部卿の宮につねに参り給けり、かの宮にやまと、いふ人さふら

ひけるを、ものなどのたまひければ、いとわりなく、色このむ人にて、女いとをかしうめでたしとおもひけり、

今の左のおと、は清慎公、式部宮は敦盛親王、やまとは誰としらす、【後撰に、あつよしのみこの家にやまと、いふ人に、左大臣、「今更に思ひ出しと忍ぶれど戀しきにこそ忘れわびぬれ】

されど、つねにあふ事かたかりけり、やまと、人去れぬこ、ろのうちにもゆる火はけぶりもた、でくゆりこそすれ

といひやりければ返し、

ふじのねのたえぬおもひもある物をくゆるはつらきこ、ろなりけり

ふじの根は絶ぬ火もあるをくゆるとばかりはつらしとなり【古今歌に、ふじのねの絶ぬ思ひにもえはもえかみだにけさぬむなしけぶりを】

と有けり、かくてひさしう参り給はざりける頃、女いといたうまちわびにけり、いかなるこ、ちしければかさるわざはしけん、人にも去らせで、車にのりてうちに参りにけり、左衛門のちんに車をたて、わたる人をよびよ

せて、いかで少將の君に物聞えんといひければ、あやしき事かな、たれときこゆる人のか、ることほし給ふぞなといひすさびていりぬ、又わたればおなじこといへば、いざ殿上などにやおはしますらん、いかでかきこえんなどいひていりぬる人もあり、

又わたればと初の人ならぬこと人なり、うへのきぬきたるこもの、いりけるを、まひてよびければ、あやしと思ひてきたりけり、

こはよろしき人のさまなり、又別の人なり、

少將の君やおはしますととひけり、おはしますと云ければ、いとせちにきこえさすべき事ありて、殿より人なん参りたると聞え給へとありければやすき事なりそもくかきこえつぎたらん人をばわすれ給ふまじや、いとあはれに夜更て人すくなにてもし給ふかなといひて、いりていとひさしかりければ、むごにまちたてりける、からうじてこれもいひつがでや出ぬらん、いかさまにせんと思ふ程になん出きたりける、さていふやう、御前に御あそびなどし給へるをからうじてなんきこえつれば、たが物し給ふならん、いとあやしき事たしかにとひ奉りてことなんの給ひつるといへば、せんじちにはしもつか方よりな

り、みづからきこえんをきこえ給へといひければ、さなる申すときこえければ、さにやあらんと思ふに、いとあやしうもをかしようもおほえ給ひけり、まばしといはせてたち出て、ひろはたの中納言の侍従に物し給ひける時、か、る事なんあるをいかすべきとたばかり給けり、

ことをいひあはせはかるなり、さてさゑものちんにとのゐところなりける屏風た、みなどもていきて、そこになんおろい給ける、いかでかくはとの給ければ、なにかはいとあさましう物のおほゆれば、

此次にも歌有しか、されど上とはことにて、こ、はなくてもよし、廣幡中納言は源庶明なり、

(天) 亭子のみかどいしやまに常にまうで給けり、【石山寺のはじめは、今昔に、弘法の佛つくりしよりおこれりといへり、後に聖武の御願と云はよしなし、】くにのつかさ、たみつかれ國ほろびぬべしとなんわぶるときこしめして、こと國々のみさうなどにおほせてのたまへりければ、もてはこびて、御まうけをつかうまつりてまうで給けり、

くにのつかさは近江の國司なり、さて院の御庄の物もて其諸の料をせさせられしなり、

あふみのかみいかにきこしめしたるにかあらんとなげきおそれて、又むげにきて過し奉りてんやとてかへらせ給ふ、うちいでの濱【うち出の濱は大浦の東なり】によつねならずめでたきかりやどもをつくりて、きくの花のいとおもしろきをうゑて、御まうけつかうまつれりけり、くにのかみはおぢおそれてはかにかくれをりて、たゞくろぬしをなんすゑおきたりける、

大友は近江の地名なり、後撰にもから崎のはらひに黒主が出しことあり、近江の國の陰陽師とみゆ、はらひは陰陽師のするなり、

おはしますと程に、殿上人くろぬしはなどでさてはさふらふぞと、ひけり、院も御車おさへさせ給ひて、何しにこ、にはあるぞとはせ給ひければ、人々とひけるに申ける、さゝらなみまもなくきしをあらふめりなきさきよくは君とまれとか【これは新千稚上大作黒主の歌なり】とよめりければ、これにめで給うてなん、とまりて人々に物たまひてかへらせ給ひける、

(元) よしみねのむねさだの少將ものへゆく道に、五でうわたりにて雨いたうふりければ、あれたるかどにたちかくれて見いたれば、五間ばかりなるひはた屋のしもに、つ

ちやぐらなどあれど、

士してぬりたる倉をつちや倉といふならん。

ことに人などみえず、あゆみいりてみればはしの間に梅  
いとをかしう咲たり、鶯もなく人有ともみえぬみすのう  
ちより、うす色のきぬ濃ききぬのうへにきて、ただだち  
ときよきほどなる人、髪たけばかりならんとみゆるが、  
たけたちは其女のせだけなり、

まもぎおひてあれたるやどをうぐひすの人來となくやた  
れとかまたん

とひとりこつ、少將、

きたれどもいひしなれねばうぐひすの君につげよとをし  
へてぞなく

誰とかまたんといふをうけて、我きたりてはあれど、  
いひなれぬあたりなる心を得て、鶯の君につげよと從  
者などにをしへつぐるとなり、

とこゑをかしうていへば、をんなおどろきて、人もなし  
と思ひつるに、物しきさまをみえぬる事と思ひて、物もい  
はずなりぬ、男えんにのぼりてぬ、などか物のたまはぬ、  
雨のわりなく侍りつればやむまではかくてなんとといへ  
ば、おほちよりもりまさりてこ、は中々といらへけり、時

はむつき十日のほどなりけり、すのうちよりまとねさ

し出たり、ひきよせてぬぬ、すだれもへりはかはほりに

くはれて、所々なし、うちのまつらひみいるれば、むか  
しおぼえてた、みなどよかりけれど、くちをしくなり  
けり、日もやうく暮ぬればやをらすべりいりて、此人  
をおくにもいれず、女やよしと思へどせいすべきやうも  
なくていふかひなし、雨は夜ひとよふりあかして、又の  
つとめてぞすこしそらはれたる、男はをんなのいらんと  
するを、たゞかくてとていれず、日もたかうなれば、此  
女のおや、少將にあるじすべきかたのなかりければ、こ  
どねりわらは、かりとめたるに、かたいしほさかなに  
して、【萬葉五、かたしほをとりつ、しろひ】酒をのま

せて、少將には、ひろき庭におひたる菜をつみて、むし  
ものといふ物にして、ちやうわんにもりて、はしには梅  
の花のさかりなるを、りて、【拾遺、雜春、松をはしに  
てたへ物を出して侍りけるは】その花びらにをんなのて  
にてかくかけり、

かたいしほは、紀に堅鹽とある物なるべし、今も田舎  
にては鹽ばかりをさかなにする事あり、ちやうわん  
は、空穂物語藏開に、たい一つたて、白きたうわんに

君は仁明帝を申奉るなり、

もとの人のもとにけさあらひにやるとて、

（古今群書類人不知）  
まも雪のふるやがしたにひとりぬのうつふしそめのあさ  
のけさなり【閑云、活字本も本文此歌までなり○冬云塙  
本も同じ】

古今に「世をいとひこのもとごとくに立よりてうつふし  
そめのあさのきぬなりとあるを、少しかへて、この僧正  
の歌とし、一條をつりたれど、いとわろし、うつつ  
しとはふしと云物は内の空なればいふなり、これは黒  
くなる物にて僧の衣などぞむるなり、

となん有ける、【これより末は大野閑云花山院の御つく  
り物語とある本にあり、さればこと本に書たり】  
今は昔ふたりしてひとりの女をよばひけり、さきだちて  
よばひける男つかさまさりて、其時の【こ、より末は或  
本をもて補へるよし季吟ぬしが本にいへり】みかどちか  
うつかうまつりけり、後よりよばひける、いまひとりの  
男は、そのおなじ帝の母きさい御兄末にて、【末は弟の誤  
か又兄の末と有しの、字おちたるか、○閑云異本には兄  
すゑにてとあり】つかさおくれたり、それをいか、思ひ  
けん、のちよりよばひける男にかの女はあひにけり、さ

おもひひめ、きて、少しもりてすしをりはじかみつ

たるかふら、かたい鹽ばかりして、よさりのおもものにも  
あらず、あしたのおものにもあらぬほどにてまゐりた  
りとある、たうわん同じ物か、さて陶碗にて白き磁器  
ならん、花びらひとつに歌を一句づ、など、女の母の  
かきて出せるなるべし、

きみがためころものすそをぬらしつ、はるの野に出てつ  
めるわかなぞ

衣の裾をぬらしとあれば、四も句もとは澤邊に出てな  
ど有けんかし、

をとここれを見るにいとあはれにおぼえて、ひきよせて  
くふ、女わりなうはづかしとおもひてふしたり、少將お  
きてことねりわらはをはしらせて、すなはち車にてまめ  
なるものさまくにもてきたり、むかへに人のあれば、  
父もまゐりこんとて出ぬ、それより後たえずみづからも  
きとぶらひけり、よろづの物くへども、猶五でうにて有  
し物のづらしうめでたかりきと思ひ出ける、とし月をへ  
てつかうまつりし君に、少將おくれたてまつりて、かは  
らん世をおもひてほふしになりにけり、【一七一段に法  
師になりし事みゆ】

りければ、此はじめよりいひけるをこそは、すぐせのふ

かく有けるよとおもひけり、かくてよろづによろしから

すたいく、去き事を、【一五四段たいくし】物のをり、

ことにみかどのなめしとおぼしめしぬべき事をつくり出

つ、きこえなびけるあひだに、このをこそは宮仕いと、

くるしうて、たせうえうをしてありきをこのみければ、

ゑふつかさにてみやづかへをもせずといふ事出来て、そ

のありけるつかさをぞとり給ひてけるさりければ、男世

中をうしと思ひてぞこもりゐておもひける、人のいのち

といふものいくよしもあるべき物にあらず思ふ時は、は

かなきつかさも何にかはあるべき、か、るうき世にはま

じらず、ひたぶるに山ふかくはなれて、おこなひにやつ

きなんとと思ひけれど、ちかくをだにはなたす【ちかくを

だにはなたすとは、其心を知て、親のかたはらはなたぬ

なり】は、のかなしくする人なりければ、よろづのうき

もつらきもこれにぞさはりける、時しも秋にしも有けれ

ば、物のいと哀におぼえて、夕ぐれにか、るひとり言を

ぞいひたりける、

古今雜下 不定文拾遺雜 うき世にはかどさせりともみえなくになどわがやどのい

でがてにする【四の句、などかわが身の】とあり、され

しきまでおぼえければ、もの、ゆるしるもたちのもと

に、これのみぞかねて月みるらんとて、か、る歌をよみ

てつかはしける、

なげきつ、そらなる月とながむればなみだぞあまの川と

ながる、

さりける程に、いとふか、らぬ事なりければ【いとふか

からぬとは公の勘事を云】もとのつかさになりけり、

此友たちどもは、みつね、ともりのりがほどなりけり、

いとにくさげなる女子のあるを、女はおとなになればこ

よなくなたらかになるなれど、此女をうしとわらひけれ

ど、みるたびにやうくよくなりもてゆく、ことの外に

おもひまさりしてみえければ、

ぬま水に君はあらねどか、るものみるま〜におひまさ

りける【みるまはみぬまの誤なるべし、返しのも同じ】

をんなのかへし、

か、るものみるま〜ぞうとまる、こ、ろあさまのぬま

におふれば

と返したりける、此をここに女のいへりける、

いつはりをたすのもりのゆふだすきかけてもちかへわ

りければ、此はじめよりいひけるをこそは、すぐせのふ

ば此段やがて平定文の事か】

れをおもは、

【三】女の思ふをこそをして、たしかにいたすをみて、【あ

だし男したる女の國より、其男を出すを本の夫の見てよ

めるなり】

あらはなる事あらがふなさくら花はるはかぎりとちるを

見せつ、【女の心かはりはてたるをみせたりといふ、】

返し、

いろに出てあだにみゆともさくら花風のふかすはちらじ

とぞおもふ【外男したる事はみゆともと云なり、〇わが

ゐる山の風はやみなりといへるに同じ】

【三】西の京六條わたりに、ついちところくづれて草

生しげりて【冬云、竹取物語下巻家にまかりてついちの

上に千人云々、和名抄云淮南子言舜作築墻和名ツイカキ

一云ツイヒチ云々、伊勢物語云ついちのくづれより云々

枕草子、人にあなづらる、もの、ついちのくづれ、源氏須

磨に、なかについちところくづれなどあり、【さす

がに所々まみあまたさ、げわたしたる所あり、そのも

とに女どもなどあまたみえければ、此男なほも過で【なほ

は直にてたゞにも過ずしていふなり、】ともなるわらは

して、などかくあれたるぞといひければ、たがかくはの

たまふぞといひければ、大路ゆく人といひけるに、くづれより女どもあまた出てかくいひかけたたりける、人の秋に庭さへあれて道もなくよもぎまげれるやと、やはみぬといへりければ、わらはのくちにいひいれて、【いひいれては、いひふくめてといふに同じ】  
 たが秋にあひてあれたるやどならんわれだに庭の草はおほさじ  
 さて時々かまひけれど、いかなる人のすかすならんとつつましかりければ、人にもそこ／＼ともいはでかよふ程に、皆人物へいにけり、たゞ獨ありて、もし人とはこゝれをたてまつれとて交かき出しける、  
 わがやどはならのみやこぞをとこ山こゆばかりにはあらはさでとへ  
 とありければ、此男いたく口をしがりて、その家におきたるものに物などくれてとひけれど、ふつといはでたゞならへとぞいひける、たづねんかたもなし、さるほどに思ひ忘れにけるに、此男のおやはつせに参りけるとともにありて、まことさる事ありきかし、こゝやそならん、かしこやそならんと思ふ程に、ともなるをともなと

にかたらひなどしけり、さてかのはつせにまうで、三條よりかへりけるに、【三條は山上の誤なるべし】あすかもと、いふ所に、あひしれる法師も俗もあまた出来て、けふ日はしたになりぬ、ならさかのあなたには人のやどり給ふべき家もさふらはす、こゝにとまらせ給へといひて、かどならべにいへふたつをひとつにつくりあはせたるをかしげなるにぞとめける、さりければとゞまりにけり、あるじなど人々しければ、【人々は人かましといふに同じ、躬弦云、さにあらず、こは人々の舞し」と云なり、】物などくひてさわがしきほどまづまり、ほとなく夕ぐれにはなりてけり、さりければとのもとにたゞすみ出でみるに、このみなみの家の北なるいへにて、ならの木といふ物をそふた木みきうゑたりける、あやしくこと木をもうゑでなどいひてさしのぞきたりけるに、きよげなるまともあげわたして、女どもあまたをり、あやしなどおのがどちいひて、ともなりける人をおびよせて、此人は此みなみにやどれるかととひけり、ついちのくづれよりみし人はいかに忘れざりけるにか、もしをとこなどにぐしてきたるにやなど、くもでに思ひみだる、程に、【みし人は男なり、男のかくおもふ間に、女

より歌よみておこせたるなり、】  
 くやしくもならぞとだにもいひてけるたまさかにだにきてもとはねば  
 といひけり、此庭さへあれてといひし人のてなりけり、京さへなまこひしきたびのほどなりければ、すゞりこひ出て、  
 【濱臣云、秋成木引村井吉嚴本補之、其補如左】  
 ならの木のならふほど、はをしへねと名にやあふともやどはかりつる  
 といひたりければ、あなうちつけのことやとて、かくぞいひ出したたりける、  
 かどすぎではつせ川までわたる瀬もわれがためとや君はこたへむ  
 その夜とまりつとめてをとこ、  
 あさまだきたつ雲もなしまらなみのかへる／＼もかへりきぬべし  
 大野閑云 奥書云

從四位上大内記侍從

東坊城菅原少納言尙長書寫

寶曆十年七月より、たま／＼あつまりて、ひとわたりよみて、おなし十二月の八日によみはてつ、一月に三度よたびなんよみけるなり、もとの注のあしきをばおほくけしつ、そのむしろにさま／＼のよしなしごとをいひわたらひながら、たま／＼かきつけたれば、それはたわろきこともおほかりなん、  
 賀茂 眞淵

日本紀訓考卷一

日本書紀卷第一  
やまとぶみのひとつのみま

神代上

かみよのかみ

古 天 地 未 剖 陰 陽 不 分 渾 沌 如 雞  
子 溟 滓 而 含 牙 及 其 清 陽 者 薄 靡 爲 天  
重 濁 者 滄 滯 而 爲 地 清 滯 滯 濁 精 妙 之 合 搏 易 重 濁 之  
凝 場 難 故 天 先 成 而 地 後 定 【淮南子引】  
かたまりがたし、かれあめよつなりてつちのちにさだまりき、

地之中生一物狀如葦牙便 化 爲 神 號  
のなかにあしがびなすものなれり、これによりてなりませるかみな、  
國 常 立 尊 至貴尊自餘曰命唯此 次 國 狹 立 尊 國

一 書 曰 天地混成之時始有神人焉號可  
美葦牙彦舅尊 次 國 底 立 尊 彦舅此云  
比古尼

一 書 曰 天地初判始 有 俱 生 之  
神 號 國 常 立 尊 次 國 狹 植 尊

又曰高天原所生神名曰天御中主  
尊 次 高 皇 產 靈 尊 次 神 皇 產 靈 尊 皇產靈此云  
美武須毗

一 書 曰 天地未生之時 譬 猶 海 上 浮  
無 所 根 係 其 中 生 一 物 如 葦 牙  
之初生渾中也 便 化 爲 人 號 國 常  
尊 比古尼

一 書 曰 天地初判 有 物 若 葦 牙  
生于空中因 此 化 神 號 天 常  
立 尊 可 美 葦 牙 彦 舅 尊 亦 曰 有  
物 若 浮 音 生 於 空 中 因 此 化  
神 號 國 常 立 尊

植 尊 次 豐 斟 淳 尊 凡 三 神 矣  
のなかにあしがびなすものなれり、これによりてなりませるかみな、

乾 道 獨 化 所 以 成 此 純 男  
あめのみちをひとりなれり、このゆゑにこのひたなのかきりなりましつ

一 書 曰 天 地 初 判 一 物 在 於 虛 中  
あるふみにいへらく、あめつちのはじめのとき、そらつちにもあり、

狀 貌 難 言 其 中 自 有 化 生 之 神 號 國 常  
そのかたしむしがたし、そのなかになりませるかみな、  
立 尊 亦曰國  
底立尊 次 國 狹 植 尊 亦曰國  
狹立尊 次

豐 國 主 尊 亦曰豐  
野尊 亦曰豐野尊 亦曰豐  
野尊 亦曰豐野尊 亦曰豐  
野尊

譬 猶 浮 音 而 漂 蕩 于 時 國 中 生  
たとへばうきあふらなしてたふり、そのときにくにのちにもな

物 狀 如 葦 牙 之 抽 出 也 因 此 有 化 生 之 神  
り、かたしむしがたし、そのなかになりませるかみな、

號 可 美 葦 牙 彦 舅 尊 次 國 常 立 尊

一 書 曰 天地初判 有 物 若 葦 牙  
生于空中因 此 化 神 號 天 常  
立 尊 可 美 葦 牙 彦 舅 尊 亦 曰 有

物 若 浮 音 生 於 空 中 因 此 化  
神 號 國 常 立 尊

次 有 神 渥 土 養 尊 渥土此云  
于毗尼 沙 土 養 尊 沙土此  
云須毗

一 書 曰 天 地 初 判 有 物 若 葦 牙  
生于空中因 此 化 神 號 天 常  
立 尊 可 美 葦 牙 彦 舅 尊 亦 曰 有  
物 若 浮 音 生 於 空 中 因 此 化  
神 號 國 常 立 尊

有神伊非諾尊伊非冊尊

一書曰此二神青根城根尊  
あるふみにいへらく、このふたげしらのかみは、あなかしきねのみこと  
之子也

一書曰國常立尊生天鏡  
あるふみにいへらく、くにのとこたちのみこと、あめかきのみことを

尊天鏡尊生天萬尊天  
うみまし、あめかきのみこと、あめよろづのみことをうみまし、あめ

萬尊生沫蕩尊沫蕩尊生  
よろづのみこと、あめなごのみことをうみまし、あめなごのみこと、

伊非諾尊伊非冊尊  
いざなぎのみこと、なうみませり

凡八神矣乾坤之道相參而化  
すべてやはしらのかみです、あめつちのみちあひまじはりてなりませり、

所以成此男女自國常立尊迄  
このゆゑにこのなとめとなしぬ、くにのとこたちのみことより、いざな

伊非諾尊伊非冊尊是謂神世七代者矣

一書曰男女耦生之神先有瀝土  
あるふみにいへらく、なとめとならびなりませるかみは、まつうひち

尊次有面足尊惶根尊次有伊非諾  
こと、つきにおもたるのみこと、かしこねのみこと、つきにいざなぎの

尊伊非冊尊

伊非諾尊伊非冊尊立於天浮橋之上  
いざなぎのみこと、いざなみのみこと、あめのうきばしにたて、

共計曰底下豊國歟  
あひたばかり給はく、なごもこつまたにくだらむやとのり給ひて、

迺以天之瓊矛指下而探之是  
すなはらあまのぬぼを、さしおろして、あなうなばらをかき

獲滄溟其矛鋒滴瀝之潮凝成一島  
さぐりえましつ、そのほこのさきゆまた、うしほ、こりてままとなれり、

名之曰磯取盧島二神於是降居  
これがなをおころまといふ、こにふたげしらのかみ、そのままと

彼島因欲共爲夫婦產生洲國便以

磯取盧島爲國中柱而  
おころまをなくにのなかの柱となして、

旋陰神右旋分巡國柱  
ゆめぐり、めがみはみさりゆめぐり、くにのめはしらなわかれめぐりて、

同會一面時陰神先唱曰喜  
ひとおしにわらひませるとき、めがみまつことあげたまひて、あな

哉遇可美少男焉陽神不悅  
ことさきだつや、さがなしめぐらひなほしなもとのり給ひき、こに

曰吾是男子理當先唱如何婦人  
まます、あはよすらなれば、まつことあげせむを、なごもたわやめにし

反先言乎事既不祥宜以改旋於  
ことさきだつや、さがなしめぐらひなほしなもとのり給ひき、こに

是二神却更相遇是行也陽神  
してふたげしらのかみ、さらにめぐりあひましぬ、このたげはながみまつ

先唱曰意哉遇可美少女焉  
ことあげたまはく、あなにえやうましなとめにあひぬとのり給ひき

因問陰神曰汝身有何成  
よけてめがみに、いましてがみににぞなれることありやと

耶對曰吾身有二雌元之處陽  
ひ給へば、あがみにはめのものとこるありとたへたまひき、なが

一書曰男女耦生之神先有瀝土  
あるふみにいへらく、なとめとならびなりませるかみは、まつうひち

尊次有面足尊惶根尊次有伊非諾  
こと、つきにおもたるのみこと、かしこねのみこと、つきにいざなぎの

尊伊非冊尊

伊非諾尊伊非冊尊立於天浮橋之上  
いざなぎのみこと、いざなみのみこと、あめのうきばしにたて、

共計曰底下豊國歟  
あひたばかり給はく、なごもこつまたにくだらむやとのり給ひて、

迺以天之瓊矛指下而探之是  
すなはらあまのぬぼを、さしおろして、あなうなばらをかき

獲滄溟其矛鋒滴瀝之潮凝成一島  
さぐりえましつ、そのほこのさきゆまた、うしほ、こりてままとなれり、

名之曰磯取盧島二神於是降居  
これがなをおころまといふ、こにふたげしらのかみ、そのままと

彼島因欲共爲夫婦產生洲國便以

神曰吾身亦有雌元之處思欲以吾身元  
みのりたまはく、あがみにもをのものとこるあり、あがみのものとこ

處合汝身之元處於  
るを、いましてがみのものとこるにあはせまくほゆとのり給ひて、こに

是陰陽始造合爲夫婦及至產時  
めがみながみはじめてみとのまぐらひたまひき、みこりみますと

先以淡路洲爲胞  
生淡路洲以淡路洲爲胞、意所不決、故名迺生大日本、日本此云耶

之豐秋津洲次生伊豫二名洲次生  
とよあきつしまをうみ、つぎにいよのふたなまをうみ、つぎにつ

策紫洲次雙生隱岐洲與佐度洲  
くしのまをうみ、つぎにおきのままとさとのままとをうみ、こにうみま

世人或有雙生者象此也次生越  
まのひとふたことあるは、これにかたどれり、つぎにここのままと

洲次生大洲次生青備子洲由是始  
うみ、つぎにおほしまをうみ、つぎにさびのままとをうみ、こに

起大八洲國之號焉即對馬島壹岐島及處處小  
ておほやしまのくにのなあり、つしまいさのままとこるところのな

島皆是潮沫凝成者也  
島、みなまほなわのこりてなれるなり、



一書曰 天 神 謂 伊 非 諾 尊 伊  
 非 冊 尊 曰 有 豐 葦 原 千 五 百 秋 瑞 穗 之 地 宜  
 汝 往 循 之 迺 賜 天 瓊 戈 於 是  
 二神 立於天上浮橋 投 戈  
 求 地 因 雷 滄 海 而  
 引 舉 之 即 戈 鋒 垂 落 之 潮 結 而 爲 島  
 名曰 磯 取 虛 島 二神 降 居 彼 島 化 作 八  
 尋 之 殿 又 化 際 天 柱 陽 神 間 陰  
 神 曰 汝 身 有 何 成 耶  
 對曰 吾 身 具 成 而 有 稱 陰 元 者 一 處 陽

神 曰 吾 身 亦 具 成 而 有 稱 陽 元 者 一 處 思 欲 以  
 吾 身 陽 元 合 汝 身 之 陰 元  
 云 爾 即 時 廻 天 柱 約 束  
 曰 妹 自 左 巡 吾 當 右 巡 既 而  
 分 巡 相 遇 陰 神 乃 先 唱 曰 妍 哉 可  
 愛 小 男 歟 陽 神 後 和 之 曰 妍 哉 可 愛 少  
 女 歟 遂 爲 夫 婦 先 生 姪 兒 便  
 載 葦 船 而 流 之 次 生 淡 洲  
 此 亦 不 以 充 兒 數 故 還 復 上 詣 於 天 具  
 奏 其 狀 時 天 神 以 大 古 而  
 一書 曰 伊 非 諾 尊 伊 非 冊 尊 二  
 神 立 于 天 霧 之 中 曰 吾 欲 得 國  
 乃 以 天 瓊 矛 指 垂 而 探 之 得 磯 取 虛 島  
 則 拔 矛 而 喜 之 曰 善 乎 國 之 在 矣  
 一書 曰 伊 非 諾 伊 非 冊 二 神 坐 于 高  
 天 原 曰 當 有 國 耶 乃 以 天 瓊 矛 書  
 成 磯 取 虛 島 一書 曰 伊 非 諾 伊 非 冊  
 二 神 相 謂 曰 有 物 若 浮 音 其 中  
 蓋 有 國 乎 乃 以 天 瓊 矛 探 成 一  
 島 名曰 磯 取 虛 島  
 給 以 喜 壯 乃 爲 國 焉

卜 台 之 乃 教 曰 婦 人 之 辭 其 已 先 揚 乎 宜 更  
 還 去 乃 卜 定 時 日 而 降 之 故 二  
 神 改 復 巡 柱 陽 神 自 左 陰 神 自  
 右 既 遇 之 時 陽 神 先 唱 曰 妍 哉 可  
 愛 少 女 歟 陰 神 後 和 之 曰 妍 哉 可 愛 少 男 歟 然  
 後 同 宮 共 住 而 生 兒 號 大 日 本  
 豐 秋 津 洲 次 淡 路 洲 次 伊 豫 二 名 洲  
 次 筑 紫 洲 次 億 岐 三 子 洲 次 佐 度 洲  
 次 越 洲 次 吉 備 子 洲 山 此 謂 之 大 八 洲  
 國 矣 瑞 此 云 磯 取 虛 島 阿 那 而 惠 夜 二  
 可 愛 此 云 衣 大 古 此 云 布 刀 附 懸 二

一書 曰 伊 非 諾 伊 非 冊 二 神 坐 于 高  
 天 原 曰 當 有 國 耶 乃 以 天 瓊 矛 書  
 成 磯 取 虛 島 一書 曰 伊 非 諾 伊 非 冊  
 二 神 相 謂 曰 有 物 若 浮 音 其 中  
 蓋 有 國 乎 乃 以 天 瓊 矛 探 成 一  
 島 名曰 磯 取 虛 島  
 給 以 喜 壯 乃 爲 國 焉

一書曰陰神元唱曰美哉善少  
あるふみにいへらく、めがみまづことあけし給はく、あなになやえなと  
男時以陰神先言故爲不祥更復  
こな、ときにめがみのことさきだち給ふなさがなしとして、あらためめ  
改巡則陽神先唱曰美哉善少  
ぐりますとき、ながみまづことあけして、あなになやえなとめなとのり  
女遂將合交而不知其術  
給ひ、つひにみこのまがはひま給はむとして、そのみちをまらさず、  
時有鶴鶴飛來搖其首尾二神見  
そのときははなふりとびきて、そのなかしらなうこかす、ふたばしらの  
而學之即得交道  
かみそまほして、とつぎのまをまらしめしける。  
一書曰二神合爲夫婦先以  
あるふみにいへらく、ふたばしらのかみとのまがはひま給ひて、まづ  
〔淡路洲〕淡洲爲胞生大日本豊秋津洲  
あはまなえとして、おほやまととよあきつまなうみまし、  
次伊豫洲次筑紫洲次雙生億岐洲  
つぎにいよのしま、つぎにつくしのしま、つぎにおきのままとさとのま  
興佐度洲次越洲次大洲次子  
まななこにうみまし、つぎにこしのしま、つぎにおほしま、つぎにこ

一書曰先生淡路洲次大日本豊  
あるふみにいへらく、まづあはちのまなうみ、つぎにおほやまととよ  
秋津洲次伊豫二名洲次億岐洲次佐  
あきつま、つぎにいよのふたなのしま、つぎにおきのま、つぎにさ  
度洲次筑紫洲次壹岐洲次對馬洲  
どのしま、つぎにつくしのしま、つぎにゆきのま、つぎにつまのしま、  
一書曰以磯取盧島爲胞生淡路洲次  
あるふみにいへらく、おころじまなえとして、あはちのまなうみ、つぎ  
大日本豊秋津洲次伊豫二名洲次筑  
におほやまととよあきつま、つぎにいよのふたなのしま、つぎにつく  
紫洲次吉備子洲次雙生億岐洲興  
しのしま、つぎにさびのこしま、つぎにおきのままとさとのまなふた  
佐度洲次越洲  
こにうみまし、つぎにこしのしま、  
一書曰以淡路洲爲胞生大日本豊  
あるふみにいへらく、あはちのまなえとして、おほやまととよあきつ  
秋津洲次淡洲次伊豫二名洲次  
まななうみまし、つぎにあほのしま、つぎにいよのふたなのしま、つぎ

億岐三子洲次佐度島次筑紫洲次  
におきのまつこのしま、つぎにさとのしま、つぎにつくしのしま、つぎ  
吉備子洲次大洲  
にさびのこしま、つぎにおほしま、

一書曰陰神先唱曰妍哉可愛少  
あるふみにいへらく、めがみまづことあけして、あなになやえなとこな  
男乎便握陽神之手遂爲夫婦  
とのり給ひて、すなはちながみのみてなとりまして、つひにみこのまがは  
婦生淡路洲次蛭兒  
ひま給ひて、あはちのまなうみまし、つぎにひるこ、  
次生海次生川次生山次生木  
つぎにわたなうみ、つぎにかはなうみ、つぎにやまなうみ、つぎにきのお  
祖句句廻馳次生草祖草野姫亦  
やくのちなうみ、つぎにくさのおやかやめひめなうみ給ひぬ、またの  
名野槌既而伊非諾尊伊非冊尊共  
なほつち、しすでにしていざなきのみこと、いざなのみこと、あひとり  
議曰吾已生大八洲國及山川草木  
にはかり給はく、あれすでおほやまのくにとよまかほくさきなうみつ、  
何不生天下之主者歟於是共生  
なそもあめのまたのきみなうまらめやと、こににしてあひとしにひのか

一書曰先生淡路洲次大日本豊  
あるふみにいへらく、まづあはちのまなうみ、つぎにおほやまととよ  
秋津洲次伊豫二名洲次億岐洲次佐  
あきつま、つぎにいよのふたなのしま、つぎにおきのま、つぎにさ  
度洲次筑紫洲次壹岐洲次對馬洲  
どのしま、つぎにつくしのしま、つぎにゆきのま、つぎにつまのしま、  
一書曰以磯取盧島爲胞生淡路洲次  
あるふみにいへらく、おころじまなえとして、あはちのまなうみ、つぎ  
大日本豊秋津洲次伊豫二名洲次筑  
におほやまととよあきつま、つぎにいよのふたなのしま、つぎにつく  
紫洲次吉備子洲次雙生億岐洲興  
しのしま、つぎにさびのこしま、つぎにおきのままとさとのまなふた  
佐度洲次越洲  
こにうみまし、つぎにこしのしま、  
一書曰以淡路洲爲胞生大日本豊  
あるふみにいへらく、あはちのまなえとして、おほやまととよあきつ  
秋津洲次淡洲次伊豫二名洲次  
まななうみまし、つぎにあほのしま、つぎにいよのふたなのしま、つぎ

日神號大日靈貴  
みなりみ給ふ、おほひるめのみちとまなす。  
照大神、一書云、此子光華明彩照徹於六合之内  
天照大日靈尊、このみこころはしきひかり、くにのちにてりませり、  
故二神喜曰吾息雖多未  
かれふたばしらのかみよるこびまして、おがみこさはにあれども、かくげ  
有如此靈異之兒不宜久留此國自當早  
かりくしきみこはあらず、ひさしにこのくににとりめまじ、とくあめに  
送于天而授以天上之事〔是時天地相去  
おくりて、あめのことをさづけまつらまとのり給ひ、  
未遠〕故以天柱舉於天上也次生  
かれあめのみはしらなをたてあめにたくりあげ給ひき、つぎにつぎ  
月神一書云、月神其光彩照日  
夜見尊、月讀尊、そのうるはしきひかりにつげれば、  
可以配日而治故亦送之于天次  
ひにむかへてあめまらさまと、かれまたあめにたくりあげまじき、つぎにひ  
生蛭兒雖已三歲脚猶不立故載之  
るのこなうみまし、すでにみとせふれどあしなほたす、かれあまのい  
於天磐櫛樟船而順風放棄次生素菟  
はくすふれにのせて、かぜのまにまにはふらしき、つぎにすさのののみこ

鳴 尊一書云、神素也此神有勇悍以安忍且常

以哭泣爲行故令國內人民多以天

折復使青山變枯故其父母二

神勅素戔嗚尊汝甚無道

不可以若臨宇宙固當遠適之於根國

矣遂遂之

一書曰伊弉諾尊曰吾欲生

御宙之珍子乃以左手持

白銅鏡則有化生之神是謂大日靈

尊右手持白銅鏡則有化生之

神是謂月弓尊又廻首顧視之間則有

化口神是謂素戔嗚尊即大日靈

尊及月弓尊並是質性明

麗故使照臨天地素戔嗚尊是性

好殘害故令下治根國此云于國

一書曰日月既生次生

兒此兒年滿三歲脚尚不立初伊弉諾

伊弉册尊巡柱之時陰神先發

喜言既違陰陽之理所以今生

娶廬山姬生稚產靈此神頭上生

桑臍中生五穀國象此云

一書曰伊弉册尊生火產靈時

爲子所焦而神退矣亦云神避矣其且神退

之時則生水神罔象女及土神廬山姬

又生天青葛天青葛此云阿摩能與

一書曰伊弉册尊且生火神軻遇突

智之時罔熱懊惱因爲吐所化爲神名曰

金山彦次小便化爲神名曰罔象女

次大便化爲神名曰廬山姬

植山姬及水神罔象女即軻遇突智

智所焦而終矣其互終之間臥生土神

生火神軻遇突智時伊弉册尊爲軻遇突

國次主鳥磐據樟船輒以此船載蛭兒順流放棄次

給此十八字一本有蛭兒下給

給

給

給

給

一書曰伊非冊尊生火神時  
 あるふみにいへらく、いざなみのみこと、ひのかみなりみませるときに、  
 被灼而神退去矣。故葬於紀伊國熊野之有馬村  
 やかたてかみさりましめ、かれきのくにくまのありまのむらにかくし  
 焉。土俗祭此神之魂者。花時  
 まつりき、くにびとこのかみのみたまをいほひまつるとき、はなのとき  
 亦以花祭。又用鼓吹幡旗。歌舞而祭  
 はばなをまつり、またつみふえはたなして、うたよびまつ  
 矣。

一書曰伊非諾尊與伊非冊尊共  
 あるふみにいへらく、いざなみのみこと、いざなみのみこと、ともに  
 生大八洲國。然後伊非諾尊曰。我所  
 おほやしまのくになりみます、まかしてのちいざなみのみこと、あがう  
 生之國。唯有朝霧而薰滿之哉。乃  
 めるくにば、ただあさぎりのみかたりみてるかものり給ひて、いふさ  
 吹撥之氣化爲神號。曰級長戸邊  
 はるかしかみふみいさになりませるかみのみなは、まながとべのみこと、  
 命。亦曰級長。是風神也。又。飢。時  
 となす、  
 となす、  
 となす、  
 となす、

生兒號倉稻魂命。又生海神  
 みませるみこのみなは、うかのみたまのみこと、またわたのかみたらな  
 等。號少童命。山神等。山。祇  
 うみます、みなほわたつみのみこと、やまのかみたらのみなはやまつみ  
 神。水門神等號速秋津日命。木神  
 のかみ、みなとのかみたらのみなははやあきつひのみこと、きのかみ  
 等號句句迺馳。土神號。埴安神  
 たちのみなはく、のちのかみ、つちのかみのみなははにやすのかみ、  
 然後。悉。生。萬物。焉。至於火神軻迺  
 まかしてのちにことごとくよろづのものなりみ給ふ、ひのかみかぐつち  
 突智之生也。其母伊非冊尊見焦而化去  
 なりみまして、そのみは、いざなみのみこと、やかたてかみさりましめ、  
 于時伊非諾尊恨之曰。唯以一兒替我  
 ときにいざなみのみことらみおぼして、あがはしきなにものみことを、  
 愛之。妹。者。乎。則匍匐頭邊  
 たこのひとはしらかへつるかかものり給ひて、みまくらべにはらばひ、  
 匍匐脚邊而。哭泣流涕焉。其淚隨而爲  
 みあへにはらばひて、みれなきいさらましめ、そのみなみだおちてか  
 神。是即。山。畝丘樹下所居之神。號。啼。澤  
 みとなる、これはかぐやまのうれなのこのもとにませる、みなほなきさ

女命矣。遂拔所帶十握劍。斬刺  
 はめのみことなり、つひにみはかせるとつかつるぎをぬきて、かぐつち  
 遇突智爲三段。此各化成神也。復劍  
 をさきて、みさだとなし給へり、これおのぢのかみとなれり、またつるぎ  
 刃垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石也  
 のはよりまた、るらばあまのやすがばらにあるゆついはむらとなりき、  
 即此經津主神之祖矣。復劍。鏢。垂。血  
 これはふつぬしのかみのおやなり、またつるぎのつみはよりまた、るら、  
 激越爲神號。曰。總。速。日。神  
 たばまりこえてなりよせるかみのなを、みかはやびのかみとなす、  
 次煖速日神。其總速日神是武甕槌神之  
 つぎにひはやびのかみ、そのみかはやびのかみはたけみかづちのかみの  
 祖也。亦曰。速。日。命。次。煖。速。日。神  
 おやなり、  
 またつるぎのさよりまた、るら、  
 激越爲神號。曰。磐。裂。神。次  
 たばしりこえてなりよせるかみのなを、いさくかみとなす、つぎに  
 根裂神。次。磐。筒。男。命。復  
 れさくかみ、つぎにいほつ、のなのみこと、  
 又。磐。筒。男。命、  
 またつ  
 劍。頭。垂。血。激。越。爲。神。號  
 るきのためよりまた、るら、たばしりこえてなりよせるかみのなを、

曰。開。羅。次。開。山。祇。次。開。罔。象。然  
 くらおかみとなす、つぎにくらやまつみ、つぎに、らみつば、まかし  
 後伊非諾尊。追伊非冊尊。入於黃泉  
 てのちにいざなみのみこと、いざなみのみこと、よもつくにまでお  
 而及之。共。語。時。伊非冊尊  
 ひまきよして、ともにみこととほし給ふときに、いざなみのみことよな  
 曰。吾夫君尊。何來之晚也。吾已喰  
 し給はく、あがなせのみこと、なぞもおそくいでましたる、あはばやくよ  
 泉之窺矣。雖。然。吾當寢息。請。勿。視  
 もつへぐひせり、まかれども。あれいれやすまむ、あなまみましそと  
 之。伊非諾尊。不。聽陰取湯津爪櫛  
 のり給ひき、いざなみのみこと、うな、ひ給はず、まのびにゆつつまくしの  
 牽折其雄柱。以爲乘炬而見之者。則膿沸虫流  
 をばしちなひきて、たびとしてみそなほせば、うみわさうじたる、  
 今世人夜忘一片之火。又夜忘擲櫛。此其  
 いまのよびとよるひとつびをいみ、またよるなげぐしをいむは、このよ  
 緣也。時伊非諾尊。大驚之。曰。吾不意  
 しなり、こ、にいざなみのみこと、いたくおどるきよして、あはゆくり  
 到於不須也。凶目汚穢之國矣。乃急走  
 なくいなま、こめきたなきくに、いたりぬとのり給ひて、とく、わまりか

日本紀訓考卷一

廻歸 于時伊非冊尊恨曰何不用  
 へりましぬ、そのときいざなみのみことつらみまして、なぞもらざりに  
 要言 今吾耻辱 乃遣泉津醜女  
 たがひておれにばちかせ給へるやとのりまして、よもつ志こめやたりを  
 八人 追留之 故伊非諾尊 拔  
 つかばして、  
 劔背 揮以逃矣 因 投  
 ぎをのきまして去りへてにふさつ、にげ給へり、こにくろみかづ  
 黒鬘 此即化成蒲陶 醜女見而  
 らをなげうて給へば、すなほちえびかつらのみとなりぬ、まこめみて  
 探噉之 噉了則更追 伊非諾尊又 投  
 とりばむ、はみへてまたおひよつる、いざなみのみこと、またゆつ  
 湯津 爪 櫛 此即化成宿 醜女亦以拔噉  
 まぐしをなげうて給へば、すなほちかむなとなる、まこめまたゆき  
 之 噉了則更追 後則伊非冊尊亦自  
 はむ、はみへてまたおひよつる、のちにはいざなみのみことしよつか  
 來追 是時伊非諾尊已 到 泉  
 らおひきまじき、このときいざなみのみこと、すでにまらつひらさか  
 津平坂 一云伊非諾尊、乃向大坂放 醜女、此即化成巨川、泉  
 津、伊非諾尊、其水之間、伊非諾尊、已至泉津平坂、  
 にいりましき、

故便以千人所引磐石 塞其坂路 與伊  
 かれすなほちらびきのいはれをもち、そのさかちをふさぎ、いざなみ  
 非冊尊相向而立 因曰自此莫過  
 のみことあひむかひたして、  
 遂建絶妻之誓 時伊非冊尊曰愛也 吾  
 つひにことごとくわたり給ふときいざなみのみこと、うつくしきがな  
 夫 君 言如此者 吾當 殺汝所治國  
 せのみこと、か、し給はば、おれまきに、みましのまらすくにのひとぐ  
 民 曰 將 千 頭 伊非  
 さな、ひこにちかしらなくびりころしなるとまをし給ひき、いざなみ  
 諾尊乃報之曰 愛也 吾 妹 言如此者  
 のみことたへ給ひて、うつくしきがなにものみこと、か、し給はば、  
 吾 則 當 產 日 將 千 五 百 頭 因曰自  
 おれすなほちらびことらひたりをうませなむとのり給ひき、  
 此莫過 一即投其杖 是謂岐神也 又投其帶 是謂長  
 文脱出 以下四十五字、下文被條誤出此所  
 道磐神 又投其衣、是謂煩神、又投其種、是謂開闔  
 神、又投其履 是謂千敷神 其於泉津平坂 或所  
 謂泉津平坂者不復別有處所、但臨死氣絶之間是之  
 字後入

謂敷、所塞磐石 是謂泉門塞大神也  
 亦各道返大神矣 伊非諾尊 既還  
 またちかへしのおほがみといふなり、いざなみのみこと、すでにかへ  
 乃追悔之曰 吾前到於不須也 因目汚穢  
 りまして、うてのり給はく、おれさきにいなまこめきたなきところ  
 之處 故當滌去 吾身之濁穢 則  
 いたりき、かれあがみのけがらはしきしをそぎすてなもて、つくま  
 往至筑紫日向小戸橋之檣原而 祓除焉  
 のひむかのなどのたらばなのあはきばらに、いであまて、ほらひま給ひき、  
 以下四十五字脱出上文今補字 卽 投 其 杖  
 是謂岐神也 又 投 其 帶 是謂  
 これなくなどのかみといふ、またそのみなをなげうて給ふ、これをな  
 長道磐神 又 投 其 衣 是謂煩  
 がらほのかみといふ、またそのみそをなげうて給ふ、これをわづらひのか  
 神 又 投 其 種 是謂開闔  
 みといふ、またそのみほかまをなげうて給ふ、これをあきぐひのかみと  
 神 又 投 其 履 是謂千敷神 以上四  
 いふ、またそのみくつをなげうて給ふ、これをちしきのかみといふ

十五字遂將盪滌身之所汚 乃與言曰  
 つひにけがれ給ふなみそまきまきとて、みことあけ給はく、  
 上瀬是太疾 下瀬是太弱 便濯  
 かみつせばいとばやし、まらつせばいとばしとのり給ひて、なかつせ  
 之中瀬也 因以生神 號曰八十柱津日神  
 にみそまきしき、よりになませるかみのなほやまかつびのかみ、  
 次將矯其枉而生神 號曰神  
 つぎにそのまがなをさりとて、なませるかみのなほ、かむなほ  
 直日神 次大直日神 又沈濯於海底  
 びのかみ、つぎにおほなほびのかみ、またわたのそ、にまづきみそま  
 因以生神 號曰底津少童命 次  
 給ふにより、なませるかみのなほ、そつわたつのみこと、つぎ  
 底筒男命 又潛濯於潮中 因以  
 にそつ、のなのみこと、またまほのちにかづきみそま給ふによりて、  
 生神 號曰園中津少童命 次中筒  
 なりませるかみのなほ、なかつわたつのみこと、つぎになかつ、の  
 男命 又浮濯於湖上 因以生神  
 をのみこと、またまほのへにうきみそま給ふによりて、なりませるか  
 號 曰表津少童命 次表筒男命  
 みのなほ、うはつわたつのみこと、つぎにうはつ、のなのみこと、

凡有九神矣 其底筒男命 中筒男

命 表筒男命 是即住吉大神矣 底津少

童命 中津少童命 表津少童命 是

阿曇連等所祭神矣 然 後 洗 左

眼 因 以 生 神 號 曰天照大神

復 洗 右 眼 因 以 生 神 號

曰月讀尊 復 洗 鼻 因 以 生 神

號 曰素戔嗚尊 凡 三 神 矣 已 而

伊弉諾尊 勅 任 三 子 曰 天 照

大神者可以治高天原也 月讀尊者 可以治

海原潮之八百重也 素戔嗚尊者 可以治天

下 也 是時素戔嗚尊 年已長矣 復

生八握鬚髯 雖然不治天下 常以

啼泣悲恨 故伊弉諾尊問之曰 汝

何故恒啼如 此 耶 對曰 吾

欲從母於根國 只為泣耳 伊弉諾

尊惡之曰 可以任情行矣 乃遂

之 一書曰 伊弉諾尊拔劍斬軻遇

突智為三段 其一段是為雷神

則首化成大山祇 二則身中 化為中山祇

三則手 化為麓山祇 四則腰 化為正勝山祇 五

則足 化為雉山祇 時 斬 血 激

灑 染於石礫樹木 此草木沙石自含火

之 緣 也 籠山足曰麓 此云麓耶 正勝 此云正勝沙

一書曰 伊弉諾尊 欲 見 其

妹 乃到殯斂之處 是時伊弉冊尊

猶如生平 出迎 共 語 已

而 謂伊弉諾尊曰 吾夫君請勿視君矣 言訖

忽然不見 于時聞也 伊弉諾尊 乃舉

為 五 段 此各化成 五 山 祇 一

いつきだとなし給へり、これおのむのいつのやまつみとなりぬ、ひと

段是為大山祇神 一段是為高嶺 又

曰 斬軻遇突智時 其血激越 染於

天八十河中所在五百箇磐石 而因化成神

號 曰磐裂神 次根裂神 兒 磐筒男神

一片之火而視之時伊非冊尊服滿大高  
 とつびをともしてみそなばすれば、いざなぎのみことほれたいへまして、  
 上有八色雷公伊非諾尊驚而走  
 うへにやいろひ、かつらあり、いざなぎのみことおどろきまして、にげ  
 還 是時雷等皆起追來 時道邊  
 かへりましつ、こゝに、いかづちらみなたつておひく、ときみちのべに  
 有大桃樹 故伊非諾尊隱其樹  
 おほきななるも、のきあり、かれいざなぎのみこと、そのこのもとにかく  
 下 因探其實以擲雷者雷等皆退走  
 りまして、そのみをとらしてなげうち給へば、いかづちらみなにげわま  
 矣 此用桃避鬼之縁也 時伊非諾  
 りき、これもいふもものをさくるのよしなり、こゝにいざなぎのみ  
 尊 乃投其杖曰 自此以還雷不敢  
 こと、そのみつゝをなげ給ひて、こゆこなたに、いかづちさあへじとの  
 來 是謂岐神 此本號曰來名戸之  
 り給へり、これをふなどのかみといふ、このもとのなはくなどのおほち  
 祖神焉 所謂八雷者 左首曰  
 のかみといへり、いはゆるやいろひ、いかづちは、かうべにあるおほい  
 大雷在胸曰火雷在腹曰  
 かづちといひ、むねにあるおほい、いかづちといひ、はらにあるおほい、いかづち

土雷在背曰稚雷在尻曰  
 ちといひ、そびらにあるおほい、いかづちといひ、かぐれにあるおほい、いか  
 黒雷在手山山雷 在足上曰野雷  
 づらといひ、てにあるおほい、いかづちといひ、あしのへにあるおほい、いかづちといひ、  
 在陰上曰裂雷  
 ひ、はとのへにあるおほい、いかづちといひ、  
 一書曰伊非諾尊追至伊非冊  
 あるふみにいへらく、いざなぎのみこと、いざなぎのみことのおほせる  
 尊所在處 便語之曰悲  
 とろにおほい、いかづち、みことと給はく、いよしなかなしとおもふ  
 故 來 答曰族也勿看  
 からまわりきつとのり給へり、みことたへに、うからまあなみましとそと  
 吾矣伊非諾尊不從猶看之  
 のり給ひき、いざなぎのみことさ、まさすて、なほみそなばし給ひき、  
 故伊非冊尊恥恨之曰汝已見我  
 かれいざなぎのみことほちうらみまして、みましすでにあが、ころをみ  
 情我復見汝情時伊  
 ましたつ、あれもみましが、ころをみまむとのり給ひき、ときにいざな  
 非諾尊慙焉 因將出返于時不  
 ぎのみことほちうらみまして、かへりなるとま給ふとき、た、た、

直 獸 歸而盟之曰族 離 又曰  
 にもした給はず、たちかへりてうきゆひして、うからかれなし、またうか  
 不負於族 乃所唾之神 號曰  
 らまけじとのりまして、つばきし給ふになりませるかみのみなは、はや  
 速玉之男次 掃之神 號 泉津  
 たまのな、つぎにうらほらひ給ふになりませるかみのみなは、よもつ  
 事解之男 凡二神矣 及其與妹  
 ことさかのを、すべてふたばしらのかみです、そのみいのみことといよ  
 相闕於泉平坂也 伊非諾尊曰 始  
 もつひらさかにあらそひますにおよびて、いざなぎのみこと、はじめう  
 爲族悲 及思哀者 是吾之怯矣時泉  
 からなかなしみ、またまぬびしことは、あかつたなきなりとのり給ふと  
 守道者自云 有言矣 曰吾與汝  
 きによもつちりまをさく、みこととのり給ふことあり、あれとみましとす  
 已生國矣 奈何更求生乎 吾則當留  
 でにくになうみつ、いかでかちさらになうまさむや、あはここのくににと  
 此國不可共去 是時菊理媛神亦有白  
 まりてかへらじとのり給へり、このときにくりひめのかみもまをせる  
 事 伊非諾尊聞而善之 乃散去  
 ことあり、いざなぎのみことさしうづなひ給ひて、すなはちあらけま

矣 但親見泉國 此既不祥 故欲  
 しき、たみながらよもつくにをみつるは、さかなかりき、そのけがら  
 濯除其穢 惡乃往見粟門  
 はしきをみそきはらひせまくおぼして、すなはちいでましておほのとと  
 及速吸名門 然此二門潮既太急 故還向  
 はやすふなどをみそなばす、このふたどはまはいとほやし、かれたらば  
 於橋之小門而拂濯也 于時入  
 なのなどにかへりまして、はらひみそぎま給ひき、ときになしほにい  
 水吹生磐土命出水吹  
 りてふきなし給ふは、いはつのみこと、うなしほをいで、ふきなし給  
 生大直日神又入吹生底土  
 ふは、おほなほがのかみ、またいりましてふきなし給ふは、そつ、の  
 命出吹出大綾津日神又入  
 みこと、いで、ふきなし給ふは、おほあやつひのかみ、またいりまして  
 吹生赤土命出水吹生大地  
 ふきなし給ふは、あかつ、のみこと、いで、ふきなし給ふは、おほつち  
 海原之諸神矣 不負於族、此云三  
 わたのはらのもろがみたちなり、  
 一書曰伊非諾尊勅任三子  
 あるふみにいへらく、いざなぎのみこと、みはしらのみことよとせし

曰天照大神者可以御高天之原也月夜見尊  
 者可以配日而知天事也素戔嗚尊者可以  
 御滄海之原也既而天照大神在於  
 天上曰聞葦原中國有保食神宜  
 爾月夜見尊就候之月夜見尊受  
 勅而降已到于保食神許  
 保食神乃廻首嚮國則自  
 口出飯又嚮海則鮪廣鮪狹亦  
 自口出又嚮山則毛鹿毛柔亦自  
 口出夫品物悉備貯之

百机而饗之是時月夜見尊忿然  
 時天照大神怒甚之曰汝是惡神  
 不須相見乃與月夜見尊一日一夜隔離而  
 住是後天照大神復遣天熊人  
 往看之是時保食神實已死矣唯  
 有其神之項化為牛馬顯上生粟眉  
 上生蠶眼中生稗腹中生稻陰生  
 麥及大豆小豆天熊人悉取持去而奉

コノトコロ脱文

進之于時天照大神喜之曰是物者  
 則顯見蒼生可食而活之也乃  
 以粟稗麥豆爲陸田種子以稻爲水田種子又  
 因定天邑君即以其稻種始殖于  
 天狹田及長田其秋垂穎人握莫莫然  
 甚快也又口裏含蠶便得抽  
 絲自此始有養蠶之道焉  
 於素戔嗚尊請曰吾今奉教將就根  
 園故欲暫向高天原與姊相見而

後永退矣勅許之  
 乃昇詣之於天也是後伊弉諾尊神  
 功既畢靈運當遷是以構幽宮於  
 淡路之洲寂然長隱者矣  
 亦曰伊弉諾尊功既至矣德亦  
 大矣於是登天報命仍  
 留宅於日之少宮矣  
 始素戔嗚尊昇天之時溟渤以之鼓盪  
 山岳爲之鳴响此則神性雄健使之然也天照大神  
 素知其神暴惡至聞來



詣之狀 乃勃然而驚曰 吾弟之來

威之雄詣 雄詣此云三 發稜威之噴讓 噴讓此云三 而

豈以善意乎 謂當有奪國之志歟

〔俚〕詰問焉素 豈鳴尊對曰 吾元無

夫 父 母 既 任 諸 子 各 黑

但 父 一本無 已 有 嚴 勅將

有 其 境 如何棄置當就之國而 敢 窺

永 就 乎 根 國 如 不 與 姊 相

窺 此 處 乎 乃 結 髮 爲 髻 縛

見 吾 何 能 敢 云 是 以 跋 涉 雲 霧 遠

裳 爲 袴 便以八坂瓊之五百箇御統

自 來 參 不 意 阿 姊 翻 起 嚴

其 髻 豎 及 腕 又背負千箇之鞆

顔 于 時 天 照 大 神 復 問 曰 若 然 者 將

千箇此云 與五百箇之鞆 臂著稜威之高鞆

何 以 明 爾 之 赤 心 也 對 曰 請

而 陷 股 若 沫 雪 以 蹴 散

與 姊 共 誓 夫 誓 約 之 中

則 可 以 爲 有 濁 心 若 是 男 者 則 可 以

忍 穗 耳 尊 次 天 穗 日 命

爲 有 清 心 於是天照大神 乃 索

天 津 彦 根 命 次 活 津 彦 根 命

取 素 戔 鳴 尊 十 握 劍 打 折 爲 三 段

次 熊 野 櫛 樟 日 命 凡 五 男 矣

濯於天真名井 豁然咀嚼

是 時 天 照 大 神 勅 曰 原 其 物 根 則 八 坂

氣噴之狹務

是 吾 物 也 故 彼 五 男

田 心 姬 次 湍 津 姬 次 市 杵 島 姬 凡 三 神

悉 是 吾 兒 乃 取 而 子 養 焉 又 勅

女 矣 既 而 素 戔 鳴 尊 乞 取 天 照 大 神 曰

其 十 握 劍 者 是 素 戔 鳴 尊 物 也 故 此

髻 鬢 及 腕 所 纏 八 坂 瓊 之 五 百 箇 三 女

神 悉 是 爾 兒 便 授

御 統 濯於天真名井 豁然咀嚼而 吹棄氣之素

戔 鳴 尊 此 則 筑 紫 胸 肩 君 等 所

噴之狹務 所生神號曰正哉吾勝勝速日天

祭 神 是 也 夫 子 之 名 曰 正 哉 吾 勝 勝 速 日 天 祭 神 是 也

一書曰 日神本知 素戔嗚尊有武健  
 あるふみにいへらく、ひのかみもとより、すさのをのみことのりばやぶ  
 陵物之意 及其上 至 便謂弟  
 るかむさがなまろしめし、そのほりきますにおよびて、なせのみこと  
 所以來者非是善意 必 當 奪 我  
 のさますゆふよきころにあらじ、かならずあがまよのほらなうばはむ  
 我 天 原 乃設丈夫武備 躬  
 とのころならむとおぼして、よすらのよそひをまうけ給ひ、みみに  
 帶十握劍 九 握 劍 八 握 劍 又  
 とつかのつるぎ、このつかのつるぎ、やつかのつるぎをばかし、みそ  
 背上負鞆 又臂著稜威高柄手 握  
 びらにゆきをおぼし、みひらにいづのたかともつけまし、みてにゆみや  
 弓 箭親迎 防禦是 時素戔嗚 尊  
 をとらして、みみづからまらふせきましめ、このときにすさのをのみこと  
 告 曰 吾 元 無 惡 心 唯 欲 與  
 まなし給はく、あれしとよりきたなきころなし、たなれのみこと、  
 姊 相 見 只爲暫來耳於是日神  
 あひみまつらまとはりして、まほらくまわりこしのみ、こにひのかみ、  
 共素戔嗚尊相對而立 誓 曰 若 汝  
 すさのをのみこととあひむかひたしつ、うけ給はく、ししかましが

心明淨 不有陵奪之意者 汝所生 兒  
 こころあかくして、なかせることあらすば、みましがなしませるみこ、  
 必當男矣 言 訖 先食所帶 十握  
 ひこみならむと、みことをほりて、まづばかせるつかのつるぎをな  
 劍 生 兒 號 瀛津島姬 又 食 九  
 して、なしませるみこのみなば、おさつふまびめ、またこ、のつかのつ  
 握 劍 生 兒 號 瀛津姬 又 食 八  
 るぎをなして、なしませるみこのみなば、たきつひめ、またつかのつ  
 握 劍 生 兒 號 田心姬 凡 三 女  
 るぎをなして、なしませるみこのみなば、たこりひめ、すべてみはしらの  
 神 矣 已而素戔嗚尊 以其頸所嬰五百箇  
 ひめがみます、すでにしてすさのをのみこと、そのみながせむいほつ  
 御統之瓊灌于天渟名井 而食之 乃  
亦名去來  
 みすまのにな、あまのぬなぬにふりす、き をして、なしま  
 生 兒 號 正哉吾勝勝速日天忍骨尊  
 せるみこのみなば、まさやあかつかはやびあまのおしほれのみこと、  
 次天津彦根命 次活津彦根命 次  
 つぎにあまつひねのみこと、つぎにいくつひねのみこと、つぎにあ  
 天穗日命 次熊野忍踏命 凡 五 男  
 まのほりのみこと、つぎにくまねおしほのみこと、すべつていほしら

神 矣 故素戔嗚尊既得勝驗 於  
 のひこかみます、かれすさのをのみことからのまろしなを給ふ、こ  
 是日神 方 知 素 戔 嗚 尊 固 無  
 にしてひのかみ、まさにするさのをのみこときたなきころなきことを  
 惡 意 乃以日神所生三女神令降  
 まろしめして、ひのかみのなしませるみはしらのひめがみ、つくしの  
 於 筑 紫 洲 因教之曰 汝 三  
因以下廿三字其異說也天孫未生  
 くににあまくだらせた給ふ、よりにてなしへ給はく、いましひはしらの  
 神 宜降居道中奉助天孫而 爲  
 かみ、みちのなかにあしりぬ、あめみまをたすけまつりて、あめみま  
 天孫所祭也  
 にはひまつられ給へ、  
 一 書 曰 素戔嗚尊 將 昇 天  
 あるふみにいへらく、すさのをのみこと、あめにのほりまきむとま給ふ  
 時 有二神號羽明玉 此神奉迎而 進  
 ときに、かみあり、はあるたまといふ、このかみむかへまつりて、みづ  
 以瑞八坂瓊之曲玉故素戔嗚尊持其  
 のやさかにのまがたまをたてまつりき、かれすさのをのみこと、そのたま  
 瓊玉而到之於天上也 是時 天照大神 疑  
 なしたしてあめにまわで給ふ、このときにあまてらすおほみかみ、なせ

弟 有 惡 心 起 兵 詰  
 のみこときたなきころあらむとおぼして、いくさをおこしてたけび  
 問 素戔嗚尊對曰 吾所以來者  
 とひませり、すさのをのみことこたへ給はく、あがまぬりこしゆふは、  
 實 欲 與 姊 相 見 亦 欲 獻 珍 寶  
 まことになれのみこととあひみまつり、またうつのたからみづのやさか  
 瑞 八 坂 瓊 之 曲 玉 耳 不 敢 別  
 にのまかたまをたてまつらまくおもほすのみにして、こところあらず  
 有 意 也 時 天 照 大 神 復 問 曰 汝  
 とまなし給ひき、ときにあまてらすおほみかみ、またとひ給はく、みま  
 言 虛 實 將 何 以 爲 驗  
 しがことのそらごとまことな、なにをなしてまろしとせむとのり給へば、  
 對 曰 請 吾 與 姊 共 立 誓 約  
 こたへ給はく、れがほくばあれとなれのみことと、とくにうけびたてむ、  
 誓 約 之 間 生 女 爲 黑 心 生  
 うけひのみなかに、たわやめをなさはきたなきころならむ、よすらをな  
 男 爲 赤 心 乃 墮 天 眞 名 井 三  
 なさばあかきころありとおぼせと、すなほらあまのまなぬみころな  
 處 相 與 對 立 是 時 天 照 大 神  
 ほりて、あひとともにむかひたしつ、このときにあまてらすおほみかみ、

謂素戔嗚尊曰 以吾所帶之劍今當奉  
 汝汝以汝所持八坂瓊之曲玉可以授予矣如  
 此約束共相換取 已而天照大神  
 則以八坂瓊之曲玉浮寄於天真名井 嚙斷瓊瑞而吹  
 出氣噴之中化生神號市杵  
 島姬命 是居于遠瀛者也 又嚙斷瓊中而  
 吹出氣噴之中化生神號 田心姬  
 命 是居于中瀛者也 又嚙斷瓊尾而吹  
 出氣噴之中化生神號 湍津姬命  
 是居于海濱者也 凡 三 女 神 於 是

素戔嗚尊 以所持劍 浮寄於天真名井 嚙  
 斷劍末而 吹出氣噴之中化生神  
 號 天穗日命 次 正哉吾勝勝速  
 日天忍骨尊 次 天津彦根命 次  
 活津彦根命 次 熊野櫛樟日命 凡 五 男  
 神 云 爾  
 一 書 曰 日神 與素戔嗚尊 隔 天安  
 河 而 相對乃立誓約曰 汝若不有奸賊之  
 心者 汝所生兒 必 男 矣 如生男  
 者 予以爲子而 命 治 天 原 也

於是日神 先食 其十握 劍 化生兒  
 瀛津島姬命 亦名市杵島姬命 又  
 食 九 握 劍 化生兒 湍津姬命  
 又食八握劍化生兒 田心姬命  
 已而素戔嗚尊 含其左指所纏五百箇  
 統之瓊 而 著 於 左 手 掌 中  
 便化生男矣 則稱之曰 正哉吾勝 故  
 因名之曰勝速日天忍穗耳尊 復 含 右  
 指之瓊 著 於 右 手 掌 中 化  
 生天穗日命 復 含 嬰 頸之瓊 著  
 ほひのみことなりませり、またうなかせるみくびのになふみて、ひだ

於 左 臂 中 化生天津彦根命 又  
 自右臂中化生活津彦根命 又自左  
 足中化生熯之速日命 又自右足中  
 化生熊野忍踏命 亦名熊野 忍踏命 其素戔嗚尊  
 所生之兒 皆已男矣 故日神 方知素  
 戔嗚尊 元 有 赤 心 便取其  
 六 男 以爲日神之子 使 治 天 原 即  
 以日神所生 三女神者 使降居于葦原  
 中國之宇佐島矣 今 在 海 北 道 中 號  
 曰 道 主 貴 此 筑 紫 水 沼 君 等 祭 神  
 三千七百九十九

是也此云備

是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀何則

天照大神以天狹田長田爲御田時素

戔嗚尊奉則重播種子重播種子此且毀其畔

波那此云秋則放天班駒使伏田中復見天

照大神常新嘗時則陰放戾於新宮

又見天照大神方織神衣居齋服

殿則剝天班駒穿殿蓋

而投納是時天照大神驚動

以梭傷身由此發慍乃入于天石

窟閉磐戶而幽居焉故六合之内常開而

不知晝夜之相代于時八十萬神會合於天

使五長鳴亦以手力雄神立磐戶之

側而中臣連遠祖天兒屋命忌部

遠祖太玉命掘天香山之五百箇眞坂樹而

上枝懸八坂瓊之五百箇御統中枝懸

八思鏡此云眞下枝懸青和幣和幣此云白

幣相與到其所禱焉又猿女君遠

祖天照大神命則手持茅繩之箱立於天石窟

戶之前巧作俳優亦以天香山之眞坂樹爲

櫛手櫛此云以羅羅此云爲手櫛而火處燒覆

櫛置此云顯神明之憑談顯神明之憑談此是時已而竟遂降焉

天照大神聞之而曰吾比閉居石窟

謂當豐葦原中國必爲長夜云何天

鈿女命號樂如此者乎乃以御手細

聞磐戶窺之時手力雄神則奉承

天照大神之手引而奉出於是中臣

神忌部神則界以端出之繩端出之繩

曰汝猶有黑心不欲與汝相

見 乃入于天石窟而閉〔著〕磐戶  
 馬 於是天下恒開無復晝夜之殊  
 故 高皇產靈尊 會八十萬神於天高市  
かれのタカミムスビノミコト、やそよろづのかみたらなあまのたけらに  
 而 問之時 有高皇產靈之思 兼神  
つどへて、とほし給ふときに、たかみむすびのみこ、おもひかれのか  
〔云〕者有思慮之智 乃思而白曰 宜圖造被神之  
みはおもひたばかりあり、すなはちおもひて、かのかみのみかたを  
象而奉而奉招禱也 故即以石凝姥爲治工  
くりてなさまつりなまなましき、かれいしこりとてなかだとして、  
 探天香山之金 以作日矛 又全剝眞  
あめのかぐやまのかねをとて、ひばこをつくらす、またまなかのか  
名鹿之皮 以作天羽備 用此奉造之  
なうつばぎにして、あまのはぶきをつくり、これなしてつくりまつるか  
神 是即紀伊國所坐日前神也  
石凝姥此云伊之居梨度  
昨全剝此云手部攝使  
 一 書 曰 日神〔尊〕以天垣田爲御田時 素

菱鳴尊春則填渠毀畔 又秋殺已成則冒  
 以絡繩且日神居織殿時 則生駒  
 斑馬 納其殿內 凡此諸事 盡  
 是無狀 雖然日神恩親之意  
ことくみちなきなし、まかれどもひのかみむつましきみこ、るをもて、  
 不愠不恨 皆以平心容焉 及至日神嘗  
いさどほりうらみたまはず、みな給ひなほしよしぬ、ひのかみにひなめ  
 新嘗之時 素菱鳴尊 則於新宮御席之下  
きこしめすときに、すきのをのみこと、にひなめやのみましのまたに、  
 陰自送糞 日神不知 僅坐  
ひそかにくそをり給ふ、ひのかみまろしめさずして、た、にみましのう  
 席上 由是日神舉體不平 故以志恨  
へにまし給ふ、よけてひのかみやぐさみ給ひぬ、かれうらみ給ひて、  
 廼居于天石窟 閉其磐戶 于  
すなはちあまのいはやにおはしまして、そのいはをとちましの、とき  
 時諸神愛之 乃使鏡作部遠祖天禰戶  
にもろがみたらうれひて、かみつくりのときがおつあまのわかたにか

者 造鏡 忌部遠祖太玉者 造 幣 玉  
かみなつ、くらせ、いむべのおやふたたまに、にぎををつくらせ、たます  
 作部遠祖豐玉者 造 玉 又使山雷者 探五  
りべのおやとよたまに、たまをつくらせ、またやまづちには、いほつ  
 百箇眞坂樹八十玉鏡 野槌者 探五百箇野鶯  
まさかきのやそたまぐしをとらせ、おづちには、いほつのおすのやそ  
 八十玉鏡 凡此諸物 皆來聚時  
たまぐしをとらせ、すべてこのしろもののみなきつどへるとき、  
 中臣遠祖天兒屋命 則以神祝祝之 於是  
なかとみのおやあまのこやれのみこと、かむほさきほさきき、こいにひ  
 日神方開磐戶而出焉 是時以鏡入其  
のかみ、まさにはいとをひらきていでましき、このときにかみをその  
 石窟者 觸戶小暇 其瑕於今猶存 是  
いはやにいろれば、とにふれてなきすつり、そのさすいまにあり、これ  
 即伊勢崇秘之大神也 已而科罪於素  
すなはちいせにいさまつるおほかみなり、すでにしてすきのをのみ  
 菱鳴尊而責其被具 是以有手  
ことにつみなおふせて、そのはらへつものをはたる、これをしてたなす  
 端吉葉物足端凶葉物亦以唾爲  
ゐのよしさらひもの、あなすゑのあしさらひものあり、またつばきを去

自和幣以唾爲青和幣用 此 解 除  
らにきてとし、よたりをあなにてきてとす、これなしてはらへることな  
 竟 遂以神逐之理逐之 俱之被具 此云波羅能  
へて、つひにかむやらひやらひき、  
端吉葉、此云多那須衛能余之岐羅毗、神祝祝之、此  
云加武保佐根保佐根、逐之、此云波羅能  
 一 書 曰 是後日神之田有三處焉 號  
あるふみにいへらく、こののちにひのかみのみかたころにあり、なを  
 曰天安田 天平田 天 邑 并 田 此皆良  
あまのやすだ、あまのひらだ、あまのむらあひだといふ、これみなよき  
 田 雖經霖旱 無所損傷 其素菱  
たなり、ながめひでりにあふともそこなばる、ことなし、かのすきのを  
 鳴尊之田亦有三處焉 號曰天楸田 天川 依  
のみことのみたもみところにあり、なをあまのくひだ、あまのかほ  
 田 天口鏡田 此 皆 磯 地 雨則流  
ひだ、あまのくちだといふ、これみなやせところなり、あめふればな  
 之 旱則焦之 故 素 菱 鳴 尊 妬 害  
かれ、ひでればやけぬ、かれすきのをのみことなれのみことのみたをれた  
 姉 田 春則廢渠槽及理溝毀畔 又重播種子  
みそこなひ給ひて、はるはひばなちみせうめあはなら、またまきまき、

秋則挿篋伏馬 凡此惡事會無息時 雖

然 日神不愠 恒以平恕相容焉 云云 至

於日神閉居于天石窟也 諸神 遣中臣連

遠祖與台產靈兒 天兒屋命 而使

祈焉 於是天兒屋命（握）天香山之真坂

木 而上枝 懸以鏡作遠祖天拔戶兒

（巳）凝戶邊所作八咫鏡 中枝 懸以玉

作遠祖伊弉諾尊兒 天明玉所造入坂瓊

之曲玉 下枝 懸以粟國忌部遠祖 天

日鷲所作木綿 乃使忌部有遠祖太

賴 故不可住於天上 亦不可居於葦原中

國 宜急適於底根之國 乃共逐

降去于時霖也 素戔嗚尊 結束青草以

爲笠裝而乞宿 於衆神 衆神曰汝是

躬行濁惡而見逐誦者 如何乞宿 於

我 遂同距之 是以風雨雖甚 不得留休

而 辛 苦 降 矣 自爾以來 世諱著笠

裝 以入他人屋內 又諱負束草

以入他人家內 有犯此者 必債

解 除 此大古之遺法也 是後素戔嗚

尊 命 執 取 而 廣 厚 稱 辭 祈 啓 矣 于 時

日神聞之曰 頃者人雖多 請未若此

言之麗美者也 乃細開磐戶而窺之 是時

天手力雄神侍 磐戶側 則引開之者

日神之光滿於六合 故 諸神 大

喜 卽科素戔嗚尊 千座置戶之解除

以手爪爲吉棄物 以足爪爲凶棄物

乃使天兒屋命 掌其解除之大諱辭而宣之焉

世人慎收己爪者 此其緣也 既而

諸神 噴素戔嗚尊曰 汝所行甚無

玉命執取而廣厚稱辭祈啓矣 于時

日神聞之曰 頃者人雖多 請未若此

於葦原中國 如有清心者 必當

嚙玉生兒 必當爲女矣 如此則可以降女

誓之曰 吾若懷不善而復上來者 吾今

躬裝武備 云云 於是素戔嗚尊

者 歟 吾雖婦女 何當避乎 乃

上 來 非 復 好 意 必 欲 奪 我 之 國

去 與 迺 後 扇 天 扇 國 上 諸 于 天 時 天

算日 諸神 遂 我 我 今 當 永

生男矣 如此則可以使男御天上 且姊之  
 のこをうまむ、かいらはなのこをめまらさせ給へ、かつなれのみこと  
 所 生 亦 同 此 誓 於是日  
 のうみまさむしこのうけひにひとしからむとまを給へり、ここにひの  
 神 先 囁 十 握 劔 云 云 素 夔 鳴 尊  
 かみ、まづまづかつるをなみ給へり、すさののみこと、  
 乃 櫛 櫛 然 解 其 左 臂 所 纏 五 百 箇  
 すなはちそのひだりのみづらにまかせ、いほつのみするののなを  
 統之瓊綸而瓊響 瓊瑠 瓊浮 於 天 濤 名 井  
 なしくる、にときで、なめなともしゆらにあまのめなむにふりす、さて、  
 囁 其 瓊 端 置 之 左 掌 而 生 兒  
 そのにのほしなみかみて、ひだりのたなそにおきて、なしませるみこは、  
 正哉吾勝勝速日天忍穂根尊 復 囁 右  
 まさやあかつからはやびあまのおしはれのみこと、またみぎりのにわか  
 瓊 置 之 右 掌 而 生 兒 天 穗 日  
 みて、みぎりのたなそにおきて、なしませるみこは、あまのほひのみ  
 命 此 出雲臣、武甕國造、 次 天津彦根命 此 茨城國  
 造、額田部 造、額田部  
 事、 土師連等造祖也、 つぎにあまつひののみこと、  
 連等造 次 活 日 津 彦 根 命 次 熒 速 日 命 次

熊野大隅命 凡 六 男 矣 於  
 くまのおほすみのみこと、すべてむはしらのひこみこなりませり、こ  
 是素夔鳴尊 白 日 神 曰 吾 所 以 昇  
 にすさののみこと、ひのかみにまを給へり、あはさらにまをのぼり  
 來者 衆 神 處 吾 以 根 國 今  
 こしゆまは、もろかみたら、あはれはれ、なれといへば、いままかり  
 當就去、若 不 與 姊 相 見 終 不 能  
 なるとするに、もしなれのみこと、あひまふらすは、つひにええぬび  
 忍離故 實 以 清 心 復 上 來 耳 今 則  
 かてまし、かれまことにあかきこゝろをもて、またまをのぼり、いまみ  
 奉親已訖 當 隨 衆 神 之 意 自 是 永  
 まつるとなへつ、まさにもろかみたら、こゝろのま、これよりひたぶ  
 歸 根 國 矣 請 姊 照 臨 天 國 自  
 るにれはれにへまかりなり、なれのみことあまつくにまらして、さき  
 可平安 且 吾 以 清 心 所 生 兒 等 亦  
 くおほしませ、かつあがあかきこゝろをもて、うめるみこたちも、なれ  
 奉於姉已而 復 還 降 馬 此 云 秘波  
 のみことにて、またすて、かへりくだりませり、  
 志願台産儀、此云三詩等武甕毗、太深辭、此云布斗能理斗、福  
 體然、此云手謀苦留留、此云手謀苦留留、此云手謀苦留留、此云手謀苦留留、

是時素夔鳴尊 自天而降 到於出雲國 蘇我鳴尊 立化 奇稻田姫 爲湯津爪  
 のときすさののみこと、あまよりつゆのくにのひのかほかみこ、すさののみこと、たちどろにくしなたびめとなり、ゆつのはまぐしを  
 之川上時 聞川上有啼哭之聲 故 尋 聲 竟 往 櫛 而 挿 於 御 髻 乃 使 脚 摩 乳 手 摩 釀 八  
 だりますときに、かへにれなくこゝろさきゆ、かれこゝろをたづねてとめゆ  
 者 有一老公與老婆中間 置一少女 撫而哭之 醴 酒 并作假肢 假肢 八 間 各  
 きませば、おさなとおよなとのなかに、なとめをすき、なで、なくなり、  
 素夔鳴尊 問 曰 汝等誰也 何爲哭之 如 置 一 口 槽 而 盛 酒 以 待 之 也 至 期  
 すさののみこととひ給へり、いましたはたそや、なぞかくれなくやと  
 此 耶 對 曰 吾是國神號脚摩乳 我妻 果 有 大 蛇 頭 尾 各 有 八 岐 眼 如 赤 酸  
 のたまへば、こたへまをさく、あはれにつかみあはしなつら、あがめ  
 號手摩乳 此 童女是吾兒也 號奇稻田姫 所以 哭 齋 赤酸齋、此云 松栢生於背上而 蔓延於八丘八谷  
 なはてなつら、このなとめあがこなり、なほくしなたびめ、わなくゆ  
 者 往時吾兒有八箇少女 每年爲八岐大蛇所吞 之間 及至得酒 頭 各 一 槽 飲 醉 而  
 るは、さきにあがこやなとめあり、としのほにやまたのおろちのまて、  
 今此少童且臨 被吞 無由脱免 故 以 哀 睡 時 素 夔 鳴 尊 乃 拔 所 帶 十 握 劔 寸  
 いまこのなとめをまむとまなるに、のがるよしなし、かれかなしめ  
 傷 素 夔 鳴 尊 勅 曰 若 然 者 汝 當 斬 其 蛇 至 尾 劔 及 少 缺  
 りとまなす、すさののみことり給へり、まからば、いましがむめ  
 以 女 奉 吾 耶 耶 對 曰 隨 勅 奉 矣 故 割 裂 其 尾 視 之 中 有 一 劔 此 所 謂 草 薙  
 あれにまたさむやとのり給へば、みことま、こたへまをさき、かれ

酒 并作假肢 假肢 八 間 各  
 さけなかせ、さ す き やまならへつくらせ、おのお  
 のさかふれひとつづ、なをきて、さけなたへてまよせり、そのとき  
 古事記、遠呂知書、大蛇、  
 有 大 蛇 頭 尾 各 有 八 岐 眼 如 赤 酸  
 はたしておろちのなもかしらもおのおのまたなるあり、あはかか、ち  
 赤酸齋、此云 松栢生於背上而 蔓延於八丘八谷  
 阿箇箇知、  
 此句字不足  
 此句字不足  
 此句字不足  
 此句字不足

劍也 草薙劍、此云俱婁那伎能部留伎、一書曰日本名天薙雲劍、蓋大蛇所居之上常有雲氣、故以名劍、至日本武皇孫、改名曰三

素戔嗚尊曰是神劍也吾何敢私以安乎乃上獻於天神也然後

行竟將婚之處遂到出雲之清地焉將地此乃言曰吾心清清之

於彼處建宮或云時武甕槌尊曰夜何夜也

乃相與避合而生兒大已貴神因勅之曰吾兒宮首者即脚摩乳

手摩乳也故賜號於二神曰稻田宮主神已而素戔嗚尊遂就於根國

草薙劍 此今在尾張國吾湯市

一書曰素戔嗚尊自天而降到於出雲

則見稻田宮主實狹之八箇耳女子

媛乃於奇御戶爲起而生兒號清之

湯山主三名狹瀨八島篠

此神五世孫即大國主神

一書曰是時素戔嗚尊下到於安藝國

可愛之川上也彼處有神名曰脚摩手摩

其妻名曰稻田宮主實狹之八箇耳

身夫妻共愁乃告素戔嗚尊曰我生

號草薙劍

村即熱田祝部所掌之神是也其斷蛇劍

號曰蛇之龜正此今在石上也

是後以稻田宮主實狹之八箇耳生兒真髮觸

奇稻田媛遷置於出雲國簸川上而長養焉

然後素戔嗚尊以爲妃而所生兒之六

世孫是曰大己貴命

一書曰素戔嗚尊欲幸奇稻田

媛而乞之脚摩乳手摩乳對曰請先

殺彼蛇然後幸者宜也彼大蛇每

一書曰素戔嗚尊自天而降到於出雲

則見稻田宮主實狹之八箇耳女子

媛乃於奇御戶爲起而生兒號清之

湯山主三名狹瀨八島篠

此神五世孫即大國主神

一書曰是時素戔嗚尊下到於安藝國

可愛之川上也彼處有神名曰脚摩手摩

其妻名曰稻田宮主實狹之八箇耳

身夫妻共愁乃告素戔嗚尊曰我生

號草薙劍

村即熱田祝部所掌之神是也其斷蛇劍

號曰蛇之龜正此今在石上也

是後以稻田宮主實狹之八箇耳生兒真髮觸

奇稻田媛遷置於出雲國簸川上而長養焉

然後素戔嗚尊以爲妃而所生兒之六

世孫是曰大己貴命

一書曰素戔嗚尊欲幸奇稻田

媛而乞之脚摩乳手摩乳對曰請先

殺彼蛇然後幸者宜也彼大蛇每

兒雖多每生輒有八岐大蛇來吞不得

一存今吾且產恐亦見吞是以哀

傷素戔嗚尊教之曰汝可以衆菓

饋酒八瓊吾當爲汝殺

蛇二神隨教設酒至產時

必彼大蛇當戶將吞兒焉素戔嗚尊勅蛇

曰汝是可畏之神敢不饗乎以八



頭各有石松 兩脇有山 甚可畏矣 將  
 ごとにはいさおひ、ふたつのわきにやまありて、いたくかしこし、なに  
 何 以 殺 之 素 夔 鳴 尊 乃 計 釀  
 わさしてかろしよまといへれば、すさのなのみことたばかりて、なえ  
 毒酒以飲之 蛇醉而睡 素夔鳴尊  
 さなみかみてのよせ給ふに、おろちをひてはふれり、すさのなのみこと、  
 乃以蛇 韓 鋤 之 劍 斬 頭 斬 腹  
 すなほらおろちのからさびのつるぎなして、かしらなきりばらなきり、  
 其斬尾之時 劍 乃 少 缺 故 裂 尾  
 そのな、きり給ふとき、つるぎのほす、しかげたり、かたを、きさて  
 而 石 即 別 有 一 劍 焉 名 爲 草 薙 劍  
 みそなはせば、ことにあやしきつるぎあり、くさなぎのつるぎとなづく、  
 此 劍 昔 在 素 夔 鳴 尊 許 今 在 於 尾 張  
 このつるぎはむかしすさのなのみことのみもとにあり、いまは尾張のく  
 國也 其 素 夔 鳴 尊 斷 蛇 之 劍 今  
 にあり、そのすさのなのみことのおろちなきり給へるつるぎは、いまき  
 在 吉 備 神 部 許 也 其 斯 大 蛇 之 地 出  
 御本校正云本此六字アリ  
 びのかむとしのなをいしとにあり、そのおろちなきり給へるところは、いづ  
 雲 蔽 之 川 上 山 是 也  
 しのかむのかまのやまなり、

一 書 曰 素 夔 鳴 尊 所 行 無 狀 故  
 あるふみにいへらく、すさのなのみことのおろちなきりなし、かれし  
 諸 神 科 以 千 座 置 戸 而 遂 遂 之 是  
 もろのかみたち、ちくらのおきどをおほせて、つひにやらひき、このと  
 時 素 夔 鳴 尊 帥 其 子 五 十 猛 神 降 到 於  
 きにすさのなのみこと、そのみこいだけのかみなあて、おろちのくに  
 新 羅 國 居 曾 戶 茂 梨 之 處 乃 興 言  
 にくたりたりて、そしりのもとにおほしめ、すなほらみことおほし  
 曰 此 地 吾 不 欲 居 遂 以 埴 土 作  
 給はく、このくにばあれおまくほりせすとて、つひにはなをなしてふれなつ  
 舟 乘 之 東 渡 到 出 雲 國 鏡 川 上 所 在  
 くらし、のりてひむがしにわたりて、いづものくにのひのかはかみなる、  
 鳥 上 之 峰 時 彼 處 有 吞 人 大 蛇 素 夔 鳴  
 とりかみのねにいたります、そこにひとをむおろちあり、すさのな  
 尊 乃 以 天 蠅 斫 之 劍 斬 彼 大 蛇  
 みこと、やがてあまのはへきりのつるぎなして、かのおろちなきり給ふ  
 時 斬 蛇 尾 而 又 缺 即 擘 而 視 之 尾 中  
 ときに、おろちのな、きりてはかけぬ、さきてみそなはせば、なのなか  
 有 一 神 劍 素 夔 鳴 尊 曰 此 不 可 以 吾  
 にあやしきつるぎあり、すさのなのみこと、こはわた、しものとなま

私用也 乃 遣 五 世 孫 天 之 菅 根 神  
 じとのたひて、やがていつよのみまこあまのふきねのかみをつかほして、  
 上 奉 於 天 此 今 所 謂 草 薙 劍 矣  
 あめにたてましたし給へり、これいまいはゆるくさなぎのつるぎなり、  
 初 五 十 猛 神 天 降 之 時 多 將 樹 種 而  
 はしめいだけるのかみ、あもり給ふときに、さばにくだねなめてくだり給  
 下 然 不 殖 韓 地 盡 以 持 歸 遂  
 ひき、まかれどもからくににうきすことごとくもてかへり給ひて、つひ  
 始 自 筑 紫 凡 大 八 洲 國 之 内 莫 不 播 殖 而  
 につくしよりはじめて、すべておほやしまのくにのちにまきおふして、  
 成 青 山 焉 所 以 稱 五 十 猛 命 爲 有 功  
 あなやまとなせり、このゆゑにいだけるのみことをいそしのかみとた、  
 神 之 卽 紀 伊 國 所 坐 大 神 是 也  
 へまをせり、すなほらちきのくににませるおほがみなり、  
 一 書 曰 紫 夔 鳴 尊 曰 韓 鄉 之 島  
 あるふみにいへらく、すさのなのみことの給はく、からくにのままには、  
 是 有 金 銀 若 使 吾 兒 所 御 之 國 不 有 浮 寶 者  
 こがれまろかれあり、あがみこのまらさむくに、うくたからあらすは、  
 未 是 佳 也 乃 拔 鬚 髯 散 之 卽 成 杉  
 よからじとのり給ひて、みひけなぬさあがら給へば、やがてすぎとなる、

又 拔 散 胸 毛 是 成 楡 尾 毛 是 成 被  
 またみむれのけなぬさあがら給へば、ひとなり、みふりげはまきとなり、  
 眉 毛 是 成 櫛 樟 已 而 定 其 常 用 乃  
 かまゆげはくすとなりぬ、かくしてそのしちひんことをさだめて、たへ  
 稱 之 曰 杉 及 櫛 樟 此 兩 樹 者 可 以 爲 浮 寶 楡 可  
 ごとし給はく、すぎくすのふたきは、うくたからとなし、ひばみづのみ  
 以 爲 瑞 宮 之 材 被 可 以 爲 顯 見 蒼 生 與  
 あらかつくるきとなし、まきはうつしきあなひとくさのおきつすたべに  
 津 葉 戶 將 臥 之 具 夫 須 噉 八 十 木 種  
 こやさむそなへにつくれとのり給ひき、かのなしもの、やそくだねを、  
 皆 能 播 生 于 時 素 夔 鳴 尊 之 子 號  
 みなからまきおふしえ給ひき、ときにすさのなのみことのみこのなを、  
 曰 五 十 猛 命 妹 大 屋 津 姬 命 次 命 津 姬  
 いだけるのみこと、いもおほやつひめのみこと、つぎにつまひめのみ  
 命 凡 此 三 神 亦 能 分 布 木  
 こといませす、すべてこのみはしらのかみらくだねをまきふくことなえ  
 種 卽 奉 渡 於 紀 伊 國 也 然 後 素 夔 鳴 尊  
 給へば、きのくににわたしまつれり、まかしてのちに、すさのなのみこと、  
 居 熊 成 峰 而 遂 入 於 根 國 者 矣 葉 戶、此云  
 くまなりのだけにあまして、つひに根のくににいたりましき、

此云  
磨紀

一書曰大國主神亦名大物主  
あるふみにいへらく、おほくにのしのかみ、またのみなほおほものぬし  
神亦號國作大己貴命亦曰  
のかみ、またのみなほくにづくらすおほあなむちのみこと、またはおし  
葦原醜男亦曰八千戈神亦曰大國玉神亦  
はらのまこを、またはやちほのかみ、またはおほくにだまのかみ、また  
曰顯國玉神其子凡有一百八十一神  
ほうつしくにだまのかみとまをす、そのこすべてしもやそがみすし、  
の之傳 夫大己貴命與少彥名命 戮  
かのおほあなむちのみことすくなびこなのみこと、みこころ

力一心經營天下復爲顯見蒼生及  
なひとつにして、あめのまたをつくり給ひ、またうつしあなむちとさ  
畜産則定其療病之方又爲攘  
とけものために、そのやまひをいやせるみちをさだめ、またとりけだ  
鳥獸昆虫之災異則定其禁厭之  
ものほむしむしわざはひをばはむために、そのふせぐのまもりをさだ  
法是以百姓至今咸蒙恩賴  
かみか、これをなしておほあなむちから、いよにのみなほたまのふゆをかふはり

嘗大己貴命謂少彥名命曰  
ハフエト訓體言也竟安歌ハ布由ト訓用言也  
むかしおほあなむちのみこと、すくなびこなのみことにかたり給はく、  
吾等所造之國豈謂善成之乎少  
あれらがつくれるくに、よくなりぬといはざらめやものり給へば、すく  
彥名命對曰或有所成或有不成  
なびこなのみことはなれるありならぬありとのり給へり、  
蓋有幽深之致焉其後少彥名命行至  
このちにすくなびこなのみこと、くまめの  
熊野之御倚遂適於常世鄉矣  
みさきにゆきて、つひにとこよのくににまかり給ひき、  
則爾渡而  
至常世鄉矣、  
自後國中所未成者大己  
これよりのちに、ぬちのいまだならぬなは、おほあなむ

貴神獨能巡造遂到出雲  
ののみひとりめぐりてつくり給ひて、つひにいづものくにいたりま  
國乃與言曰夫咸原中國本  
して、みことおけし給はく、そもそあしはらのなかつくには、もとよ  
自荒芒至及磐石草木咸能強暴然吾已  
りあらぶりて、いはほくさきまで、みなちはやびたり、まかしあれす  
摧伏莫不和順遂因言今理此國  
にたひらけて、まつるはものなし、よりにていづのくにをなむるは、

唯吾一身而已其可與吾共理天下者蓋  
たあれひとりなり、そのあれとともにあめのまたをなむものけだ  
有之乎于時神光照海忽  
しあらむやこの給へり、ときにあやしきひかりうなばらなてらて、たち  
然有浮來者曰如吾不在者汝何能平  
まらにうかみきていへらく、もしあれなからば、みましいかにぞこのく  
此國乎山吾在故汝得建其天造之  
にをむけえめや、あがあるゆゑに、みましそのおほきなるいそしなて  
續矣是時大己貴神問曰然則汝是誰  
たりといへり、こにおほあなむちのかみ、まからば、いよはたれぞと

耶對曰吾是汝之幸魂奇魂也  
ひ給へば、あれはみましがさきみたまよ、しみたまなりとこたへまをせり、  
大己貴神曰唯然迺知汝是吾之幸魂奇  
おほあなむちのかみ、なを、いよはあがさきみたまよ、しみたまなりとま  
魂今欲何處住耶對曰  
りぬ、いよにこにすまよくおほほすやとのり給へば、こたへまをさく、  
吾欲住於日本國之三諸山故  
あれはやまとのくにのみもろやまにすまほしとまを給へり、かれそ  
即營宮彼處使就而居此大三輪之神也此  
こにみやぶくりして、いよせ給ひき、こはおほあなむちのかみなり、この

一書曰初大己貴神之平國  
あるふみにいへらく、はじめおほあなむちのかみのくにむけ給ひしとき  
也行到出雲國五十狹之小汀而且常飲  
に、いづものくにのいなさのなばまにゆきたりて、みまし給はむと  
食是時海上忽有人聲乃驚而求  
す、このときにわたのへにたちまちひとのこゑあり、おどろきてとめ給  
之都無所見頃時有一箇小男以白  
ふに、すべてみゆることなし、まばしありてひとりなくな、かみの  
藪皮爲舟以鷗鷯羽爲衣隨潮水以浮  
かばをふれとし、さききのばをころもとして、うなしほのまにうききた

神無子大田田根子即甘茂君等大三輪君等  
かみのみこ、カホタタネ子、すなはちかほのさき、おほあなむちのみこら  
遠祖也又事代主神脫 姫踏躰五十鈴姫命又曰  
カヤトリ、また ひめたらい、すひめのみこと、爾中五十  
事代主神化爲三八尊熊鷹、通三鳥溝權姫、或云玉 而生兒、  
一 字小字例今誤爲大字  
姫踏躰五十鈴姫命是爲神日本磐余彥火火出見天皇之  
后也、  
以下又一書也

到大己貴神即取置掌中而甞

右訓考、明和六己丑年正月、始元日、竟十一日、

賀茂真淵 七十三齡

之則跳嚙其頰乃怪其物色

文化五戊辰年八月六日、訓考終、

藤原真龍 六十九齡

遣使自於天神于時高皇產靈尊

聞之而曰吾所產兒凡有一千五百座其

一兒最惡不順教養自指間

淵隨者必彼矣宜愛而養之

此即少彥名命是也

美地體、鸕鷀、此云、坂城、

日本書紀卷第一

日本紀訓考卷一終

日本紀訓考卷二

日本書紀卷第二

やまとぶみのふたつのまき

神代下

かみのまほ

天照大神之子正哉吾勝勝速日天忍穗耳

所 知 僉 曰 天穗日命是神之

尊 娶高皇產靈尊之女栲幡 千 千

傑也 可 不 試 歟 於 是 俯

姫生天津彦彦火瓊瓊杵尊 故皇祖高皇

順 衆 言 即以天穗日命經平之

產靈尊 特 鍾 憐 愛 以 崇 美 焉 遂

然 此 神 倭 媚 於 大 己 貴 神 比 及 三

欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊 以爲 葦 原

年 尚 不 報 聞 故 仍 遣 其 子 大 背 飯 三 熊

中 國 之 主 然 彼 地 多 有 螢 火 光 神

之 大 人 此 亦 還 順 其 父

及 蠅 聲 邪 神 復 有 草 木 咸 能 言 遂

不 報 聞 故 高 皇 產 靈 尊 更 會 諸

神問 當遣者 僉曰天國玉之子天彥曰 奇鳥來居杜抄 天稚彥乃取  
 稚彥 是壯士也 宜試之 於是高皇產靈尊所賜 天鹿兒弓天羽羽矢  
 賜天稚彥天鹿兒弓 及天羽羽矢 射雉斃之 其矢洞達雉胸而 至高皇  
 以遣之 此神亦不忠誠也 來到即娶顯國產靈尊之座前也 時高皇產靈尊 見  
 玉之女子 下照 亦名高皇產靈尊 因留住之曰 其矢曰 是矢則昔我賜天稚彥之矢也 血染  
 吾亦欲 馭 葦原中國 遂不復命 其矢蓋與國神相戰 而然 歟 於  
 是時高皇產靈尊 惟其久不來 是取矢還投下之 其矢落下 則中天稚彥  
 報 乃遣無名雉伺之 其雉飛之胸上 于時天稚彥 新嘗休臥之時也  
 降 止於天稚彥門前所植 湯津杜木之中 矢立死 此世人所謂及矢可  
 抄 林本、此云、時天探女 天探女、此云、見而謂天稚 畏之緣也 天稚彥之妻下照 哭泣 悲聲  
 乃、可、此云、時天探女、此云、見而謂天稚 畏之緣也 天稚彥之妻下照 哭泣 悲聲

達于天 是時天國玉 聞其哭聲 在則 攀衣帶 且喜且憫 時味相  
 則知夫天稚彥已死 乃遣疾風 舉尸 高彥根神忿然作色曰 朋友之道理宜相吊故  
 致天 便造喪屋而殯之 即以川鴈為持頭 不憚汚穢 遠自起 哀何為 誤  
 者及持頭者 又以雀為舂女 我於亡者 則披其帶 劍大葉  
 六字疑書 而八日夜啼哭悲歌 先是天稚彥 在濃國 藍見川之上 喪山是也 世人惡以生誤  
 於葦原中國也 興味相高彥根神 善死 此其緣也 是後高皇產靈尊  
 友 故味相高彥根神 昇天 吊更會 諸神 選常遣於葦原中  
 喪時 此神容貌 正類天稚彥平生之 國者 僉曰 磐裂 根裂神之 磐筒  
 儀 故天稚彥親屬妻子 皆謂 吾君 猶 男磐筒女所生之子 經津 主神是 將佳  
 日本紀訓考卷二 三千八百十七

也時有天石窟所住神稜威雄走神之子甕意何如當須避不時大己貴神  
 速日神甕速日神之子煥速日神煥速日神之對曰當問我子然後將報是  
 子武甕植神此神進曰豈唯經津時其子事代主神遊行在於出雲國三穗  
 主神獨爲丈夫而吾非丈夫者哉其辭氣之倚以釣魚爲樂故以熊野諸手船  
 慷慨故以即配經津主神令平葦原亦名天載使者稻背脛遣之而致高皇產靈勅於  
 中 國 二 神 於 是 降 到 出 雲 國 五 十 事 代 主 神 且 問 將 報 之 辭 時 事  
 田狹之小汀則拔十握劍倒植於地或曰遊代主神謂使者曰今天神有此借  
 踞其鋒端而問大己貴神曰高皇產靈問之勅我父宜當奉避吾亦不可違  
 靈尊欲降皇孫君臨此國柴此云因於海中造八重葦柴柴此云踏船權  
 故先遣我二神驅除平定汝而而船權此云避之使者既還報命故大己  
 貴神則以其子之辭自於二神曰草木石類者已平了其不服者  
 我怙之子既避去矣故吾亦當避如吾唯星神香背男耳故加遣倭文神建葉  
 防禦者國中諸神必當同禦植命者則服故二神登天  
 今我奉避誰復敢有不順者乃以平也  
 國時所杖之廣矛授二神曰吾果以復命于時高皇產靈尊以眞床  
 以此矛卒有治功天孫若用此矛治追衾覆於皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊  
 國者必當平安今我當於百不足之八十隈使降之皇孫乃離天磐座且  
 將隱去矣短慮言訖遂隱於是排分天八重雲稜威之道別道而天降於日  
 二神誅諸不順鬼神等向襲之高千穗峰矣既而皇孫遊行之狀也  
 此書今本小字今作大字一云二神遂誅邪神及者則自憇日二上天浮橋立於浮渚在平處

也時有天石窟所住神稜威雄走神之子甕意何如當須避不時大己貴神  
 速日神甕速日神之子煥速日神煥速日神之對曰當問我子然後將報是  
 子武甕植神此神進曰豈唯經津時其子事代主神遊行在於出雲國三穗  
 主神獨爲丈夫而吾非丈夫者哉其辭氣之倚以釣魚爲樂故以熊野諸手船  
 慷慨故以即配經津主神令平葦原亦名天載使者稻背脛遣之而致高皇產靈勅於  
 中 國 二 神 於 是 降 到 出 雲 國 五 十 事 代 主 神 且 問 將 報 之 辭 時 事  
 田狹之小汀則拔十握劍倒植於地或曰遊代主神謂使者曰今天神有此借  
 踞其鋒端而問大己貴神曰高皇產靈問之勅我父宜當奉避吾亦不可違  
 靈尊欲降皇孫君臨此國柴此云因於海中造八重葦柴柴此云踏船權  
 故先遣我二神驅除平定汝而而船權此云避之使者既還報命故大己  
 貴神則以其子之辭自於二神曰草木石類者已平了其不服者  
 我怙之子既避去矣故吾亦當避如吾唯星神香背男耳故加遣倭文神建葉  
 防禦者國中諸神必當同禦植命者則服故二神登天  
 今我奉避誰復敢有不順者乃以平也  
 國時所杖之廣矛授二神曰吾果以復命于時高皇產靈尊以眞床  
 以此矛卒有治功天孫若用此矛治追衾覆於皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊  
 國者必當平安今我當於百不足之八十隈使降之皇孫乃離天磐座且  
 將隱去矣短慮言訖遂隱於是排分天八重雲稜威之道別道而天降於日  
 二神誅諸不順鬼神等向襲之高千穗峰矣既而皇孫遊行之狀也  
 此書今本小字今作大字一云二神遂誅邪神及者則自憇日二上天浮橋立於浮渚在平處

而 立於淨清在平處、此云初、齊完之空國自頓丘 覓乎 汝所懷者必 非 我 子 歟

國行去 頓丘此云、此云、齊國此云、 到於吾田長屋笠 故鹿葦津姬忿恨 乃作無戶室 入居其

狹之倚矣 其地有一人 自號事勝國勝長狹 內而誓之曰 妾所娠 若非天孫之

皇孫問曰 國在耶以不 對曰此焉有國 請 任胤 必當獲滅 如 實 天孫之胤 火

意遊之 故皇孫就而留住 不能 害即放火燒室 始起 烟末

時彼國者美人名曰鹿葦津姬 亦名神吾田津姬、亦 生出之兒 號 火闌降命 降、此云、能須素里、

皇孫問此美人曰 汝誰之 女子 耶 對 避熱而居 生出之兒 號 彥火火出見

田妾是天神妻大山祇神所生兒也 皇 尊 次生出之兒 號 火明命 始祖也、

孫因而幸之 卽一夜而有娠 皇孫未 三子矣 久之 天津彥彥 火瓊瓊

之信曰 雖復天神 何能一夜之間令人有娠 柀尊 崩 因葬筑紫日向可愛 可愛、此之 山

陵 一書曰 天照大神 勅 天稚彥 下 居于天稚彥門前湯津杜樹之杪而

曰 豐葦原中國是吾兒可王之 地 鳴之曰 天稚彥何故 八年之間未有

也 然慮有殘賊強暴橫惡之神者 故 汝 先 復命時 有國神號天探女見其雉曰

往平之乃賜天鹿兒弓及天眞鹿兒矢 遣 鳴聲惡鳥在此樹上 可 射 之 天

之 天稚彥 受 勅 來 降 則 則 稚彥乃取天神所賜天鹿兒弓天眞鹿兒

娶國神女子 經八年 無以報命 矢 便射之 則 矢 達 雉 胸 遂 至

故 天照大神 乃召思兼神 問 其 天神所處時 天神 見 其 矢

不來之狀 時 思兼神 思而告曰 曰 此昔我賜天稚彥之矢也 今 何

宜 且 遣 雉 問 之 於是從彼 故 來 乃取矢而咒之曰 若 以

惡心射者 則天稚彥必當遭害 若以  
 平心射者 則當無恙 因還投之  
 即其矢落下 中于天稚彥之高胸 因  
 以立死 此世人所謂返矢可畏之緣也  
 時天稚彥之妻子 從天降來 將 柩 上  
 去而於天 作喪屋 殯哭之 先是天  
 稚 彥 與 味 根 高 彥 根 神 友 善  
 故味根高彥根神 登 天 吊 喪 大 臨  
 焉 時 此 神 形 貌 自 與 天 稚 彥 恰 然  
 相似 故天稚彥之妻子等 見而喜之曰 吾 君  
 選須 阿泥素金多伽遊願彌 又歌之曰 阿磨佐箇  
 屢 避 奈 楚 迷 迺 以 和 多 選 素 西 渡 以 嗣 箇 播 箇 拖 輔 智  
 爾 拖 輔 智 爾 阿 彌 播 利 和 拖 爾 妹 虛 豫 爾 爾 豫 爾 豫 利 爾  
 爾 以 嗣 箇 播 箇 拖 輔 智 此 二 首 歌 辭 今 號 夷 曲  
 既 而 天 照 大 神 以 思 兼 神 妹 萬  
 幡 豐 秋 津 姬 命 配 正 哉 吾 勝 勝 速 日 天  
 忍 穗 耳 尊 爲 妃 令 降 之 於 葦  
 原 中 國 是 時 勝 速 日 天 忍 穗 耳 尊 立  
 天 浮 橋 而 臨 眺 之 曰 彼 地 未 平 矣 不 須  
 也 頗 傾 凶 目 杵 之 國 歟 乃 更 還 登

猶 在 則 攀 持 衣 帶 不 可 排 離  
 時味根高彥根神 忿曰 朋友 喪 亡  
 故 吾 卽 來 吊 如 何 誤 死 人 於  
 我 耶 乃 拔 十 握 劍 斫 倒 喪 屋 其 屋 墮  
 而 成 山 此 則 美 濃 國 喪 山 是 也 世 人 惡  
 以 死 者 誤 已 此 其 緣 也 時味根高彥  
 根 神 光 儀 花 艷 映 于 二 丘 二 谷 之 間 故  
 喪 會 者 歌 之 曰 衆 人 知 映 丘 谷 者 是 味 根 高 彥 根 神 故  
 歌之 阿妹奈度夜 乙登多奈婆多迺 汗奈俄勢屢 多磨迺  
 彌 素 磨 屢 ミヌマル迺 阿奈陀磨波夜 彌多爾輔拖和拖  
 具 陳 不 降 之 狀 故 天 照 大  
 神 復 遣 武 甕 槌 神 及 經 津 主 神 先  
 行 驅 除 時 二 神 降 到 出  
 雲 便 問 大 己 貴 神 曰 汝 將 此 國 奉 天  
 神 耶 以 不 對 曰 吾 兒 事 代 主 射  
 鳥 遊 遊 在 三 津 之 倚 今 當 問 以 報 之 乃  
 遣 使 人 訪 焉 對 曰 天 神 所 求 何 不  
 奉 歟 故 大 己 貴 神 以 其 子 之 辭  
 報 乎 二 神 二 神 乃 昇  
 天 復 命 而 告 之 曰 葦 原 中 國 皆 已 平 竟  
 復 命 而 告 之 曰 葦 原 中 國 皆 已 平 竟

時天照大神勅曰若然者方當降吾  
 ときにあまてらすおほみかみ、まかあらはあがみこをあまくだしまつら  
 兒 矣 且 將 降 間 皇  
 むとみことのり給ひき、かつあまくだしまつらむとするほどに、すめみ  
 孫已生號曰天津彦彦火瓊瓊杵尊 時  
 まあれませり、みなをあまつひこひこほのくにきのみこととまなす、とき  
 有 奏 曰 欲 以 此 皇 孫 代 降 故  
 にこのすめみまをかへて、あもりませむとおほすたまなし給ふ、かれ  
 天照大神乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊  
 あまてらすおほみかみ、すなはちあまつひこひこほのくにきのみことに、  
 八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種  
 やさかにのまがたまとやあたのかみくさなきのつるぎ、みくさのたか  
 寶 物 又 以 中 臣 上 祖 天 兒 屋 命 忌  
 らものなたまはし、またなかとみのおやあまのこやれのみこと、いむべ  
 部上祖太玉命 猿女上祖天鈿女命 鏡  
 のおやふとたまのみこと、さるめのおやあまのうすめのみこと、かみ  
 作上祖石凝姥命 玉作上祖玉屋命  
 つくりのおやいしこりとのみこと、たますりのおやたまののみこと、  
 凡 五 部 神 使 配 侍 焉 因 勅  
 すべていつのものをかみだちな、そへてはむべらせ給ふ、よりにすめ

皇孫曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子  
 みまにのり給はく、あしはらのちいほあきのみつほのくに、あがみこ  
 孫可王之地也 宜爾皇孫就而治焉 行  
 のつきつぎすべまらさむくになり、いましみまゆきてまらせ、ゆきま  
 矣 寶 祚 之 隆 當 與 天 壤 無 窮  
 せや、あまつひつぎのさかえまむこと、あめつちともにかぎりな  
 者 矣 已 而 且 降 之 間 先  
 らむとのり給ひき、すでにしてあまくたりまむとするほどに、みさき  
 驅 者 還 自 有 一 神 居 天 八 達 之 衢  
 はらひのかみたちかへりて、ひとばしらのかみあめのやちまたにをれり、  
 其鼻長七咫背長七尺 餘(當言七詩)  
 そのはなのながさな、あた、そびらのながさな、さかあり、四字後人註  
 且口尻明耀眼如八咫鏡而施然似  
 またくちふりてりか、やき、めはやたかかみなして、あかきことあか  
 赤酸醬也即遣從神往問  
 がちにとりたまをしき、すなはちみものかみをつかはしてこととは  
 時 有 八 十 萬 神 皆 不 得 目 勝 相 問  
 せ給ふに、やをよろづのがみたちあれとも、みなまがちてえあひとほす、  
 故特勅天鈿女曰汝是日勝於人者  
 かれことにあまのうすめにのり給はく、いましはこれまかつかみなり、

宜往問之天鈿女乃露其胸  
 ゆきてとへのり給ひき、あまのうすめやがてそのむなをあらはにか  
 乳 抑 裳 帶 於 臍 下 而 笑 味 向 立  
 きいだし、もひしをほぞのおしたれて、あざわらひてむきたてり、  
 是時衢神問曰天鈿女汝爲之  
 このときまたのかみ、あまのうすめにとへらく、いましかかくするこ  
 何 故 耶 對 曰 天 照 大 神 之 子  
 とはなにのゆゑそやといへれば、こたへらく、あまてらすおほみかみの  
 行幸道路有如此居之者誰也敢問之  
 みこのいでますみちを、かくてなるものはたれぞ、なのりせよといへり、  
 衢神對曰聞天照大神之子今當降  
 らまたのかみまなさく、あまてらすおほみかみのみこ、いまあもりま  
 行 故 奉 迎 相 待 吾 名 是 猿 田 彦 大  
 とさくからに、まらむかへまつりぬ、あがなはさるたびこのおほかみな  
 神 時天鈿女復問曰汝將先我行乎  
 りとまなす、あまのうすめまたとふ、いましあれにさきたらてゆかむや、  
 將抑我先汝行乎對曰吾  
 活本充  
 またあれにさきたらなもやといへれば、こたへてあれさきたらて  
 先 啓 行 天鈿女復問曰汝何處  
 みさきはらむといへり、あまのうすめまたとふ、いましはいづこにい

到耶皇孫何處到耶對  
 たりますや、すめまはいつこにいたりましなもやといへれば、こたへ  
 曰天神之子則當到筑紫日向高千穂穗觸  
 てあまつかみのみこはつくしのひむかのたからほのくしふるのたけにい  
 之 峯 吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上  
 たりましなも、あれはいせのさながたのいすりのかはかみにいたらし、  
 因 曰 發 顯 我 者 汝 也 故 汝 可 以  
 よりていへらく、おれをあらはしつるはいましなり、かれいましおれを  
 送我而到之矣天鈿女還詣報  
 おくりいたしてよとまをしき、あまのうすめたちかへりてかへりごとま  
 狀 皇孫於是脫離天磐座排分天八重  
 なす、こゝにすめまあまのいはくらをばなれ、あまのやへぐもをおし  
 雲 稜威道別道別而天降之也 果 如 先  
 わけ、いつのちわきにちわきてあまくたりましき、はたしてさきのちぎ  
 期 皇孫則到筑紫日向高千穂穗觸之  
 りなす、すめまはいつくのひむかのたからほのくしふるのたけにいた  
 峯 其猿田彦神者則到伊勢之狹長田五十鈴  
 りまし、そのさるたびこのかみはいせのさながたのいすりのかはかみに  
 川 上 即 天 鈿 女 命 隨 猿 田 彦 神  
 いたりましき、すなはちあまのうすめのみことと、さるたびこのかみの



所乞 遂以侍送焉 時皇孫勅天  
 此はしよまに、つひにおくりはむべりき、ときにすめみま、あまのう  
 鈿女 命 汝宜以所顯神名  
 すめのみことへのり給はく、いましはあらはしつるかみのなをして、  
 爲姓氏焉 因賜猿女君之號 故猿女  
 うちかはれとせよとのりましるめのみななたまへり、かれさるめ  
 君等 男女皆呼爲君 此其緣也 高胸、此  
云老歌  
 のきみら、なとをよめみなさみといへり、これそのよしなり、  
 武姫歌、頗傾也、  
 此云歌不志、  
 一書 曰 天神 造經津主神 武甕  
 あるふみにいへらく、あまつかみ、ふつぬしのかみたけみかつちのかみ  
 槌神 使 平定葦原中國 時 二  
 なつかはして、あしほらのなかつくにをまつめさせ給ふときに、ふたば  
 神 曰 天有惡神 名曰天津彗星  
 しろのかみまをさく、あめにあしきかみあり、あまつみかほしといふ、  
 亦名天香 カケツ  
 香特男、請先誅此神 然後 下 掖  
 まつこのかみをつみなひて、まかしてのちくだりて、あしほら  
 葦原 中國 經津二字爲葦原  
此時齊主神號三貴之夫人、  
以下十二字宜本小字、  
此神今在平東國磯取之地也

既而 二 神 降 出雲五十田狹之小汀而  
 すでにしてふたばしろのかみ、いづものいださのをばまにくたりつきて、  
 問大己貴神 曰 汝將 以 此 國 奉  
 おほあむちのかみにいへらく、いましまさよこのくにをあまつかみに  
 天 神 耶 以 不 對 曰 疑 汝 二 神 非  
 たてまつらむやいなやととひ給へば、いましふたばしろのかみ、これあ  
 是 吾 處 來 者 故 不 須 許  
 がもとにさませるにあらじかとうたがへば、うなづるさすとこたへまを  
 也 於是經津主神 武甕槌神 則 還 昇 報  
 せり、こいふつぬしのかみ、口脱文 かへりのほらしてことの  
 告 時 高皇產靈尊 乃 還 造 二  
 ゆをなますとくに、たかみむすひのみこと、またふたばしろのかみを  
 神 勅 大 己 貴 神 曰 今 者 聞 汝  
 つかはして、おほあむちのかみにみことへのり給はく、いまましが  
 所 言 深 有 其 理 故 更 條 條 而 勅 之  
 へることなきに、いとことわりなり、かれなちをらしてのり給はく、  
 夫 汝 所 治 顯 露 之 事 宜 是 吾 孫 治 之 汝  
 そもそみましがあらさむあらはにのことは、すめみまをさむ、みま  
 則 可 以 治 神 事 又 汝 應 住 天 日 隅 宮  
 しはかみことなまらせ、またみましかことのすめみまをさむまのひすみの

者 今 當 供 造 卽 以 千 尋 栲 繩 造  
 みやは、いまつくりそなへなほ、すなほちらひるたくなほをして、も、  
 爲百八十紐 其造宮之制者 柱 則 高  
 やそひもにゆひなして、そのみやつくりむのりは、はしらばたかくふ  
 太 板 則 廣 厚 又 將 田 供 佃 又 爲  
 とく、いたはひろくあつくせむ、またみとしるつくらせむ、またみま  
 汝 往 來 遊 海 之 具 高 橋 浮 橋 及  
 みことがゆきかよひてわたにあそはむをなへに、たかはしうさばしと、  
 天鳥船亦將供造 又於 天安河亦造打橋  
 あまのとりぶれもつくらむ、またあまのやすかはにもうちはしわたさむ、  
 又供造百八十紐之白楯 又當主汝祭  
 またし、やそひのまらたてそなへつくらむ、またみましかことのまつ  
 祀者 天穗日命是也 於  
 りなせむは、あまのほひのみことなりと、なちなちのり給ひき、こいに  
 是大己貴神報曰 天神勅教 愍 歎 如  
 おほあむちのかみこたへまをさく、あまつかみのみことへのりかくれし  
 此 敢 不 從 命 乎 吾 所 治 顯 露 事  
 ころなり、みことにまたがひあへざらめや、あがまれるあらはにのこ  
 者 皇孫當治 吾 將 退 治 幽  
 とは、すめみまをらせ、あはまかりてかくれのことなまらなるとまを

事 乃 薦 岐 神 曰 是 當  
 して、すなほちくなどのかみふたばしろのかみにすめみま、こはあれ  
 代我而奉從也 吾將 自此 避 去  
 にかはりてつかへまつらせなほ、あはこれよりさりなるとまをして、  
 即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣 故經  
 みづのやさかにをみよりときおろしてながかくれまじき、かれふつ  
 津主神 武甕槌神 以 岐 神 爲 鄉 導 周  
 わしのかみ、口脱文 くなどのかみをくにのみちびきとして、めぐ  
 流 削 平 有 逆 命 者 卽 加 斯 戮 歸 順 者 仍 加 褒 美  
 りつゝたひらぐるに、そむくをばころし、まつるふなばほめつ、  
 是時歸順之首渠者 大物主神及事代  
 このときまつるふひとこのかみは、おほものぬしのかみと、ことしるぬ  
 主 神 乃 合 八 十 萬 神 於 天 高  
 しのかみなり、すなほちやそよろづのかみたちをあまのたけちにつど  
 市 帥 以 昇 天 陳 其 誠 歎 之 至 時 高 皇  
 へて、あめにのてのほり、そのまめなることをなす、こいにたかみむ  
 產靈尊 勅 大 物 主 神 口脱平 汝 若 以 國  
 すびのみこと、おほものぬしのかみにのり給はく、いまししくにつか  
 神 爲 妻 吾 猶 謂 汝 有 疏 心  
 みなつまとせば、あれなほみましなうとふるころありとおほはむ、

故今以吾女三穗津姬配汝為妻 宜  
 かれいまわがむすめみほつひめなまましにあはせてつまとせむ、やそよ  
 領八十萬神永為皇孫奉  
 ろづのかみたちをひきあて、ひたふるにすめまなまもりまつらせとの  
 護 乃使還降之 已而天忍穗耳尊將降之時  
 り給ひて、かへりくだらせましき、□□□□□□□□□□□□□□□□  
 即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神定為作  
 すなはちさきのくにのいむへのおやておきほおひのかみを、かさねひとさ  
 笠者彦狹知神為作盾者 天日一箇神為作金  
 だめひこさまりのかみをたてぬひとし、あめまひとつのかみをかなだく  
 者 天日鷲神為作木綿者 櫛 明 玉  
 みとし、あめひわしのかみをゆふつくりとし、くしあかるだまのか  
 神為作玉者 乃 中臣遠祖天兒屋命忌部遠祖太  
 みをたますりとす、すなはち 十九字脫文真淵考加  
 玉命使配侍矣 使太玉命以弱月被太手極而代御  
 〔○團中五十字後人書加也真淵削  
 手以祭此神者始起於此矣且天兒屋命主神事之  
 宗源者也故傳下以太古之下事而奉仕焉〕 高皇產  
 たかみむす

靈一尊因勅曰 吾則起樹天津神籙及天津磐  
 びのみこと、のり給はく、あればあまつひもろきをあまつひはさかにた  
 境當為孫奉齋矣 汝天兒屋  
 て、あがまのみためにいばひまつらむ、いましあまのこやれのみ  
 命太玉命 宜持天津神籙於葦原中  
 こと、ふとだまのみこと、あまつひもろきをあしはらのなかつくにいた  
 國亦為吾孫奉齋焉 乃使  
 て、またあがまのみためにいばひまつれとのり給ひて、すなはちふた  
 二神陪從天忍穗耳尊 以降之  
 ばしらのかみをあまのおまほにのみことにそへて、あまくだしまつりき、  
 是時天照大神手持寶鏡授天  
 このときにあまてらすおほみかみみてにかみをもたして、あまのおし  
 忍穗耳尊而祝之曰 吾兒祝 此寶  
 ほにのみことにさつてほき給はく、あがみこ、このかみをみまさむ  
 鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋  
 こと、あをみるなして、みあらかなとしにして、いはひのか、みとなし  
 鏡祝詞〔復勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦同侍殿内  
 給へ、○脫文 〔○團中二十三字後人加書  
 善為防護〕又勅曰 以吾高天原所御齋庭  
 またのり給はく、あがたかまのほらにさしめす、ゆにはの

之穗亦當御於吾兒 則以高皇產靈  
 いなほをしもかみこさしめせとのり給ひて、たかみむすびのみこと  
 尊之女號萬幡姬配天忍穗耳尊為妃  
 みむすめよろづはたひめを、あまのおしほにのみことのみめとしてくだ  
 降之 故時居於虛天而生兒 號天津  
 しまつりき、さきにたほそらにいましてかかれませり、あまつひこほ  
 あめにいますさき  
 彦火瓊瓊杵尊 因欲以此皇孫  
 のにさのみこさまをす、よりにこのすめまをみおやにかへてあま  
 代親而降 故以天兒屋命太玉  
 くだしまつらむとほす、かれあまのこやれののみこさとだまのみ  
 命及諸部神等悉皆相授  
 こと、またもろさしものなをかみたちを、こせこせくさづけまつりき、  
 〔○團中削去  
 且服御之物一依前〕然後天忍穗耳  
 またみぞつものしほらさつけ給ひき、まかしてのちにあまのおしほにの  
 尊復還於天故天津彦火瓊瓊杵尊降到  
 みことあめにかへりましぬ、かれあまつひこほのにさのみこさ、ひむか  
 於日向穗日高千穗之峯而齋完胸副  
 のくしびのたからほのたけにあもりたり給ひて、そまのむなそふく  
 國自頓丘竟國行去立於浮濱在平地 乃  
 にを、ひたなからくによきとほりて、うきじまりたひらにたいしてすなは

召國主事勝國勝長狹而訪之 對  
 りくぬしことかつにかつながさなめして、こといばせ給ふ、こたへま  
 曰是有國也 取捨隨勅 時  
 たさく、こにくにありともかくもみこととまにまにとまをしき、ときに  
 皇孫因立宮殿是焉遊息 後  
 すめまよりてみあらかなたてて、こにいこほし給ひき、のちに  
 遊幸海濱 見一美人 皇孫問曰汝是誰  
 うみべたにいであして、なをみまをなほして、いましはたがむすめぞ  
 之子耶 對曰妾是大山祇神之子 名神吾田鹿  
 さいせ給へば、あはおほやまつみのかみのこ、なほかむあたかあし  
 葦津姬 亦名木花 因自亦吾姉嬖長姬  
 開耶 間耶 またあがあれいはながひめはべりとまな  
 つびめまをす、  
 在皇孫曰吾欲以汝為妻 如 之  
 しき、すめまあれいしなみめせまくほりするを、いかにさのり給  
 何對曰妾父大山祇神在 請 以  
 へば、こたへまして、あがちおほやまつみのかみはむべり、とはせ給へ  
 垂問 皇孫因謂大山祇神曰 吾  
 とまをしき、すめまよりておほやまつみのかみにのり給はく、あれ  
 見汝之女子欲以爲妻 於  
 いましかむすめをみまをなほして、みめとせまほしとおほせ給へば、こい

是大山祇神乃使二女持百机飲食  
 におほやまづのみかみふたりのむすめに、しゝりのつくさしのなもした  
 奉進 時皇孫 謂姉爲醜 不御  
 せてたてまつりぬ、ときにすめみま、いろねはみにくしとて、めさすて  
 而罷 妹有國色 引而幸之 則一夜有  
 まからせ、いろとほうるはしとめてみとおたはして、ひとよにはら  
 身故 磐長 煙大 慙而 詛之 曰 假使  
 みぬ、かればながびめいたくはづかしみて、とこひすらく、もしあめ  
 天孫不斥妾而御者 生 兒 永 壽  
 みまあれんまからせ給はずてめさましかば、うめらむみこのみいのちは、  
 有如磐石之常存 今既不然 唯弟獨  
 いはほなすとこしへにまきめ、いますでにまからずて、たいろどなひ  
 見 御 故 其 生 子 必 如 木 華 之  
 とりめせり、かれそのうめらむみこは、かならずこのはなのあまひなし  
 移 落 一云、磐長姫祇而唯泣之曰、願見 此世人 此世人 此世人  
 なしといへり、 若、生者、如木華之俄還轉、當衰去矣 此世人 此世人 此世人  
 短折之縁也 是後神吾田鹿津津姫 見 皇  
 のいのちみじかさよしなり、このうちかむあたかあしつびめ、すめみま  
 孫 曰 妾孕天孫之子 不可私以生  
 かみよつりて、あはみこをばらめり、わたくしにうみまつらじとま

也 皇 孫 曰 雖復天神之子 如何一  
 なす、すめみまのり給はく、あまつかみのみこなりとも、いかにそひと  
 夜 使 人 娠 乎 抑 非 吾 之 兒  
 よのからにひとをばらませむや、そもそもあかみこにはあらじかとのり  
 歟 木華開耶姫甚以慙恨 乃作無戸  
 給へり、このはなのさくやびめいたくはづらみて、すなはちうつむろ  
 室 而 誓之 曰 吾所娠 是若他神之子者  
 をつくりて、うけひすらく、あがばらめる、もしあだしかみのこならば  
 必 不 幸 矣 是 實 天 孫 之 子 者 必  
 かならずさきほひなげむ、まことにあめみまのみこならばかならずまた  
 當 全 生 則入其室中以火焚室  
 くあれ給はむとうけひて、そのむろのちにいりて、ひちてむろなやく、  
 于 時 燭 初 起 時 共 生 兒 號 火 酸  
 こいほのほはじめておこるときにあれすみこを、ほのすせりのみこ  
 芹 命 次 火 盛 時 生 兒 號 火  
 と、まなす、つぎにひのさかりなるときにあれすみこを、ほのあかり  
 明 命 次 生 兒 號 彥 火 火 出 見  
 のみこと、まなす、つぎにあれすみこを、ひこほいでみのみこと、ま  
 尊 亦號火折尊、齊主、此云伊弉諾、此云阿羅羅威、齊庭、此云輪波、

一 書 曰 初 火 微 明 時 生 兒 火  
 あるふみにいへらく、はじめのほあかるときにあれすみこを、ほのあ  
 明 命 次 火 炎 盛 時 生 兒 火  
 かりのみこと、つぎにほむらさかりなるときにあれすみこを、ほのす  
 進 命 又曰火 酸尊命 次 避 火 炎 時 生 兒 火  
 みのみこと、 酸尊命 つぎにほむらさるときにあれすみこを、ほのさ  
 折 彥 火 火 出 見 尊 凡 此 三 子 火  
 さきほいでみのみこと、まなす、すべてこのみほしらのみこ、ひもそ  
 不 能 害 及 母 亦 無 所 小 損 時 以 竹  
 こなひあへずて、みほもそなはれ給ふことなし、ときにあをひえ  
 刀 截 其 兒 臍 其 所 棄 竹 刀 終 成  
 して、そのみこのほぞのを、さる、そのすてたるあをひえ、つひにたか  
 竹 林 故 號 其 地 曰 竹 屋 時 神 吾 田 鹿 津 津  
 ぼらとなる、かれそのところなたかやといふ、ときにかむあたかあしつ  
 姫 以 卜 定 田 號 曰 狹 名 田 以 其 田 稻  
 びぬ、うらへさだせるたを、さなだといふ、そのたのいねを、  
 釀 天 甜 酒 嘗 之 又 用 淳 浪 田 稻 爲 飯  
 あまのうまさげなみて、にへし、またたのいねを、いひにかし  
 嘗 之  
 きていへせり、

一 書 曰 高 皇 產 靈 尊 以 眞 床 覆  
 あるふみにいへらく、たかみむすびのみこと、まど、おほのふすまを  
 衾 襲 天 津 彥 國 光 彥 火 瓊 瓊 杵 尊 則  
 もて、あまつひこにてるひこほのに、さのみこを、おほひて、あまの  
 引 開 天 磐 戶 排 分 天 八 重 雲 以 奉 降  
 いはとをひきひらき、あめのやへくもを、おしわけて、あまくだしまつ  
 之 于 時 大 伴 連 遠 祖 天 忍 日 命 帥 來  
 りき、ときにおほともむらじのおやあまのおしひのみこと、くめべの  
 日 部 遠 祖 天 穗 津 大 來 目 背 負 天 磐 鞆 臂  
 おやあめくしつおほくめを、そびらにあまのいはゆきをおひ、た  
 著 稜 威 高 鞆 手 捉 天 梶 弓 天 羽 羽  
 むきにいづのたかどもをつけ、てにあまのほじゆみあまのほやなとり  
 矢 及 副 持 八 日 鳴 鏑 又 帶 頭 槌 劍 而  
 まはり、やつめかぶらなを、もち、またかぶつちのつるぎを、はきて、  
 立 天 孫 之 前 遊 行 降 來 到 於 日 向 襲 之  
 あめみまのみさきにたち、いゆさくだりぬ、しむむかのそのたからほく  
 高 千 穗 穗 日 二 上 峯 天 浮 橋 而 立 於 浮 渚  
 しびのふたがみのたけのあまのうきほしにいたりまして、うきままりた  
 在 之 平 地 齊 完 空 國 自 頓 丘 竟 國 行 去  
 ひらにたいして、そま、のからくにを、ひたをからくにまきとほりて、

到於吾田長屋笠狹之御崎 時彼處有一神

等 嘲之曰 妍哉吾皇子者 聞 喜 而 生

名曰事勝國勝長狹 故天孫問其神曰 國

之 歟 故吾田鹿葦津姬乃愠之曰 何 爲

在耶 對曰在也 因曰隨勅 奉

嘲 妾 乎 天孫曰 心之疑矣 故

矣 故天孫留住彼處 其事勝國勝神

嘲 之 何 則 雖復天神之子豈能一夜

者 是伊弉諾尊之子也

之間使人有身者哉 固 非 吾 子 矣 是

一 書 曰 天孫 幸大山祇神之女子吾田

以吾田鹿葦津姬 益 恨 作無戶室 入

鹿葦津姬 則一夜有身 遂 生 四

居其內誓之曰 妾所娠 若非天神之

子 故吾田鹿葦津姬 抱子而來進曰 天

胤者 必 亡 是若天神之胤者 無

神之子 寧可以私養乎 故 告 狀

所 害 則放火焚室 其 火

知 聞 是時天孫 見 其 子

初明時 躡 誥 出 兒 自言 吾是 天神

之子名火明命 吾父何處 坐耶 次

難 無 所 少 損 天 孫 豈 見 之

火 盛 時 躡 誥 出 兒 亦 言 吾是 天神

乎 報 曰 我 知 本 是 吾 兒 但

之子名火進命 吾父及兄何處

一夜而有身 慮 有 疑 者 欲使衆

在耶 次 火炎〔襄〕時 躡 誥 出 兒 亦

人皆知是吾兒 并 亦 天神 能 令 一 夜

言 吾是 天神之子 名 火 折 尊 吾父及兄

有 娠 亦 欲明汝有靈異之威 子等 復 有 超

等 何 處 在 耶 次 避 熱 時

倫之氣 故有前日之嘲辭

躡 誥 出 兒 亦 言 吾是 天神之子 名 彦 火 火 出

也 梶 此云 波非 音之移反 頭植 此

見 尊 吾父及兄等 何 處 在 耶

一 書 曰 天 忍 穗 根 尊 娶 高 皇 產 靈 尊

然後母吾田鹿葦津姬 自火爐中出來就

女子 栲幡千千〔媼〕萬 幡 姬 命 而

而 稱 之 曰 妾所生兒及妾身自 當 火

火之月幡姫兒千千姫命 生 兒 天 火 明 命 次

生天津彦根火瓊瓊杵根尊 其天火明  
 命 兒 天 香 山 〔命〕 是尾張連等遠祖  
 也 及至奉降皇孫火瓊瓊杵尊於葦原  
 中國也高皇產靈尊勅八十諸神  
 曰 葦原中國者 磐根木株 草葉猶  
 能言語 夜者若煙火而喧響之 晝者如五月蠅而沸  
 騰之 云云 時高皇產靈尊 勅曰 昔  
 遣天稚彥於葦原中國 至今所以久不  
 來者 蓋是國神 有 強 禦 之 者  
 乃遣無名雄雉往候之 此 雉 降 來 因 見

粟田豆田 則留而不返 此世所謂雉頓使  
 之緣也故復遣無名雄雉 雉此鳥下  
 來 為天稚彥所射 中 其 矢 而 上  
 報 云云 是時高皇產靈尊 乃用眞  
 床 覆 衾 襲皇孫天津彦根火瓊瓊杵根尊  
 而 排披天八重雲 以 奉 降  
 故稱此神曰天國饒石彦火瓊瓊杵  
 尊于時降到之處者呼曰日向斐之高千穗添山  
 峯矣 及其遊行之時也 云云 到于吾田笠狹  
 之御崎 遂登長屋之竹嶋 乃巡覽

其地者 彼有人焉 名曰事勝國勝長狹  
 天孫因問之曰此誰國歟 對曰是長狹所住之  
 國也 然今乃奉上天孫矣 天孫又  
 問曰其於秀起浪穗之上 起八尋殿而 手  
 玉玲瓏織絢之少女者 是誰之子女耶 答曰大山  
 祇神之女等 大號磐長姫少 號 木 花  
 開 耶 姫 亦號豐吾田 田津姫 云云 皇孫因幸豐吾田  
 津姫則一夜而有身 皇孫疑之 云云  
 遂生火酢芹命 次 生 火 折  
 尊 亦號彦火 火出見尊 母 誓 巳 驗 方知實是

皇孫之胤 然豐吾田津姫 根 皇  
 孫 不與共言 皇孫 憂之 乃為歌之曰  
 憶企都茂幡 陸爾幡譽辰耐母 佐稱耐據茂 阿當播怒个  
 茂譽 播磨都智耐理譽 櫻火 此云後倍、喧響、此云、波等那比、五月蠅、此云、佐賀、添山、此云、後  
 一書曰 高皇產靈尊之女 天萬栲  
 幡千幡姫 一云、高皇產靈尊兒、萬播姫、兒玉依姫命、此 神 為 天 忍  
 骨 〔命〕 妃生兒天之杵火火置瀬尊  
 丹鳥姫、生兒火瓊瓊杵尊、  
 一云、神高皇產靈尊之女、栲  
 幡千幡姫、生兒火瓊瓊杵尊、

(官本小字) 啓官本  
一云、天杵(命)娶津彥(命)生兒火  
明命、次火夜(命)命、次彥火出見尊、

一書曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊  
あるふみにいへらく、まさやあかつかはやびあまのおしほにのみこと、

娶高皇產靈尊之女天萬栲幡千幡姬爲  
たかみむすびのみことのみむすめ、あめよろづたくはたはたひめをみ

妃而生兒號天照國照彥火明  
めとして、あれますみこのみなほ、あまてるくにてるひこほあかりのみ

命是尾張連等遠祖也次天鏡石國鏡石  
こと、これはなほりのむらじらがおやなり、つぎにあめにぎしくにいざ

天津彥火瓊瓊杵尊此神妻大山祇神  
しあまつひこほのにいざのみこと、このかみおほやまつみのかみのむ

女木花開耶姬命爲妃而生兒  
すめ、このはなさくやびめのみことをみめとして、あれますみこのみ

號火酢芹命次彥火火出見尊  
なほ、ほすせりのみこと、つぎにひこほいでのみこと、

兄火闌降命自有海幸幸此云三弟  
左知弟  
いりせほのすそりのみことば、おのづからうみのさちあり、かい

彥火出見尊自有山幸始兄  
ふとひこほいでのみことば、おのづからやまのさちまします、はじめせ

末 老翁曰勿復憂吾當爲  
給ぬ、をらひへらく、またなうれひ給ひ、あれいましきことのみために

汝計之乃作無目籠内彥火火出  
たばかりなるといひて、まなしかたまをつくりて、ひこほいでのみこと

見尊於籠中沉之于海即日然有可  
なかたまのちにいれまつりて、うみにまづければやがておのづからうまし

怜小汀可憐此云子麻師、  
此云波解於是棄籠遊行  
なばまあり、こゝにかたまをすて、いゆきませば、

忽至海神之宮其宮也雉堞  
たたまちになつづのみやにいたりましぬ、そのみやは、たかききひめが

整頓臺宇玲瓏門前一井  
きつくりまけ、たかどのやかすてりか、やさぬ、かどのまへにおあり、

井上有一湯津杜樹枝葉扶疏時彥火火出見  
あほほとりにゆつかつらのさありて、えだはまげれり、ひこほいでのみか

尊就其樹下徒倚彷彿良久有一美人  
こと、そのこのもにつきてたすみ給ふ、や、ひさにしてをみなあり、

排闥而出遂以玉鏡來當汲水因舉目視  
とびらなひらきていで、たまひなをもてみづをくみなると、あふき

之乃驚而還入自其父母曰有一希客者  
み、おどろきてかへりりて、そのち、は、に、まればとおはして、

第二人相謂曰試欲易幸遂相  
おとふたばしら、さちがへしてこゝろみまほしといひ給ひて、つひにおひ

易之各不得其利兄悔之乃還弟  
かへ給ふ、おのおのえかあらず、いろせのみことくいて、すなほらいろと

弓箭而乞己釣釣弟時既  
のみことのゆみやをかへしておのがちをこふ、いろとのみことはいやくい

失兄釣無山訪覓故別作新  
ろせのちをうしなひて、まぎとむるにせむすべなし、かれことにいひちを

釣與兄不肯受而責其故釣弟  
つくりてあたへ給へども、いろせうけすて、そのもとのちをばはる、いろ

思之即以其橫刀鍛作新釣盛一箕而與  
とうれひまして、たちをもてにひちをつくらし、ひとみにりてあたへ

之兄忿之曰非我故釣雖多不  
給ふ、いろせいかりて、あがもとのちにあらずはさばなりともらじとい

取益復急責故彥火火出見尊憂甚深  
ひて、ましてせめはたる、かれひこほいでのみこといたくうれひまして、

行吟海畔時逢鹽土老翁老翁問曰  
うみべにゆきさまよひますとき、まほついのをらあひて、なにそのゆゑに

何故在此愁乎對以事之本  
こゝにおはしてうれひ給へるやと、ひまなせば、ことのあるさまをこたへ

在門前樹下海神於是鋪設八重  
かとのまへのこのもにますとまをせり、こゝにわたつみ、やへのた、み

席薦以延內之坐定因問其來  
なしき、あていれまつり、まばらくありて、そのいでませるゆゑなとひ

意時彥火火出見尊對以情之委曲  
まつる、ときにひこほいでのみこと、ありさまなつばらかにのり給へり、

海神乃集大小之魚逼問之僉曰  
わたつみやがてとほしるくさきうなどもなつてせめとふに、みたまら

不識唯赤女(赤女鯛  
魚名也)比有口疾而不來  
すともなす、た、あかめ、後注也、このころくらのやまひありてまぬこす、

固召之探其口者果得尖釣已而  
まひてめてそのくちをさぐれば、ばたしてうせたるちをえたり、すでにし

彥火火出見尊因娶海神女豐玉姬仍  
てひこほいでのみこと、わたづみのむすめとたまひめをめして、わたづ

留住海宮已經三年彼處雖復安樂猶  
みのみやにすみませることみとせになりぬ、そこしたぬしかれど、なほく

有憶鄉之情故時復太息豐玉姬聞之  
にまぬひのみこゝろありて、をりをりなげきま給ふ、とよたまひめきいて、

謂其父曰天孫悽然歎歎蓋  
そのち、にかたらく、あめみまうらぶれてまばしはなげき給へり、けだし

懷土之憂乎海神乃延彦火火出  
 見 尊 從容語曰天孫若欲還鄉者 吾急峻之日出到海濱請爲我作產  
 當 奉 送 便授所得釣鈎 因室相待矣彦火火出見尊已  
 誨之曰以此鈎與汝兄時則宮一遊海神之教時兄火闌  
 陰呼此鈎曰貧鈎然後與之復授湖滿瓊及降命既被危困乃自伏罪曰從今以  
 湖滿瓊而誨之曰濱湖滿瓊者則潮後 吾將爲汝俳優之民請施  
 忽滿以此沒溺汝兄若兄悔恩 活於此隨其所乞遂赦之其火闌  
 而祈者還濱湖滿瓊則潮自降命 即吾田君小橋等之本祖也後豐玉姬  
 淵以此救之如此逼惱則汝兄果如前期將其女弟玉依姬直冒風  
 日伏及將歸去豐玉姬謂天孫曰波 來到海邊速臨產時請曰

妾產時幸勿以看之天孫猶不能  
 忍竊往覘之豐玉姬方產  
 化爲龍而甚慙之曰如有不辱  
 我者則使海陸相通永無隔  
 絕今既辱之將何以結親昵之情乎乃以草  
 裝兒棄之海邊閉海途而徑去矣故因  
 以名兒曰彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊  
 後久之彦火火出見尊崩葬日  
 向高屋山上陵  
 一書曰兄火酢芹命能得海幸  
 弟彦火火出見尊能得山幸時兄弟  
 欲互易其幸故兄持弟之幸  
 弓入山覓獸終不見獸之乾迹弟  
 持兄之幸鈎入海鈎魚殊無所  
 獲遂失其鈎是時兄還弟弓矢  
 而責已鈎弟患之乃以所帶橫刀作鈎  
 盛一箕與兄兄不受曰猶欲得吾之  
 幸鈎於是彦火火出見尊不知所求但有  
 憂吟乃行至海邊彷徨嗟嘆時  
 有一長老忽然而生自稱鹽土老翁及問之  
 有長老忽然而生自稱鹽土老翁及問之

曰君是諸者何故思於此處乎 彥火火  
これたれぞ、なにのゆゑにこゝにうれひますやとふ、ひこほほで  
出見尊 具言其事老翁即取囊  
みのみことつぶさにそのありさまをの給ふ、なちやがてふくろのうちの  
中 玄櫛投地 則化成五百箇竹林 因取  
くろぐしなとりてつらになげしかば、ゆつたかばらとなりぬ、そのたけ  
其竹竹大目鹿籠 内火火出見  
なとりて、おほまあらかたまをつくりて、ほほでみのみことをかたまの  
尊於籠中 投之于海  
ちにいれまつりて、うみにいれまつり、

一 脱書字 曰 以無目堅間爲浮木 以細繩繫著  
あるふみにいへらく、まなしかたまをうけきにつくり、ほそきなほほ  
火火出見尊而沉之 後注也、今之竹籠也、 于時海底自有可  
ほほでみのみことにつけてまつりまらる、ときにわたのそ、におのづからう  
恰小汀乃尋汀而進 忽到海神豊玉  
ましなばまあり、ほほのまにまにいでませば、わたづみとよたまひの  
彦之宮 其宮也城闕崇華 樓臺壯麗  
みやにいり給ふ、そのみやほかたかまり、うてなうらぐはし、  
門外有井 井傍有杜樹 乃就樹  
かとのとにあり、あのかたはらにかつらのさあり、やがてこのもとに

下 立之良久 有一美人容貌絶世 侍  
よりて、たちますことひさ、にして、なとめのかほすくれたるが、まか  
者 群 從 自内而出 將以玉壺汲 一本無  
だちおほくまたがひ、うちよりいで、たまつぼにみづをくまむとする  
水 仰見火火出見尊 便以驚還而 自其父  
とき、ほほでみのみことをあふきみて、おどろきかへりて、そのちい  
神曰 門前井邊樹下 有一貴客  
まなさく、かどのまへのぬのかたはらのこのもとに、うまびとあり、  
骨法非常 若從天降者當有天垢 從地  
なりざまた、びとならず、あめよりくだらばあまつふりあらむ、つらよ  
來者當有地垢 實是妙美之 虚空彦  
りのぼらばつちのふりあらむ、まことにこれまぐはし、そらつひこと  
四十六字一本小字  
者 歟 一云、豊玉姫之侍者、以玉瓶汲水、終不能滿、俯視井中、  
ふものか、 則倒映人笑之顔、因以仰觀有鹿神、倚於杜樹、故還  
入自 於是豊玉彦 遣人間曰 客是誰者  
其王、 こゝにとよまひこ、ひとをまたして、こはたれそのかみにおほす、  
何 以 至 此 火火出見尊 對曰  
なにのゆゑにかきませるやとひまなせば、ほほでみのみこと、おれは  
吾是天神之孫也 乃 遂 言 來 意  
あまつかのみまなりとて、つひにいいてませる、このよしなのたまはす、

時海神迎拜延入 慰 慰 奉  
わたづみむかへなるかみてひきていれまつり、れもころになぐさめま  
懋 因以女豊玉姫妻之 故留住海  
つる、よりてむすめとよたまひめをあはせまつりき、かれわたづみのみ  
宮 已 經 三 載 是後火火出見尊 數  
やにすみますことみとせになりぬ、このちほほでみのみこと、まほおほ  
有歎息 豊玉姫問曰 天孫豈欲還  
なげきし給へり、とよまひめまなさく、あめみましくみにまねびます  
故 鄉 歟 對曰 然 豊玉姫即白父神  
かたとひまつれば、まかなりとのり給ひき、とよまひめやがてらにま  
曰 在此貴客 意 望 欲 還 上  
なさく、こゝにますうまびと、うはつくににかへらまくもほせりとまな  
國 海神於是德集海魚 覓問其鈎  
せば、わたづみこゝにうなとをすべつとて、そのちをまきとふ、  
有一魚對曰 赤女久有口 疾 疾或曰疑是之  
あるうまなまなさく、あかめひさしくくちのやまひあり、これかめめるか  
吞乎 故即召赤女見其口者 鈎猶在口 便  
とまなす、かれあかめなめしてそのくちをみれば、ち あり、これ  
得之乃以授彦火火出見尊 因教之曰 以  
なえてひこほほでみのみことにさづけまつりてをしへまなさく、このち

鈎與汝兄時則可詛言 貧窮之本 飢饉  
なみましかことこのい乃せにあたへ給はむとに、まらのもと、うまの  
之始 困苦之根 而後與之  
はじめ、たしなみのねと、とこひことして、まらへでにあたへ給へ、  
又 汝 兄 涉 海 時 吾 必 起  
またまみしみのこのい乃せ、うみをわたらむるときに、あれかならずはや  
迅風洪濤 令其波濤辛苦矣 於是  
ちたかなみをおこして、おほらしたしなめなもとまなす、こゝにほほ  
乘火火出見尊於大鰐 以送致本郷 先  
てみのみことをわににのせまつりて、もつづくににおくりまつる、これよ  
是 且 別 時 豊玉姫從容語  
りさきにわかれむとま給ふるときに、とよたまひめおもふるにかたりまな  
曰 妾已有身矣 當以風濤壯日 出  
さく、あれすでにばらめり、まさになみかぜはやからむひに、うみべた  
到海邊 請爲我造產屋 以待之  
いいてまありなも、あがためにうぶやをつくりてまら給へとまなす、  
是後豊玉姫 果如其言來 至 謂火火  
このちにとよ、まひめ、はたしてそのことなすきいたりて、ほほでみ  
出見尊曰 妾今夜當產 請勿臨之  
みことにまなさく、あれこよひみこうみなし、あななみましそとまなす、



火火出見尊不聽猶以櫛燃火視之  
 時 豐玉姬化為八尋大熊罴 匍匐透蛇遂 以  
 見 辱 爲 恨 則 徑 歸 海 鄉 留 其  
 女弟玉依姬 持養兒焉 所以兒名  
 稱彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊者 以彼  
 海濱產屋 全用鸕鷀羽爲葺之 而竟未合時兒即  
 生焉 故因以名焉上國此云ニ  
 一 書 曰 門前有一好井 井上有百枝  
 杜 樹 故彥火火出見尊 跳升其樹而立之  
 于時海神之女豐玉姬 手持玉鏡來 將

汲 水 正見人影在於井中 乃仰視  
 之驚而 墜鏡鏡既破碎 不顧而 還  
 入謂父母曰 妾見一人在於井邊樹上  
 顏色甚美 容貌且閑 殆非常之人者也 時父神  
 聞而奇之 乃設八重席 迎 入 坐 定  
 因 問 來 意 對以情之委曲 時  
 海神便起憐心 盡召鰭廣鰭狹而問之  
 皆曰不知 但亦女有口疾 不來亦云、口女  
 即 急 召 至 探其口者 所失之  
 針一本无官本鈎立得於是 海神制曰 爾口女 從今

以往不得吞餌 又不得預天孫之  
 饌 以口女魚 所以不進御者 此其緣也  
 及至彥火火出見尊將歸之時 海神自言  
 今者天神之孫 辱 臨 吾 處 中心  
 傾 處 何 日 忘 之 乃以思則潮溢之  
 瓊 思則潮溢之瓊 副其鈎而奉進之曰 皇 孫  
 雖隔八重之隈 冀時復相憶而 勿棄 置  
 也 因教之曰 以此鈎 與 汝  
 兄 時 則稱貧鈎滅鈎落薄言訖 以後  
 手投棄與之 勿 以 向 授 若兄起忿怒

有賊害之心者則出潮溢瓊以漂溺之 若已至危  
 苦求感者 則出潮溢瓊以救之 如此道橋  
 自 當 臣 伏 時彥火火出見  
 尊 受彼瓊鈎 歸來 本宮 一 依 海  
 神之 教 先 以其鈎 與 兄 兄 怒  
 不受 故弟出潮溢瓊 則潮大溢而兄自  
 沒溺 因請之曰 吾當事汝 爲 奴 僕  
 願垂 救 活 弟出潮溢瓊 則潮自涸  
 而 兄 還 平 復已而兄改前言曰 吾  
 是 汝 兄 如何爲人兄而 弟 耶  
 是汝兄如何爲人兄而 弟 耶

弟時出 潮溢 瓊 兄見之 走登高山  
 則潮亦沒山 兄 綠 高 樹 則潮亦沒樹  
 兄窮途無所逃去乃伏罪曰 吾已過矣  
 從今以往 吾子孫八十連屬 恒當爲汝  
 俳 人一云 狗人 請 哀 之 弟 還 出  
 潤 瓊 則潮自息 於是兄 知 弟  
 有 神 德 遂以伏事其弟是以火  
 酢芹命苗裔諸卑人等 至今不離天皇宮  
 橋之傍 代吠狗而奉事者也 世 人 不  
 債 失 針 此其緣也

一書曰 兄火酢芹命能得海幸  
 故號山海幸彦 弟彦火火出見尊能  
 山 幸 故號 山 幸 彦 兄則每有風雨  
 輒 失 其 利 弟則雖逢風雨其幸不  
 惑 時 兄謂 弟曰 吾 試 欲 與  
 汝 換 幸 弟許諾因易之 時  
 兄取 弟弓矢 入 山 獵 獸 弟取兄  
 釣 鈎 入 海 鈎 魚 俱 不 得 利 空  
 手 來 歸 兄 即 還 弟 弓 矢 而  
 責 已 釣 鈎 時 弟 已 失 鈎 於 海 中

無 因 訪 獲 故 別 作 新 鈎 數 千 與  
 之 兄 怒 不 受 急 責 故 鈎 云 云 是  
 時 弟 往 海 濱 低 個 愁  
 吟 時 有 川 鴈 嬰 緇 困 厄 卽 起 憐  
 心 解 而 放 去 須 臾 有 鹽 土 老 翁 來  
 乃 作 無 目 堅 間 小 船 載 火 火 出 見  
 尊 推 放 海 中 則 自 然 沉 去 忽 有 可 怜  
 御 路 故 尋 路 而 往 自 至 海 神 之  
 宮 是 時 海 神 自 迎 延 入 乃 鋪 設  
 海 驢 皮 八 重 使 坐 其 上 兼 設 饌 百

以盡主人之禮 因 從 容 問 曰 天  
 神之孫何 以 辱 臨 乎  
 之本末因 留 息 焉 海神則以其  
 子 豐 玉 姬 妻 之 遂 纏 綿 篤  
 愛 已 經 三 年 及 至 將 歸 海神乃  
 召 鯛 女 探 其 口 者 卽 得 鈎 焉 於  
 是 進 此 鈎 于 彦 火 火 出 見 尊 因 奉 教 之 曰  
 以 此 與 汝 兄 時 乃 可 稱 曰 大 鈎  
 言 訖 則 可 以  
 跟 躡 鈎 貧 鈎 癡 駿 鈎

後手授賜已而召集鰐魚問之曰天神之  
 へでにさつげたまへとまをし、わにをめしつとてとほく、あまつがみ  
 孫今當還去備等幾日之内將作以  
 のみま、いまかへりまきむとす、われらいくひのうちにいたしまつりて  
 奉致時諸鰐魚各隨其長短  
 むやととへば、もろもろのわにおのおのながさみじかさのまにまに、  
 定其日數中有一尋鰐自言一日之内則  
 そのひかすなさだするなかに、ひとひろわにひとひのうちにいたしまつ  
 常致焉故即遣一尋鰐魚以奉送焉復進潮  
 りなもとまをす、かれひとひろわにをまたしておくりまつりき、またまほ  
 滿瓊湖潤瓊二種寶物仍教  
 みつにまほびるに、ふたくさのたからものをたてまつりて、にをもちひ  
 用瓊之法又教曰兄作高田者汝可作  
 るさまをなしへまつる、またひろせあげたをつくらば、いまほくばた  
 滂田兄作滂田者汝可作高  
 をつくらせ、いろせくばたをつくらば、いまほあげたをつくらせとを  
 田海神盡誠奉助如此矣時彦火火  
 しへまをして、わたづみたすけまつることかくまめなり、ひこほほでみ  
 出見尊既歸來一遵神教依而  
 のみこと、すでにかへりいでまして、しほらわたづみのかしへのまにま

行之(其後火酢芹命、日以襁褓而愛之曰、吾已貧  
 になし給ふ、<sup>①</sup>)  
 矣、乃歸伏於弟、弟時出潮滿瓊、即兄舉手溺困、  
 選出潮潤瓊、則休而平復、(一)箇中四十五字文亂、一本世下  
 弟時出潮滿瓊、即兄舉手溺  
 いろとときにまほみつにをいだせば、いろせてをあげておほれくるし  
 困還出潮潤瓊、則休而平復、其後火酢  
 り、またまほびるにをいだせば、やみてたひらさぬ、そののちにほのす  
 芹命日以襁褓而愛之曰吾已貧矣、乃  
 そりのみこと、ひびにやつれゆきて、われまつしとうれひひて、すな  
 歸伏於弟、<sup>一本</sup>  
 はら、いろとにまたかひぬ、  
 先是豐玉姬謂天孫曰妾已有娠  
 これよりまきよとよたまひめ、あめみまにかたらし給はく、あれはら  
 也天孫之胤豈可產於海中乎故當產  
 り、あめみまのみこなをぞわたのちにうみなもや、かれみこまむと  
 時必就君處如爲我造屋於  
 きには、きみかみもとまよりなし、もしあがためになべたにうぶや

海邊以相待者是所望也故  
 なつくりて、あひまたせ給はく、これをこひおしふとまをしき、かれひ  
 彦火火出見尊已還鄉即以鷓鴣之羽背爲產屋屋  
 こほほでみのみことかへりまして、うのほをまてうぶやをふくに、やの  
 蓋未及合豐玉姬自取大龜將女弟玉  
 うへいまだふきあへぬほどに、とよたまひめかめにのり、いろとたまより  
 依姬光海來到時孕月已滿  
 ひめをわて、うなばらなをてらしてまぬきつ、ときにつきすでにみちて、  
 産期方急由此不待背合徑  
 うまむことみさかりにせまりぬ、これによりて、ふきまあへぬにたに  
 入居焉已而從容謂天孫曰妾方産  
 いりぬたり、すでにしてあめみまにまをさく、まきにみこまむとよたま  
 請勿臨之  
 天孫心怪其  
 なみましそと、おもしろにかたらしつ、あめみまそのことをうらもと  
 言竊覘之則化爲八尋大鰐而知天孫視  
 なみ、うかひ給へば、やひろわにとなりぬ、まかしてあめみまのかさ  
 其私屏深懷慝恨既兒生之後  
 まみま給ふことを、ふかくはちうらめり、すでにみこあれましてのちに、  
 天孫就而問曰兒名何稱者當可  
 すめみまいでまして、みこのみなをいかにたへまをさばよむといひ

乎對曰宜號彦波瀲武鸕鷀草葺不合  
 給へば、ひこなきさたけうがやふさあへすのみこととなづけまつらむと  
 尊言訖乃涉海徑去于時彦  
 まをし、のたまひをへて、やがてうみをわたりにまかりぬ、ときにひこ  
 火火出見尊乃歌之曰飲企都鄒利軻茂豆句  
 ほほでみのみこと、みうたよみし給はく、おきつとり、かもつく  
 志磨爾和我謂爾志伊茂播和素選耳譽能據鄒取鄒母  
 ままに、わがいにし、いもはわすらし、よのことごとし、  
 亦云、彦火出見尊、取婦人爲乳母湯  
 母及飯嚼湯坐几諸部備行以奉養焉  
 于時權用他(姫)  
 婦以乳養皇子焉此世取乳母養兒之  
 をとりて、みこをひたしまつり給ふ、これよにちおしをとりてこをひた  
 縁也、是後豐玉姬聞其兒端  
 すよしなり、こののちにとよたまひめ、そのみこのうつくしきことをき  
 正心甚憐重欲復歸  
 きて、こゝろにいとかなしとおもひて、かへりきてひたしまつらまほし  
 養於義不可故遣女弟玉依姬以來養  
 かれど、ことわりよからず、かれいろとたまよりひめをまたしてひたし  
 者也于時豐玉姬命寄玉依姬而奉報歌  
 まつりぬ、ときにとよたまひめ、たまよりひめによせて、こたへまつる

曰 阿阿娜磨廼 比訶利播阿利登 比鄂播伊佩耐 企珥  
 うた、あかだまの、ひかりはありと、ひとはいへど、きみ  
 我譽贈比志 多輔妬句阿利計利 凡此贈答二首號曰  
 がよそひし、たふとくありけり、すべてこのふたつたをあげう  
 舉 歌 海賦、此云美和、跟跡、此云  
 須須能美賦、跟跡、此云三手樓、賦、  
 たといふ、

一 書 曰 兄 火 酢 芹 命 得 山 幸 利  
 あるふみにいへらく、いろせほのすそりのみことは、やまさちをえ、  
 弟 火 折 尊 得 海 幸 利 云 云 弟 愁  
 いろとほさきのみことは、うみさちをえ給へり、シカシカ、いろとさ  
 吟 在 海 濱 時 遇 鹽 筒 老 翁 老  
 まよひてうみべたにますときに、まほつ、のをちあひ給へり、をち  
 翁 問 曰 何 故 愁 若 此 乎 火 折 尊  
 なにのゆゑにかくれひますやとひまなせば、ほさきのみことた  
 對 曰 云 云 老 翁 曰 勿 復 憂 吾 將 計  
 へますこと、シカシカ、をちまたなうれひましそ、おれたばかりなも  
 之 計 曰 海 神 所 乘 駿 馬 者 八 尋 鰐 也 是  
 まなして、わたづみのすぐれたるのりものは、やひろわになり、これそ  
 緊 其 脣 背 而 在 橘 之 小 門 吾 當 與 彼 者  
 のはたをたて、たらばなのなどをなれり、あれよよにかれとはからむ

共 策 乃 將 火 折 尊 共 往 而 見 之 是 時  
 とばかりいひて、ほさきのみことをあまつりゆきてみるとき、わにたば  
 鰐 魚 策 之 曰 吾 者 八 日 以 後 方 致 天 孫 於 海  
 かりていへらく、あれはやびにしてすめみまをわたづみのみやにいたし  
 宮 唯 我 主 駿 馬 一 尋 鰐 魚  
 まつらむ、たあきみのすぐれたるのりものは、ひとひろわになり、  
 是 當 一 日 之 内 必 奉 致 焉 故 今  
 これまことにひとひのうちにかならずいたらしまつりなも、かれいまあ  
 我 歸 而 使 彼 出 來 宜 乘 彼 入 海 入  
 れゆきてかれをまゐりこさせむ、うへかれにのらしていり給へ、いり  
 海 之 時 海 中 自 有 可 怜 小 汀 隨  
 給はむときに、わたのなかにおのづからうましなばまあらむ、そのは  
 其 汀 而 進 者 必 至 我 王 之 宮  
 まのまにまにいでまされば、かならずあきみのみやにいたりましなも、  
 宮 門 井 上 當 有 湯 津 杜 樹 宜 就 其 樹 上  
 みかどののほらにゆつかつらのきあらむ、うへそのきのうへにより  
 而 居 之 言 訖 即 入 海 去 矣 故 天 孫 隨  
 てぬませと、まなしなへて、うみにいりてゆきぬ、かれあめみま、わに  
 鰐 所 言 留 居 相 待 已 八 日 矣 久 之  
 のいへるまことにとまりぬまして、すてにやひまでまます、ひさしにし

方 有 一 尋 鰐 來 因 乘 而 入 海 每 導 先  
 てひとひろわにきたりぬ、のりうみにいりまし、ことごとほさきわ  
 鰐 之 教 時 有 豐 玉 姬 侍 者 持 玉 鏡  
 にのをしへのまにす、ときにとよたまひめのまがら、たまもひなも  
 當 汲 井 水 見 人 影 在 水 底 酌 取 之 不  
 てぬのみづをくむに、みなそこにひとかげのあるをみて、えくみあへ  
 得 因 以 仰 見 天 孫 即 入 告 其 王 曰 吾  
 す、すめみまをあふぎみて、すなはちいりてそのきみにまなさく、あはあ  
 謂 我 王 獨 能 絕 麗 今 有 一  
 きみひとよりよにうるほしききはみとおもひまつりしに、いままればとこ  
 客 彌 復 遠 勝 海 神 聞 之 曰 試  
 そことほえてまされるおほしめとまなす、わたづみきて、こゝろみに  
 察 之 乃 設 三 床 請 入 於 是 天  
 みむといひて、みつのゆかをまけて、こひらせませり、こゝにあめみ  
 孫 於 邊 床 則 拭 其 兩 足 於 中 床 則 據 其 兩 手 於  
 まほとりのゆかにはみあしなのこひ、なかのゆかにはみかおし、うち  
 内 床 則 寬 坐 於 真 床 覆 衾 之 上 海 神 見  
 のゆかのまど、おほのふすまのうへに、うちあぐみの給へり、わたづみ  
 之 乃 知 是 天 神 孫 益 加 崇 敬  
 みて、これあまつかみのみまにおほすを去りて、ましてあがまへまつり

云云 海神召赤女口女問之時 口女  
 き、シカシカ、わたづみあかめくらめをめてとふときに、くらめくら  
 白 口 出 鈎 以 奉 焉 赤 女 即 赤 鯛 也 時 海 神 授 鈎  
 口 女 即 鰐 魚 也 ときにわたづみひこほほ  
 よりちないだしてたてまつる  
 彦 火 火 出 見 尊 因 教 之 曰 還 兄 鈎 時  
 てのみみことになさつてまつりてまなさく、いろせのちをかへさむと  
 天 孫 則 當 言 汝 生 子 八 十 連 屬 之 裏  
 きに、のり給はむことは、いましがうみのこのやそつきのうち、  
 貧 鈎 狹 貧 鈎 言 訖 三 下 唾 與 之  
 まちささいまらちと、の給ひなへて、みたひつばきてあたへ給へ、  
 又 兄 入 海 鈎 時 天 孫 宜 在 海 濱 以  
 またいるせわたなかにつりせむるときに、あめみまうみたにましてかざ  
 作 風 招 風 招 即 如 此 則 吾 起 瀛 風 邊 風  
 なきし給へ、かくし給は、あれおきつかせかぜをおこし  
 以 奔 波 瀾 惱 火 折 尊  
 て、はやなみなしておぼらしなやましなもとまなしき、ほさきのみこと  
 歸 來 具 遼 海 神 教 至 乃 兄 鈎  
 かへりきまして、つぶさにわたづみのをしへにまたがひ、いろせのつり  
 之 日 弟 居 濱 而 嘯 之 時 迅 風 忽  
 するひに、うなべたにましてかさをきせず、ときにはやらちまらにお

起 兄則溺苦無由可生 便 遙 請  
 こりぬ、いろせおぼれたしなみていかむすべなし、ほるかにいろとのみ  
 弟 曰 汝 久 居 海 原 必  
 ことにひまをさく、いましきことひさしくうなばらにまして、かなら  
 有 吾 術 願以救之 若 活 我 者 吾 生 兒  
 すまきすべありなり、すくひ給へ、もしあれなけ給はず、あがうみのこ  
 八十連屬 不 離 汝 之 垣 邊 當 爲  
 のやそつぎ、いましきことのみかきのもとをばなれずして、わざなき  
 俳優之民也 於是弟嘯已停而 風亦還  
 のたみたらむとまなす、こいになきことなとめ給へば、かぜもまたや  
 息 故 兄 知 弟 德 欲 自 伏 辜  
 みつ、かれいろとのいづあることをまりて、みづからまたがはまほしく  
 而 弟 有 慍 不 與 共 言 於 是 兄  
 おもへども、いろとおもほほりて、みこととひ給はず、こいにいろせ  
 著 積 鼻 以 赭 塗 掌 塗 面 告 其 弟  
 ふさぎして、そほにたなぞこにつけおもにぬりて、いろとのみことに  
 曰 吾 汚 身 如 此 永 爲 汝 俳  
 まなさく、あれみなげがすことまかなり、ながくいましきのわざなきびと  
 優 者 乃 舉 足 踏 行 學 其  
 とならむとまなして、すなほらしなわけてをどるは、そのおぼれた

溺 苦 之 狀 初 潮 漬 足 時 則 爲  
 しなめるありさまなならふなり、はじめまほあしにつくとときは、あなう  
 足 占 至 膝 時 則 舉 足 至 股 時 則 走  
 らななし、ひざにいたるときは、あしをあげ、も、にいたるときははせ  
 廻 至 腰 時 則 捫 腰 至 腋 時  
 もとほり、こしにいたるときは、こしをもちふ、わきにいたるときは、  
 則 置 手 於 胸 至 頸 時 則 舉 手 飄 掌 自  
 てをむれにおき、くびにいたるときは、てをあげてたびるがす、まかり  
 爾及今曾無廢絶 先是 豐 玉 姬 出 來  
 しよりいまにやむことなし、これよりさきにとよたまひめまわりきて、  
 當 產 時 請 皇 孫 曰 云 云 皇  
 みこみなもとせすととき、すめらまにこひまをさく、シカシカ、すめみ  
 孫 不 從 豐 玉 姬 大 恨 之 曰 不 用 吾  
 まさし給はず、とよたまひめいたくらみまつりて、あがことをきい  
 言 令 我 屈 辱 故 自 今 以 往 妾 奴 婢  
 さすて、あれにはちみせつ、かれいよりゆきさき、あがつかひびとき  
 至 君 處 者 勿 復 放 還 君 奴 婢 至  
 みのみもにいたらば、またながへしましそ、さみのつかひびとあがも  
 妾 處 者 亦 勿 復 還 遂 以 眞 床 覆 衾 及  
 とにいたらむとまなして、つひにまど、おぼれたふすまとかや

草 嬰 其 兒 置 之 波 瀾 卽 入 海 去  
 をりて、そのみこをつみ、なきさにおきまつりて、うみにいりてまか  
 矣 此 海 陸 不 相 通 之 緣 也  
 りぬ、これうみくがあひかよはぬよしなり、  
 官本小字  
 一云、置兒於波瀾者非也、豐玉姬命 自抱而去、久  
 之曰、天孫之胤、不宜置此海中、乃使玉依姬持之送  
 出焉、初豐玉姬別去時、恨言既切、故火折尊知其不可、  
 復會、乃有贈歌、已見上、八十連屬、此云野素豆  
 企、飄掌、此云陀毗盧爾須、也、  
 彦波瀾武鸕鷀草葺不合尊 以其姨 玉 依  
 ひこなきさたけうがやふさあへすのみこと、そのみなばたまよりひめな  
 姫 爲 妃 生 彦 五 瀬 命 次 稻 飯  
 みめとま給ひて、あれませるみこいつせのみこと、つぎにいなひの  
 命 次 三 毛 入 野 命 次 神 日 本 磐 余 彦  
 みこと、つぎにみけいりのみこと、つぎにかむやまといはれひこのみ  
 尊 凡 生 四 男 久 之 彦 波 瀾  
 こと、すべてよはしらのひこ、あれまき、ひさしにしてひこなきさ  
 武鸕鷀草葺不合尊 崩 於 西 州 之 宮  
 たけうがやふさあへすのみこと、にしのかやにかみあかりましぬ、

四 葬 日 向 吾 平 山 上 陵  
 ひむかのあひらのやまのへのみさ、さにはふりまつる、  
 一 書 曰 先 生 彦 五 瀬 命 次 稻  
 あるふみにいへらく、まつあれませるはいつせのみこと、つぎにいな  
 飯 命 次 三 毛 入 野 命 次 狹 野 尊 亦 號 神  
 いひのみこと、つぎにみけいりのみこと、つぎにさめのみこと、  
 余彦尊、所稱狹野者、是年少時之號也、後撰平  
 天下、卷有八洲、故復加號曰神日本磐余彦尊、  
 一 書 曰 先 生 五 瀬 命 次 三 毛  
 あるふみにいへらく、まつあれませるはいつせのみこと、つぎにみけい  
 野 命 次 稻 飯 命 次 磐 余 彦 尊 亦 號 神  
 のみこと、つぎにいなひのみこと、つぎにいはれひこのみこと、  
 余彦火火  
 出見尊、  
 一 書 曰 先 生 五 瀬 命 次 稻  
 あるふみにいへらく、まつあれませるはいつせのみこと、つぎにいな  
 飯 命 次 神 日 本 磐 余 彦 火 火 出 見 尊 次 稚  
 ひのみこと、つぎにかむやまといはれひこ、ほほでみのみこと、つぎにわ  
 三 毛 野 命  
 かみけのみこと、  
 一 書 曰 先 生 五 瀬 命 次 磐 余  
 あるふみにいへらく、まつあれませるはいつせのみこと、つぎにいはれ

彦火火出見尊 次 彦 稻 飯 命 次 三 毛  
びこほほでみのみこと、つぎにひこいなひひのみこと、つぎにみけいり  
入野命  
ぬのみこと、

日本書紀卷第二

右卷二古訓考、明和六己丑年正月廿七日終

加 茂 眞 淵 七十三齡

文化五戊辰年八月二十六日補寫終

藤 原 眞 龍 六十九齡

御本云

日本書紀歷代之古史也、元正天皇養老年中一品舍人  
親王、太朝臣安麻呂、奉勅撰之、吾朝撰書迄 奏覽、  
以是爲權輿者耶、君臣共以莫不窮此書矣、按 應神天  
皇以還、至 繼體天皇御宇、異域典經多以雖來朝、不  
解其義、徒經三百有餘歲矣 推古天皇御宇、聖德太子  
察三才之源、達三國之起、故始以漢字附三神代之文字、  
傍於于爰吾邦人、浸得識量典經之旨、非至聖誰敢成此  
緯哉、蓋神道者爲萬法之根柢、儒教者爲枝葉、佛教者

爲花實、彼二教者皆是神道之末葉也、雅以枝葉顯其本  
原、然則異曲同工者歟、頃學儒佛者夥、而知神書者鮮  
矣、物有本末事有終始、何棄本取末焉、於神國爭疏神  
書乎、萬機之政尙以神事爲最第一、但神代事理既幽微、  
非理不通、欽惟

陛下寬惠叡智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於  
是始壽諸梓矣、舊本頗純駁不一求數本考正之、去其駁  
而錄其純、用之國而及之天下、則以成熙皞之治、以紹  
神尊之統、保瑞穗之地千五百秋將必有賴於斯焉、

慶長己亥姑洗吉辰  
四年三當ル

正四位下行少納言兼侍從臣清原朝臣國賢敬識

以 勅 本 板 行

日本紀訓考卷二一終

日本紀訓考卷三 文化五戊辰年四月十一日記真多郡

日本書紀卷第三

神日本磐余彥天皇 神武天皇

かむやまといはれびこのすめらみこと

神日本磐余彥天皇 諱彥火火出見彥  
かむやまといはれびこのすめらみこと、たのみなはひこほほでみ、こひ

波瀲武鸕鷀草薹不合尊第四子也 母曰  
なきさだけうかやふさあへすのみことよほしらのみことなり、みは、なを

玉 依 姫 海童之小女也 天皇 生 而  
まよりびめとまなす、わたづみのなむすめなり、すめらみことおれましな

明達意確如也 年 十五 立爲太  
がらさかしくみこ、るつよくます、みとしとをまりいつ、ひつぎのみこ

子 長 而 娶日向國吾田邑吾平津  
となり給ひ、ひとなり給ひて、ひむかのくにあたのむらのあひらつひめ

媛爲妃 生手研耳命 及年四十五  
なみめとして、たぎしみのみことおれまし、みとしよそまりいつと

歲 謂諸兄及子等曰 昔我天神 高  
しに、いろれとみこたちにかたり給はく、むかしあがまつかみ、たかみ

皇產靈尊 大日靈尊 舉此豐葦原瑞穗國  
むすびのみこと、おほひるめのみこと、このよあしはらのみづほのく

而 授 我 天 祖 彥 火 瓊 瓊 杵 尊 於  
にを、あがまつみおやひこほのにきのみことにつけたまへり、こ

是火瓊瓊杵尊 開 天 闢 披 雲 路  
にほのにきのみこと、あまのいはくらなひらき、くもぢなわしわけ、

朕 仙 蹕 以 戾 止 是 時 運 屬 鴻 荒 時 鍾 草  
みさきはらひまていたりましき、このときよあらしにあひ、ときくらきに

味 故 蒙 以 養 正 治 此 西  
あたれり、かれくらけれどたしきみちなして、このにしのほとりなま

遊 皇 祖 皇 考 乃 皇 乃 神 積 慶 重 陣  
らしぬ、みおやのかむたちひぶりにて、よろこびなつみひかりをかされて、

多 歷 年 所 自 天 祖 降 跡 以 逮 于 今  
さはにとしをへたり、あまつみおやのあまくだりましてよりこのかた、

一 百 七 十 九 萬 二 千 四 百 七 十 餘  
ひともしもな、そまりこ、のよろづ、ふたれとせよもな、そまりのとし

歲 而 遼 遼 之 國 猶 未 霑 於 王 澤 遂 使 邑  
なり、まがるなとほきくにいまだうつくしみるほはず、むらにきみふれ

有 君 村 有 長 各 自 分 疆 用 相 凌  
にひとのかみありて、おのもおのまさかひをわちらしてあひまのききし

轢 抑 又 聞 於 鹽 土 老 翁 曰 東 有 美  
るふ、はたまた、まほつ、のをちにきしく、いひしく、ひむかしにきき

地 青山四周其中亦有乘天磐  
 船 飛降者余謂彼地必當足  
 以恢弘天業 光宅天下 蓋六合之  
 中心乎 厥飛降者 謂是饒速日歟 何不  
 就而都之乎 諸皇子對曰 理實  
 灼然 我亦恒以爲念 宜早行  
 之

天皇招之 因問曰汝誰也 對曰臣是  
 國神名曰珍彥 釣魚於曲浦 聞天神子  
 來 故即奉迎 又問之曰汝能  
 爲我導耶 對曰導之  
 矣 天皇勅 授漁人椎橋末令執而  
 牽納於皇舟 以爲海導者 乃時賜名爲椎根  
 津彥 此即倭直部始祖也 行至筑紫國菟  
 狹 有菟狹國造祖 號曰菟狹津彥菟狹津  
 媛 乃於菟狹川上造一柱 騰宮而奉 饗

是年也 大歲甲寅 其年冬十月丁巳朔辛酉  
 天皇親帥諸皇子舟師東征  
 至速吸之門時 有一漁人乘艇而至  
 之

奔潮太急 因以名爲浪速國 亦曰浪  
 華 今謂難波訛 訛此云與  
 今謂難波訛 訛此云與  
 今謂難波訛 訛此云與

臣氏之遠祖也  
 十有一月丙戌朔甲午 天皇至筑紫國岡  
 水門 十有二月丙辰朔壬午 至安藝國

三月丁卯朔丙子 遡流而上 徑至河內國草香  
 邑 青雲白肩之津  
 夏四月丙申朔甲辰 皇帥勸兵步越龍田

徙入吉備國 起行宮以居之 是  
 曰高嶋宮 積三年間 備舟楫蓄兵  
 食 將欲以一舉而平天下也  
 戊午 年春二月丁酉朔丁未 皇師遂東

問之曰 夫天神子等所以來者 必  
 將 奪我國 則盡起屬  
 兵 徵之放孔含衛坂 與之會戰 有流矢

中五瀬命 皇師不能進戰 天  
 皇 變之乃 運神 策於 沖  
 裕 曰 今我是日神子孫而向日征  
 虜此逆天道也 不若退還示弱 禮  
 祭 神 祇背負日神之威  
 隨 影 脈 蹶 如此則會不血刃  
 虜 必 自 敗 矣 僉 曰 然  
 於是令軍中曰且停 勿 復 進  
 乃 引 軍 還 虜亦不敢逼 却  
 至 草 香 津 植盾而為雄詰焉維詰此云 因改號其  
 祭 神 祇背負日神之威  
 隨 影 脈 蹶 如此則會不血刃  
 虜 必 自 敗 矣 僉 曰 然  
 於是令軍中曰且停 勿 復 進  
 乃 引 軍 還 虜亦不敢逼 却  
 至 草 香 津 植盾而為雄詰焉維詰此云 因改號其

津曰盾津 今云 蓼津訛也 初孔全  
 衛之戰有人隱於大樹而得免難 仍  
 指其樹曰恩如母 時人因號其地曰母  
 木邑 今云 佷岡廻奇訛也  
 五月丙寅朔癸酉 軍至茅淳山城水門 亦名山井水門  
 五瀬命 矢 疥 痛 甚 乃 撫 劍 而 雄 諾  
 之曰 撫劍此云都虛者能 慨哉大丈夫 衆多棄劍夜 被傷於虜  
 手 將 不 報 而 死 耶 時 人 因 號  
 其處曰雄水門 進到于紀伊國 竈山  
 踏浪秀而往乎常世鄉矣 天皇 獨 與皇子  
 手研耳命 帥軍而進至熊野荒坂  
 津亦名舟 因誅丹敷戶畔者 時 神 吐 毒 氣 人  
 物成瘁 由是皇軍不能復振 時彼處有人 號  
 曰熊野高倉下忽夜夢天照大神 謂武  
 甕雷神 曰 夫葦原中國猶聞喧擾之響焉聞喧擾之響  
 宜汝更往而征之 武甕 雷神 對  
 雖予不行 而下予平國之劍則  
 國將自平矣 天照大神 曰 諸諸此云宇  
 時武甕雷神 登謂高倉曰 予劍號曰  
 三千八百五十七

六月乙未朔丁巳 軍至名草邑 則誅  
 名草戶畔者 遂越狹野而到熊野神邑  
 且登天磐盾 仍引軍 漸  
 進 海中卒遇暴風 皇舟漂蕩  
 時稻飯命乃歎曰 嗟乎吾祖則天神 母則  
 海神 如何厄我於陸 復厄我於海  
 乎言訖 乃拔劍入海 化為鋤持  
 神 三毛入野命亦恨之曰 我母及姨並是  
 海神 何為起波瀾以灌溺乎 則時  
 武甕雷神 登謂高倉曰 予劍號曰

三千八百五十七



師靈師此云赴今當置汝庫裏宜鳥宜以為鄉導者果有頭八呎鳥自空  
 取而獻之天孫高倉曰唯唯翔降天皇曰此鳥之來自叶祥  
 而寤之明且依夢中教開庫夢大哉赫矣我皇祖天照大神欲以  
 視之果有落劍倒立於庫底板即助成基業乎是時大伴氏之遠  
 取以進之于時天皇適寐忽然祖日臣命帥大來目督將元戎蹈  
 而將之曰予何長眠若此乎尋而山啓行乃尋鳥所向仰視而追之  
 中毒士卒悉復醒起既而皇師遂達于菟田下縣因號其所至之處  
 欲趣中洲而山中峻絕無復可行之路曰菟田穿邑穿邑此云宇時勅舉日臣命  
 乃接迨不知其所跋涉時建角身命化大鳥夜夢天曰汝忠而且勇加能有導之功是  
 照大神訓于天皇曰朕命遣頭八呎以改汝名為道臣

秋八月甲午朔乙未天皇使徵兄狛及弟狛者狛此云志  
 是兩人菟田縣之魁帥者也魁帥此云比時兄狛屋爾自居之爾此云案劍  
 不來弟狛即詣至因拜軍門而告之曰臣等事無所辭乃自蹈機而壓死時陳其  
 兄兄狛之為逆狀也聞天孫且到即起兵將襲見皇帥之威屍而斬之流血沒踝故號其  
 懼不敢敵乃潛伏其兵權作地曰菟田血原已而弟狛大設牛酒以勞饗皇  
 新宮而殿內施機欲因請師焉天皇以其酒突班賜軍卒乃為御謠  
 饗以作難願知此詐善為之備天之曰語此云宇  
 皇即遣道臣命察其逆狀于儀能多伽機耶辭藝和奈破蘆和俄末菟夜辭藝破佐夜  
 時道臣命審知有賊害之心羅彌伊殊區波辭區施羅佐夜離固奈瀨俄那居波佐麼

多智<sup>極</sup>何<sup>須</sup>能<sup>久</sup>未<sup>能</sup>□□那<sup>能</sup>鷄<sup>能</sup>句<sup>能</sup>鳩<sup>能</sup> 居<sup>能</sup>氣<sup>能</sup>辭<sup>能</sup>□被<sup>能</sup>惠<sup>能</sup>禰<sup>能</sup> 宇<sup>能</sup>彼<sup>能</sup>奈<sup>能</sup>

石<sup>能</sup>而<sup>能</sup>出<sup>能</sup>者<sup>能</sup>天<sup>能</sup>皇<sup>能</sup>問<sup>能</sup>之<sup>能</sup>曰<sup>能</sup>汝<sup>能</sup>何<sup>能</sup>人<sup>能</sup>  
おしわけていでくるひとあり、すめらみこといましはたれぞとひ給へば、

利<sup>能</sup>俄<sup>能</sup>那<sup>能</sup>居<sup>能</sup>波<sup>能</sup>佐<sup>能</sup>佐<sup>能</sup>伊<sup>能</sup>智<sup>能</sup>佐<sup>能</sup>介<sup>能</sup>幾<sup>能</sup> 未<sup>能</sup>適<sup>能</sup>於<sup>能</sup>朋<sup>能</sup>鷄<sup>能</sup>句<sup>能</sup>鳩<sup>能</sup> 居<sup>能</sup>氣<sup>能</sup>□<sup>能</sup>

對<sup>能</sup>曰<sup>能</sup>臣<sup>能</sup>是<sup>能</sup>弊<sup>能</sup>排<sup>能</sup>別<sup>能</sup>之<sup>能</sup>子<sup>能</sup> 排<sup>能</sup>別<sup>能</sup>此<sup>能</sup>云<sup>能</sup> 依<sup>能</sup>時<sup>能</sup>相<sup>能</sup>句<sup>能</sup> 此<sup>能</sup>則<sup>能</sup>吉<sup>能</sup>野<sup>能</sup>國<sup>能</sup>  
おみはいはおしわくがこなりとこたへまをしき、こはよしのく

儀<sup>能</sup>被<sup>能</sup>惠<sup>能</sup>禰<sup>能</sup> 是<sup>能</sup>謂<sup>能</sup>來<sup>能</sup>目<sup>能</sup>歌<sup>能</sup> 今<sup>能</sup> 樂<sup>能</sup> 府<sup>能</sup> 奏<sup>能</sup>

榎<sup>能</sup>部<sup>能</sup>始<sup>能</sup>祖<sup>能</sup>也<sup>能</sup> 及<sup>能</sup> 綠<sup>能</sup> 水<sup>能</sup> 西<sup>能</sup> 行<sup>能</sup> 亦<sup>能</sup>有<sup>能</sup>作<sup>能</sup>  
すらがおやなり、またかばにそひてにしのかたにいでませば、やなをうら

此<sup>能</sup> 歌<sup>能</sup> 者<sup>能</sup> 猶<sup>能</sup>有<sup>能</sup>手<sup>能</sup>量<sup>能</sup>大<sup>能</sup>小<sup>能</sup> 及<sup>能</sup> 者<sup>能</sup> 聲<sup>能</sup>

梁<sup>能</sup> 取<sup>能</sup> 魚<sup>能</sup> 者<sup>能</sup> 椰<sup>能</sup>奈<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup> 問<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 對<sup>能</sup> 曰<sup>能</sup> 臣<sup>能</sup> 是<sup>能</sup>

巨<sup>能</sup> 細<sup>能</sup> 此<sup>能</sup> 古<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 遺<sup>能</sup> 式<sup>能</sup> 也<sup>能</sup> 是<sup>能</sup> 後<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup>

苞<sup>能</sup> 五<sup>能</sup> 摺<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 子<sup>能</sup> 苞<sup>能</sup> 五<sup>能</sup> 摺<sup>能</sup> 此<sup>能</sup> 則<sup>能</sup> 阿<sup>能</sup> 太<sup>能</sup> 養<sup>能</sup> 鷄<sup>能</sup> 部<sup>能</sup> 始<sup>能</sup> 祖<sup>能</sup> 也<sup>能</sup>

欲<sup>能</sup> 省<sup>能</sup> 吉<sup>能</sup> 野<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 地<sup>能</sup> 乃<sup>能</sup> 從<sup>能</sup> 菟<sup>能</sup> 田<sup>能</sup> 穿<sup>能</sup> 邑<sup>能</sup> 親<sup>能</sup> 率<sup>能</sup> 輕<sup>能</sup>

九<sup>能</sup> 月<sup>能</sup> 甲<sup>能</sup> 子<sup>能</sup> 朔<sup>能</sup> 戊<sup>能</sup> 辰<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup> 陟<sup>能</sup> 彼<sup>能</sup> 菟<sup>能</sup> 田<sup>能</sup> 高<sup>能</sup> 倉<sup>能</sup> 山<sup>能</sup> 之<sup>能</sup>

兵<sup>能</sup> 巡<sup>能</sup> 幸<sup>能</sup> 焉<sup>能</sup> 至<sup>能</sup> 吉<sup>能</sup> 野<sup>能</sup> 時<sup>能</sup> 有<sup>能</sup> 人<sup>能</sup> 出<sup>能</sup> 自<sup>能</sup> 嶺<sup>能</sup>

瞻<sup>能</sup> 望<sup>能</sup> 域<sup>能</sup> 中<sup>能</sup> 時<sup>能</sup> 國<sup>能</sup> 見<sup>能</sup> 岳<sup>能</sup> 上<sup>能</sup> 則<sup>能</sup> 八<sup>能</sup> 十<sup>能</sup> 梟<sup>能</sup>

井<sup>能</sup> 中<sup>能</sup> 光<sup>能</sup> 而<sup>能</sup> 有<sup>能</sup> 尾<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup> 問<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 曰<sup>能</sup> 汝<sup>能</sup> 何<sup>能</sup> 師<sup>能</sup>

墨<sup>能</sup> 坂<sup>能</sup> 置<sup>能</sup> 赫<sup>能</sup> 炭<sup>能</sup> 其<sup>能</sup> 女<sup>能</sup> 坂<sup>能</sup> 置<sup>能</sup> 女<sup>能</sup> 軍<sup>能</sup> 男<sup>能</sup> 坂<sup>能</sup> 置<sup>能</sup> 男<sup>能</sup> 軍<sup>能</sup>

人<sup>能</sup> 對<sup>能</sup> 曰<sup>能</sup> 臣<sup>能</sup> 是<sup>能</sup> 國<sup>能</sup> 神<sup>能</sup> 名<sup>能</sup> 爲<sup>能</sup> 井<sup>能</sup> 光<sup>能</sup> 此<sup>能</sup> 則<sup>能</sup> 吉<sup>能</sup> 野<sup>能</sup>

復<sup>能</sup> 有<sup>能</sup> 兄<sup>能</sup> 磯<sup>能</sup> 城<sup>能</sup> 軍<sup>能</sup> 布<sup>能</sup> 滿<sup>能</sup> 於<sup>能</sup> 磐<sup>能</sup> 余<sup>能</sup> 邑<sup>能</sup> 磯<sup>能</sup> 城<sup>能</sup>

首<sup>能</sup> 部<sup>能</sup> 始<sup>能</sup> 祖<sup>能</sup> 也<sup>能</sup> 更<sup>能</sup> 少<sup>能</sup> 進<sup>能</sup> 亦<sup>能</sup> 有<sup>能</sup> 尾<sup>能</sup> 而<sup>能</sup> 披<sup>能</sup> 磐<sup>能</sup> 而<sup>能</sup> 起<sup>能</sup> 也<sup>能</sup>

今<sup>能</sup> 磯<sup>能</sup> 城<sup>能</sup> 部<sup>能</sup> 三<sup>能</sup> 城<sup>能</sup> 上<sup>能</sup> 城<sup>能</sup> 下<sup>能</sup> 二<sup>能</sup> 部<sup>能</sup> 舊<sup>能</sup> 名<sup>能</sup> 片<sup>能</sup> 居<sup>能</sup>

虜<sup>能</sup> 所<sup>能</sup> 據<sup>能</sup> 皆<sup>能</sup> 是<sup>能</sup> 要<sup>能</sup> 害<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 地<sup>能</sup> 故<sup>能</sup> 道<sup>能</sup> 路<sup>能</sup> 絕<sup>能</sup> 塞<sup>能</sup> 無<sup>能</sup> 處<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup> 憂<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 宜<sup>能</sup> 今<sup>能</sup> 當<sup>能</sup> 取<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 香<sup>能</sup> 山<sup>能</sup> 地<sup>能</sup> 以<sup>能</sup> 造<sup>能</sup>

天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup> 憂<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 宜<sup>能</sup> 今<sup>能</sup> 當<sup>能</sup> 取<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 香<sup>能</sup> 山<sup>能</sup> 地<sup>能</sup> 以<sup>能</sup> 造<sup>能</sup>

可<sup>能</sup> 通<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup> 惡<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 是<sup>能</sup> 夜<sup>能</sup> 自<sup>能</sup> 祈<sup>能</sup> 而<sup>能</sup> 寢<sup>能</sup> 夢<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 平<sup>能</sup> 瓮<sup>能</sup> 而<sup>能</sup> 祭<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 社<sup>能</sup> 國<sup>能</sup> 社<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 神<sup>能</sup> 然<sup>能</sup> 後<sup>能</sup>

のひらかなをつくりて、あまつやしろくにつやしろをまつり、まかしてのち

有<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 神<sup>能</sup> 訓<sup>能</sup> 之<sup>能</sup> 曰<sup>能</sup> 宜<sup>能</sup> 取<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 香<sup>能</sup> 山<sup>能</sup> 社<sup>能</sup> 中<sup>能</sup> 土<sup>能</sup> 擊<sup>能</sup> 虜<sup>能</sup> 則<sup>能</sup> 易<sup>能</sup> 除<sup>能</sup> 也<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup> 既<sup>能</sup>

にあたをうらたまはばらひやすからむとまをしき、すめらみことすでに

以<sup>能</sup> 香<sup>能</sup> 山<sup>能</sup> 此<sup>能</sup> 造<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 平<sup>能</sup> 瓮<sup>能</sup> 八<sup>能</sup> 十<sup>能</sup> 枚<sup>能</sup> 并<sup>能</sup> 造<sup>能</sup> 嚴<sup>能</sup> 瓮<sup>能</sup> 以<sup>能</sup> 夢<sup>能</sup> 辭<sup>能</sup> 爲<sup>能</sup> 吉<sup>能</sup> 兆<sup>能</sup> 及<sup>能</sup> 聞<sup>能</sup> 弟<sup>能</sup> 狩<sup>能</sup> 之<sup>能</sup>

みいめのさとをまきうらばひとし給ふに、おとうかしがまをすことなきこ

而<sup>能</sup> 敬<sup>能</sup> 祭<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 神<sup>能</sup> 地<sup>能</sup> 祇<sup>能</sup> 祿<sup>能</sup> 亦<sup>能</sup> 爲<sup>能</sup> 嚴<sup>能</sup> 言<sup>能</sup> 益<sup>能</sup> 喜<sup>能</sup> 於<sup>能</sup> 懷<sup>能</sup> 乃<sup>能</sup> 使<sup>能</sup> 根<sup>能</sup> 津<sup>能</sup> 彦<sup>能</sup>

しめして、まきてみころによるこびたまひき、すなはちまひつひこに

咒<sup>能</sup> 詛<sup>能</sup> 如<sup>能</sup> 此<sup>能</sup> 則<sup>能</sup> 虜<sup>能</sup> 自<sup>能</sup> 平<sup>能</sup> 伏<sup>能</sup> 著<sup>能</sup> 弊<sup>能</sup> 衣<sup>能</sup> 服<sup>能</sup> 及<sup>能</sup> 裝<sup>能</sup> 笠<sup>能</sup> 爲<sup>能</sup> 老<sup>能</sup> 人<sup>能</sup> 貌<sup>能</sup> 又<sup>能</sup> 使<sup>能</sup> 弟<sup>能</sup>

やぶれきぬまたみのかさなきて、おきなのかたちにつくり、おとうかし

將<sup>能</sup> 行<sup>能</sup> 時<sup>能</sup> 弟<sup>能</sup> 狩<sup>能</sup> 又<sup>能</sup> 奏<sup>能</sup> 曰<sup>能</sup> 倭<sup>能</sup> 國<sup>能</sup> 磯<sup>能</sup> 城<sup>能</sup> 邑<sup>能</sup> 有<sup>能</sup> 到<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 香<sup>能</sup> 山<sup>能</sup> 潛<sup>能</sup> 取<sup>能</sup> 其<sup>能</sup> 嶺<sup>能</sup> 土<sup>能</sup> 而<sup>能</sup> 可<sup>能</sup> 來<sup>能</sup> 旋<sup>能</sup> 矣<sup>能</sup> 基<sup>能</sup>

あめのかぐやまにゆきて、ひそかにそのみれのほにきてきたれ、あま

磯<sup>能</sup> 城<sup>能</sup> 八<sup>能</sup> 十<sup>能</sup> 梟<sup>能</sup> 帥<sup>能</sup> 又<sup>能</sup> 高<sup>能</sup> 尾<sup>能</sup> 張<sup>能</sup> 邑<sup>能</sup> 有<sup>能</sup> 亦<sup>能</sup> 銅<sup>能</sup> 八<sup>能</sup> 業<sup>能</sup> 成<sup>能</sup> 否<sup>能</sup> 當<sup>能</sup> 以<sup>能</sup> 汝<sup>能</sup> 爲<sup>能</sup> 古<sup>能</sup> 努<sup>能</sup> 力<sup>能</sup> 慎<sup>能</sup>

つひつぎのならむならじはいましなむしてうらなはむ、ゆめつしめとのり

十<sup>能</sup> 梟<sup>能</sup> 帥<sup>能</sup> 此<sup>能</sup> 類<sup>能</sup> 皆<sup>能</sup> 欲<sup>能</sup> 與<sup>能</sup> 天<sup>能</sup> 皇<sup>能</sup> 趾<sup>能</sup> 戰<sup>能</sup> 臣<sup>能</sup> 竊<sup>能</sup> 爲<sup>能</sup> 焉<sup>能</sup> 是<sup>能</sup> 時<sup>能</sup> 虜<sup>能</sup> 兵<sup>能</sup> 滿<sup>能</sup> 路<sup>能</sup> 難<sup>能</sup> 以<sup>能</sup> 往<sup>能</sup> 還<sup>能</sup> 時<sup>能</sup> 根<sup>能</sup> 津<sup>能</sup>

給ひき、このときにあたどもおほらにはひみてゆきかたなり、まひれつ

彦乃祈之曰 我皇當能定此國者 行路自脩成則 吾必不假鋒刃之威 坐平  
 ひこうけひて、あがきみこのくにをさめ給はんならば、みちのつづから  
 通 如不能者 賊必防禦言訖 徑天 下 乃造脩 脩 自  
 とほれん、もしあたはずば、あだかならずせかむと、いひをへてたりに  
 去 時 群虜見二人 大咲之曰 大醜乎 成 又祈之曰 吾今當以嚴鏡 沈于丹生之  
 ゆく、こゝにあたどもふたりをみて、いたくわらひて、あなみにくや、  
 大醜此云 老父 老嫗 則相與闘道使行 二人 川 如魚無大小悉醉而流 譬 猶披葉之浮  
 奈瀬爾句 老きなおよなといひてとにみちかきりてゆかしむ、ふたりそ  
 得至其山 取土來歸 於是天皇甚 流者 磨紀云 吾必能定此國 如其不爾  
 のやまにいたりて、はにをとりてかへりき、こゝにすめらみことよろこび  
 悦 乃以此植 造作八十平鏡天平扶八十枚 手扶此云 終 無 所 成 乃沈鏡於川 其口  
 たまひて、このはにをもて、やそひらかあまのたぐりやそひら  
 嚴鏡而涉于丹生川上用 祭 祭 向 下 頃 魚 皆 浮 出 隨 水 驗  
 いづべをつくりて、これをもちてにふのかはかみにのほりまして、あまつ  
 天神 地 祇 則於彼菟田川之朝原 嗚呼 時 推根津彥見而奏之 天 皇 大  
 かみくにつかみたまつり給ひき、すなはちかのうたがはのあきはらにして、  
 譬 如水沫而 有所咒著也 天皇又因祈 喜 乃拔取丹生川上之五百箇真坂樹以祭諸  
 たとへば、みなわなして、あらゆるかぶりなりき、すめらみことまたうけ  
 之 曰 吾今當八十平鏡 無 水 造 脩 神 自此始有嚴鏡之置也 時 勅 勅 道  
 ひたまはく、あれいよやそひらかなもて、みづなしにたがれをつくらむ、

臣 命 今以高皇產靈尊 朕 親 作 顯  
 とにのり給はく、いまたかみむすびのみことな、あれみつからうつしいは  
 齋 顯齊此云 用 汝為齋主 授以嚴媛之 加牟伽能 伊齊能于瀨能 於費異之耳夜 異波臂茂  
 ひななきむ、 いましなはいひぬしとして、いづひめのななき ともかぜの、いせのうみの、おほいしにや、 いはひも  
 號而名其所置 鏡鏡為嚴鏡又火名為嚴香來雷 之多太瀨能異波比茂等倍離 于智豆之夜菴務 于智  
 づけおけるはにへないつべとなつくまたひのなないつのかぐつちとし、 志ただみのいはひもとほへり、うちてしやまむ、うち  
 水名為嚴罔象女 罔象女此云 稻 名 為 嚴 稻 豆之夜菴務 意 以大石喻其國見丘  
 みづのなないつのみつばめとし、 なしものなないつのうか たりしやまむ、うたのころは、おほいしなくにのみなかにたとふ  
 魂女 稻魂女此云 薪名為嚴山 雷草名為嚴 也 既而餘黨猶繁 其情難 測 乃 願 勅 道 臣 命 汝宜帥大  
 のめとし、 たさのなないつのやまつちとし、くさのなないつ たり、すでにしてあまりのあたどもおほくして、そのころたばかりが  
 野 推 測 乃 願 勅 道 臣 命 汝宜帥大 來目部 作大室於忍坂邑 盛設宴饗 誘  
 のむつちとす、し たり、かれひそかにみらのおみのみことにのり給はく、いましおほくめ たり、おさかのむらにむろをつくりて、みあへなたまひ、あたる  
 冬十月癸巳朔 天 皇 嘗 其 嚴 鏡 之 虜 而 取 之 道 臣 命 於 是 奉  
 かむなづきのついたらのひ、すめらみこと、そのいづべのなしものななめ 密 旨 掘密於忍坂而 選 我 猛 卒  
 根 勒 兵 而 出 先擊八十梟帥於國 見丘破斬之 是 役 也 天 皇 志 存 必 克 乃 為 御 謠 之 曰  
 まし、つはものなと、のへていで給ふ、まづくにのみなかにやそたけ 密 旨 掘密於忍坂而 選 我 猛 卒  
 見丘破斬之 是 役 也 天 皇 志 存 必 克 乃 為 御 謠 之 曰  
 るをうちてきる、このえだちにすめらみことみこころにかならずからな 密 旨 掘密於忍坂而 選 我 猛 卒  
 存 必 克 乃 為 御 謠 之 曰  
 んことをたもち給へり、かれみうたよみしたまはく、 密 旨 掘密於忍坂而 選 我 猛 卒  
 與虜雜居 陰期之曰 酒酣之後

吾則起歌 汝等聞吾歌聲 則一時刺虜 伊弉儼而毛阿誤豫 今來目部歌而後大嘯 是其  
 已 而 坐定酒行 虜不知我之有陰謀 任 緣也 又歌之曰 愛瀨詩鳥 吐儼利毛那比苦比  
 情 徑 醉 時 道臣命乃起而歌之曰 昔破易陪廼毛 多牟伽毘毛勢備 此 皆 承 密 旨  
 於佐箇廼 於朋務露夜耳 比苦瑳破而 異離鳥利苦 而 歌 之 非 敢 自 專 者 也 時 天  
 毛 比苦瑳破而 伊離鳥利苦毛 瀨都瀨都志 俱 皇 曰 戰 勝 而 無 驕 者 良 將 之 行  
 梅能固選假 句齋都都伊 異志都都伊毛智 于智豆 也 今 魁 賊 已 滅 而 同 惡 者 何 句 十  
 之夜莽務 時 我 卒 聞 歌 俱 拔 其 數 羣 其 情 不 可 知 如 何 久 居 一 處  
 頭 推 劍 一 時 殺 虜 虜 無 復 唯 類 無 以 制 變 乃 徒 營 於 別 處  
 者 皇 軍 大 悅 仰 天 而 吟 歌 之 曰 十 有 一 月 癸 亥 朔 己 巳 皇 師 大 舉 將 攻 磯 城 彦  
 白莽波豫 伊莽波豫 阿阿時夜鳩 伊莽儼而毛阿誤豫 先 遣 使 者 徵 兄 磯 城 兄 磯 城 不 承 命 更  
 遣頭八咫鳥召之 則鳥到其營而鳴之曰 八十梟師具兵甲 將 與 決 戰 可 早  
 天神子召汝 怡非過怡非過者 兄磯城忿之曰 聞 圖 之 天 皇 乃 會 諸 將 問  
 天 壓 神 至 而 吾 為 慨 憤 時 奈 何 之 曰 今 兄 磯 城 果 有 逆 賊 之 意 召 亦 不 來  
 鳥 鳥 若 此 惡 鳴 耶 既 乃 變 弓 射 之 鳥 即 為 之 奈 何 諸 將 曰 兄 磯  
 避 去 次 到 弟 磯 城 宅 而 鳴 之 曰 天 神 子 召 城 賊 也 宜 先 遣 弟 磯 城 曉 諭 之 并 說 兄  
 汝 怡非過怡非過時 弟磯城慄然改容曰 臣 聞 倉 下 弟 倉 下 如 遂 不 歸 順 然 後 舉 兵 臨 之 亦 未  
 天 壓 神 至 且 夕 畏 懼 善 晚 也 倉 下 弟 云 乃 使 弟 磯 城 開 示 利 害 而 兄 磯  
 乎鳥汝鳴之若此者歟 即作葉盤八枚 盛 城 等 猶 守 愚 謀 不 肯 承 伏 時 椎 根  
 食 饗 之 隨 鳥 詣 到 而 告 津 彦 討 之 曰 今 者 宜 先 遣 我 女 軍 出 自 忍  
 之曰 吾兄兄磯城 聞 天 神 子 來 則 聚 坂 道 虜 見 之 必 盡 銳 而 赴

遣頭八咫鳥召之 則鳥到其營而鳴之曰 八十梟師具兵甲 將 與 決 戰 可 早  
 にやたからすをつかはしてあす、からすそのいほりにいたりてあまつかみ  
 天神子召汝 怡非過怡非過者 兄磯城忿之曰 聞 圖 之 天 皇 乃 會 諸 將 問  
 のみこいしなめす、いざわいざわとなく、えしきいかりて、あ  
 天 壓 神 至 而 吾 為 慨 憤 時 奈 何 之 曰 今 兄 磯 城 果 有 逆 賊 之 意 召 亦 不 來  
 めおすのかみいたりますときいて、あがいきどほるときにいかにぞからす  
 鳥 鳥 若 此 惡 鳴 耶 既 乃 變 弓 射 之 鳥 即 為 之 奈 何 諸 將 曰 兄 磯  
 のかくあしくねなくやといひて、ゆみひさまかなひてゐる、からすた  
 避 去 次 到 弟 磯 城 宅 而 鳴 之 曰 天 神 子 召 城 賊 也 宜 先 遣 弟 磯 城 曉 諭 之 并 說 兄  
 ちさりぬ、つぎにおとしきかへにいたりて、あまつかみのみこいしな  
 汝 怡非過怡非過時 弟磯城慄然改容曰 臣 聞 倉 下 弟 倉 下 如 遂 不 歸 順 然 後 舉 兵 臨 之 亦 未  
 めす、いざわいざわとなくときに、おとしきおちかしこみて、やつかれあ  
 天 壓 神 至 且 夕 畏 懼 善 晚 也 倉 下 弟 云 乃 使 弟 磯 城 開 示 利 害 而 兄 磯  
 めおすのかみいたりますときいて、あしたゆふべにおちかしこまる、いま  
 乎鳥汝鳴之若此者歟 即作葉盤八枚 盛 城 等 猶 守 愚 謀 不 肯 承 伏 時 椎 根  
 しがかくなくことよきかなといひて、やがてひらでやひらをつくり、をし  
 食 饗 之 隨 鳥 詣 到 而 告 津 彦 討 之 曰 今 者 宜 先 遣 我 女 軍 出 自 忍  
 ものをりてしてなす、よりてからすのまゝにまうで、つけま  
 之曰 吾兄兄磯城 聞 天 神 子 來 則 聚 坂 道 虜 見 之 必 盡 銳 而 赴  
 なさく、わがあにえしき、あまつかみのみこいしなめすときいて、やそたけ

吾則 駢馳勁卒直指墨坂菟田黑坂 從後夾擊破之斬其鼻帥兄磯  
其のとき、をいくさなはさせて、たゞちにすみざかなさして、うたがは  
川水以灌其炭火 倏忽之間 出其不意則 城等  
のみづをまて、おこしびにそいきて、あからさまに、ゆくりなくせめてい  
さるをきりつ、

彼之必也 天皇善其策 十有二月癸巳朔丙申 皇師遂擊長髓彦 連  
は、かならずからなんとまをさしき、すめらみことのはかりことをほめて、  
去はすのよかのひ、みいくさつひにながすれひをうつ、まき  
乃出女軍以臨之 虜謂大兵已 戰不能取勝 時忽然天陰而雨水  
すなほらめいくさないたしてむかはせ給へば、あたどもみいくさみなきつ  
りた、かへどもちかちかたり、ときにたちまちにひしけてひさまふる  
至畢力相待 先是皇軍攻 乃有金色靈鵠飛來 止于皇弓弭 其  
とわらひて、ちからをつくまでた、かひき、まきにみいくさせむればか  
に、こがれいるのあやしきとびとびきて、みゆみのはずにとまれり、その  
必取戰必勝 而介冑之士不無 鵠光睍熾狀如流電 山是長髓彦  
ならずとり、た、かへばかならずかちて、いくさのひととつかれなきに  
ひかりかやくこと、いなびかりなせり、これによりて、ながすればか  
疲弊 故聊爲御謠以慰將卒之心焉 謠曰 軍卒皆迷眩 不復力戰 長髓是  
しもあらず、かれみうたよみし給ひて、なぐさめ給ふ、そのみうた、  
いなくさのひと、みなまきて、えだ、かはすなりぬ、ながすればむ  
哆哆奈梅豆 伊那瑛能椰摩能 虛能莽山毛 易噲者  
た、いなめて、いなさのやまの、このまゆも、いゆき  
伊那瑛能椰摩能 虛能莽山毛 易噲者  
らものとなり、よけてまたびとのなとす、みいくさつひをえ給  
摩毛羅毗 多多个陪磨 和例破 擲隈怒 之摩途等利 瑞也 時人仍號鵠邑 今云鳥見是訛  
まもらひ、だ、かへば、われはやぶぬ、ままつとり、  
ふによりて、とよのひととびのむらとなづく、いとみといふはよこなま  
吉野ノ宇智郡ノウカカ 伊那瑛能椰摩能 果以男軍越 也 昔孔舍衛之戰 五淵命 中矢而  
宇智郡ノウカカ 伊那瑛能椰摩能 果以男軍越 也 昔孔舍衛之戰 五淵命 中矢而  
うかひがと、いますけに、これ、こ、はをいくさすみざ

天皇街之常懷憤懣 至此役也 止 號曰櫛玉饒速日命 是娶吾妹三  
がりましたき、すめらみことつれにうたぎ給へり、このえだちにならず  
ましき、みなをくしたまにきばやびのみこと、まなす、これわがいもみか  
意欲窮 誅乃爲御謠之曰 瀬都瀬都志 俱 炊屋媛 亦名長髓媛 亦名鳥見屋媛  
ころさむとわらほしき、かれみうたよみし給へく、みつみつし、くめ  
しきやびぬ、またのなはながすれびぬ、またのなはとみやびぬにみあひま  
梅能故避餓 一个者茂等耳 阿波赴耳破 个瀬羅毗苦 途有兒息 名曰可美眞手命 可美眞手此云 故吾以  
のこらが、口かきもとに、あはふには、かみらひと  
して、みこみましき、みなをうましまでのみこと、まなす、かれあはに  
茂苦 曾廻俄毛苦 曾瀬梅屠那蘇豆 于管豆之夜莽 饒速日命 爲君而奉焉 夫天神之子  
しと、そのがもと、それめつなきて、うちてしやま  
ぎはやびのみことをきみとしてつかへまつるを、あまつかみのみこはいか  
務 又謠之曰 瀬都瀬都志 俱梅能故避餓 个者茂等 豈有兩種乎 奈何更稱天神子 以  
む、またうたひ給へく、みつみつし、くめのこらが、かきもと  
でふたばしらあらむや、なぞもまたあまつかみのみことなるりて、ひと  
耳宇惠志破個瀬 句致弭比俱 和例破滝輪例儒于智豆 奪人地乎 吾心推之 未必爲信  
に、うゑしはちかみ、くらひびく、われはわすれず、うちて  
のところが、あはふには、かみらひと  
之夜莽務 因復縱兵 忽攻之 天 皇 曰 天神子亦多耳 汝所  
しやまむ、かれましたきとをす、めてたちまちにせめ給ひき、  
なしき、すめらみことつれ給へく、あまつかみのみこもさほなり、ながつ

凡諸御謠皆謂來目歌 此的取歌者而名之 爲君 是實天神之子者 必有表物  
すべてこのみうたをくめうたといふ、こはうたへるものをとりてなづけた  
かふるきみ、まことあまつかみのみこならば、かならずあるものあり  
也 時長髓彦乃遣行人言於天皇 可相示之 長髓彦即取饒速日  
るなり、ときにながすれびこつかひをまたしてすめらみことにまなしけ  
なん、あれにみせてよとのり給へば、ながすれびこすなほちにきばやびの  
曰 嘗有天神之子 乘天磐船自天降 命之天羽羽矢一隻及步鞠以奉示天皇 天皇  
らく、さきにあまつかみのみこ、あまのいはふれにのりて、あめよりくだり

日本紀訓考卷三 三千八百六十七

覽之曰事不虛也還以所御天羽  
 果立忠効則褒而寵之此物部氏之遠祖  
 羽矢一隻及步鞠賜示於長髓彦長髓彦見其  
 也己未年春二月壬辰朔辛亥命諸  
 天表益懷跋踏然而凶器已將練士卒是時層富縣波  
 構其勢不得中休而猶守迷圖無  
 復改意十五字應有下文饒速日命本知天神居勢祝者坂下此云臍見長柄丘岬有  
 懲懃唯天孫是與且見夫長髓彦稟性復  
 猪祝者此三處土蜘蛛並特其勇方不肯來  
 恨不可教以天人之際乃殺之上文十五庭天皇乃分遣偏師皆誅  
 帥其衆而歸順焉天皇素聞  
 手足長與侏儒相類皇軍結葛網而掩  
 饒速日命是白天降者而今襲殺之因改號其邑曰葛城夫磐余之  
 字應入此所  
 是白天降者而今襲殺之因改號其邑曰葛城夫磐余之

地舊名片居所居此云又曰片立御立此云邇我  
 皇師之破虜也大軍集而滿於其故號取土之處曰埴安城上郡畷尾ノ土安神社  
 地因改號爲磐余或曰天皇往嘗三月辛酉朔丁卯下令曰自我東征  
 嚴盜根出軍西征是時磯城於茲六年矣賴以皇天之威凶徒就  
 八十梟帥於彼處屯聚居之也聚居此云果與天皇大戮雖邊土未清餘妖尙梗而中洲  
 戰途爲皇師所滅故名之曰磐余邑又之地無復風塵誠宜恢廓皇都規摹大壯而今  
 皇師立詰之處是謂猛田城上郡今葛上郡竹田村作城處號曰城運屬此屯蒙民心朴素巢棲穴住習俗惟  
 田又賊農戰而僵屍枕臂處呼常夫大人立制義必隨時尙  
 爲類枕田天皇以前年秋九月潛取有  
 天香山之埴土以造八十平瓮躬自拂山林經營宮室而恭臨寶住  
 天香山之埴土以造八十平瓮躬自拂山林經營宮室而恭臨寶住

以 鎮 元 元 上 則 答 乾  
 靈 授 國 之 德 下 則 弘 皇 孫 養 正  
 之 心 然 後 兼 六 合 以 開 都 掩 八 紘  
 而 爲 宇 不 亦 可 乎 觀 夫 敵 傍 山  
 原 地 者 蓋 國 之 塊 區 乎 可  
 之 是 月 卽 命 有 司 經 始 帝  
 宅

媛 所 生 兒 號 曰 媛 踏 備 五 十 鈴 媛 命 是 國 色  
 之 秀 者 天 皇 悅 之 九 月 壬 午 朔 己 巳 誤 納  
 媛 踏 備 五 十 鈴 媛 命 以 爲 正 妃 辛 酉 年 春 正  
 月 庚 辰 朔 天 皇 卽 帝 位 於 樞 原 宮  
 是 歲 爲 天 皇 元 年 尊 正 妃 爲 皇  
 后 生 皇 子 神 八 井 耳 命 淳 名 川 耳 尊 故  
 古 語 稱 之 曰 於 敵 傍 之 樞 原 也 大 立 宮 柱 於 底 磐 之 根  
 峻 崎 轉 風 於 高 天 之 原 而 始 馭 天 下 之 天

庚 申 年 秋 八 月 癸 丑 朔 戊 辰 天 皇 當 立  
 正 妃 故 廣 求 華 胄 時 有 人 奏 之 曰 事  
 代 主 神 共 三 島 滯 厥 耳 神 之 女 玉 櫛  
 奉 承 密 策 能 以 諷 歌 倒 語 掃  
 蕩 妖 氣 倒 語 之 用 始 起 乎 茲 二 年  
 春 二 月 甲 辰 朔 乙 巳 天 皇 定 功 行 賞  
 賜 道 臣 命 宅 地 居 于 築 坂  
 邑 以 寵 異 之 亦 使 大 來 自 居 于 敵 傍 山 以  
 西 川 邊 之 地 今 號 來 自 邑 此 其 緣 也 以 珍  
 彥 爲 倭 國 造 又 給 弟 弟 弟 弟 弟 弟 弟  
 田 邑 因 爲 猛 田 縣 主 是 菟 田 主 水 部 遠 祖  
 也 弟 磯 城 名 黑 速 爲 磯 城 縣 主 復 以 劍

根 者 爲 葛 城 國 造 又 頭 八 咫 鳥 亦 入  
 賞 例 其 苗 裔 卽 葛 野 主 殿 縣 主 部 是 也  
 四年 春 二 月 壬 戌 朔 甲 申 詔 曰 我 皇 祖  
 之 靈 也 自 天 降 際 光 助 朕 躬  
 今 諸 虜 已 平 海 內 無 事 可 以 郊 祀 天 神  
 用 申 大 孝 者 也 乃 立 靈 時 於 烏 見 山 中  
 其 地 號 曰 上 小 野 榛 原 下 小 野 榛 原 用  
 祭 皇 祖 天 神 焉  
 三 十 有 一 年 夏 四 月 乙 酉 朔 皇 輿 巡 幸 因  
 登 腋 上 噉 間 丘 而 廻 望 國 狀 曰 妍 哉 乎 國 之 獲 矣

也 大 伴 氏 之 遠 祖 道 臣 命 帥 大 來 日 部  
 奉 承 密 策 能 以 諷 歌 倒 語 掃  
 蕩 妖 氣 倒 語 之 用 始 起 乎 茲 二 年  
 春 二 月 甲 辰 朔 乙 巳 天 皇 定 功 行 賞  
 賜 道 臣 命 宅 地 居 于 築 坂  
 邑 以 寵 異 之 亦 使 大 來 自 居 于 敵 傍 山 以  
 西 川 邊 之 地 今 號 來 自 邑 此 其 緣 也 以 珍  
 彥 爲 倭 國 造 又 給 弟 弟 弟 弟 弟 弟 弟  
 田 邑 因 爲 猛 田 縣 主 是 菟 田 主 水 部 遠 祖  
 也 弟 磯 城 名 黑 速 爲 磯 城 縣 主 復 以 劍

根 者 爲 葛 城 國 造 又 頭 八 咫 鳥 亦 入  
 賞 例 其 苗 裔 卽 葛 野 主 殿 縣 主 部 是 也  
 四年 春 二 月 壬 戌 朔 甲 申 詔 曰 我 皇 祖  
 之 靈 也 自 天 降 際 光 助 朕 躬  
 今 諸 虜 已 平 海 內 無 事 可 以 郊 祀 天 神  
 用 申 大 孝 者 也 乃 立 靈 時 於 烏 見 山 中  
 其 地 號 曰 上 小 野 榛 原 下 小 野 榛 原 用  
 祭 皇 祖 天 神 焉  
 三 十 有 一 年 夏 四 月 乙 酉 朔 皇 輿 巡 幸 因  
 登 腋 上 噉 間 丘 而 廻 望 國 狀 曰 妍 哉 乎 國 之 獲 矣

新説此云 雖内木綿之真達國猶如蜻蛉之臂  
轉奈埤後 うつゆふのまさきくになれども、あきづのとなめせるなせりとの  
帖焉 申是始有秋津洲之號也 昔伊弉  
諾尊 日此國曰日本者浦安國細戈千足國  
磯輪 上秀真國秀真國此云 復大己貴(大)神 他國非勿爾  
目之曰玉 牆 内 國及至饒速日  
命乘天磐船而 翔行太虛也 既 是 鄉 而 降  
之 故因日之曰虛空見日本國矣 四十有二年  
春正月壬子朔日寅 立皇子神淳名川耳尊爲皇太  
子

留于 榎原宮 時年一百貳七歲 明  
年秋九月乙卯朔 丙寅葬 畝傍  
山東北陵  
のみさきにかくしまつる、

七十有六年 春三月甲午朔甲辰

神武 紀終 文化五年戊辰 四月十一日考訓

日本紀訓考卷四

日本書紀卷第四

神淳名川耳天皇

綏靖天皇

かむぬなかはみのすめらみこと

神淳名川耳天皇 神日本磐余彥天皇  
かむぬなかはみのすめらみこと、かむやまといはれびこのすめらみこ

立操厝懷 本 乖 仁 義 遂以諒闇之  
のみこころはへ、もとよりうつくしみすくなし、つひにみおもひのあひ

第三子也 母曰媛 踏 備 五十鈴媛

際 盛 揚 自 山 苞藏禍心 圖 害

命 事代主神之次女也 天皇 風 姿 岐

二 弟 于時也 大歲 己卯 冬十一月 神

疑 少有雄拔之氣 及 壯

淳名川耳尊 與兄神八井耳命 知 其 志

容貌魁偉武藝過人而 志 尚 沉 毅 至

而 善 防 之 至於 山 陵 事 畢 乃 使 弓

四十八歲 神 日 本 磐 余 彥 天

造 雅 彥 造 弓 倭 鍛 部 天 津 眞 浦 造 眞

皇 册 時 神 淳 名 川 耳 尊 孝 性 純

廉 鐵 矢 部 作 箭 及 弓 矢 既 成 神



淳名川耳尊 欲以射殺手研耳命 會  
 有手研耳命於片丘大審中獨臥于大牀  
 時 淳名川耳尊謂神八井耳命曰  
 今適其時也 夫言貴密事 宜慎  
 故我之陰謀本無預者 今日之事唯吾與  
 爾自行之耳 吾當先開窗戶 爾其射  
 之 因相隨進入 神淳名川耳尊 突  
 開其戶 神八井耳命 則手脚戰慄 不能放  
 矢 時神淳名川耳尊 掣取其兄所持弓  
 矢而射 手研耳命 一發中胸 再發辰  
 中背 遂殺之 於是神八井耳命憤然自服  
 讓於神淳名川耳尊 曰吾是乃兄而  
 懦弱 不能致果 今汝特挺神武 自誅元惡  
 宜哉乎 汝之光臨天位 以承皇祖之業  
 吾當為汝輔之 奉 典 神 祇  
 是則多臣之始祖也  
 元 年 春正月壬申朔己卯 神淳名川耳尊  
 即位 都 葛 城 是謂高  
 宮 尊皇后曰皇太后 是年也太歲庚  
 辰

二年 春正月 立五十鈴媛為皇后  
 日諸女 系織媛也 即天皇之姨也 后生磯城津彥  
 玉手看天皇  
 四年 夏四月 神八井耳命薨 即葬于  
 畝傍山 北 二十五年 春正月壬  
 子朔戊午 立皇子磯城津彥玉手看尊 為 皇 太  
 子  
 三十三 年 夏五月 天 皇 不 豫 癸  
 酉 崩 時年八十四  
 磯城津彥玉手看天皇 安寧天皇  
 磯城 津彥玉手看天皇 神淳名川耳天皇  
 太子也 母曰五十鈴依媛命 事代  
 主神之少女也 天皇以神淳名川耳  
 天皇二十五年 立為皇太子 三十  
 三年夏五月 神淳名川耳天皇  
 崩 其年七月癸亥朔乙丑 太子 即 天 皇  
 元 年 冬十月丙戌朔丙申 葬神淳名川  
 耳天皇於倭 桃 花 島 田 丘 上 陵 尊  
 皇后曰皇太后 是年也 太歲癸丑  
 三千八百七十五



月遷都於掖上是謂池心宮是崩

年也大藏丙寅

二十九 年 春正月甲辰朔丙午 立世襲足媛

口爲皇后二云磯城縣主葉江女淳名城津媛、後生天足彥、後生天足彥、  
後生天足彥、後生天足彥、後生天足彥、

國押人命 日本足彥國押人天

六十八 年 春正月丁亥朔庚子 立日本足

彥國押人尊爲皇太子 年二十 天

足彥國押人命 此和珥臣等始祖也

八十三 年 秋八月丁巳朔辛酉 天

年也 太歲己丑

二年冬十月遷都於室地 是謂 秋津島

二十六年 春二月己丑朔壬寅 立姪押

媛口爲皇后一云磯城縣主葉江女長媛、一云、  
後生天足彥、後生天足彥、後生天足彥、

根子彥太瓊天皇

三十八 年 秋八月丙子朔己丑 葬觀松

彥香殖稻天皇於掖上 葛上三室村 博多山上陵

七十 六 年 春正月己巳朔癸酉 立大日本根子

彥太瓊尊爲皇太子 年二十六

日本紀訓考卷四

日本紀訓考卷四

日本足彥國押人天皇 孝安天皇

日本足彥國押人天皇 觀松彥香殖

天皇 第二子也 母曰 世襲足

媛 尾張連遠祖瀛津世襲之妹也 天

皇 以觀松彥香殖稻天皇 六十八 年 春

正月立爲皇太子 八十三 年 秋 八月

觀松彥香殖稻天皇 皇 崩

元年 春正月乙酉朔辛卯 皇太子 卽 天

皇位 秋八月辛巳朔 尊皇后曰皇太后 是

百 二 年 春正月戊戌朔丙午 天

大日本根子彥太瓊天皇 孝靈天皇

大日本根子彥太瓊天皇 日本足彥國

押人天皇太子也 母曰 押媛 口

蓋天足彥國押人命之女子 天 皇 以日本足

彥國押人天皇七十六 年 春正月 立 爲

皇太子 百 二 年 春正月 日本足

彥國押人天皇 皇 崩 秋九月甲子朔丙午

葬日本足彥國押人天皇于 玉手

日本紀訓考卷四

三千八百七十九

丘上 陵 冬十二月癸亥朔丙寅 皇太子 遷命 稚武彥命 弟 稚武彥命

命 稚武彥命 弟 稚武彥命 のみこと、わかたけびこのみこと、おとうとわかたけびこのみこと、は、是吉備臣之始祖也 三十六年 春正月己亥朔

元 年 春正月壬辰朔癸卯 皇太子 立彦國牽尊 爲皇太子 七十六年

立彦國牽尊 爲皇太子 七十六年 ひくにくるのみこと、ひつぎのみことなり給ふ、な、そとせあまりむと

天皇位 尊皇后曰皇太后 是年也 太歲

春二月丙午朔癸丑 天 皇 崩 せ、きさらぎのやうかのひ、すめらみことかむあかりましき、

辛未

大日本根子彦國牽天皇 孝元天皇 おほやまとれひくにくるのすめらみこと

二年 春二月丙辰朔丙寅 立細媛命

大日本根子彦國牽天皇 大日本根子彦 おほやまとれひくにくるのすめらみこと、おほやまとれひくにくるのすめらみこと、おほやまとれひくにくるのすめらみこと、おほやまとれひくにくるのすめらみこと

國牽天皇 妃倭國香媛 生 倭城縣主大目之女也 天皇 皇 以大日本

倭城縣主大目之女也 天皇 皇 以大日本 まきのあがたれしおほめがむすめなり、すめらみこと、おほやまとれひ

迹迹日百襲姫命 彦五十狹芹彦命 倭根子彦太瓊天皇三十六年春正月 立 爲

倭根子彦太瓊天皇三十六年春正月 立 爲 こふとのすめらみことのみこととせあまりむとせむつぎに、ひつぎのみ

迹迹稚屋姫命 亦妃額某弟 生 彦 狹 島 皇太子 年 十 九 七 十 六 年 春 二 月

皇太子 年 十 九 七 十 六 年 春 二 月 わかやがめのみこと、またのみめはへいりど、うみませるみこひこさじま

大日本根子彦太瓊天皇册 元 年 春正月辛未朔甲申 太子 即 天

大彦 命 第二曰 稚日本根子彦大日 天 皇 第三曰 倭迹迹姫命 少彦男命也

皇位 尊皇后曰皇太后 是年也 太歲

妃伊香色謎命 生 彦 太 忍 信 命 次妃河内青玉鬘女埴安媛 生 武

丁亥

次妃河内青玉鬘女埴安媛 生 武 と、つぎのみめかふらのおをたまかむすめはにやすびめ、うみませる

四年 春三月甲申朔甲午 遷都於輕地 是

埴 安 彦 命 兄 大 彦 命 是 阿 倍 命 たりはにやすびこのみこと、いろせおほびこのみこと、これはあべの

謂 境 原 宮 六年 秋九月戊戌朔癸卯 葬大

臣 阿閉臣 狹狹城山君 筑紫國 造 臣 阿閉臣 狹狹城山君 筑紫國 造

日本根子彦太瓊天皇 于片丘馬

越 國 造 伊 賀 臣 凡 一 七 族 之 始 祖 也 彦 こ、このくにづこ、いがのおみ、すべてなうちのおやなり、ひこ

坂 陵

太 忍 信 命 是 武 内 宿 禰 之 祖 父 也 ふとおしまことのみこと、これはたけうちのすくねのおほちなり、

七年 春二月丙寅朔丁卯 立饒色謎命爲皇后

二十二年 春正月己巳朔壬午 立稚日本 ばたとせあまりふたとせ、むつぎのとなかあまりよかのひ、わかやまとれ

后 生 二 男 一 女 第一曰

根子彦大日尊 爲皇太子 年 十 六 ひて、うみませるひこふたばしらひめみこはしら、いろせをおほ

五十七年 秋九月壬申朔癸酉 大日本根子 即天皇位  
いそちあまりなりとせ、ながつきのふつかのひ、おほやまとれこひこく  
子彦 國 牽 天皇 崩

稚日本根子彦大日天 皇 開化天皇  
わかやまとれこひこおほびびのすめらみこと

稚日本根子彦大日天 皇 大日本根子彦  
わかやまとれこひこおほびびのすめらみこと、おほやまとれこひこくに

國 牽 天皇 第二子也 母曰 鬱色  
くろのすめらみことふたばしらのみことなり、みは、なうちまこめのみ

謎 命 穗積臣遠祖鬱色雄命之妹也  
こと、まをす、ほづみのおみのおやうちまこめのみことこのいととなり、

天 皇 大日本根子彦 國 牽 天皇  
すめらみこと、おほやまとれこひこくにけるすめらみことのはたとせあ

二十二年春正月 立爲皇太子 年 十 六  
まりふたとせのむつきに、ひつぎのみことなり給ふ、みとしとをまりむ

五十七年秋九月 大日本根子彦  
つ、いそちあまりなりとせのながつきに、おほやまとれこひこくにけるの

國 牽 天皇 崩 冬十一月辛未朔壬午 太  
すめらみことおほびびがけり給ひ、ふしつぎのとなかあまりふつかのひ、ひつ

元 年 春 正月庚午朔癸酉 尊皇后曰皇太后  
むじめのとし、むつぎのよかのひ、みは、なをほほみおやとまをす、

冬十月丙申朔戊申 遷都于春日之地  
かむなつぎとなかあまりみかのひ、みやこをかすがにうつす、  
是 年 春 二月丁未朔壬子 葬 大日本根子  
謂 率 川 宮 伊社簡波、是年也太歳甲申  
なざかほのみやといふ、  
このとしやおほとしのえさる、

五年 春二月丁未朔壬子 葬 大日本根子  
いつとせ、ささらぎむい、かのひ、おほやまとれこひこくにけるすめ

彦 國 牽 天皇 子 劔 池 島 上 陵  
らみことをつるぎのいけのまのうへのみさききにかくしまつりき、  
高市郡石川村俗云中山塚

六年 春正月辛丑朔甲寅 立伊香色謎命爲  
むとせ、むつぎのとなかあまりよかのひ、いかかまこめのみことをさき

皇 后 是 也 后 生 御間城入彦五十瓊殖天皇  
とし給ふ、  
うみませるみこみまきいりびこいに原のすめらみこと、

先 是 天皇 納丹波竹野媛爲妃  
これよりまきに、すめらみことにはのたかのひめなみめとま給ひて、

生 彦 湯 産 隅 命 亦 名 彦 次 妃 和 耶 臣  
うみませるみこひこゆむむすみのみこと、  
つぎのみめ、わにのわか

遠祖 姥津命之妹 姥津媛 生 彦 坐  
のわや、おけつのみことのみ、おけつびめ、うみませるみこひこひこいます

王 二十八年 春正月癸巳朔丁酉 立御間城入  
はたとせあまりやとせ、むつぎのいつかのひ、みまきいりびこのみこ

彦 尊 爲 皇 太子 年 十 九  
とひつぎのみことなり給ふ、みとしとをまりこひのつ、

六十年 夏四月丙辰朔甲子 天 皇 崩  
むそとせ、うづさのこ、わかひ、すめらみことかむあがりましき、

冬十月癸丑朔乙卯 葬 于 春 日 率 川 坂 本  
宮所同地奈良ノ林少路若

かむなつぎのみかのひに、かすがのいざかほのさかものとみまききにかく  
一云坂上ノ陵、  
時年百十五、  
しまつりき、

日本紀訓考卷五

日本書紀卷第五

御間城入彦五十瓊殖天皇 崇神天皇  
みまきいりびこいに原のすめらみこと

御間城入彦五十瓊殖天皇 稚日本根子大日  
みまきいりびこいに原のすめらみこと、わかやまとれこおほびびのすめ

天皇 第二子也 母曰伊香色謎命  
らみことふたばしらのみこなり、みは、なをいかにまこめのみこと、まを

物部氏遠祖 大織麻杵之女也 天 皇 年  
す、ものべうぢのおや、おほへそきがむすめなり、すめらみことみとし

十 九 歳 立爲皇太子 識性聰敏 幼  
とをまりこひのつ、ひつぎのみことなり給ふ、みたましひさとし、わか

好 雄 略 既 壯 寬  
ましけるときよりなまきことをこのみ給ひ、すでになとこさかりにして

博 謹 慎 崇 重 神 祇  
みこいるゆたなり、つしみてあまつかみにつかみをとふとみあかめ給

恒 有 經 綸 天 業 之 心 焉 六 十 年 夏  
ひ、つねにあまつひつぎをなまめ給はむこいるあり、むそとせのうづさ

四月稚日本根子口大日天皇崩

十市瓊入姬命 是年也太歲甲申

元年 春正月壬午朔甲午 皇太子即天

三年 秋九月 遷都於磯城 是謂 瑞 離 宮

皇 位 尊皇后曰皇太后 二月辛亥朔

四年冬十月庚申朔壬午 詔 曰 惟 我

丙寅 立御間城姬爲皇后 先是 后生活目

皇 祖 天 皇 等 光 臨 震 極 者 豈

入彦五十狹茅天皇 彦五十狹茅命 國方

爲 一 身 乎 蓋 所 以 司 收 人 神 經 綸

姬命 千千衡倭姬命 倭彦命 五十

天下 故能世開立功 時 流 至 德

日鶴彦命 又妃紀伊國荒河戸畔女 遠津

今 朕 奉 承 大 運 愛 育 黎 元

年魚眼眼妙媛 坂振天葉邊

〔何〕當律遵皇祖之跡 永 保 無 窮 之 祥 其

命 豐 楸 入 姬 命 次 妃 尾 張 大 海 媛

群 卿 百 僚 竭 爾 忠 貞

生 八 坂 入 彦 命 淳 名 城 入 姬 命

並安天下不亦可乎

五年 國內多疾疫 民有死亡者 且 魂神託 淳名城入姬命祭 然 淳名  
大 半 矣 ば あり たり、

城入姬命 髮落體瘦而不能祭  
七年 春三月丁丑朔辛卯 詔 曰 昔

六年 百姓流離 或有背叛 其勢難 以  
德 治 之 是 以 晨 興 夕 惕

我皇祖大 啓 鴻 基 其後聖業逾高王  
風 博 盛 不 意 今 當 朕 世 數 有 災

請 罪 神 祇 先 是 天 照 大 神  
和 大 國 魂 一 神 並 祭 於 天 皇 大

害 恐 朝 無 善 政 取 咎 於  
神 祇 耶 蓋 命 神 龜 以 極 致 定 之

殿 之 內 然 畏 其 神 勢  
共 住 不 安 故 以 天 照 大 神

所 由 也 於 是 天 皇 乃 幸 于 神 淺 茅 原 而  
証 豐 楸 入 姬 命 祭 於 倭 笠 縫

邑 仍 立 磯 城 神 離 亦 以 日 本 大 國  
つりて、まきひもろぎをたてき、

倭 迹 迹 日 百 襲 姬 命 曰 天 皇 何 愛 國  
ももそびめのみことにかむが、りし給はく、すめらみことやなぞくにのま

之不治也。若能敬祭我者，必者則立平矣。亦有海外之國，自當歸  
 づけからのなうれひ給はむ、もしあがみまへにいやまひまつらば、かなら  
 當自平矣。天皇問曰：教如此者，誰神也？答曰：我是倭國城內所居神名爲大物主  
 也。答曰：我是倭國城內所居神名爲大物主也。美論社ニテ祭儀名  
 給へば、あはやまのくぬちなるかみなほおほものぬしのかみとのり  
 神時得神語隨教祭祀然三人共同夢而奏言昨夜夢之一貴  
 給ひき、ときにかみのみことをえて、なしへのまにまつり給ひき、まかれ  
 猶於事無驗。天皇乃沐浴齋戒潔淨殿內而人誨曰：以大田根子命爲祭大物主  
 祈之。曰：朕禮神尙未盡耶？何不享之甚也？奠亦夢裏教之以畢神恩是夜夢  
 亦夢裏教之以畢神恩是夜夢。いめにをしへさとしてみめぐみなへ給へとのり給ひき、このよみいめに、  
 有一貴人對立殿戶自稱大物主神矣。天皇得夢辭益歡於心  
 曰：天皇勿復爲愁國之不治。是吾布告天下。求大田根子命於茅渟縣  
 意也。若以吾兒大田根子命祭吾陶邑。得大田根子而賞之。天皇即親  
 臨于神淺茅原會諸王卿及八十諸部而神之主然後卜祭他神吉焉。式出遊部大司祭國府後

臨于神淺茅原會諸王卿及八十諸部而神之主然後卜祭他神吉焉。式出遊部大司祭國府後  
 問大田根子曰：汝其誰子？對曰：父曰大物主。社及神地神戶。於是疫病始息。國  
 主大神。母曰活玉依媛。陶津耳之社。及神地神戶。於是疫病始息。國  
 女。亦云奇日也。天皇曰：朕當榮樂。内漸謐。五穀既成。百姓饒之。  
 乃卜使物部連祖伊香色雄爲神。斑八年。夏四月庚子朔乙卯。以高橋邑人活  
 物者。吉之。又卜便祭他神。不日爲大神之掌酒。冬十二月丙申朔乙卯。  
 吉。天皇以大田根子命祭大神。是日活  
 十一月丁卯朔己卯。命伊香色雄而以物部八十手。日自舉神酒獻天皇。仍歌之曰：許能瀨  
 所作祭神之物。即以大田根子爲祭大物主。破和俄瀨那羅羅。擲磨等那殊於朋望能農之能。个瀨  
 大神之主。又以長尾市爲祭倭大國魂。瀨積伊何臂佐伊何臂佐。如此歌之。宴于神  
 をいつくぬしとし、またながをちな、やまとのおほくにみたまのかみない

宮即宴 竟之 諸大夫等歌之曰 宇磨  
 依夢之 教祭 黑坂 神 大坂  
 佐開 瀨和能等能 阿佐始珥毛伊弟其由个那 瀨和能等  
 神  
 能渡鳩 於是天皇 歌之曰 宇磨佐階 瀨和能等能  
 十年 秋七月丙戌朔己酉 詔 羣 卿 曰  
 のどを、こゝにすめらみことのおほみかたうまさき、みわのとの  
 とせ、ふみづきのほつかあまりよかのひ、まうちきみたちへのり給はく、  
 能 阿佐始珥毛 於辭麻維箇瀨 瀨和能等能渡鳩 即 開  
 導民之本在於教化也 今 既 禮 神 祇 災害皆耗  
 まつりことばなしへにあり、いますでにかみないやまひて、わざはひなし、  
 の、あさとにも、おしびらかれ、みわのとのどを、やがてか  
 然 遠 荒 人 等 猶 不 受 正 朔 是 未 習  
 まかれともほきくにひともしなほみかたをうけず、これいまだおし  
 神宮門 而 幸 行 之 所謂大田田根子 今 三  
 王 化 耳 其 選 羣 卿 遣 于 四 方  
 むみやのみかたをひらきていであまき、いわゆるおほた、いほ、いまのみ  
 輪君等之始祖也  
 九年 春三月甲子朔戊寅 天 皇 夢  
 命 知 朕 憲 九月丙戌朔甲午 以 大 彦  
 有 神 人 誨之曰以赤盾八枚 赤 矛 八 竿 祠 命 遣 北 陸 武 淳 川 別 遣 東 海  
 大彦命ノ子  
 大彦命ノ子  
 墨 坂 神 亦以黑盾八枚 黑 矛 八 竿 祠 命 遣 丹 波 道 主 命 遣 丹  
 孝靈天皇ノ子  
 開化天皇ノ子  
 大 坂 神 四月甲午朔己酉  
 波 因以詔之曰若有不受教者乃舉兵伐之

既而共授印綬為將軍 壬  
 子 大彦命 到於和珥坂上時 有少  
 將 謀 反 之 表 者 也 吾聞武植安彦之妻吾田  
 女歌之曰 一云、大彦命到山背平坂 瀨磨紀異利寐胡播那  
 媛 密 來 之 取 倭 香 山 土 巖 領 巾  
 飲酒餓鳥志齊務苦 農殊未句志羅耳 比賣那素寐殊望  
 頭 祈 曰 是 倭 國 之 物 實 則 反 之 望 能 志 呂  
 おのがなをませむと、のすまくしらに、ひめなそびすし、  
 つみて、やまとのくにのものまるとうけひてかへりぬときけり、  
 是以知有事焉 非 早圖 必 後 之  
 於 是 更 留 諸 將 軍 而 議 之 未 幾  
 異之問童女曰 汝 言 何 何  
 辭 對曰勿言也 唯 歌耳 乃 重 詠 先 歌  
 時 武 植 安 彦 與 妻 吾 田 媛 謀 反  
 忽 不 見 矣 大彦口乃還而具 以 狀  
 逆 興 師 忽 至 各 分 道 而  
 奏 於是 天皇 姑 倭 迹 迹 日 百 襲 姬  
 夫 從 山 背 婦 從 大 坂 共 入 欲 襲 帝 京  
 命 聰明睿智 能 識 未 然 乃 知 其 時 天皇 遣 五 十 狹 芹 彦 命 擊 吾 田 媛  
 亦名吉備津彦



之師即遮於大坂 皆大破之 殺吾田媛 悉耶 對曰汝逆天無道 欲傾王室 其軍卒 復遣大彥與和珥臣遠祖 故 舉 義 兵 欲討汝逆 是天皇 命 也 於 是 各爭先射 武垣安彥 先射彥國 葺不得中 後彥國 葺射垣安彥 中胸而殺焉 其軍衆脅 退 則追破於河北而斬首過平屍骨多 溢 故 號 其 處 曰 羽 振 苑 亦 其 卒 怖 走 屎 漏 于 禰 乃 脫 甲 而 逃 之 知 不 得 免 叩頭曰我君 故 時 人 號 其 處 曰 伽 和 羅 禰 處

因以號其山曰那羅山 更避那羅山而進 到 輪 韓 河 垣 安 彥 狹 河 屯 之 各相挑焉 故 時 人 改 號 其 河 曰 挑 河 今 謂 泉 河 訛 也 垣 安 彥 望 之 問 彥 國 葺 曰 何 山 矣 汝 與 師 來

本津川ノ舊名 垣 安 彥 狹 河 屯 之 各相挑焉 故 時 人 改 號 其 河 曰 挑 河 今 謂 泉 河 訛 也 垣 安 彥 望 之 問 彥 國 葺 曰 何 山 矣 汝 與 師 來

曰 屎 禰 今 謂 禰 葉 訛 也 又 號 叩 頭 之 處 曰 我 君 是 後 倭 迹 迹 日 百 襲 姬 命 爲 大 物 主 神 之 妻 然 其 神 常 吾 吾 還 令 羞 汝 仍 踐 大 虛 晝 不 見 而 夜 來 矣 倭 迹 迹 姬 命 語 登 于 御 諸 山 倭 迹 迹 姬 命 仰 見 而 悔 夫 曰 君 常 晝 不 見 者 分 明 不 得 視 之 急 居 則 箸 撞 陰 而 薨 其 尊 顏 願 暫 留 之 明 旦 仰 欲 覩 美 麗 乃 葬 於 大 市 故 時 人 號 其 墓 謂 箸 墓 之 威 儀 大 神 對 曰 言 理 灼 然 吾 明 旦 也 是 墓 者 日 也 人 作 夜 也 神 作 故 運 入 汝 櫛 筒 而 居 願 無 驚 吾 大 坂 山 石 而 造 則 自 山 至 于 墓 人 民 形 爰 倭 迹 迹 姬 命 心 裏 密 異 之 待 明 相 踵 以 手 遞 傳 而 運 焉 時 人 歌 之 曰 飲 朋 佐 不 珥 以 見 櫛 筒 遂 有 美 麗 小 蠅 其 長 大 菟 藝 適 煩 例 屢 伊 辭 務 邏 塙 多 誤 辭 珥 固 佐 磨 固 辭 个 氏 務

今茂冬十月乙卯朔詔萃臣曰今反謬錯寒暑序失疫病多起百性蒙災者悉伏誅畿内無事唯海外荒俗騷動未止其四道將軍等今急發之丙子將軍等共發路

十一年夏四月壬子朔己卯四道令知長幼之次第及課役之先後將軍以平戎夷之狀奏焉是歲異俗多歸國內安寧

十二年春三月丁丑朔丁亥詔朕初承天位德保宗廟、明有所蔽德不能綏、是以陰陽

風雨須時百穀用成家人給

下無逸民教化流行衆庶樂業異俗重譯來海外既歸化宜當此時更授人民

民更科調役是謂男之弭調女之手末調也是以天神地祇共和享而

秋九月甲辰朔己丑始授人

是天下太平矣故稱謂御肇國天皇也

十一年秋七月丙午朔詔曰船者天下之要用也今海邊之民由無船以甚苦步運其令諸國俾造船冬十月始造船船

四十八年春正月己卯朔戊子天皇勅豐城命活目尊曰汝等二子慈愛共齊不知曷爲嗣

各宜夢朕以夢占之

是天下太平矣故稱謂御肇國天皇也

十一年秋七月丙午朔詔曰船者天下之要用也今海邊之民由無船以甚苦步運其令諸國俾造船冬十月始造船船

四十八年春正月己卯朔戊子天皇勅豐城命活目尊曰汝等二子慈愛共齊不知曷爲嗣

各宜夢朕以夢占之

二皇子於是彼命淨沐而祈寢得夢也會明兄豐城命以夢辭奏于天皇曰自登御諸山向東而八廻弄槍八廻擊力弟活目尊以夢辭奏言自登御諸山之嶺繩繩四方逐食粟雀則天皇相夢謂二子曰兄則一

片向東當治東國弟是悉臨四方宜繼朕位夏四月戊申朔丙寅立活目尊爲皇太子以豐

城命 令治東 是上毛野君 下毛  
野君之始祖也  
けぬのきみのわやなり、

根從筑紫還來之 聞神寶 獻于朝廷  
れ、つくしよりかへりきて、かむだからなみかどにたてまつりつといふを  
責其弟飯入根 曰 數日當待何  
きて、そのおといひりねをせめていへらく、まはしはまたなむなな  
責之乎 輒許神寶 是以既經  
なかしこみてか、たやすくかむだからをゆるすやといひて、としつきをふ  
年月 猶懷恨忿 有殺弟之志 歎弟  
れども、うらみて、ころさむとするころあり、おとなあざむきてい  
曰 頃者 於止屋淵多生斐 願共行  
出雲風神門郡寬政中水道止テ今ハ先淵  
へらく、このころ、やむやのふちにたまもおひたり、ともにゆきてみまほ  
欲見 則隨兄而往之 先是兄 竊  
しといへば、あに、またがひてゆけり、これよりききに、あにひそかに  
作木刀形似真刀 當時自佩之  
きたちをつくれるが、かたちまだちなせり、こゝにあにきたちをばき、  
弟佩真刀共 到淵頭 兄謂弟曰  
おとまたちをはきて、ともにふちのほとりにいたりて、あにいへらく、

六十一年 秋七月丙申朔己酉 詔 群臣  
むとせ、ふみづきのとなかあまりよかのひ、まうちぎみたちみことの  
曰 武日照命 云云 武夷鳥 從天將來 神  
り給はく、たけひなでりのみこと、 あめよりもちきませるかむ  
寶藏于出雲大神宮 是欲見  
たからいづものおほがみのみやにをさめたるをみなほさむとおぼすとの  
焉 則遣矢田部造遠祖武諸隅而  
古事記仁德代矢田部女ノ御名代  
り給ひき、すなはちやたへのみやつこのおやたけしらすみをつかはして、  
一書云一名 使 獻 當是時 出雲臣之遠祖出雲振  
大母國也 ためまつらす、このときに、いづものおほいづもふる

淵水清冷 願欲共瀨沐 弟從兄言各解佩刀置淵  
みづいさきよし、ともにかはあみせむと、おのもくたちをときお  
邊 沐於水中 乃兄先上陸 取弟真刀自  
さて、みなかにおりたつ、あにまつくがにあらりて、わとのよだちをとり

根主于神寶 是往筑紫國而不過矣 其  
れ、かむだからなまほる、こゝにつくしのくにゆきてあはざりき、その  
弟飯入根 則被皇命 以神寶 付弟甘  
なといひりねおほみことなうけたまはりて、かむだからな、おとまほ

振甘美御神 底寶御寶主 山河之水沐御魂  
はかりうましみかみ、そこたからみたからぬし、やまがはのみくよりみた  
靜掛甘美御神 底寶御寶主也 菟毛  
ま、まづかくるうましみかみ、そこたからみたからぬしといへり  
是非似小兒之言 若有託言乎  
これわくこのことばにあらす、もしかみのつきていふならむかとまほしき、  
於是皇太子 奏于天皇 則勅  
こゝにひつぎのみこ、すめらみことになをしあくれば、すなはちみこと  
之 使 祭

佩後 弟驚而取 兄木刀 共相擊矣 弟不得  
はく、おとどろきて、あにのきだちをとりて、あひうつ、おとどろ  
拔木刀 兄擊 弟飯入根而殺之 故時人歌之  
ちをえぬかす、あにうちて、おといひりねをころしき、かれよのひとう

六十二年 秋七月乙卯朔丙辰 詔 曰  
むとせあまりふたとせ、ふみづきふつかのひ、みことのり給はく、  
農 天下之大本也 民所恃以生  
なりはひは、ひつぎのもとにて、あなひとぐさみたまのふゆをかふる  
也 今河內狹山埴田水少 是以其  
母南郡狹山村  
なり、いまかふちのさやまのほにだにみづすくなし、こゝをみて、その  
國百姓怠於農事 其多開池溝 以  
くにのおほみたからつかる、こゝにいけみぞをほりてなりはひをひろめ  
寬民業 冬十月 造依網池 十一月  
よとのり給ひき、かむなつぎ、よさみのいけをつくる、まほつき、

曰 椰旬毛多菟 伊頭毛多鷄流俄 波鷄流多知 菟頭  
たへらく、やくもたつ、いづもしたけるが、はけるたり、つづ  
選佐波磨積 佐微那辭耳 阿波禮 於是 甘美韓日狹  
らさはまき、さみなしに、あはれ、こゝに、うましからひさと  
飯入根之子  
鷄流浮 參向朝廷 曲奏 其狀 則之  
うかつくぬ、みかどにまゐりて、つばらかにありさまをまほしき、すなは

活目尊曰 己子有小兒而自然 言 之  
まほしげらく、おのれがわくこほむべりて、おのづからまほしつること  
玉斐鎖石 出雲人祭 眞種之甘美鏡押羽  
は、たまほにまづきし、いづもびとをまつれ、またれいうまほみかほおほし

造吉備津彥與武渟河別以誅出雲振根  
ちさびつひことたけのなかはわけとをつかはしていづもふるねをころす、  
故出雲臣等 畏 是事 不祭大神而有  
かれいづものおほみ、このことをかしこみて、おほがみをまつらすしてま

時丹波水上人名水香戶邊啓于皇太子  
まほあり、ときにはのひかみのひと、なほひかひとへひつぎのみこに  
活目尊曰 己子有小兒而自然 言 之  
まほしげらく、おのれがわくこほむべりて、おのづからまほしつること  
玉斐鎖石 出雲人祭 眞種之甘美鏡押羽  
は、たまほにまづきし、いづもびとをまつれ、またれいうまほみかほおほし

大和葛市郡葛城郡酒折池下出十市郡ナリ  
 作薊坂池 坂 折 池 一云天皇居桑間 六十  
かりさかのいけ、さかなりのいけをつくる、  
宮二遣三池也 むそとせ  
 五 年 秋七月 任那國 遺蘇那葛叱持知  
御間城天皇ノ名ヲ負蘇名ハオホカラ國  
あまりいつとせ、ふみづき、みまなのくに、そなかまちなつかはしてみつぎ  
(校訂者云原本缺けて完からず姑らく舊本のまゝを傳ふ)

日本紀訓考卷五終

久邇門致考

或人古事記日本紀ともに神の御名にもたゞにもあめといひてはかならず國とのみむかへいへりまかればあめつちとむかへしことは古はなかりしをなら人などから文字いひいでしことにやといふにこたふ  
 をもく都知てふ言は何ぞ都毛恭呂邇也(積凝土也)古事記に自其矛末垂落之隴累積爲島是淤能恭呂島また神代紀に重濁者淹滯而爲地また云々湖凝或一嶋云々これらに依は都々古呂邇とも云べし(積凝土也)【壔島養尊沙土養尊は浮漚根沉凝根也この浮沈の訓を相まざるべきものぞ且上の壔沙は假に書しのみ是を實とせば下の昆厄に言重るべし】まかれば都知てふ言は中を畧きいへり邇は壔なり同紀に浮漚を羽爾と訓るによりぬ(又古言に凡の土石も爾といふ)○久邇てふ言は何ぞ加伎利也そのよしは下にいふ其言は加伎の約は伎なるを久爾通はしいへりたとへば垣爾は限目【目は物の分目にいふ辭にて此は爾を轉じいふ】なるを久爾【東國にては垣をつねもくねといふ遠江駿河にてもいへり】ともいふがごとし(これも加伎の約の伎は久にかよはせいふこと全く同じ)其加伎

利の利は同韻にて邇に轉じいふなりかくのごとくなれば地は天とひとしくひろく國はかぎりあれば狹に似たり故あめつちとはいへど天國とつゞくる言上つ代にはなきなるべしさて其久邇は限りてふことをといふは天照大御神月讀神は天の日夜を分ちしらしめすなるを素盞島命の天にのぼり玉ふ時欲奪我國と天照大御神のたまはし月讀命は所知夜食國と皇祖神のたまひまた素盞島命は所知海原とありて次に不<sub>レ</sub>治<sub>二</sub>所命之國<sub>一</sub>とも皇祖ののたまへりこの外に國とかきしも多くは限りてまらするところをなんいひたる萬葉に(卷二挽歌人麻呂)清御原天皇日並知皇子の堯玉へるを悲奉る長うたの中に先清御原天皇のことを申なり【の崩ませしことを天皇の敷座國等天皇石門乎開神上上座奴とよめるもおなじくその領しろしめすよしにて天にても國とはいひたりまかればひろく下つ國といへるも大八洲てふ名ありて天孫命の所知より後にいふ言なるをその前の神代にもめぐらしていひしこととるべし又國のことを地とかきたるところは轉じかきしのみ國土皆震國稚地稚と紀にいひしは國とのみにてはことかぎりあればつちともいひてたぐはせるなり又古事記に大名持命の大神の御もとを迺玉ふ

とき天沼攀拂樹而地動鳴てふは右の國土皆震てふにひとてふ人の歌よりもよりどころとすべきもの多かればよしかれば久邇ともよむべくおもふ人ありなんされど次くおもひ定めよまかるに古事記にも日本紀にも地に生に爲大國主神爲宇都志國玉神とのたまひ始作國とも出玉ふ神を國土の神と申も天つ神國つ神ともむかへいあるからはこはつちとよむべきを分ち書て知る地とへるこそ我はなか／＼におぼつかなければいともうし代かきしものなり如是ありて古事記に(神武條)伊須氣つ代のことなればいまはうたがひてのみこそをらめさ余理比賣命の阿米都都知梯梯は今の本に梯とあれどにれどはたいはざらんもかひなければまひごとせんに凡のこる字をかくべからず他の例によりて梯とす天つちてふ神のみ名もその神功によりてのちよりまうせしをことに言はならん天地てふからうたによりて云出しかといふは天つちのや、わかる、ときに生田玉ひし神にて天とも地いかにぞや凡うたにいしへとも今いひいでしことをとも申はのちの世にことをわけんとていへることのまらよめらすとはきこえず天つちてふこと東にてもいひつたれたりそのほか天つ神にむかへて國つといふものちなへてつねいふことをこそよめれかく人代ののちの言なしをこれならより上いく百とせ以前の言ならんからは今よることもよりなりまかして大名持命の作りさだめし國りともかくもいふべきにあらず理麻期登々なとよみ玉孫命このかた知食からは其地は我御國なり故國といひ地ひ萬葉(卷廿防人うた)阿米都々乃以都例乃可美乎また阿といふ古言はあなる何ごとにいひても相わかつことなき米都々乃可未爾奴佐於伎とよめるをもて天つちてふことがごとくなりぬる世におのづから天にむかへては國といの上つ代よりありしを知るべし右の余理比賣命の御うひしにぞあらん且且ことに土の神てふ神もおはせば地のたはもとより上とも上つ代なれどこれをばしひて異さま神とてはわかちがたき故にてあるべし或は古事記にも日の意にいひける人もあれば暫おくとも此萬葉のうたの中本紀にも其外にもいにしへのふみどをもは専ら言の文をにもいにしへ東うたもたにいひ傳し言にさかしらなるつとめてかきしものなりさる時は地の神といはんよりもこ、ろをそへすてうちいふなればなか／＼都方にももの知國つ神てふは唱へもよろしくこえてまかも國と地とこ

こらひとしくなりにし世なれば地てふこ、ろにて國とかきしも多かりなんやとぞおぼゆるものをひとわたり見とりて天つちてふことは古へなしとのみいふ人はあら魂のす、みて和魂の少きにやあらんまして上つ代のことには滑ひたにも一度強ことにもとりひらき見るもまなびのひとつなりされどそのうたがひをこ、ろにおほくつみたくはへてひらくときをまつべしゆめわたくしのこ、ろなたてそあらそふこ、ろなもたりそ

明和二年十一月

加茂眞淵記

右は吉備の僧導翁が東のあたりにて寫したる可しものを寫しつ  
安永三年甲午十二月二十三日

荒木田孤形

上古男女髻辯

崇神天皇の紀の時既戸皇子東髮於額とある注に、古俗年少兒年十五六間東髮於額十七八間分爲角子今亦然也と見え、古事記に日本武命の童にてませしをいへる所に其髮結額也とありて、また如童女之髮梳垂其結御髮服其姨之御裳既成童女姿と見えたり、角子とはかの左の髻右の髻をすべたるにてやがてみづらとよむべく男の髮是なり、允恭紀に天皇自岐嶽至於總角とあるは、おさなきより男になり玉ひたるをいへり、まかれれば總角は則角子とおなじことばなり、髮をいたゞきの上にて二つにまけゆひ、たれたればあげまきともなづけ、其形角に似たれば、角子とも總角ともかく、か、れば彼童女の髮の脊にけつりたるは童男のひさこはなに對するなり、童男も髮のひさこ花にゆはれざるが、童女も髮の脊に至らざる程はおなじさまに、ふりわけたる髮の短く垂たればうなるといへり、かかれれば男の髮、童女の髮はすでにあきらかに去られたり、只女の髮のみあきらかに見えす、これによりて後の人古は髮をゆはざりしといひ、或はかみはたれて脊にゆひしといへり、みなあやまりなり、既に古事記に倭建命の妃橘

比賣命海にしづみませしのちに去て、故七日之後其后御櫛依于海邊乃取其櫛作而御陵而治置也とあり、御髮をゆはせ玉はず、或は御髮垂て脊にゆはせ玉ふべくは、御櫛をさし玉ふよしなし、これらにて見れば女もいたゞきにもとゞりしたることあきしかに、古事記の天照大御神の男の姿をなさせ玉へる所に即解御髮御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於御鬘亦於左右御手各纏持八尺瓊之五百津之美須麻流之珠とあるにて去るべく、御いたゞきにひとつにゆはせ玉へる、御髮を解て左右の御美豆羅となし、もとよりの御美豆羅はありて三つの御髮をなさせ玉へるなり、此御角子となし玉へるのみをもて、男のまなびとおもへる人多けれど、さは御かみをことゞくわけて御角子となし玉ふべきに、もとよりの御いたゞきの御美髻あればさることにあらず、すでにこれよりさき、伊邪那伎命の御袂ごとませしところにて御冠のとあれば、男神のかならずありしとまらし、又神代記に縛髮爲袴とあるも、御かづらの左右の角子をなし玉ひ、もとの御髻につけたれ玉へる、玉を左りみぎの御髻にまつひ玉ひて、御冠をとみにまつはせ玉へるにてぞありける、女神なれば御冠も御袴もつねになけれ

ばなり、か、ればいよく上古の女はいたゞきに一髻をなへ、神代の冠の形、三山なること共にあきらかに去られたり、新令の禮冠の形三山にして玉をかざり、美髻のもとゆひ、寶玉をかざるも神代の遺制にぞありける、(日本紀に天照大御神の男のすがたをまねばせ玉へる所に、結髮爲髻とかけるをもてあさき人はあはいにしへに女は髮はなかりしと思へるならんされどそがするに使以八坂瓊々五百箇御統纏美髻髮婉とあるにて古事記の解御髮御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於其鬘亦於左右御手各纏持八尺瓊之五百津之美須麻流之珠とあるに同とかけるをざるべしさればこは髮髻二字みいなきとはよみたるか是天頭の義なるなりさて結髮爲髻とかき古事記に解御髮とかけるはともすゑに鬘のことあるにてわけさせ玉ひし事なれば今爾をきて書きよむには結髮爲髻をばみかみをわけてみ、づらとなしとよみ解御髮をばかみをわけてよむこと古例なりみかみをあぐるなとよむはすゑの結鬘とあるをもわきまへの人のわざなるなり、さて本文にいへることともよりの御もとゞりはそのま、にてそれを左右にゆはせ玉へるをば髻とかきたるをおもふに神代に女の髮は脊にいたるまではかきたれてさて引あげていたゞ

きにもとゞりを去つればもとゞりのさ、やかになればかならずあだし髮をくはへておほらかにし男は髮をうなちに引あげていたゞきにもとゞりにするに餘さへあればあだし髮をくはへずかへしは借つらをうきくるかみつらは眞つらのことにてつらは平らきをいふことばまともといひじことばなりされば女のもとゞりのことをかづらといひ男のもとゞりのことをみづらといひ文字にも男のをは粧とかき女のをは鬘とかけり、さて鬘は花の髮の鬘なるをこ、に用ひたるは俗字にて眞は髮の字なり釋名に鬘被なり髮少着得以被助其髮也と有也唐に義髮とかけるもこれをわけたまへるなればそのさま御角子にたればみづらとはいふなり、御鬘をわけ玉へるなれど伊邪那伎大神よもつ醜女をあざむき玉ひしところに、黒きみかつらなげすて玉へるとあるは、津間櫛の頭の玉鬘のとなり、くはしくはつまぐしの辯にいひたり、天武白鳳十一年十二月詔曰自今以後男女悉結髮十一月三十日以前結訖之唯結髮之日亦待勅旨婦女乘馬如男夫と見えて丁卯男女始結髮仍着漆沙冠とあり、是をもて見れば位冠等もと、められしより男女髮をみだしてありて、この時女も漆冠をか、ふ

りさせ玉へるをもて見れば、鬘をもちひず、男のごとくゆはざりしこと、見ゆ、又十三年の詔の末に、女年四十以上髪之結不結及乘馬縦横并任意也別巫祝之類不在結髪之例とあり、巫祝の類は神代の風をまねぶからに髪をゆはざるとおもふ人もあらむか、これはさることにあらず、もろこしにはあやしきわざをなすものはかならずかみをみだしておこなふことなり、そのわざをこの時より巫祝にうつされしなめり、いまもよし田の巫女など火をふみ火をくひ熱湯をあふるなるは、かの遺風ならん、萬葉第二挽歌のなかに、燃火物取而襄而福路庭入澄不言八面智男雲とあるもかの巫祝等がかくあやしきわざしながら大御命をこひとむるをまらざるとせめてのたまへる御歌なり、其後朱鳥元年七月朔の勅に、婦女垂髮于背猶如故とあれば、このときよりまた白鳳十一年三月より十二月までの間のごとくなされしなりけり、か、れば我朝神代の女のかみのあげやうは文武天皇の御代にいたりて絶え、文武天皇の御代新令を制せられしときよりまたふるきにかへされしなり、

吉備の僧尊翁のうつしもてきぬるを輕輕ぬしとみにまた寫しおけりしをかりもて安永三年の甲午にあたりぬる十二月はたちまり三の夜になん荒木田瓢形うつしぬ

古冠考 附直冠之考

推古天皇

十一年十二月始行冠位。

大徳。小徳。大仁。小仁。大禮。小禮。大信。小信。大義。小義。大智。小智。并十二階。并以常色絶縫之。直撮總如囊。而著緣焉。唯元日著碧華(碧華此云于攝)。

十二年春正月。始賜冠位於諸臣。各有差。

十三年夏四月。云々。始造銅繡丈六佛像各一軀。乃命

鞍作鳥爲造佛之工。

十四年四月云々。丈六銅像坐於元興寺金堂。時佛像高二於金堂。戸以不得納。於是諸工人等議曰。破堂戸而納之。然鞍作鳥之秀工以不壞戸得入堂(五月)敕鞍作鳥曰。朕欲興隆內典。方將建佛刹。肇求舍利。時汝祖父司馬達等。便獻舍利。又於國無僧尼。於是汝父多須那爲橘豐日天皇。出家恭敬佛法。又汝妹島女。初出家爲諸尼。導者。以修行釋教。今朕爲造丈六佛。以求好佛像。汝之所獻佛。本則合朕心。又造佛像。既訖。不得入堂。諸工人不能計。以將破堂戸。然汝

不破戸而得入。此皆汝之功也。即賜大仁位。因以給近江國坂田郡水田二十町。焉。鳥以此田爲天皇。作金剛寺。是合謂南淵坂田尼寺。

十五年(七月)大禮小野。臣妹子遣於大唐。

十六年(四月)妹子至自大唐。唐國號妹子。曰蘇因高。即大唐使人裴世清。下客十二人從來。唐帝書中曰。大禮蘇因高等云々。是時皇子諸王諸臣。悉以金碧華著頭。亦衣服皆用錦紫繡。及五色綾羅。(一云服色皆用冠色)(九月)唐客裴世清歸。復以妹子。爲大使。吉士雄成爲小使。副于唐客。遣之。聘唐書云云。大禮蘇因高。大禮乎那利等云云。

十九年(五月五日)藥獵於兔田野。云々。是日諸臣服色皆隨冠色。各著碧華。則大徳小徳並用金。大仁小仁用豹尾。大禮以下用鳥尾。

三十一年(七月)新羅云々。是歲新羅伐任那。任那附新羅。於是天皇云々。即年以大徳境部臣雄摩侶。小徳中臣達國。爲大將軍。以小徳河邊臣彌受。小徳物部依網。連乙等。小徳波多臣廣庭。小徳近江。脚身。飯蓋。小徳平群。臣宇志。小徳大伴連(闕名)小徳大宅。臣軍。爲副將軍。率數萬衆。以征討新羅。

舒明天皇

二年(八月)以大仁大上君三田相。大仁藥師惠日。遣於大唐。

九年(三月)是歲蝦夷叛以不朝云々。即拜大仁上毛野君。形名爲將。軍令討。

皇極天皇

元年(正月)百濟使人大仁阿曇連比羅夫。從筑紫國一乘。驛馬來云々。

(八月)以少德(少恐小誤)授百濟質達率長福。中客以下授位一級。(十二月)初發。息長足日廣額天皇喪。云々。是日小德巨勢臣德太云々。次小德粟田臣細目云云。次小德大伴連馬飼云々。

二年(十月)蘇我大臣蝦夷綠病不朝。私授紫冠於子入鹿。擬大臣位。(十一月)蘇我臣入鹿遣小德巨勢德太臣。大仁王師婆婆連。掩山背大兄王等云々。

孝德天皇

皇極天皇四年六月。云々。升壇即祚時。大伴長德(馬飼)連。帶金敷立於壇右。大上健部君。帶金敷立壇左。百官臣連。國造。伴造百八十部。羅列匝拜。即位之年。以阿部內麻呂臣爲左大臣。蘇我倉山石川

麻呂臣爲右大臣。以大錦冠授中臣鎌子連。爲內臣。

大化二年。大仁小仁之墓者。其外長九尺高濶各四尺。不封使平。役一百人。一日使訖。大禮以下小智以上之墓者。皆準大仁役五十人。一日使訖。云々。小德高向博士黑麻呂(遣新羅而使貢質)

工人大山位倭。渡直荒田井比羅夫。(誤穿溝。引難波云々)(十二月)是歲制七色二十三階之冠。一曰織冠。有大小二階。以織爲之。以繡裁冠之緣。服色並用深紫。二曰繡冠。有大小二階。以繡爲之。其冠之緣。服色並同。織冠。三曰紫冠。有大小二階。以紫爲之。以織裁冠之緣。服色用淺紫。四曰錦冠。有大小二階。其大錦冠。以小伯仙錦爲之。以織裁冠之緣。其小錦冠。以小伯仙錦爲之。以大伯仙錦裁冠之緣。服色並用直緋。五曰青冠。以青絹爲之。有大小二階。其大青冠。以大伯仙錦裁冠之緣。其小青冠。以小伯仙錦裁冠之緣。服色並用紺。六曰黑冠。有大小二階。其大黑冠。以車形錦裁冠之緣。其小黑冠。以菱形錦裁冠之緣。服色並用綠。七曰建武。初位。又名立身。黑絹爲之。以紺裁冠之緣。別有鏡冠。以黑絹爲之。其

冠之背張漆羅。以綠與銅異其高下。形似於蟬。小錦冠以上之銅。雜金銀爲之。大小青冠之銅。以銀爲之。大小黑冠之銅。以銅爲之。建武之冠無銅也。此冠者。大會饗客。四月七月。齊時所著焉。博士小德高向黑麻呂小山中臣連押熊(自新羅來)(四月朔)罷古冠。左右大臣。猶著古冠。

五年二月。制冠十九階。一曰大織。二曰小織。三曰大繡。四曰小繡。五曰大紫。六曰小紫。七曰大華上。八曰大華下。九曰小華上。十曰小華下。十一曰大山上。十二曰大山下。十三曰小山上。十四曰小山下。十五曰大乙上。十六曰大乙下。十七曰小乙上。十八曰小乙下。十九曰立身。【天智三年。此大小華四階を換加て。大小錦上中下六階とす。大小以下小乙下までをも。各上中下六階とし。立身をも大建小建二階と爲給へり。大華より下は諸官漸に多ければ。階數を増し、なるべし】是月詔博士高向玄理與釋僧旻。置八省百官。(四月)小紫巨勢德陀古臣。授大紫爲左大臣。小紫大伴長德連(馬飼)授大紫爲右大臣。(五月)遣新羅小華下三輪君色夫。大山上掃部連角麿。

白雉元年(二月)復美國司草壁連醜經。授大山。

四年(五月)遣大唐大使小山上吉士長丹。副使小乙上吉士駒。云云。又大使大山下高田首根麻呂。副使小乙上掃守連小麻呂。

五年(正月)以紫冠授中臣鎌足連。(二月)遣唐押使大錦上高向玄理(或本云。五月遣大唐押使大華下高向玄理)大使小錦下河邊臣麻呂。副使大山下藥師惠日。判官大乙上書直麻呂。宮首阿彌陀(或本曰。判官小山下書直麻呂)小乙上岡君宜。置始連大伯。小乙下中臣間人連老。【大錦上小錦下等は。天智の時改大華のものなり。或本を是とせん歟。齊明五年にも小錦下見るも。後の筆歟。凡大錦上中下は。天智の二年に大華を改められしを。其元年にも大錦中云々と見ゆれば。皆後を前に廻らして書しなりけり。天智即位の年の條には。大華小華の名あり。是をもて推べし。】

齊明天皇

二年(八月)西海使佐伯連栲繩(關位階級)小山下難波吉士國勝等(自百濟來)

三年(七月)西海使小華下阿曇連頗垂。小山下津臣儺儺。

四年(正月)夷乞降。授恩荷以小乙上。定淳代津輕二郡郡領。(七月)蝦夷詣關。淳代郡大領沙尼具那小乙下。小



領宇婆佐建武。云々授津輕郡大領馬武大乙上。少領青森小乙下。云々。授淳足棚造大伴君稻積小乙下。(十一月)西海使阿曇連頗垂。(自百濟歸)

五年。(七月)小錦下坂合部連石布。大山下津守連吉祥。(遣唐國)

天智天皇

(齊明天皇七年八月)。遣前將軍大華下阿曇比羅夫連。小華下河邊百枝臣等。後將軍大華下阿倍引田比羅夫臣。大山下物部連熊。大山守君大石等。救於百濟。云々。(或本續此末云。別使大山下狹井連檜榔。小山下泰造田來津守護百濟)。(九月)以織冠授於百濟王子豐璋。云云。遣大山下狹井連檜榔。小山下泰造田來津。率軍五千餘衛送於本鄉。

元年。(五月)大將軍大錦中。大錦中は此三年二月よりのこ也。元年にあるは後を前にめくらしたるのみ。阿曇比羅夫連等。率船師一百七十艘。送豐璋等。

三年。(二月)宣增。換冠。倍位階。名及氏。上民部家部等事。其冠有二十六階。大織。(小織)今補小織二字。今本無之者。蓋脫文也。春海云。水戸本有小織二字。大織。小織。大紫。小紫。大錦上。大錦中。大錦下。小錦上。小錦中。小錦

下。大山上。大山中。大山下。小山上。小山中。小山下。大乙上。大乙中。大乙下。小乙上。小乙中。小乙下。大建。小建。是爲廿六階。馬。致前華。曰。錦。後。錦。至乙加十階。又加換前初位二階。爲大建。小建。二階。以是爲異。餘並依前。其大氏之氏上賜大刀。小氏之氏上賜小刀。其伴造等之氏上賜于楯弓矢。亦定其民部物部。

四年。(二月)勘。校百濟國官位階級。仍以佐平福信之功。授鬼室集斯小錦下。(十二月)劉德高等罷歸。是遣小錦守君大石等大唐。云々。(寺謂小山坂合部連石積。大小乙岐彌言士針間。蓋送唐使人乎。)

六年。(十一月)百濟鎮將劉仁願遣云々等。送大山下境部連石積等。云々。以小山下伊吉連博德。大乙下笠臣諸石爲送使。

七年。(十一月)遣小山下道守臣麻呂。吉士小鮪新羅。

八年。(十月)遣東宮天皇弟於藤原內大臣家。授大織冠與大臣位。仍賜姓爲藤原氏。(藤原內大臣薨。云々。幸藤原內大臣家。命大錦上蘇我赤兄臣。奉宣思詔。十二月遣大唐。小錦中河內直鯨。

十年。(正月)大錦上蘇我赤兄臣與大錦下巨勢臣。進於殿前奏賀正事。云々。天武紀元年八月左大臣赤兄大納

言巨勢臣等薨云々といへり。大錦上中臣金連命。宣神事。以大友皇子。拜太政大臣。以蘇我赤兄臣。爲左大臣。以中臣金連。爲左大臣。以蘇我果安臣。巨勢人臣。紀大人臣。爲御史大夫。御史蓋今之大納言乎。文武紀慶雲二年七月大納言正三位紀朝臣麻呂。薨。近江朝御史大夫正三位大人之子也。といへり。東宮天皇弟奉宣。或本云。大友皇子宣也。施行冠位法度之事。(法度冠位之名。具載於新律令。○是月以大錦下。授佐平余自信沙宅紹明。(法官大輔)以小錦下。授鬼室集斯。(學職頭)以大山下。授達率谷那智首。(閑兵法)云々。以上小山上。授達率德頂上。解藥云々。以小山下。授達率等。

天武天皇

元年。(三月)遣內小七位。內位外位の事此紀に始めて見ゆ既に前代に有しか。又當代よりの事歟。是以下文武の朝人にもはらあり。阿曇連稻敷於筑紫。言天皇喪。諸將軍等悉會篠浪而探捕左右大臣云々。(八月)命高市皇子。重罪八人坐極刑云々。仍斬右大臣中臣連金。云々。左大臣蘇我赤兄。大納言巨勢臣等云々。(十二月)遣諸有功勳者。加冠位。仍賜小山位以上。是月。大紫輩那公高見薨。

二年。(五月)大錦坂本財臣卒。山壬申年之勢。附小紫位。(閏六月)大錦下百濟沙宅紹明卒。云々。贈外小紫位。○(八月)耽羅使人。云々。仍在國王及使者之麻蕪等。崇賜爵位。其爵者大乙上。更以錦繡。潤飾之。當其國之佐平位。(十二月)侍奉大管。云々。以小紫美濃王。小錦下紀臣。阿多麻呂。拜造高市大寺司。

三年。(正月)百濟王昌成薨。賜外小紫位。(二月)紀臣阿閉麻呂卒。以勞壬申年之役。賜大紫位。(三月)對馬國司守忠海。造大國言銀始出于當國。即貢上山。是大國授小錦下位。云々。亦同賜小錦以上大夫等。

四年。(三月)諸王四位粟隈王爲兵。政官長。小錦上。大伴連御行爲大輔。(四月)敕小錦上常摩。公廣麻呂。小錦下。久奴臣麻呂二人。勿使朝參。遣小紫美濃王。小錦下。佐伯連廣足。祠風神于龍田。立野。遣小錦中間人。連大蓋。大山中曾爾。連韓大。祭大忌神於廣瀨河曲。小錦下。久努臣麻呂坐對。詔使官位盡追。○(六月)大分君惠尺病將死。云々。仍。騰。外小紫位。未及數日。薨于私家。(七月)小錦上。大伴連國麻呂爲大使。小錦下。三宅吉士入石爲副使。遣于新羅。

五年。(正月)高市皇子以下。小錦以上大夫等。賜衣袴。襪。腰

帶脚帶及机杖。唯小錦三階不賜机。丙午小錦以上大夫等賜祿。甲子詔曰凡任國司者除幾內及陸奥長門國以外官任大山位以下人。六月四位栗隈王得病薨。物部雄君連忽發病而卒。賜內大紫位。因賜氏上。七月村國連雄依卒。賜外小紫位。八月親王以下小錦以上大夫。及皇女姬王內命婦等給食封。是月大三輪眞上。田子人君卒。云々。贈內小紫位。肌坂田公雷卒。贈大紫位。十月以大乙上物部連麻呂爲大使。大乙中山背直百足爲小使。遣新羅。六年。五月敕大博士百濟人率丹授大山下位。云々。是日倭書師音檣授小山下位。十月內小錦上河邊臣百枝爲民部卿。內大錦下丹比公麻呂爲攝津職大夫。八年。二月紀臣麻呂卒。贈大錦上位。三月兵衛大分君稚見死。云々。贈外小錦上位。己丑吉備大宰石川王病之薨。於吉備。云々。贈諸王二位。六月大錦上大夫杜屋連卒。十一月大乙下倭馬飼部造連爲大使。小乙下上村主光文爲小使。遣多禰島。仍賜爵一級。九年。五月大錦下秦造綱午卒。贈大錦上位。壬申功小錦中星川臣麻呂卒。贈大紫位。同上。七月朴井連子麻呂授小錦下位。同月小錦下三宅連石床卒。贈大

錦下位。壬申功。九月幸朝婦。看大山位以下之馬。十年。正月大山上草香部吉志大形授小錦下位。二月小紫位當麻公豐滋薨。三月以詔川島皇子。忍壁皇子。廣瀨王。竹田王。桑田王。三野王。大錦下上毛野君三千小錦中忌部連首。小錦下阿曇連稻敷。難波連大形。大山上中臣連大島。大山下平群臣首。令撰定上帝紀。四月親王以下。至于庶民。諸所服用金銀珠玉紫錦綾。及氈冠帶。并種種雜色之類服用各有差。六月遣新羅。小錦下采女。臣竹羅爲大使。遣高麗。小錦下佐伯連廣足爲大使。八月大錦下上毛野君三千卒。十月詔曰大山位以下。小達以上人等。各述意見。親王以下及群卿皆居子輕市。而檢校裝束鞍馬。小錦以上大夫。皆列坐於樹下。大山位以下者。皆親乘之。十二月遣筑紫。新羅客。小錦下河邊臣子首。田中臣鍛師。柿本臣獲。云々。元明紀和銅元年四月從四位下柿本朝臣佐留卒。拾人授小錦下位。十一年。正月大山口舍人連糠蟲授小錦下位。二月小錦下舍人連糠蟲卒。贈大錦上位。壬申功。三月命小紫三野王及去云。遣于新城令見其地形。土師連眞敷卒。贈大錦上。壬申功。六月五位殖粟王卒。小錦中勝臣

摩瀨病。遣草壁皇子尊高市皇子。而訊病。贈直摩瀨卒。贈大紫位。壬申功。

十二年。六月大伴連望多薨。云々。贈大紫位。發鼓吹。葬之。壬申功。外有功。其三位高坂王薨。十二月遣諸王五位伊勢王。大錦下羽田公八國。小錦下多臣品治。小錦下中臣連大島。并判官。錄史。工匠者等。巡行天下。限分諸國之境。

十三年。二月淨廣肆淨位直俊は十四年に制せられたるを此淨廣肆あること未詳。廣瀨王。小錦中大伴連安麻呂。及云々。遣畿內令視都地。三野王。小錦下采女臣筑羅。遣信濃。云々。四月小錦下高向臣麻呂爲大使。小山下都努臣牛甘爲小使。遣新羅。閏四月。不便兵馬。亦裝束有闕者。親王以下。逮于諸臣。并爵之。大山位以下者可爵。之。可杖杖之。云々。詔曰男女並衣服者。有襪無襪。及結紐長紐任意服之。其會集之日。著襪衣。而著長紐。唯男子者有冠。冠而著括緒。婦女年四十以上。髮之結不結。及乘馬縱橫并任意也。別巫祝之類。不在結髮之例。

十四年。正月更改爵位之號。仍增加階級。明位二階淨位四階。每階有大廣。並十二階。以前諸王已上之位。正

位曰階。直位四階。勳位四階。務位四階。追位四階。進位四階。每階有大廣。並四十八階以前諸臣之位。是日草壁皇子尊授淨廣壹位。大津皇子授淨大貳位。高市皇子授淨廣貳位。川島皇子忍壁皇子授淨大參位。自以下諸王臣等。增加爵位。各有差。二月唐人百濟人。高麗人。並百四十七人賜爵位。三月京職大夫直大參巨勢。朝臣寺檀努卒。七月初定明位已下進位已上之朝服色。淨位已上。並著朱華。云々。正位深紫。直位淺紫。勳位深綠。務位淺綠。追位深蒲荷。進位淺蒲荷。九月直廣肆都努朝臣牛飼爲東海使者。直廣肆石川朝臣蟲名爲東山使者。直廣肆佐味朝臣少麻呂爲山陽使者。直廣肆巨勢朝臣栗持爲山陰使者。直廣參路真人迹見爲南海使者。直廣肆佐伯宿禰廣足爲筑紫使者。十月以淨大肆泊瀨王。直廣肆巨勢朝臣馬飼。云々。任於畿內之役。

朱鳥元年。正月遣淨廣肆川內王。直廣參大伴宿禰安麻呂。直大肆藤原朝臣大島。直廣肆堺部宿禰魚。直廣肆德積朝臣蟲麻呂等。于筑紫爲饗。新羅金智祥。二月御大安殿。侍臣六人授勳位。○敕選諸國司有功者九人。授勳位。三月大辨官直大參羽田真人八國病。云

云。八國卒。贈直大壹位。(壬申功) (四月)侍醫桑原村至河都授直廣肆(五月)侍醫百濟人億仁病之。臨死授勤大壹位。六月榎木村至勝麻呂。賜姓曰連。仍加勤大壹位。工直陰陽師。侍醫大唐學生。及一二官人。并三十四人授爵位。選諸司人等有功二十八人。增加爵位。(八月)榮進。奠即誅之。第一大海宿禰菟浦。誅壬生事。次淨大肆伊勢王。誅諸王事。次直大參縣大養宿禰大伴總。誅宮內事。次淨廣肆河內王。誅左右大舍人事。次直大參當麻真人國見。誅左右兵衛事。次直大肆采女朝臣筑羅。誅內命婦事。次直廣肆紀朝臣真人。誅膳職事。直大參布勢朝臣御主人。誅大政官事。次直廣參石上朝臣麻呂。誅法官事。次直大肆大輪朝臣高市麻呂。誅理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂。誅大藏事。次直大肆收原朝臣大島。誅兵政官事。直廣肆阿倍久勢朝臣麻呂。誅刑官事。次直廣肆紀朝臣弓張。誅民官事。次直廣肆穗積朝臣蟲麻呂。誅諸國司事。

持統天皇

(朱鳥元年九月) 天武天皇崩。皇后臨朝云々。冬十月。遣捕皇子大津。并捕爲皇子大津所誣誤。直廣肆八日朝臣音圓。小山下壹伎連傳德。與大舍人中臣朝臣臣麻呂云々等三十四人。

元年。(正月)使直廣肆田中朝臣法麻呂。與直大貳守君菊田等。使於新羅。赴天皇喪。(八月)天皇使直大肆藤原朝臣大島。直大肆黃書連大伴。諸集三百龍象大德等於飛鳥寺。云々。(十二月)直廣參路真人迹見爲。饗新羅勅使。

二年。(八月)命淨大肆伊勢王。奉宣葬儀。(十一月)直廣肆當麻真人智德。奉誅皇祖等之騰極次第禮也。三年。(二月)以淨廣肆竹田王。直廣肆上師。宿禰根麻呂。大宅朝臣麻呂藤原朝臣史。務大肆當麻真人櫻井麻呂。種積朝臣山守。中臣朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。大三輪朝臣安麻呂。爲判事。(六月)以皇子施基。直廣肆佐味朝臣宿那麻呂。羽田朝臣齊。此云奉五閉勤廣肆伊余部。連馬飼。調。忌寸老人。務大參大伴。宿禰手相。與巨勢朝臣多益須等。拜撰善言司。(七月)以直廣參。授提僞兵衛廣山。兵衛生部連虎。(閏八月)以淨廣肆河內王。爲筑紫大宰師。授兵杖。及賜物。以直廣壹。授直廣貳丹比真人島。增封一百戶。通前(九月)遣直廣參石上朝臣麻呂。直廣肆石川。朝臣蟲名等於筑紫。云々。(十月)直廣肆下毛野朝臣子麻呂奏云々。

四年。(四月)詔曰云々。其朝服者。淨大壹已下。廣貳已上。界紫。大參已下。廣肆已上。赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深綠。務八級淺綠。追八級深縹。進八級淺縹。別淨廣貳已上。一幅一部之綾羅等。種種聽用。淨大參已下。直廣肆已上。一幅二部之綾羅等。種種聽用。綺上下通用。帶白袴其餘者如常。(七月)公卿百寮。始著新朝服。以皇子高市。爲太政大臣。以正廣參。授丹比真人。爲右大臣(并八省百寮還任)(十月)詔筑紫國人大伴部。博麻呂。云々。故賜務大肆。并純五匹云々。

五年。(正月)賜親王諸臣云々。優賜正廣肆百濟王余禪廣。直大肆遠寶良虞與南典。增封皇子高市二千戶。通前三千戶。淨廣貳皇子穗積五百戶。淨大參川島百戶。通前五百戶。正廣參右大臣丹比島真人三百戶。通前五百戶。正廣肆百濟王禪廣百戶。通前二百戶。直大壹布勢御主人朝臣。與大伴。御行宿禰八十戶。通前三百戶。詔曰。直廣肆筑紫。史益云々。(五月)褒美百濟淨武微子壬申年功。賜直大參。仍賜純布。(九月)淨大參皇子川島薨。辛卯以直大貳。賜佐伯宿禰大目。并賜賻物。(十二月)賜醫博士務大參德自珍云々。乙巳詔曰。賜右大臣宅地四町。直廣貳以上二町。大參以下一町。勤以下至

無位云々。

六年。(二月)中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂上表。敢直言諫云々。(三月)以淨廣肆廣瀨王。直廣參當麻真人智德。直廣肆紀朝臣弓張等。爲留守官。於是中納言三輪朝臣高市麻呂脫其冠位云々。(四月)贈大伴宿禰友國直大貳。并賜賻物。(五月)贈文。忌寸智德直大壹。并賜賻物。丁亥遣淨廣肆難波王等。鎮祭云々。(十一月)賜擬遣新羅使直廣肆息長。真人老。務大貳川內。忌寸連等祿云々。

七年。(正月)以淨廣壹。授皇子高市。淨廣貳。授皇子長與。皇子弓削。以正廣參。贈百濟王善光。(三月)賜大學博士勤廣貳上。村主百濟食封三十戶。云々。賜直大貳藤原朝臣大島賻物。賜擬遣新羅使直廣肆息長真人老。勤大貳大伴宿禰子君等及云々。(六月)以直廣肆授引田朝臣廣目。守君菊田。巨勢朝臣麻呂葛原朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。丹比真人池守。紀朝臣麻呂七人。(十月)詔自今年。始於親王。下至准位。觀所。儲兵。淨冠至直冠。入甲一領。大刀一口。弓一張。矢一具。鞆一枚。鞍馬。勤冠至進冠。入云々。(十一月)以直大肆。授直廣肆引田朝臣少麻呂。

八年。(正月)以直廣肆授直大壹布勢朝臣御主人。與大伴宿禰御行。五位以上射。六位以下射。以務廣肆等位。授大唐七人與肅慎二人。(三月)以直廣肆大宅朝臣麻呂。勅大貳壹寸八島。黃書連本實等。拜鑄錢司。詔曰。凡以無位人任郡司者。以進廣肆授大領。以進大參授小領。(四月)以淨大肆。贈筑紫太宰師河內王。(六月)河內國獻白山鷄。賜更荒郡大領小領位人一級。以進廣肆。賜獲者刑部連韓國。(九月)以淨廣肆三野王。拜筑紫太宰師。(十月)以進大肆。賜獲白編蝠者飛禰國荒城郡弟國鄉弟日。九年。(正月)以淨廣肆授皇子舍人。(三月)遣務廣肆文忌寸博勢。進廣參下。譯語諸田等於多禰。求蠻所居。以直廣參。贈賀茂朝臣蝦夷。本位勅大壹。以直大肆。贈文忌寸赤麻呂等。(本位大山中)。(七月)賜擬道新羅使直廣肆小野朝臣毛野。務大貳伊吉連博德等物。(十二月)賜淨大肆泊瀨王博物。十年。(正月)以直大肆授百濟王南典。(四月)以進大貳授伊豫國風連郡。物部藥與。肥後國皮石郡。壬生諸石。(五月)詔大錦上泰。造綱手。賜姓為忌寸。以直廣肆授尼張宿禰大隅。以直廣肆。贈大狗連百枝。

(八月)以直廣壹授多臣品治。(九月)以直大壹。贈若櫻部朝臣五百瀨。(十月)賜右大臣丹比真人云々。賜假王廣參位。王廣肆大納言阿倍朝臣御主人。大伴宿禰御行。直廣壹石上朝臣麻呂。直廣貳藤原朝臣不比等。云云。(皆賜資人)十一年。(二月)以直廣壹當麻真人國見為東宮大傳。直廣參路真人跡見為春宮大夫。直大肆巨勢朝臣栗持為亮。文武天皇初年。(八月)賜皇親及五位已上食封。(九月)賜勅大壹九部臣君乎直廣壹。(壬申功)。(十一月)遣務廣肆坂本朝臣鹿田。進大壹大倭。忌寸五百足於陸路。務廣肆土師宿禰大麻呂。進廣參習宜連諸國於海路。(迎新羅使于筑紫)二年。(正月)遣直廣參土師宿禰馬手。(獻新羅貢物大內山陵)。(四月)遣務廣貳文忌寸博士等八人于南島。(覓國圖給戎器)。(六月)直廣參田中朝臣足麻呂卒。詔贈直廣壹(壬申功)。(七月)以直廣肆高橋朝臣島麻呂。為伊勢守。直廣肆石川朝臣小老為美濃守。(九月)進廣肆服部連佐射為氏上。(無冠功子。為助)。(十一月)

大管。直廣肆榎井朝臣倭麻呂。大橋。直廣肆大伴宿禰手拍堅。極粹。(十二月)贈勅大貳山代小田。直廣肆。三年。(正月)詔授內樂官桑原加都直廣肆。淨廣參坂合部女王卒。(五月)坂上忌寸云々。贈直廣壹。(壬申功有別賞)○役君小角流于伊豆島云々。外從五位下韓國連廣足師。馮。(六月)淨廣參日向王卒。命直冠已下一百五十九人。就日向王第。會喪。淨大肆春日王卒。○(七月)淨廣貳弓削皇子薨。遣淨廣肆大石王。直廣參路真人大人等。監護喪事。(九月)詔令正大貳已下。無位已上者。人別備弓矢甲楯及兵馬。(十月)遣淨廣肆衣縫王。直大壹當麻真人國見。直廣參土師宿禰根麻呂。直大肆田中朝臣法麻呂云々。越智山陵淨廣肆大石王。直大貳粟田朝臣真人。直廣參土師宿禰馬手。直廣肆小治田朝臣當麻云々。山科山陵。(十二月)淨廣貳大江皇女薨。始置鑄錢司。以直大肆中臣朝臣意美麻呂為長官。四年。(正月)授新田部皇子淨廣貳。(四月)淨廣肆明日香皇女薨。(五月)以直廣肆佐伯宿禰麻呂。為遣新羅大使。勅大肆佐味朝臣賀佐麻呂。為小使。大少佑各一人。大少史各一人。(六月)敕淨大參刑部親王。直廣壹藤原朝臣不比等。直大貳粟田朝臣真人。直廣參下毛野朝臣古麻

呂。直廣肆伊岐連博德。直廣肆伊余部連馬養。勅大肆坂合部宿禰唐。務大壹白猪大骨。遣大壹黃文連備云々。遣大壹鍛造大角。進大壹額田部連林。進大貳云々。直廣肆調伊美伎老人等。撰定律令。(八月)授勅廣肆。通德授務廣肆。惠俊為用其藝也。(兩僧還俗)阿倍朝臣御主人。大伴宿禰御行並授正廣參。因幡守勅大壹船連秦勝封三十戶。遠江守勅廣壹漆部造道麻呂二十戶。(十月)直大壹石上朝臣麻呂為筑紫總領。直廣參小野朝臣毛野為大貳。直廣參波多朝臣牟後附為周防總領。直廣參上野朝臣小足為吉備總領。直廣參百濟三遠寶為常陸守。直廣肆佐伯宿禰麻呂等。至自新羅。獻孔雀及珍物。大寶元年。(正月)大納言正廣參大伴宿禰御行薨。帝甚云云。遣直廣肆榎井朝臣倭麻呂等。監護喪事。遣直廣壹藤原朝臣不比等等。就第宜。詔贈正廣貳右大臣。御行難波朝右大臣大紫長德之子也。宴皇親云々。朝黨。直廣貳已上者。特賜御器膳云々。以守民部尚書直大貳粟田朝臣真人為遣唐執節使。左大辨直廣參高橋朝臣等間為大使。右兵衛率直廣肆坂合部宿禰大分為副使。參河守務大肆許勢朝臣祖父為大佑。刑部判事進大壹鴨朝

臣吉備麻呂爲中佑。山代國郡令追廣肆掃守宿禰阿賀流爲小佑。進大參錦部連道麻呂爲大錄。進大肆自猪史阿麻留。無位山於億良爲少錄。直廣壹縣大養宿禰大倍卒。遣淨廣肆夜氣王等。就第宜詔贈正廣參(壬申功)(三月)遣追大肆凡海宿禰鹿鏝于陸奧治命。令僧辨紀還俗云々授追大壹。始依新令。改制官名位號。親王明冠四階。諸王淨冠十四階。合十八階。諸臣正冠六階。直冠八階。勳冠四階。務冠四階。追冠四階。進冠四階。合三十階。外位始直冠正五位上階。終進冠少初位下階。合二十階。勳位始正冠正三位。終追冠從八位下階。合十二等。始停賜冠。易以位記云々。又服制親王四品已上。諸王諸臣二位者皆黑紫。諸王二位以下。諸臣三位以上者皆赤紫。直冠上四階深緋。下四階淺緋。勳冠四階深綠。務冠四階淺綠。追冠四階深縹。進冠四位淺縹。皆漆冠。綺帶白襪。黑革寫。其袴者。直冠以上者。皆白縛口袴。勳冠以下者白脛裳。授左大臣正廣貳多治比真人局口二位。大納言正廣參阿倍朝臣御主人正從二位。中納言直大壹石上朝臣麻呂。直廣壹藤原朝臣不比等。正三位。直大壹大伴宿禰安麻呂。直廣貳朝臣麻呂正從三位。又諸王十四人。諸臣百五人。改位號。進爵。各有差。以

大納言正從二位阿倍朝臣御主人爲右大臣。中納言正三位石上朝臣麻呂藤原朝臣不比等。正從三位朝臣麻呂並爲大納言。此日罷中納言官。賜右大臣從二位阿倍朝臣御主人純五百匹。云々田二十町。(四月)遣右大辨從四位下下毛野朝臣古麻呂等三人。始講新令。(五月)入唐使粟田朝臣真人授節刀。敕一位已下賜休假云々。唯大納言以上。不在聽限。改勳位已下之號。內外有六位已下者。進階一級。(六月)令正七位下道君首名。說僧尼合于大安寺。正五位上忌部宿禰色布知卒。贈從四位上(壬申功)以正五位上波多朝臣牟胡閉。從五位上許曾倍朝臣陽麻呂。任造藥師寺司。(七月)左大臣正二位多治比真人鳥薨。遣右少辨從五位下波多朝臣廣足。治部少輔從五位下大宅朝臣金馬等。監護喪事。又遣三品刑部親王。正二位石上朝臣麻呂。就第吊賻之。(八月)遣三品刑部親王。正三位藤原不比等。從四位下下毛野朝臣古麻呂。從五位下伊吉連博德云々等。撰定律令云々。職事官人賜祿之口。五位已下。皆參大藏受其祿。若不然者。彈正糾察。贈從五位下調忠守老人正五位下。以預撰律令。(十一月)始任造大幣司。以正五位下彌努王。從五位下引田朝臣爾

閉爲長官

二年。正月以從三位大伴宿禰安麻呂爲式部卿。正五位下美努王爲左京大夫。正五位上布勢耳麻呂爲攝津大夫。從五位下常麻真人橘爲齋宮頭。從四位上大神朝臣高市麻呂爲長門守。正六位上息長真人子老云々。授從五位下。(三月)正五位下中臣朝臣意美麻呂。從五位下忌部宿禰子首。從六位下中臣朝臣石木。忌部宿禰狛麻呂。正七位下菅生朝臣國粹。從七位下巫部宿禰博士。正八位上忌部宿禰名代。並進位一階。(五月)敕從三位大伴宿禰安麻呂。正四位下粟田朝臣真人。從四位上高向朝臣麻呂。從四位下下毛野朝臣古麻呂。云々。令參議朝政。(六月)以從三位大伴宿禰安麻呂爲兵部卿。遣唐使等去年從筑紫而入海。風浪暴險。不得渡海。至是乃發。十二月以二品種積親王。從四位上犬上王。正五位下路真人大人。從五位下佐伯宿禰百足。黃文連本實爲作養宮司。三品刑部親王。從四位下廣瀨王。從五位上引田朝臣宿奈麻呂。從五位下民忌寸比良夫。爲造大殿垣司。

自推古紀以下至文武紀所出冠位之名悉抄出之

寶曆十年六月

眞

淵

古冠考

○文武乃御時粟田朝臣真人之直大貳位は孝徳の御時の大華位に當る事

文武天皇大寶元年正月民部尙書直大貳粟田朝臣真人爲遣唐執節使云々【此遣唐使は大寶元年正月宣有て二年六月に發船すその間の紀には粟田朝臣を正四位下と書し所一所有是はその二年正月に諸臣百五人進爵有中に此朝臣も一階す、まれしものぞかれば發船の時直廣一位にあたるなり】先これを未より考るに大寶元年制せられし直冠は階のうち直大壹より直廣貳までの四階は後の四位に當りて直大貳は從四位上位也さて孝徳天皇の大華小華位四階をば天智天皇の御時大錦小錦位上中下六階とせられ又その錦位を天武天皇の御時直冠八階とせられて文武天皇の直冠八階も凡これに同じその據おほきが中に天武紀には小紫已上の人身まかりしには薨と書大小錦位には卒と書たり是また大寶已下の四位五位に卒と書と同じ夫天武以後の遣唐使に三位の人をば用ひられず是を以ておすに孝徳天智の頃の様も凡ひとしく見ゆまければ直位は錦位に當り錦位は華位なることうたがひ侍らざるなり

此外に天智十年に大錦上蘇我赤兄臣と大錦上中臣金

連を左右大臣とせられし事あり是を大寶以下に見れば正四位上にあたる大錦上より一二位に當る大紫位の大員に外らんことうたがひなきにあらぬといしへは冠位の階すくなき時にはさる事もあるべしただに紫華と次第をたればなり（また今の記には脱文誤字も多くまた傳のくはしからぬも本より多けれどやむことを得ずしるし、もあるべければ偏に泥みかたし）天武の御時徒従より下各八階なりしを文武の御時他階の数はみな減じて直冠のみ八階有もこれに當ると云は誤なり天武より文武までの記の所々に服色その外の様は此中に四位五位こもる事明らけし】是を以ておもへば天智の御時の大錦小錦六階うちにも四位五位ほどのくらゐこもるべし其大小華上下にも右の如くのまなこもるなるべし（推古二十二年二月十七張第一阿倍内臣鳥誅天皇之命云々こは皇夫人堅鹽媛を葬て諸臣誅を中に此内臣第一に天皇の誅を中は内宮の臣なる故なり第二に諸皇子第三中臣宮地連鳥萬誅大臣辭第四大臣引率腹臣等云云とありまかれは兼足公の内臣におもひゑるべし又

氏と名の間に内臣とあるは官にあらぬか可考）此大華位と直冠位の考は吾 田安の仰にて記てまるなりこの事考るついでに古冠位をみな書出つ後いとまあらん時總て新古の配當をえるしなんとてなり  
寶曆十年六月  
眞 淵

古器考 目錄

古器考一卷寛延元年閏十月蒙 命十二月廿日録上其半中間有 上野一品宮命念注御法服事是以不果至今年正月功始終録上其餘卷  
寛延己巳正月二十日

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 一案と机  | 一八足机  | 一高机   | 一置物机  |
| 一案    | 一食案   | 一臺    | 一中取案  |
| 一圓臺   | 一火爐臺  | 一臺盤   | 一懸盤   |
| 一折敷高坏 | 一折敷   | 一多加須伎 | 一衝重   |
| 一盤    | 一大盤中盤 | 一下居盤  | 一水盤   |
| 一木盤   | 一分盤   | 一下食盤  | 一盃蓋   |
| 一蓋蓋并臺 | 一椀    | 一窪坏   | 一瓷    |
| 一高坏   | 一様器   | 一銚子   | 一御湯銚子 |
| 一箸七同臺 | 一七箸臺  | 一屯食   | 一兩面   |
| 一二色毬代 | 一龍文   |       |       |

賀茂眞淵上

古器考

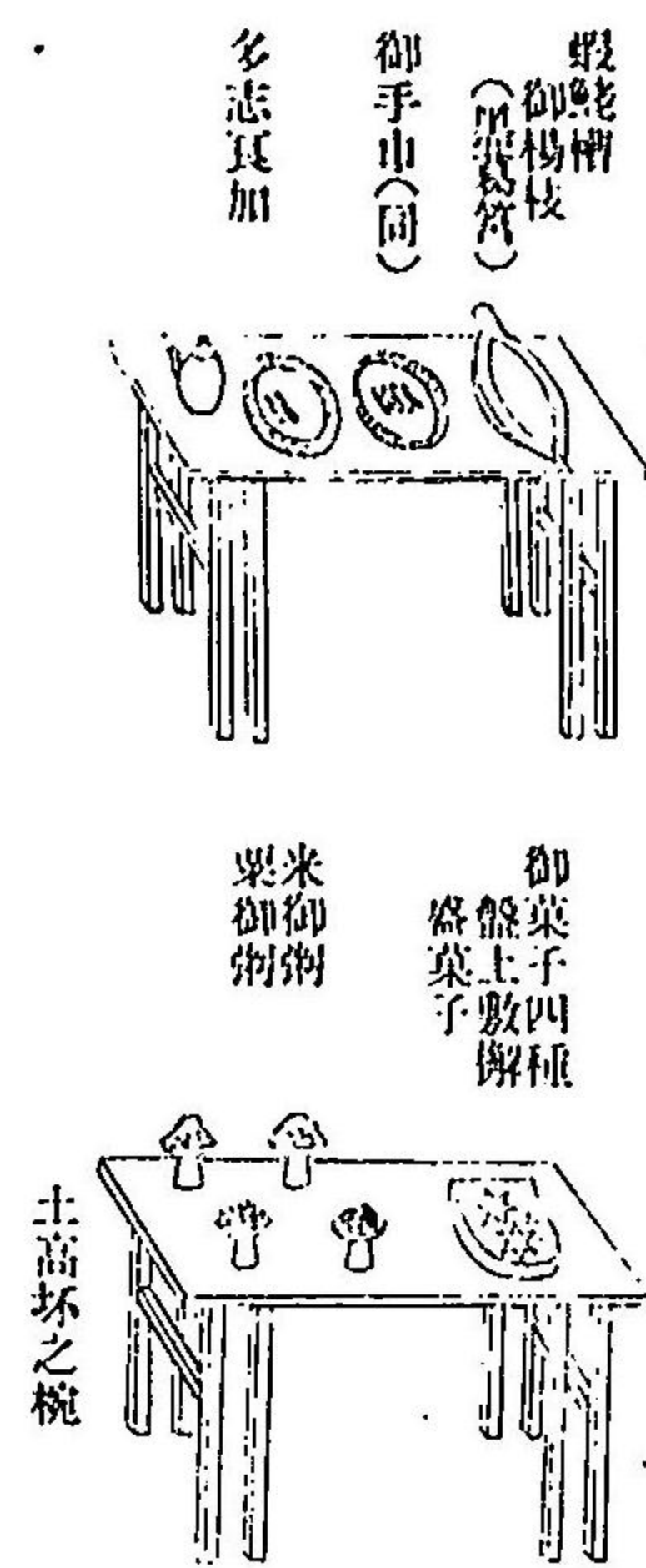
一案机  
延喜式以下諸記を通考するに別制ありとも見え或同事を互に稱せしもあり異朝にも既に相混じたる事見えたり（五雜俎等）和名秒云机唐韻云（音與凡同和名都久惠）案屬也史記云持案進食唐式云行床牙脚（今案行床者食床屬也牙脚者今所謂牙像脚也）延喜造酒式云八脚案又同式八足机とも注せり】  
臺は所稱いと廣して案机をも臺と稱せる處あり右の中一二を左に擧ぐ

八足机

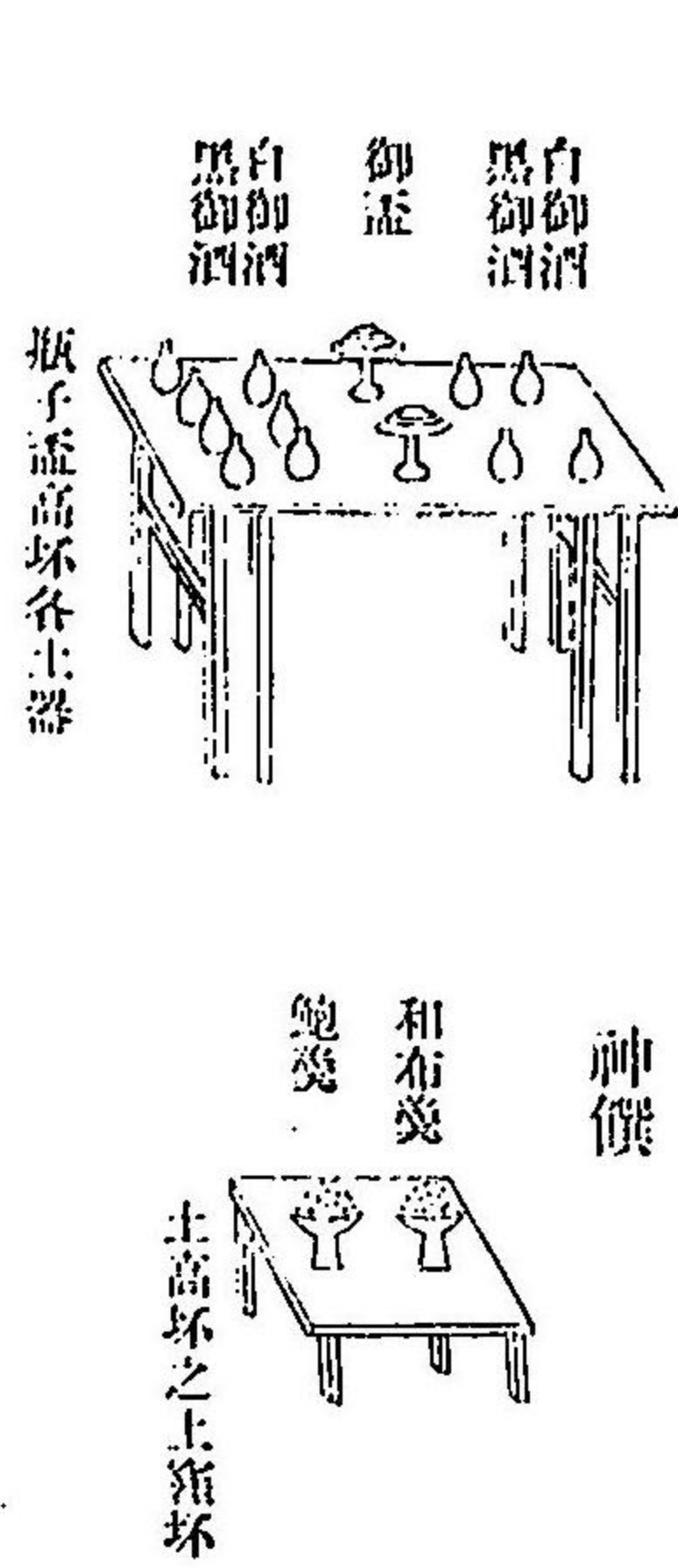
多くは神祭の具或は御元服の時御酒饌等を置事あり且其祭に與る官人の饗をも八足に置く見えたり其制は江次第云（御元服條）白木八足机一脚（高二尺廣一尺五寸長五尺）又云同机二脚（各高二尺五寸廣一尺五寸長二尺）又云白木八足小机二脚（高一尺弘一尺長一尺五寸）かく大小あり（所置物本書に委し）其圖元文三年大嘗祭に被調を以て可准知仍左に圖す（但其神饌物の机凡五脚あり二脚の圖畧す）同卷東宮御元服條云長

三尺同第九卷十一月十一日小安殿條云御置御幣小机二脚(高五寸許)かくの如き低きもあり

御手水之具



神饌



右の外江次第 御元服條手洗具にも椽手洗巾等を八尺机に置き又同記第七解祭條云御手水大床子南頭立白木机一脚其上居白木手洗(無手)其南立白木二階机一脚

其層敷調布其上居御巾(入黒葛筥)又置粉一坏(入小土器)下層置齒履一足(無裏之云)其南立白木八尺机一脚居留一口(盛御手水)此等の尺寸雖難知東宮御元服條云立白木案二脚(各高一尺五寸長二尺弘一尺三寸)其上黒漆手洗椽各一口これを以て可准知なり是亦案机同稱と見えたり【上御手水机に机と云こ、には案同物に案とあれども同事なること明けし】

右の二階机の形は蓋厨子の如くして四方に壁板なく又足は榻形歟類聚雜要抄の大饗に酒分所に二階棚の略圖あり江記の大饗條云二階白木机一脚とて其置物雜要抄に同じければ依て可知且榻足ならんは右の圖の足兩へ下の開てあるに畢竟下に所圖机の中の板より上下廣く作りたる物と覺ゆればなり且厨子亦多は榻立なり

高机

江次第四方拜條云平文高机二脚(野宮 傍注云平蔀繪也)云々正月御供藥條云朱高机四脚(延喜典藥寮式云漆案三脚とある是なるべし)乞巧奠條云朱漆高机四脚この高さ内膳式三節供の下云高案一脚(長三尺二寸廣一尺七寸高四尺)これより高さもの不見但同式に御盃をのせしむる高案の□□□見ゆれども是は御厨所の器に

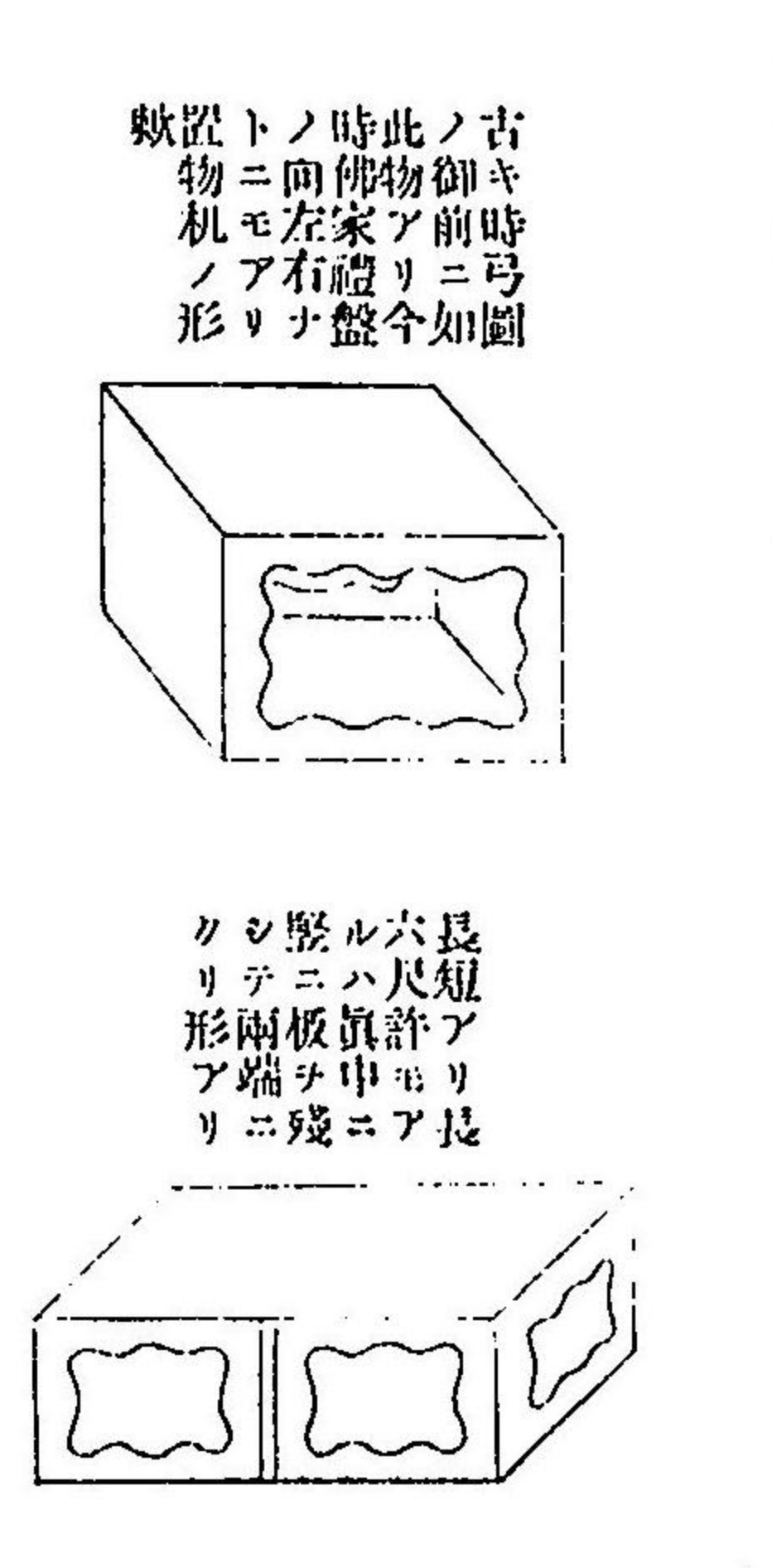
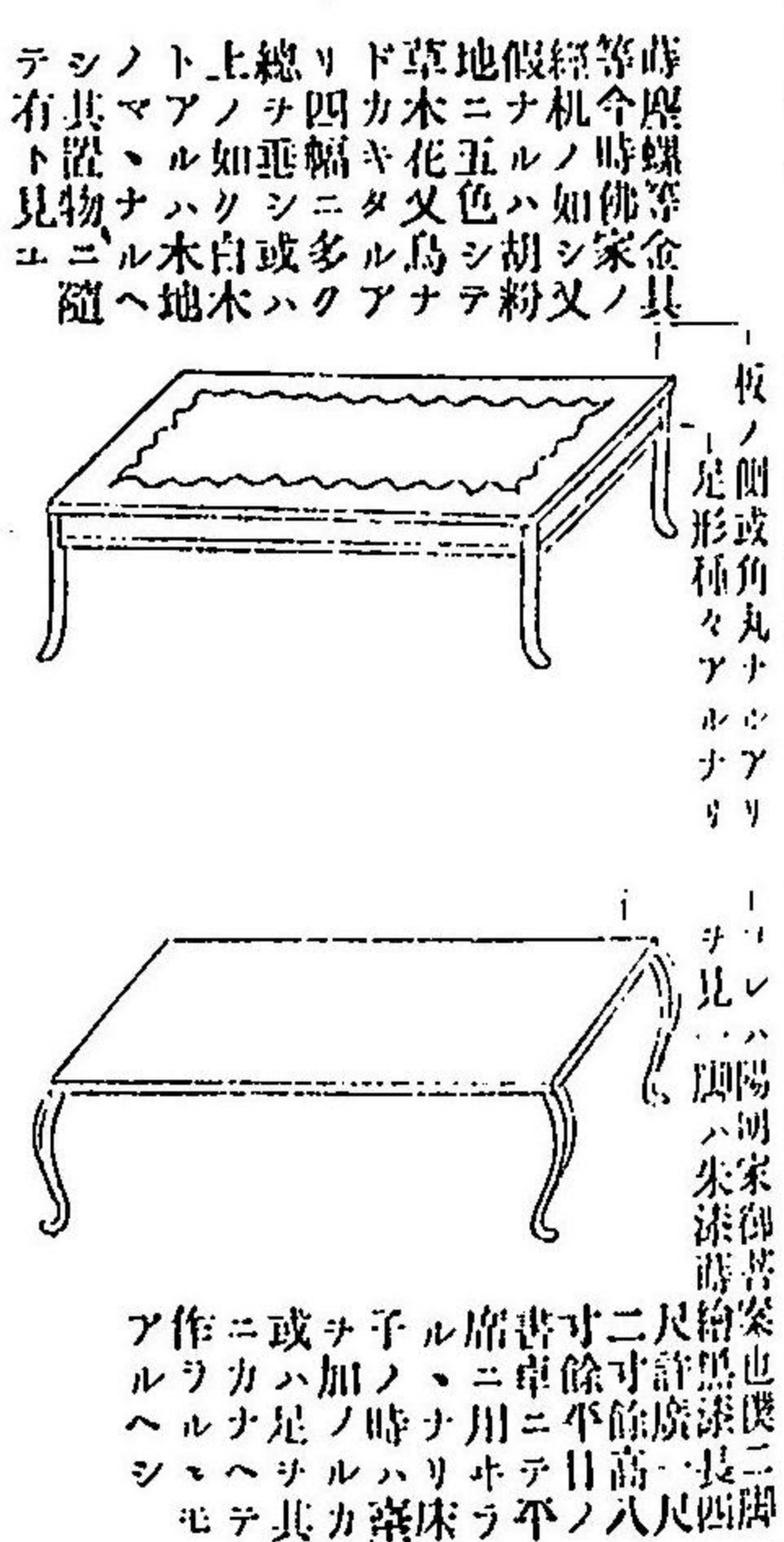
して法例とすべからず是は通例に殊歟同式祭の具條高案二脚(木工寮所充)と見えたるに其木工寮に所舉の机案ともに高三尺と見えてそれより高きはなし然れば通例三尺許なるを高机と稱なるべし(又小机あるべし寸法右の八尺の條に依れば隨置物なるは意量て可作歟)

置物机

御倚子木工式高一尺三寸長二尺廣一尺五寸小倚子(高一尺一寸長一尺五寸廣一尺三寸)大床子(四尺五寸廣二尺四寸高一尺三寸)小倚子(高一尺三寸長二尺廣一尺五寸)等の左右に立られて御劔御帶又は御琴などを被置なり江次第に依に平文などなり又四角に垂總と見えたり定て面に錦綾等を敷て伏組あるべし右の外蓋盤などの條に出せり且足は多は牙像「髯」足榻足等と見ゆ近代所見の像左に圖す

案

大概机と通稱せり其形も机に異ならねども其物に付て稱なれたるあり請印案御書案栞案中取案別脚案擇案等の類なり此中に別脚擇の二案は式に多く見えたれども其形難知其外一二左に擧ぐ【擇寄御菜等を擇で宜物を



置の謂なるべし他擇か閣擇等の如し】立御書案置御注孝經(卷紙置之)又點圖角筆等案面推紙(江次第第十七讀書始條)この案蓋前に圖せるが如くなるべし但畫御座前立御書案とあれば高脚なるべし

立白木案二脚（各高一尺五寸長二尺弘一尺三寸）其上置手洗椀各一具白巾一條（長一尺これ上の机の所にも擧ぐ）

十一月朔日句立案（御屏案也）件案黒漆也高三尺長三尺廣一尺六寸其上有篋（廣四寸長一尺二寸高三寸無華足）

研案木工式云太政大臣案（長四尺五寸廣二尺七寸高二尺三寸）左右大臣案（長三尺五寸廣一尺六寸高二尺一寸三位准之）四位五位案（長三尺三寸廣一尺二寸高一尺七寸）各長功一人これは假に作らるべし然れば足の様も容易なること知べしこは公事の時執筆ある料と見ゆれども他時にも位次に従て寸法あるべき物は是に准じ量りつべき歟

楮案木工式云以楡爲之長五尺三寸廣三尺四寸高二尺五寸長功三人云々江次第齋宮條云著直相殿云々兼居使以下酒肴結黒木爲机（以楡木葉付机等脚編葉敷面）作宮盛菓子酒肴典藥式云五月五日進宮蒲生蔦黒木案四脚（二脚供御二脚人給云々）等六面黒葛四斤云々

是を以て此案の様は明けし今時も此案用る神社あり其足を同黒木四木を立て半と土居にも黒木を黒葛にて結

て堅めたり面も楮を黒葛して並へあみ付たり楡葉は葎して結付く但葛蒲案は楡葉は不付なるべし

表文函案江次第には十一月朔日句立案進園并華足高机一脚（兼日并仰之令作云々其表篋以原朴作之廣三寸五分長一尺二寸六分加牙爲足也）木工式飛驒函（長一尺一寸六分廣三寸深二寸二分）長功小半これは廉なると見ゆれとも寸法概似たり有華足廣六寸五分長一尺四寸高一寸五分其案以楡木作之取色如濱椿高二尺八寸長二尺八寸廣一尺八寸榻足作之有牙爲四方著丸緒有總四角二重打臂金其案面延人以東京錦張之（有伏紐）案總は四方の牙に結重さて四角に重臂金は案の蓋假の四角と中の桁板の四角とに打の謂なるべし華足上有敷物用同錦宮立折立用同錦永承五年以紺地小文錦用之長元四年亦同正曆四年案面用綺天延二年用東京錦○案面用綺（これ進る時には取篋不如華足して奉ると見ゆ）

牙牀案内藏式云御櫛三百六十六枚云々每十枚分爲一裝（裏以白紙結以木綿）十裝盛柳宮納漆櫃（敷白楮）安漆牙牀案（覆以黄表帛裏結以縹帶二條）云々東宮へは置高案とあり（盛敷物は加上）次の御靴鞋等を進るにも

安漆牙牀案（盛敷等は如上なり）この牙牀案の形今案内

匠式云厨子一基（高四尺長五尺廣二尺二寸牙床高三寸五分）この牙床は足と見ゆれば此案牙像脚なるべし食案如是稱せる物未見之大膳式祭神條に饌案と云あり神饌或は所司の饌を盛と見えれば是歟云饌案十脚覆敷料曝布二十條（覆長各六尺敷長各五尺）

内膳式案十脚の中盛御膳料あり是歟但此案は御膳を厨所に居置料にて所謂基盤の事にはあらず

臺舞臺河竹と鏡と燈の等は樓臺の形なれば別事にて案机の類に必臺と稱せるもの酒臺經臺等一二あり圖書寮式云經臺には必臺と云て脚と不云は其形無脚もの歟此等の外概案机通して稱なり

元日宴會云殿東軒廊安殿上の酒臺西第一間第一柱南砌上鋪毯代一枚其上立案（垂帽額）其上鋪紺而立胡瓶二口（西向近側只有一口金銅鳳瓶也其東立樽）又次下にも承明門内云々立五天帷云々鋪蘆弊一枚其上立案（有臺覆紺布懸同帽額）其上立胡瓶二口云々又七日節にも同之これは造酒式諸節雜給酒器條云平又胡瓶六口（並居著帽巾經榻三脚云々）これに似て酒器を飾置なる案を總て稱せるとも見ゆ然れども江記閣韓神祭條云造酒

司獻盃佐置盃於酒臺獻上御令

并並五位云々この酒臺は上に所舉銀器の酒臺にやと見ゆ猶可考也さて案に帽額の懸るはこの事のみ歟

中取案は和名抄云樂唐韻云茶（音豫今案俗所謂中取是也）昇食器也これは内膳式に委し江次第大饗の條には祿綿をも積と見えたり且同記云（新嘗祭）立臺（其貌如中取）積神座云々同大饗頭書云中取其體似案有二層と木工寮式云中取案（長九尺廣一尺八寸高一尺九寸厚一寸二分）長功一人云々無手中取案（長八尺廣一尺八寸高二尺厚一寸）長功一人板蓋（經二尺五寸）長功六枚この高の寸に依れば有二層と云々疑はし又長功一人とあれば長容易に作と見ゆ又造酒式新嘗直相具云中取案六脚小楮十二摺（中取案高欄料）この高欄は居物の傾落ざらん構なるべし然れば其物調せる所より饌物等を居て其場へ昇て行料案にて御前へ出るにあらず又厨所の料にもあらねば中取と云にや右に其貌如中取と註したれば一體なる案なるべし且高欄に楮を用るは神事の料のみなるべし他に料の楮を不注なり

圓臺

江次第御齋會云陳宮居肴物（用對圓臺）かくも云とも



右の圖書式云經臺二十五基赤漆鷲足圓机脚（花瓶料）この外にも火爐花瓶等の臺は内臺と見えたり御即位料の圖の火爐并臺左に圖



是を以て見れば類聚雜要抄の唐匣等の臺共に圓机と稱すべし花瓶等も圓机を用れば總て圓器を居るには圓臺を用る例なるべし

臺盤

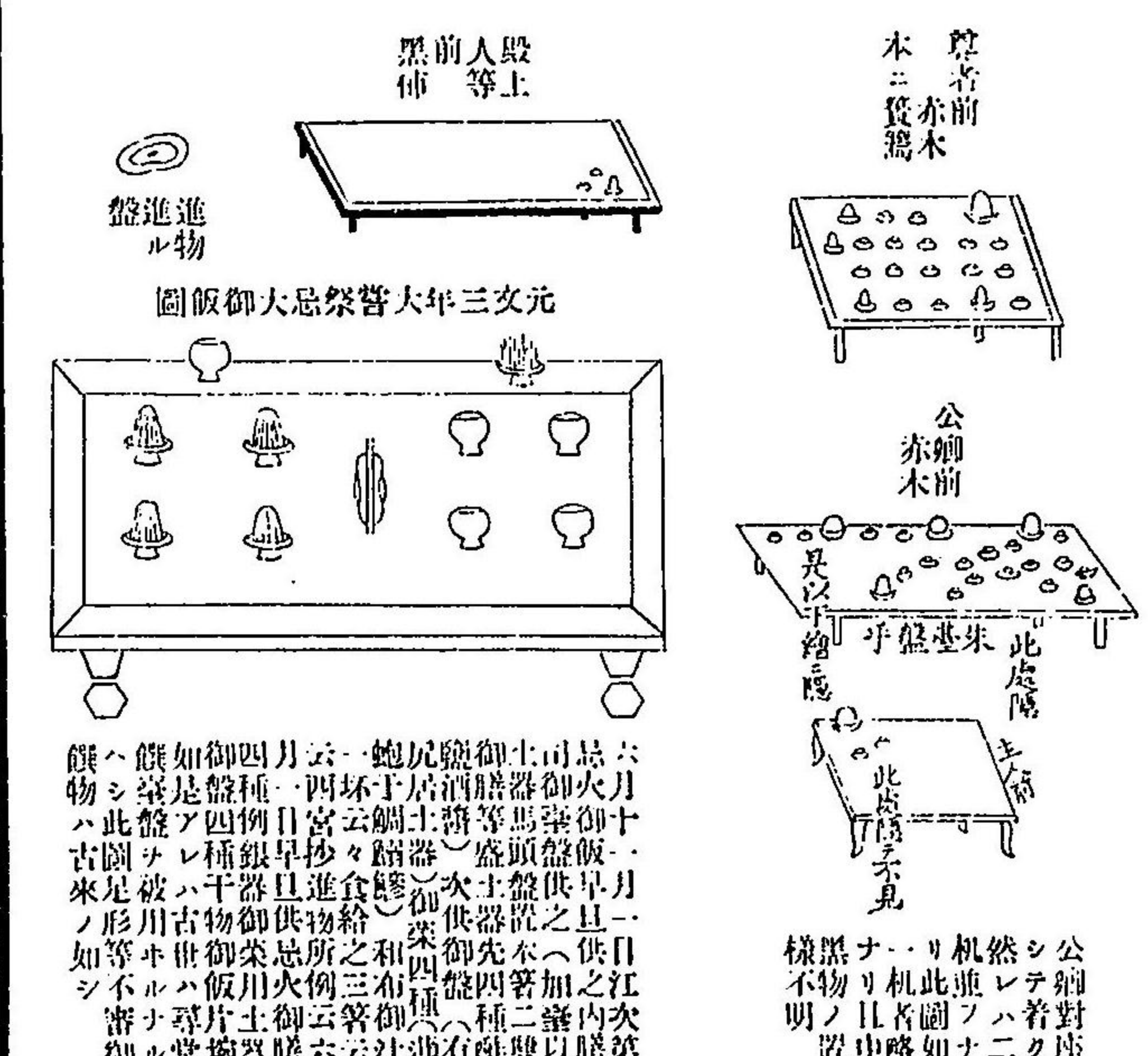
槃と通ず臺盤と稱する時は盤は春盤禮盤の盤に同く即臺の義なりさて凡經儀の机の稱なり和名抄云唐式云大槃本朝式云朱漆臺盤黑漆臺盤これ盤槃通じて云り江次第中和院神今食條云設小忌親王以下辨次上座この次親

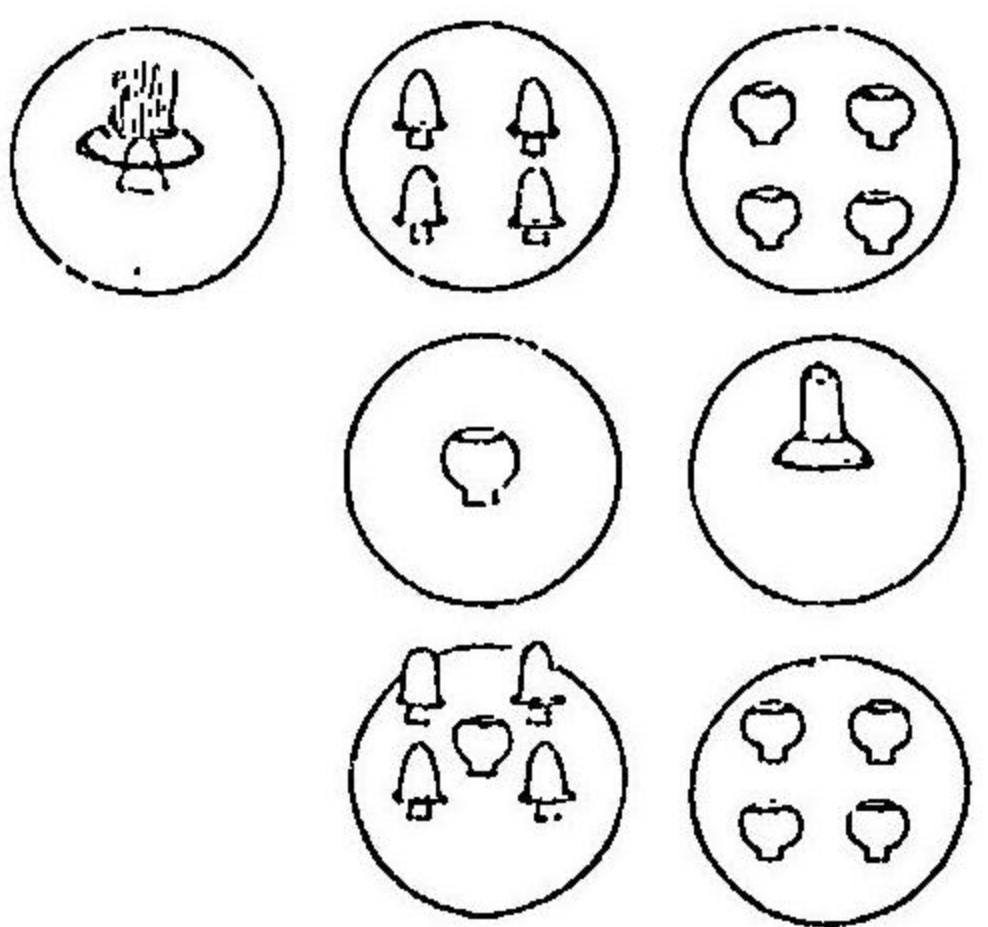
者案木工式大小椅子大小床子並高一尺三寸なり其前に高一尺五寸五分の臺ある臺盤を立ては甚低ければなり（立太子に不加臺は幼太子御長低き故歟）猶臺盤に高さを入注如何其臺の尺の狭きは臺盤のは蓋板より内に入て付る故歟容易に不得辨なり今時臺盤所に被立も朱漆にて凡尺寸右の如し是は所謂牙像なりと云へり  
江次第大臣大饗條云藤氏一大臣用朱器臺盤この條細書云藤氏長者朱器臺盤閑院左大臣冬嗣公御物在勸學院長者初任之時渡之正月大饗用此器也自餘大臣大饗用赤木黒柿机樣器等初任大饗於此行之每年大饗於母屋行之

同記大將大饗云朱木机參議以上黒木机殿上人等朴木將監將曹等と見え（赤木は蘇芳木朴木は厚朴なるべし何者此條下に瓶子等を置には白木机と有は朴は厚朴なるべし）臺盤尺寸臣下の饗にも皆四尺八寸と江次第所々に見えたり又三尺なるあり是は酒瓶等を置料なり又小臺盤あり同記（正月）御藥條云後取飲畢以坏出於殿上置於小臺盤下或置侍臣臺盤（傍注（野宮）云小臺盤宮仕盤也在厨不出表）  
榮花物語抄八卷（此抄所々有繪圖每圖合古義蓋古

王及參議の下云（以下以机居儀）辨少言公卿座未絶席對座（以大盤居儀）外記史の下にも（以大盤居儀）この机は赤木黒木に當り大盤は朴木の長机に當る歟是に大盤と云は後代是盤と大盤とは別稱となるるべし延喜内匠式（朱漆器條）云臺盤一面（長八尺廣三尺三寸三分）云云臺盤一面（長四尺廣三尺一寸五分）云々（内膳式を案に朱漆四面（尋常料に節會料に）黒漆二面（潔齋料）金銀朱漆蓋雜器も漆也）又云八尺臺盤臺一脚（長七尺六分廣二尺五寸七分高一尺五寸五分）云々四尺臺盤臺一脚（長三尺二寸廣三尺三寸高一尺五寸五分）齋院料云臺盤三面（各三尺如臺）初に案せしには右に稱臺盤に高さを入注然れば只板の如くなるに別に有脚臺を加ふるなるべし故稱臺盤臺者尺寸狭きなり但料は漆功程等も臺盤には多分にして其臺には少きは臺盤は朱なり臺は黒くて（注に無朱沙）所塗も危密あるべく且臺は上に不蓋幅板して桁に脚を著る歟故に所塗の功程等も少くなるべし（所謂懸盤是に准せんか下に委し）然るに江次第后條云供大床子前御臺盤有臺この次にも御臺盤（加臺）と見ゆ又立太子條云供御膳（臺盤不加臺殿上臺盤云々）これに依ば臺盤本より脚ありと見たり何

圖也佐之得者最多（攝政殿大饗圖あり（本綿垂卷）其導者前切机公卿前長机も是は直下に圖したるに主人と覺しき前には足形異なり主は攝政なれば獨朱器臺盤なるべし凡賓主の禮等太政大臣攝政關白は各別なる事江次第大饗條に見ればなり其机圖左にあり





右供訖テ大盤ハ持去ナリ凡ノ供御ノ例如此

懸盤

榮花物語(初花卷后宮御産の條)云御前の物沈のかけばん白がねの御さらどもなど、云々又江次第攝政關白家子書始云居儀公卿朱漆高坏攝政料四本大臣料三本(一本菓子立後)納言以下二本殿上人懸盤兼居之これ后宮に進るを見れば貴く殿上人にこと別て居なるに依れば卓器に似たり后宮も儀式の御膳は臺盤なれば是は内内の器なるべし其形知がたし但後世所謂懸盤は方一尺七八寸許にて足は鷲形なり是を以て案るに右に引榮花物語(右同卷)に女房局にて物食ふことある所に如此圖あり蓋是かければん歟然れば今の懸盤は古へのま、な

るべしさて是を懸盤と稱せるは未詳今案るに延喜木工式案の中に懸案(長五尺八寸廣一尺八寸高二尺五寸左右著初長各八尺)加切板二枚(各長三尺廣一尺八寸)とあり【後に考るに古語に見ゆる懸盤の足は直に立たり三盤を並ふるも一盤の如し是折敷高坏三本を並べたる形に似たれば相似て古意なり今は是に外へはりたる形あれば並べたる時不宜古制を失へるものなり】是膳具とは不見とも脚を作て蓋板を別に懸加る故の名なるべし然らば懸盤も右は板を別に加る故の名なるべし凡そ物に懸子箱あり懸視箱あり共に別に懸加ふるゆゑの名なり今時は直に足を付るは總ての物便利に移りてさこそなりたれ近頃衝重の御考もこれに依るに彌信じ奉るなり【後に考るに先脚付の臺を作て共に盤を懸加ふる故に懸盤の名は有なりけり】

折敷高坏

これは高坏の上に折敷をすゑ其折敷に物を盛り或は盤物等を置なり

江次第拜屬星條云座前机燒香置華燃燈(件燈机上更又置折敷高坏其上居之)同供立春水條云土高坏上置折敷(押紙面)大土器盛立春水居折敷供之陪膳居之於高坏上

一度御飲畢撤之

同大饗云居穩座酒肴(各折敷三枚有高坏)

同加茂祭云居公卿肴物(人別三本土高坏坏繪折敷等也)

同釋奠云寮官居聰明以折敷高坏等差公卿(乍居高坏居臺盤上或留高坏亦用折敷亦以下料居臺盤)

今昔物語(藤原家事の卷)高藤公の少年の時南山階の郡領が家に狩の雨やどりし給へるに出したる物に云若き

女云々扇を指隠して片手に高坏を取て出来云々高坏に折敷を居て坏に著て置て持来る也前に置て返り入又其後云々折敷に物共を居て持来たり云々見れば編をして

小大根虯子鳥などを持参たるなりけり

榮花物語(御賀卷)夜に入て御かはらけまいる所に

如此あり即高坏の上に折敷を居てそれに盞を置たる形と見えたり

右の條々を以て明らかなり今時折敷の下に折敷を上げ付たるを折敷高坏と稱せるは非なり右に折敷高坏と上に云て下に高坏と折敷と別なるを注せしにて知べきなり

且類聚雜要抄御齒固六本立の條用度に折敷十八枚(日別六枚)土高坏十八本(同前)云々とあるをも參考す



右の條々を以て明らかなり今時折敷の下に折敷を上げ付たるを折敷高坏と稱せるは非なり右に折敷高坏と上に云て下に高坏と折敷と別なるを注せしにて知べきなり

且類聚雜要抄御齒固六本立の條用度に折敷十八枚(日別六枚)土高坏十八本(同前)云々とあるをも參考す

折敷

或は胡粉を塗雲母を引て其後繪をかき或は沈を以て作又白木なるもあり且面に綾絹等を押下に折敷を敷或は臺盤机等に載高坏に居或は席にも置ことあり諸記に見えて無疑

多加須伎并衝重

大管祭式云多加須伎八十枚(高五寸五分口徑七寸無蓋折足別盛隱岐饅島賊各十四兩云々魚膳一升海菜一兩鹽五勺)並居葉椀(久菩豆)覆以笠形盤(比良豆似笠形)以木綿結垂裝飾比良須伎八十枚(高及口經裝飾與多加須伎同但足不折別盛異物種々別五合)案るにこの高須伎は土高坏と對したる物にて木高つきなるべし此下に

等呂須伎十六口(口別酒五升)これ土器にても須伎と云

たれば須伎は都伎と通韻なるを知らず(坏を以きと云も音便にして古名は須伎歟古書に都伎と書たる假字書なればなり)さて後に衝重と云物は此木の都伎の上に折敷を重ねるが名なる歟都伎を下の語に云續る時は都伊と云ふと築垣續松等の如し(右に折足と云は今の蝶足の如く足不折とも云は今の足打と云に似たる歟されども比良須伎と云義は未詳又此二物江次第の同祭にも見えたり平時には不見を思へば後に轉し移りたるなるべし)【後案折足は今の三方の足の如歟、又後案、衝重の事最初は坏に折敷重ねば云ならむと思かくして其後は此高須伎に折敷を置たる名にかと思ひなりし今案るに江次第に折敷高坏も衝重も高須伎も各別に出たれば前案は皆非なり唯折櫃の上にかりそめに折敷を重ねたる名なりけり】

右は先に所案の旨なれば注し侍り後御考を奉見に其據最灼然なり且衝重の名の起ることも亦據ありて取あへず假そめ義と承る實さを侍るべき今時山城大和人あからさまに物を行を來るをかい行んついで來んなどの語是也されはこそ三位以上には不用(江記に公卿の前衝重用たるもあれどたまゝの事にて例とすべから

ず)四位以下賤官までの料とするなるべしそれに付て折櫃の上に折敷重ねたるは古今著聞集云建長五年正月廿六日院御所にて御遊有けり夜更て折櫃の上に折敷を置てつくりひをすゑて公卿の前におかれけり院には御臺の上にてぞ供せられける(是又かりそめの事にして定式ならず)案るに此時は既に衝重なほ一物と成て後なれば折櫃重ねたるを希有として記したるなるべし(衝重の名延喜式に不見西宮抄以下江記に専ら見ゆ)

盤

凡銀盤漆と木一瓷一土一瓦一あり且直盛食をも器を居るをも共に訓佐良又音稱するあり是は臺盤禮盤奉盤なとにて臺の義なれば此中に不入(又盤繁字通用)内匠式(供御雜器)銀器條云盤一口(徑七寸五分)料銀六十四兩(轆轤二人云々)朱器條云盤一口(徑八寸)又同(朱漆)臺盤條云苑盤一口(徑九寸)盤一口(徑八寸)同(七寸)同(六寸)同(五寸)是等共に轆轤作りなれば丸様なる事知れたり花盤と稱せるは江次第東宮御元服條云被奉威儀御膳云々入幸櫃五合(其獻物入長櫃)唐菓子十五坏木菓子十五坏十物卅坏次又卅坏云々以上華盤盛之

其華盤廣八寸盛高八寸例一尺盤也而八寸作之可爲違例(有染色無華形この有染色と云)に依れば此時の華盤は又所々色を施て如花なせるなるべし(是亦違例歟)且殊更に無華形と云たるを思ふに花の形に盤の端をなせりと知らる然らば鏡の變花などの如くなるべし又華盤も大小あること右に見えたり

又江記元日宴云主朱臺盤五脚辨備饗(近別立四尺四脚八尺一脚西第一臺盤大臣并親王料第二三四納言料八尺參議料其饗物者以七十朱漆盤盛菓子每四尺臺盤六坏八尺云々十二坏其菓子唐菓子に坏加久細一坏餛飩黏臍(各一坏)大柑子一坏甘栗一坏干柿一坏椿餅一坏或依當時所在其南北以上器居腹亦切并鹽等者これ所謂中墨物にて七寸の盤を用ると見えたり)

右徑を注して深を不注とも他を推て知べきなり何者内匠式云窪坏一口(徑五寸深一寸五分)料漆七寸拂墨二寸又盤一口(徑五寸)料漆六寸朱沙一分云々此外にも徑同寸にて料漆等の多少あるは皆淺深の殊故なり且窪坏と稱せる尙深一寸五分なれば只盤と稱せるが最淺き事准て可知なり

大盤中盤の事 造酒式諸節供御酒器の中云朱漆大盤一枚

同中盤一枚云々内膳式料理具に陶大盤十九口或大盤八口等所々に見たれとも尺寸不注なり仍て案るに内匠式の朱器の蓋の下に盤一口(徑八寸)料漆一合一夕云々同一口(徑七寸)料漆七寸云々同一口(徑六寸)料漆七寸云々是同く大中小盤の事と見ゆれば大は八寸中は七寸小は六寸なるを云歟江次第(五月御藥)云入神明白散於金銅小器居中盤尙侍鋤藥入御蓋此外所々に出たる皆居物器なり其形無足して丸きなり右大嘗祭の圖に見ゆ

蓋とする盤あり 大嘗式云葉椀(久菩豆)覆以笠形盤(比良豆似笠形)この笠形(如是歟古畫の笠形この圖より少し深きも見ゆれとも右に比良豆とあるを參考たればなり(後世の飯汁等の椀の蓋を俗に加作と云もこの義なるべし但後世は多は内蓋なり古へは覆ふなるべし)

下居盤あり 内匠式云白銅杓一柄(加盤)造酒式云窪坏九口(加盤)同云(酒器條)朱漆椀四口(加盤)此外數ふべからず但是は右の大中小盤に同じきなるべし 水盤 内膳式云水盤百廿口(料理所雜用料木工寮毎年所進)此外料理具に洗盤麻笥盤類多し又江記元日宴云北

臺盤西頭置水盤并黒漆炭取火爐等(近例不見)これは温  
酒料の火爐なれば器を洗料歟或備火歟未詳

木盤 内匠式云木盤一百二十口この外木工式に白或水曜  
等に覆口以白木盤と云且帷帳物の條に木盤あるは則是  
なり

分盤 江記御取條云供飯(居中盤居第二臺南)陪膳分盛  
於分器居第一臺云々

下食盤 内匠式云朱漆下食盤十枚(各方一尺六寸)料漆  
五升これは木器折櫃などの形なるべし方とあればなり  
凡銀漆瓷土陶木器の盤坏の類に古しへ方なるは無と見  
えて多は帷帳の事式に見たり只此下食器のみしかなり  
又典樂式正月御樂條には朱漆下食盤八合(經八寸云々)  
とのみあり是は九盤歟

盃

凡盃蓋の字は金玉通用せり内匠式に金銀朱漆御坏とも  
書たればなり又和名抄或典樂式注に兼名苑を引て蓋は  
盃之最小者と注したれども式以下諸書に大小通じて用  
來れり

内匠式云蓋一口(經五寸)料漆一合七勺(深は此下云盤  
一口徑五寸料漆六勺是は淺盤なれば同寸にて漆少し是

を以蓋の深さを知べし但蓋は尻居あれば漆最少きな  
り)

蓋蓋并臺

同銀器條云蓋一口(受三合加蓋盤)又云銀蓋一合造酒式  
云酒蓋二合(加臺)又云酒坏五合(備臺)これ等は皆蓋并  
盤或臺を加ふるなり又式の釋奠條云蓋十口盤十口是は  
蓋なきをしれり此盤は所謂蓋の佐良なり寸法は右朱漆  
の條に一口徑八寸一口同七寸一口同六寸一口同五寸と  
見えたり蓋の寸は別なし又銀器の下には盤一口(徑七  
寸五分)料銀大十四兩云々酒臺一口(高六寸三分廣六  
寸)料銀大一斤四兩帷帳一人内匠式にこの次に蓋を  
舉たれば蓋臺なり江記園禱神祭云佑置蓋於酒臺獻上卿  
云々江記御元服條白木八足机一脚其上置陶器御盃一口  
(口徑四寸加蓋并盤等)

又同記右 臨時祭(舞人給饗)云公卿著壇下座(衝重如  
前)云々立挿頭華臺(立長橋東端)置螺盃銅蓋(盃在蓋上  
藏人取之置挿頭華頭加常)四獻云々五獻敷重坏料圓  
座云々舞人座二所云々給重盃五重許(五重許近代四  
重三巡勸一重押破也)云々此頭注云延喜三十二歲賀  
五獻後夜久螺觴進使左中將等公頼方中將信衡以銅觴進

椀

陪從云々)又同記第十云立挿頭華(結菜爲臺差之云  
云)次安螺坏銅蓋銅蓋上重螺坏云々次賜重坏云々此重  
坏の形未詳若今時大嘗祭神獻の土器の如き歟圖上に  
舉

飯汁羹或索餅水等を盛其外に用る事少々あるべし且字  
樣銀器は鏡漆器は椀土器碗に從へり

大炊式宴會雜給條云其飯器參議已上并朱漆椀五位以上  
葉椀命婦三位以上兩箇(加宮)五位以上命婦並陶椀(加  
盤)大歌立歌國柄笛工並葉椀(五月五日青栢七月廿五日  
荷餘節干栢)又平野祭條云盛飯々椀(夏七十合各一百  
合)鏡形(夏六十口冬百廿口)覆登栢九十八把云々造酒  
式朱漆椀四口江記(元日)曰陪膳女房調椀飯居基盤大  
置二十坏飯二十坏大折櫃交菓子二合」給諸司女官云々  
是に盛飯云椀とあるを飯を盛を椀とも卯本訓じたる  
は非也しか訓じては上下の文不續且盛飯と云こと別に  
有なり

内匠式銀器條云御飯筒一合(徑六寸深一寸七分)料銀大  
二斤八兩(帷帳四人云々)これ銀蓋なるを飯鏡の和語を  
以て御飯筒とは書たると見えたり同式齋院條云銀飯鏡

一合銀水椀一合銀蓋一合銀盤二口(以上料物草功並見  
上)かく見上と云は即右の條を指たるものなればなり  
且一合とあれば蓋あり盤は同條下云盤一口(徑七寸五  
分)料銀大十四兩(帷帳二人云々)

内匠式云(供御雜器條)朱漆椀五口(各深三寸五分口徑  
一尺二寸)中宮東宮各三口云々これは大盛の器か(取て  
所食の器は更飯椀と云ふなるべし)同朱漆條云飯椀一  
口(徑八寸)同云大椀一口(徑八寸六分深三寸)中椀一口  
(徑七寸八分深二寸)これは黒漆と見ゆ

土境陶椀 造酒式云諸祭雜給條云土境四合陶椀六合云々  
他祭に已加是大炊式土境鏡形と云數多あり鏡形は銀鏡  
を本としてそれが形に土にて作る故の名なるべし(是  
後に様器と云が本歟但内匠式にも是は土器中に入り  
古土器と陶器は別にて後に云様器は陶器の事なりと見  
ゆれば自別事にはあれど其おこる所は一か猶下に委く  
す)

木鏡 内匠式云水鏡一口(徑六寸五分深一寸五分)料銀  
大一斤二兩(帷帳)これ飯後の湯或水を飲料又湯漬  
の飯水飯等の料なるべし(江記春日祭途中次第條云中  
關白爲使於兼時山崎家飯水兼時依無土器以茶碗獻之